

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十五年三月十日發行

同盟旬報

第四卷 第六號 · 三月十日發行 (No. 97)

【昭和十五年二月下旬號】

主要記事

第七十五帝國議會論戰……
物價統制機構改革閣議決定……
英拉致獨人を引渡す……
石炭配給統制法案要綱……
國民學校教則案成る……
北歐三國嚴正中立維持聲明……
トルコ準戰時體制に入る……
米大統領特使歐洲に乗込む……

同人法團社 同盟通信社發行

昭和十五年
二月下旬 重要日誌

二月二十一日(水)

- △衆院豫算總會十五年度豫算案可決
- △外務省日米諸懸案一部解決發表
- △第一回日亞通商委員會
- △榮成占領、魯東作戰一段落
- △ソ聯機瑞典領爆撃、瑞ソ關係惡化
- △モロトフ、勃瑞公使と會見
- △土在住ソ聯技師引揚げ、ソ土關係惡化
- △英將校園トルコ着

同 二十二日(木)

- △衆院十五年度豫算案可決
- △第二次浙東作戰完了
- △達賴喇嘛即位
- △滿洲國皇帝の御訪日發表
- △陸海軍協力大學柳州空襲會議開催中の軍事會議場を粉砕
- △ソ聯「侵瑞の意なし」と瑞典へ通告
- △北極洋に英艦出沒、英ソ關係緊迫
- △トルコ近海に英艦出沒、バルカン情勢愈々緊張
- △ルーマニア勅員令發布、豫備兵即時召集に着手
- △羅藏相勃國訪問

△伊エーゴ會談

同 二十三日(金)

- △秩父宮殿下南支各地御視察から御歸還
- △貴院本會議藏相財政演說
- △貴院豫算總會十五年度豫算審議開始
- △第二回日亞通商委員會
- △蕪湖西南の要衝繁昌占領
- △コミンテルンの對重慶申入と新指令
- △獨語貿易清算協定成立

同 二十四日(土)

- △山東半島沿岸航行禁止解除
- △英首相戰爭目的重れて開明
- △ナチス政綱發表廿周年記念日にヒトラー總統ミュンヘンで打倒英國を演說
- △獨伊通商協定調印
- △伊土通商協定調印

同 二十五日(日)

- △物價統制機構改革閣議決定
- △陸軍機京都市下で墜落、寶藏寺中將以下六勇士殉職
- △第十一回海軍論功行賞發表
- △重慶政府ガソリン供給停止
- △滿洲國爲營計畫決定

△北歐三國外相會議コペンハーゲンで開催

北歐三國嚴正中立維持を聲明

△米ウエルズ、テラー兩和平使節ローマ到着

到着

△ソ聯軍堡壘廿八を奪取、空中戰で芬機十機撃墜(ソ聯側發表)

機撃墜(ソ聯側發表)

同 二十六日(月)

- △家屋税法案要綱
- △日泰迂回飛行の龍風號羽田を出發
- △廣西省西南の上思占領
- △重慶側和平條件發表
- △芬軍ユイヰイスト島放棄
- △北歐三國外相會議終る
- △伊通商使節訪羅
- △獨羅不可侵條約說
- △ウエルズ特使、伊首外相と會談
- △テラー使節教皇廳訪問教皇と會見
- △佛國務會議開催
- △佛國通商交渉開始
- △獨蘭通商交渉開始
- △佛伊通商交渉開始

同 二十七日(火)

- △天皇陛下陸士卒業式に臨御
- △國民體力管理法案閣議決定
- △國民學校教則案成る
- △産組保險經營中止決定
- △山西の國共衝突不可避
- △ベツアモ戰線の芬軍陣地崩壞

△トルコ船舶歸還令及び嶺山勞働者徵用令發布、準戰時體制に入る

△獨ソ油田開發協定說

△ウエイク島防備案米下院委員會否決

△英主力艦ネルソン號及びハイラム號損傷を英海相下院に報告

同 二十八日(水)

- △龍風號盤谷安着、日泰迂回飛行成功
- △全滿の稅關に貿易課新設
- △關東州資金統制強化
- △ウエルズ特使ローマ出發、獨逸へ向ふ
- △獨宣傳相銃後激勵演說
- △トルコ石炭統制令實施、準戰時體制強化
- △米ハル長官世界再建工作開始言明

同 二十九日(木)

- △精動改組に積極的に乗出す
- △有機合成事業法、損保國營再保法案
- △物品販賣業統制法案要綱
- △日本肥料株式會社法要綱案
- △恩給法改正案閣議決定
- △淺間丸より拉致の獨人を引渡す
- △邪教大本教に斷罪下る
- △北支の新民會改組宣言發表、新民會と宣撫班合體
- △ジョンソン駐支米大使重慶着
- △英伊兩國トルコにダーダネルズ海峡開放要求說

同盟旬報 第四卷・第六號 主要目次

●印は「表紙掲出」記事

宮廷

聖上、陸士卒業式に臨御(二・二七)
故頼母木氏邸に勅使(二・二八)
金子伯に野菜一籠下賜(二・二八)
アウリチ伊大使に賜餐(二・二九)

支那事變

秩父宮殿下南支各地御視察(二・二三)
第十一回海軍論功行賞(二・二五)

戦況

週間戦況(十六日―廿三日)
一月中陸軍総合戦果(二・二六)

【北支戦況】
●魯東作戦
敵最後の據點聚成を占領(二・二三)

●魯東作戦一段落(二・二三)
●魯東作戦戦果(二・二三)
●山東沿岸航行禁止全部解除(二・二四)
●新綏方面の敵猛攻(二・二五)
●冀中南地区の八路軍を撃滅(二・二六)

【中支戦況】
●蕪湖西南の要衝繁昌占領(二・二三)
●太湖西方地帯掃蕩(二・二六)
●信陽前面の敵陣撃破(二・二六)
●西山々系敵二個師を撃破(二・二六)

●第二次浙東作戦完了(二・二六)
●〇〇部隊長談(二・二三)
●綜合戦果(二・二三)

【南支戦況】
●黃大偉將軍の福建工作成功(二・二三)
●海軍航空部隊廣西雲南で奮戦(二・二五)
●崑崙關の敵一千撃滅(二・二六)
●廣西省西南の上臈を占領(二・二六)

【空軍・空爆】
●北支那軍の日本佛地視察(二・二三)
●北支那人事變前の約五倍(二・二三)

陸軍

▲柳州東方の敵司令部痛撃(二・二三)
▲貴溪、鷹潭痛撃(二・二六)
▲陸空軍
▲柳州の敵軍事會議場粉砕(二・二三)

海軍

▲第五十六師長自殺(二・二三)
▲六師長戦死陽(二・二三)
▲重慶と西南側との確執、増大(二・二三)
▲華僑の内輪喧嘩(二・二四)

親米親ソ派の対立

▲反戦分子を大檢舉(二・二四)
▲蔡元培、李石曾兩元老重慶脱出(二・二五)
▲馬鹿々々し重慶側和平條件(二・二六)
▲憲法案案協議の國民参政會召集(二・二七)

國共相剋愈々深刻

▲國共相剋愈々深刻
▲中共又復要求提出(二・二三)
▲山西の相剋深刻(二・二三)
▲山西の兩軍對峙(二・二五)

▲蔣の山西國共和解成らず(二・二五)
▲山西國共の衝突不可避(二・二七)
▲河北でも國共軍激闘(二・二七)
▲共產軍勢力北支を席捲(二・二三)
▲財政・經濟
▲ガソリン供給を停止(二・二五)
▲重慶紙、用紙飢饉に悩む(二・二九)

新支那建設

▲純正國民黨
▲國民大會堂接收(二・二七)
▲還都準備最後の協議終了(二・二七)
▲汪先生の歸還を要望(二・二六)

北支情勢

▲北支佛教徒の日本佛地視察(二・二三)
▲北支那人事變前の約五倍(二・二三)

▲新民會と宣撫班合作(二・二九)
▲縣政連絡員も新民會へ(二・二九)
▲北支軍當局談
▲北支開發機構改革(二・二九)
▲蒙古自治政府
▲蒙疆銀行通常總會(二・二七)
▲蒙古軍で幼年學校新設(二・二七)
▲【中支情勢】
▲上海共同租界バス罷業(二・二九)
▲英國商船の海賊行爲(二・二九)
▲財政・經濟
▲香港筋の外貨賣續續せん(二・二三)
▲上海工部局大増税(二・二六)
▲香上銀行會長總會で演説(二・二六)

中華輪船公司創立總會

▲中華輪船公司創立總會(二・二五)
▲純商業銀行として中亞銀行創定(二・二四)
▲南京維新政府
▲維新政府異動(二・二三)
▲海軍兵力(二・二五)

南支情勢

▲汕頭市政府開廳(二・二三)
▲新中國青年黨海州支部發會式(二・二四)
▲桂林にソ聯飛行士十三人(二・二九)
▲列國動向
▲英砲艦々長上海へ(二・二四)
▲香港貿易の躍進(二・二六)
▲佛首ヨソン大使重慶着(二・二九)
▲ヨミンナルンの對重慶申入と新指令
▲ソ聯軍事顧問大部分が歸國(二・二六)
▲達賴喇嘛即位(二・二三)

第七十帝國議會

▲第十四年度追加豫算案院提出(二・二九)
▲軌道廢止・補償提出
▲政府提出法案
▲【貴族院】
▲議案提出を督促(二・二三)
▲本會議
▲藏相財政演説(二・二三)
▲質問對しに對し發言(若田氏)(二・二三)
▲要案地帯法中改正案等上程(二・二三)
▲質疑(二・二三、二四、二五)
▲牧野法中改正案等上程(二・二四)
▲獸醫師法案臨時特例案上程(二・二七)
▲立法院の權限につき發言(田澤氏)(二・二七)
▲豫算總會
▲貴院豫算審議日取り
▲明年度總豫算案審議(二・二三、二四、二五、二六、二七)
▲豫算分科會
▲有馬伯主查辭任(後任大河内子)(二・二六)
▲決算委員會
▲委員會
▲要塞地帯法委員會
▲家畜傳染病委員會
▲牧野法改正委員會
▲輸出毛織物委員會
▲各派動向
▲產組問題聽取(二・二四)
▲衆議院
▲各派交渉會
▲本會議
▲十五年度豫算案可決(二・二三)
▲各派合同附帶決議
▲一般會計、臨時軍事費總額
▲鑛業法中改正案上程(二・二四)
▲輸出資金及輸出品製造資金融通損失
▲補償法案上程(二・二七)
▲會計檢査院法改正案等上程(二・二九)
▲家屋稅法案等上程(二・二九)
▲豫算總會
▲豫算理事會
▲物動計書說明(二・二三)
▲十五年度豫算案可決(二・二三)
▲早害對策追加豫算案審議(二・二九)
▲豫算分科會

原案可決……………三〇

▲決算委員會……………三〇

▲特別委員會……………三一

▲稅制改正委員會……………三一

米穀應急措置委員會……………三二

赤字公債委員會……………三三

船員保險委員會……………三三

▲東北興業改正委員會……………三三

鐵業法委員會……………三三

輸出資金委員會……………三三

義務教育費委員會……………三三

▲齋藤氏懲罰委員會……………三三

懲罰委員會……………三三

齋藤氏時協を反駁……………三三

政府、軍部の態度強硬……………三三

自發的辭任か……………三三

各派の態度……………三三

▲各派動向……………三三

選舉法改正案提出決定……………三三

戰時食糧確保決議案共同提案纏る……………三三

登壇時間繰上げ、建議案として提出……………三三

政治・外交

▲樞密院……………三三

日々通商條約等可決……………三三

二法律改正案改正……………三三

【内閣】……………三三

●物價統制機構改革閣議決定……………三三

精勤改組に積極的に乗出す……………三三

官吏制度改革も企圖……………三三

參議會物動計畫概要聴取……………三三

【貴衆兩院】……………三三

山元氏第一俱樂部入會……………三三

高倉氏議員辭職……………三三

長谷川多議當選有効……………三三

【法令】……………三三

臨時納稅措置法改正案等關係命令案要綱……………三三

陸運統制令施行規則公布……………三三

地方稅法案命令要綱……………三三

家屋稅法案要綱……………三三

國民體力管理法……………三三

有機合成事業法、損保國營再保法案……………三三

自動車交通事業法改正要旨……………三三

物品販賣業統制法案要綱……………三三

恩給法中改正法案要點……………三三

日本肥料株式會社法要綱案……………三三

勅令公布……………三三

▲米穀統制法第七條改正……………三三

【各省】……………三三

▲義務・厚生……………三三

結核療養所は軍事保護院へ移管……………三三

東京府出征家族兒童保健所を建設……………三三

船員保險法三月一日一部施行……………三三

鐵道、印刷局共濟組合給與金増額……………三三

逋信從業員會同盟解體……………三三

【外地・地方】……………三三

關東州資金統制強化……………三三

臺灣華僑大會汪精衛擁護決議……………三三

東京市長銜衡委員會設置……………三三

六大都市稅制反對決議……………三三

佐世保市長辭表提出……………三三

岡崎市長菅野氏再選……………三三

【國防】……………三三

軍醫學校に齒科を創設……………三三

陸軍々事參議會會議……………三三

【外交】……………三三

外務省日米諸懸案一部解決發表……………三三

淺間丸よりの拉致獨人を引渡す……………三三

英紙の日蘭交渉觀……………三三

人事……………三三

財政・經濟

▲一般……………三三

▲交通・通信……………三三

▲通信……………三三

上海—東京電送寫真開始……………三三

對米、對獨寫真電送好續……………三三

▲航空……………三三

九州環狀航空四月から實現……………三三

南洋定期航空開始……………三三

▲船舶・海運……………三三

乘組員の危險手當具體案決定……………三三

日米航路蒐荷調査に對策考究……………三三

機帆船、船組の組合創立助成……………三三

諾威も極東航路に積極的進出……………三三

▲經濟團體……………三三

織協評議員會並に臨時總會……………三三

部落團體統制に産組農會對立……………三三

▲産組共濟會設立協議會……………三三

▲産組保險經營問題……………三三

▲産組の總意を決議陳情……………三三

▲組合出資を個人出資に改訂……………三三

▲産組保險經營中止決定……………三三

▲契約金問題圓滿解決……………三三

▲財界人事……………三三

▲財政……………三三

▲一般……………三三

▲政府出資九億一千三百萬圓……………三三

▲官吏減俸復活費概算……………三三

▲十四年度追加豫算提出……………三三

▲勞務住宅建設損失補償……………三三

▲十四年度國庫歲入出現計……………三三

▲十五年度純計豫算百五十三億……………三三

▲地方……………三三

▲町村財政決算比較……………三三

▲十四年度地方財政概要……………三三

▲租稅……………三三

▲一般……………三三

▲直接間接稅等割合調へ……………三三

▲第二種所得源泉課稅の減收見込み……………三三

▲一般……………三三

▲商業者轉失業對策特別委員會設置……………三三

▲一月中勞働賃銀低落……………三三

▲交通・通信……………三三

▲通信……………三三

▲航空……………三三

▲船舶・海運……………三三

▲經濟團體……………三三

▲産組共濟會設立協議會……………三三

▲産組保險經營問題……………三三

▲産組の總意を決議陳情……………三三

▲組合出資を個人出資に改訂……………三三

▲産組保險經營中止決定……………三三

▲契約金問題圓滿解決……………三三

▲財界人事……………三三

▲財政……………三三

▲一般……………三三

▲政府出資九億一千三百萬圓……………三三

▲官吏減俸復活費概算……………三三

▲十四年度追加豫算提出……………三三

▲勞務住宅建設損失補償……………三三

▲十四年度國庫歲入出現計……………三三

▲十五年度純計豫算百五十三億……………三三

▲地方……………三三

▲町村財政決算比較……………三三

▲十四年度地方財政概要……………三三

▲租稅……………三三

▲一般……………三三

▲直接間接稅等割合調へ……………三三

▲第二種所得源泉課稅の減收見込み……………三三

▲臨時稅措置による減收調へ……………三三

▲各稅別增收調へ……………三三

▲分類所得稅々收額……………三三

▲地方……………三三

▲地方稅收內譯……………三三

▲平年度府縣町村稅收內譯……………三三

▲金融……………三三

▲一般……………三三

▲印度支那銀行橫濱支店を開設……………三三

▲產金量屆出規則改正……………三三

▲商工中金法改正案提出……………三三

▲ライヒス・バンク顧問歡迎午餐會……………三三

▲公共團體に預金部資金融通……………三三

▲預金部資金運用委員會……………三三

▲一月中簡保、郵便年金業績……………三三

▲預金部狀況(二月十五日)……………三三

▲全國信組主要勸定(一月末)……………三三

▲通貨對策……………三三

▲貯蓄債券の割増金最高限度倍増……………三三

▲興亞債券の發行內定……………三三

▲公社債……………三三

▲昨年六月末の所有者別國債額……………三三

▲昨年末國債現在額……………三三

▲中支振興シ團結成……………三三

▲帝國鐵發シ團結成……………三三

▲滿炭社債處理問題に便法考慮……………三三

▲産業……………三三

▲昨年中銘仙生産高激増……………三三

▲伊吹發電所竣工……………三三

▲酒精工場二ヶ所新設……………三三

▲朝鮮麥作付面積增加……………三三

▲會社……………三三

▲資金調整認可……………三三

▲帝國鐵發二鐵山を買収……………三三

▲阿能川鐵山創立……………三三

▲日鐵が密山炭田開發に協力……………三三

▲電力・石炭……………三三

▲電力對策……………三三

▲小口電力は制限解除……………三三

東電發電計畫促進を上申 (二・三) 六
日商、電力及石炭緊急對策建議 (二・三) 六

【石炭對策】
北海道炭輸送に強制配給か (二・三) 六
石炭販賣取締規則一部改正 (二・三) 六
輸入外炭續々到着 (二・三) 六

●石炭配給統制法案要綱 (二・四) 六
西部鑛業聯合會設立準備會 (二・四) 六
石炭共販反對運動展開 (二・四) 六

【物資需給】
米 穀 (二・五) 六
米穀統制法施行令附則改正 (二・五) 六
政府買入米の保管經費 (二・五) 六
蓬萊二期米販賣收益 (二・五) 六
政府買入契約四百萬石 (二・五) 六
早揚米出荷獎勵金交付方法決定 (二・五) 六
肥料 (二・五) 六
全肥商組織統制事業要綱決定 (二・五) 六
日本硫安の直賣範圍擴大 (二・五) 六

【物價】
三月分内地向砂糖供給數量 (二・五) 六
人絹既契約原糸配給措置決定 (二・五) 六
工作機械供給制限規則廢止 (二・五) 六

【物價】
十三都市卸賣物價昂騰(一月) (二・五) 六
小賣も續騰(二月) (二・五) 六
卸物價低落(二月) (二・五) 六

【肥料】
四十五疋詰硫安の價格決定 (二・五) 六
大豆油粕の販賣價格公定 (二・五) 六
臨時配給肥料の公定價格決定 (二・五) 六

【その他】
鑛鑽石購入販賣價格決定 (二・五) 六
瓦斯用木炭一元的配給 (二・五) 六
最近五ヶ年重要農産物卸賣價格指數 (二・五) 六
卸、小賣公定價格中の口錢率 (二・五) 六
公定價格 (二・五) 六
十七品目に公定價格 (二・五) 六

【物價機構改革】
物價委員會制態度強硬 (二・五) 七
商相尙企畫院案に反對 (二・五) 七
機構改組兩案對立 (二・五) 七
物價統制新機構決定 (二・五) 七
審議會確立準備に腐心 (二・五) 七

【市場】
有價證券 (二・五) 七
富籤式債券發行說で債券低落 (二・五) 七
日滿鑛業株式賣出決定 (二・五) 七
東株長期二月限受渡高 (二・五) 七

【食料品】
魚市場會社と全漁聯對立 (二・五) 七
生鮮食料價格統制決定 (二・五) 七
米 穀 (二・五) 七
白米商聯合協議會 (二・五) 七

【その他】
糸價自肅を申合せ (二・五) 七
三月渡銅貨價值據置 (二・五) 七

【貿易】
輸出毛織物取締法案提出 (二・五) 七
輸出原材料配給會社協會新設 (二・五) 七
輸出入絹製品配給統制規則公布 (二・五) 七
飼料輸入差損金全額補償 (二・五) 七
生糸輸出向適當溜湯 (二・五) 七

【第三國】
日本輕金屬の獨乙發注品輸入販調 (二・五) 七
貿易協會が第三國に代理店 (二・五) 七

【圓 域】
東亞輸出十六組合の設立完了 (二・五) 七
日亞通商 (二・五) 七
日亞通商審議會開始 (二・五) 七
第二回日亞通商審議會 (二・五) 七

【社會・文化・教育】
學術・文化 (二・五) 七
奉祝美術展大綱決定 (二・五) 七
各國作曲家から奉祝樂曲 (二・五) 七
池上、八木兩畫伯に賞品授與 (二・五) 七
萬博に送る木彫十點決定 (二・五) 七

東亞新聞協會長よりメツヘツジ (二・五) 八
東亞探偵者一行解散式 (二・五) 八
事變下精神病の傾向 (二・五) 八
遺傳性精神病者家系調査結果 (二・五) 八
高知縣下でニツケル鑛發見 (二・五) 八
岡山縣下でタンクステン鑛山二つ (二・五) 八
癌の完全治療法に成功 (二・五) 八

【教育】
國民學校教則案成る (二・五) 八
與亞教育研究會を創立 (二・五) 八
師範學校志願者狀況 (二・五) 八
官立各大學志願者調べ (二・五) 八
都下中等校第一次考查概況 (二・五) 八
入試に學科絕對不可(通牒) (二・五) 八
東大經濟學部長に森教授 (二・五) 八
檢察・裁判 (二・五) 八
人絹の大關取引摘發 (二・五) 八
反日記者ヤング氏起訴 (二・五) 八
名家掘越家を高麗藏が相續 (二・五) 八
那教大本教に斷罪下る (二・五) 八
事故・遺難 (二・五) 八
寶藏寺中將以下六勇士殉職 (二・五) 八
那覇の石油タンク爆發 (二・五) 八
各地の火事 (二・五) 八
昨年の交通事故一萬三千件 (二・五) 八

【雜】
ゴータ大公渡米の途へ (二・五) 八
廣東へ婦人親善使節 (二・五) 八
與亞觀音像開眼式 (二・五) 八
勇士の優良兒童表彰 (二・五) 八
龍風號日泰迂回飛行成功 (二・五) 八
高利貸にも許可制 (二・五) 八
北京佛教徒視察團來朝 (二・五) 八
帝大赤痢禍事件 (二・五) 八
公益質屋利用者増加 (二・五) 八
十四年度人事相談統計 (二・五) 八
遊興飲食稅府縣別課稅額 (二・五) 八
物品稅課稅狀況 (二・五) 八

【スポーツ】 (二・五) 八

滿 洲 國

皇帝陛下御訪日 (二・五) 八
新京に畜産獸醫大學を新設 (二・五) 八
イタリに名譽領事設置 (二・五) 八
特産專管會社組織 (二・五) 八
滿洲國の國土計畫 (二・五) 八
滿洲國軍醫の英靈忠靈塔に合祀 (二・五) 八
財政・經濟 (二・五) 八
代用粉混入豫定より遅延 (二・五) 八
滿洲炭大增産見込 (二・五) 八
興農合作社理事長決定 (二・五) 八
滿洲小麥專賣價格 (二・五) 八
滿拓社債問題解決 (二・五) 八
與亞東省へ植地決定 (二・五) 八
爲替計畫決定 (二・五) 八
對滿砂糖供給量正式決定 (二・五) 八
豆粕對日供給協定最確保 (二・五) 八
全滿稅關に貿易課新設 (二・五) 八
牡丹江に新しい有力發電地 (二・五) 八
火行統制代案 (二・五) 八
銀行・會社 (二・五) 八
滿日社長更迭 (二・五) 八
滿航新社長決定 (二・五) 八
生必會社理事長に島田茂氏 (二・五) 八
滿洲生保株主總會 (二・五) 八
滿洲石炭液化五月頃操業 (二・五) 八
滿鐵事業計畫一部修正 (二・五) 八
滿洲電化の資源調査好成績 (二・五) 八

世界情勢

【蘇芬戰線】 (二・五) 八
ソ聯軍戰況公表 (二・五) 八
芬軍戰況公表 (二・五) 八
芬軍續々退却 (二・五) 八
ソ聯軍引續き前進 (二・五) 八
ソ聯軍の市占率 (二・五) 八
芬軍コイグイスト島放棄 (二・五) 八
ペツァモ戦線芬陣地崩壞 (二・五) 八
パイプリ市陥落迫る (二・五) 八

- ソ聯軍着々戦果擴大 (二・二九) 八九
- 瑞ノ關係 (二・三〇) 八九
- ソ聯機瑞領爆撃 (二・三一) 八九
- 瑞防空部隊緊張 (二・三二) 八九
- ソ聯使瑞の意なし(通告) (二・三三) 八九
- 北歐三國動靜 (二・三四) 八九
- 瑞の政治的危機解消 (二・三五) 八九
- モロトフ委員勅・瑞公使會見 (二・三六) 八九
- 諸國防強化 (二・三七) 八九
- 北歐三國外相會議 (二・三八) 八九
- 北歐三國嚴正中立維持聲明 (二・三九) 八九
- 蘇芬調停に英乘出脱否定 (二・四〇) 八九
- 獨の干渉を瑞危惧 (二・四一) 八九
- ▲對芬援助工作 (二・四二) 八九
- 英元總領事活躍 (二・四三) 八九
- 援助軍司令官元米大統領領息 (二・四四) 八九
- 英義勇軍出發 (二・四五) 八九
- 積極的援助切望(芬外相) (二・四六) 八九
- 英ノ關係緊迫 (二・四七) 八九
- ▲北極洋に英艦出沒 (二・四八) 八九
- 【西部戰線】
- 獨は飽く迄不擴大方針 (二・四九) 八九
- 獨白國境再び緊迫 (二・五〇) 八九
- ▲空 軍 (二・五一) 八九
- 獨機英海岸襲撃 (二・五二) 八九
- 英獨空襲交換 (二・五三) 八九
- 英機ブラーグに飛來 (二・五四) 八九
- 英空軍大規模偵察飛行 (二・五五) 八九
- 獨機擊墜總計四十三(英發表) (二・五六) 八九
- 英空軍英佛に偵察飛行 (二・五七) 八九
- オランダに外國機飛來 (二・五八) 八九
- ▲海上 (二・五九) 八九
- 中立船海難 (二・六〇) 八九
- 英船一週間に十二萬噸沈没(獨發表) (二・六一) 八九
- 英船沈没 (二・六二) 八九
- 擊沈船舶總數百六萬噸(佛發表) (二・六三) 八九
- ネルソン號損傷説 (二・六四) 八九

- 英主力艦二隻損傷 (二・七〇) 九二
- 獨潜水艦の殊勳 (二・七一) 九二
- 南大西洋に獨艦出現 (二・七二) 九二
- 英艦獨ノ通商路破壞を圖る (二・七三) 九二
- アルトマルク號事件英諾折衝 (二・七四) 九二
- バルカン近東情勢 (二・七五) 九二
- ▲トルコ (二・七六) 九二
- 土國防法實施の影響甚大 (二・七七) 九二
- 土在住ソ聯技師引揚 (二・七八) 九二
- 英將校團トルコ着 (二・七九) 九二
- ソ土國境のソ聯兵脱走 (二・八〇) 九二
- トルコ近海に英艦出沒 (二・八一) 九二
- トルコ邊に大動員か (二・八二) 九二
- ソ土兩國國境より撤兵か (二・八三) 九二
- 土海峽の防備完成を急ぐ (二・八四) 九二
- 土學生造船實習に渡英 (二・八五) 九二
- 船舶歸還令・鑛山労働者徵用令發布 (二・八六) 九二
- 石炭統制令實施 (二・八七) 九二
- ソ土國交緊張を土首相否定 (二・八八) 九二
- 英伊ダーダネルス開放要求説 (二・八九) 九二
- トルコの餘震續く (二・九〇) 九二
- ▲ルーマニア (二・九一) 九二
- 總動員令三月一日發布 (二・九二) 九二
- 羅の對英回答到着 (二・九三) 九二
- 羅對獨高級石油禁輸か (二・九四) 九二
- ルーマニア動員發布 (二・九五) 九二
- 伊通商使節訪羅 (二・九六) 九二
- ソ羅國境カロー要塞線完成 (二・九七) 九二
- 羅、英佛間に秘密協定成立か (二・九八) 九二
- 獨羅不可侵條約説 (二・九九) 九二
- 羅藏相勃勒國訪問 (二・一〇〇) 九二
- ▲【ニューズライヴァー】 (二・一〇一) 九二
- 伊ニ會議 (二・一〇二) 九二
- ▲バルカン近東の緊張加はる (二・一〇三) 九二
- 獨ソ油田開發協定説 (二・一〇四) 九二
- 和平使節動靜 (二・一〇五) 九二
- 英獨和平の諸條件 (二・一〇六) 九二
- ヒトラー下野説 (二・一〇七) 九二

- ウエルズ特使ローマ入り (二・一一〇) 九四
- 米特使伊外相會談 (二・一一一) 九四
- 伊首相米特使と會談 (二・一一二) 九四
- 米伊會談コミュニケ (二・一一三) 九四
- 和平斡旋は難事業 (二・一一四) 九四
- 注目されるベルリン會談 (二・一一五) 九四
- 獨外交界緊張 (二・一一六) 九四
- ウエルズ特使愈々ドイツへ (二・一一七) 九四
- 米特使訪獨は非公式(獨言明) (二・一一八) 九四
- 獨側和平條件 (二・一一九) 九四
- ▲テラー使節動靜 (二・一二〇) 九四
- 同教皇謁問 (二・一二一) 九四
- 同教皇と會見 (二・一二二) 九四
- 教皇宛大統領親書 (二・一二三) 九四
- ▲イギリス (二・一二四) 九四
- 首相戰爭目的闡明 (二・一二五) 九四
- 海相英海軍の優勢を強調 (二・一二六) 九四
- 青年と青年との戦(外相) (二・一二七) 九四
- 北部地方を特別防備地域に (二・一二八) 九四
- 非軍事豫算發表 (二・一二九) 九四
- 駐英ソ聯大使歸國か (二・一三〇) 九四
- 英京に爆發事件 (二・一三一) 九四
- 英國に反戰怪放送 (二・一三二) 九四
- ▲經濟 (二・一三三) 九四
- フランス (二・一三四) 九四
- 國務會議開催 (二・一三五) 九四
- 情報省新設案 (二・一三六) 九四
- 農業動員策を検討 (二・一三七) 九四
- 經濟 (二・一三八) 九四
- ▲ドイツ (二・一三九) 九四
- 獨諾貿易清算協定成立 (二・一四〇) 九四
- 獨關通商交渉開始 (二・一四一) 九四
- 獨總統演説 (二・一四二) 九四
- 獨總統演説 (二・一四三) 九四
- 勞働戦線指導者演説 (二・一四四) 九四
- ゲーリング空軍空軍將士激勵 (二・一四五) 九四
- 伊油槽船を雇入れ (二・一四六) 九四
- グロナウ將軍逝去 (二・一四七) 九四
- ▲ベルギー (二・一四八) 九四
- 米白飛行機購入契約 (二・一四九) 九四
- ▲イタリヤ (二・一五〇) 九四
- 皇太子妃御安産 (二・一五一) 九四

- 物價對策本格化 (二・一五二) 一〇〇
- 獨伊通商協定調印 (二・一五三) 一〇〇
- 伊通商協定調印 (二・一五四) 一〇〇
- 伊羅通商交渉開始 (二・一五五) 一〇〇
- 佛伊通商交渉開始 (二・一五六) 一〇〇
- 駐英伊大使歸國 (二・一五七) 一〇〇
- 炭坑大爆發事件 (二・一五八) 一〇〇
- 石炭を米より購入 (二・一五九) 一〇〇
- 結川氏動靜 (二・一六〇) 一〇〇
- ▲ソ聯邦 (二・一六一) 一〇〇
- 本年度シベリア移民計畫 (二・一六二) 一〇〇
- ボ外務次長文相に (二・一六三) 一〇〇
- 米より油田鑿井機購入 (二・一六四) 一〇〇
- ▲カナダ (二・一六五) 一〇〇
- 軍需用材輸入税撤廢 (二・一六六) 一〇〇
- ▲アメリカ (二・一六七) 一〇〇
- 新平和機構問題 (二・一六八) 一〇〇
- ハル長官世界再建工作開始言明 (二・一六九) 一〇〇
- 米國は中立維持を確信 (二・一七〇) 一〇〇
- 互惠通商法効力延長案通過 (二・一七一) 一〇〇
- 議會は平穩 (二・一七二) 一〇〇
- 大統領選挙戦混沌 (二・一七三) 一〇〇
- ル大統領動靜 (二・一七四) 一〇〇
- 三省豫算上院通過 (二・一七五) 一〇〇
- 米海軍省吹組提議 (二・一七六) 一〇〇
- 下院委員會ウェーク島防備案否決 (二・一七七) 一〇〇
- 米海軍四萬五千噸固守 (二・一七八) 一〇〇
- 陸軍非軍事豫算可決 (二・一七九) 一〇〇
- 米加共同防備秘密協定 (二・一八〇) 一〇〇
- 重要島嶼買収案提出考慮 (二・一八一) 一〇〇
- 比島派遣重機交代 (二・一八二) 一〇〇
- 對外融資法案成立 (二・一八三) 一〇〇
- 對日問題 (二・一八四) 一〇〇
- 日英秘密協定を検討 (二・一八五) 一〇〇
- 對日支ジレット案審議 (二・一八六) 一〇〇
- ▲經濟 (二・一八七) 一〇〇
- ▲中南米諸國 (二・一八八) 一〇〇
- ▲太平洋諸國 (二・一八九) 一〇〇
- ▲亞細亞諸國 (二・一九〇) 一〇〇



聖上、陸士卒業式に臨御

【二三】大元帥陛下には廿七日神奈川縣座間町の陸軍士官學校に行幸、恰かも二千六百年、聖戦下に使命一しほ重く無敵陸の精銳として同校を奠立つ第五十三期生徒卒業式に臨御あらせられ、また卒業生徒の觀兵式をみせなはせられた

故頼母木氏邸に勅使

【二三】長き邊りては去る十九日逝去した故東京市長頼母木桂吉氏の葬儀に先立ち、二十二日午前十一時勅使として入江侍従を淺草東三筋町の頼母木邸へ差し遣はされ幣帛を下賜せられた、尙この日祭茶金一封を下賜せられた

金子伯に野菜一籠御下賜

【二三】天皇 皇后兩陛下には樞密顧問官金子堅太郎伯病氣のため葉山一色の別邸にて療養中の趣聞召され、廿八日病氣御尋ねとして野菜一籠を下賜せられた

アウリチ伊大使に賜餐

【二三】天皇 皇后兩陛下には二十九日午後零時半より近く離任歸國する伊太利大使アウリチ・アウリチ氏を召され午餐の御陪食を仰付けられた、御宴は御歡喜々深く進めさせられ終つて茶菓を召されつゝ御歡談あらせられ、兩陛下には大使に對し御懇ろなる御慰勞の御言葉賜つたが、大使は着任以來八年の思出を懐古し乍ら皇室の彌榮を御慶び申上げ、御禮を言上して光榮に恐懼感激しつゝ午後二時頃宮中を退下した

支那支那支

旬間大觀

魯東作戦は廿一日山東半島の東端榮成の占領によつて一段落し、第二次浙東作戦は廿二日を以て完了したまた蕪湖西方の掃匪戦も赫々たる戦果を収めて略々作戦の目的を達した。かくて冬季攻勢以來の蔣軍の反攻企圖は悉く失敗に歸した。これにつれて重慶側の内戦は收拾し得ない混亂状態に陥つてゐる。親米派と親ソ派との對立、西南側の確執増大、ガソリンの供給停止、用紙紙價、果ては反戦分子の檢舉等抗戦末期の症状でないものはない。就中國國民黨の元老蔡元培、李石曾兩氏の重慶脱出は蔣政權に對し最も大きな衝撃を與へた。最近重慶に如何に和平熱が昂まつてゐるか政治の準機關紙大公報が重慶側の要求する和平條件なるものを發表してゐるのでも判る。但しその内容は全く馬鹿々々しいものである。他方山西、河北等北支においては國共兩軍が相對峙して何時再び衝突を見るか分からぬ状態にあり、新中央政府成立を間近に控へて重慶政府の苦惱は愈々深刻なるものがある。

秩父宮殿下支各地御視察

【二三】秩父大佐宮殿下には十六日午前十一時三十分廣東郊外〇〇飛行場に御着、それより廣東、海南、南寧及びその附近等の御視察に赴かせられ、各地において軍狀を具し御聽取遊ばされた御後、御歸還の途に就かせられ途中臺灣、上海、南京に御立寄りあらせられ、廿三日午後零時五十六分太刀洗飛行場御着御歸國遊ばされた

第十一回海軍論功行賞

【二三】長き邊りては支那事變第二次(海軍第十一回)戦死、戦傷病死、殉職又は傷病死者論功行賞の御沙汰あらせられ廿五日賞勳局並に海軍省より發表された、此の光榮に浴した者は軍人百九十九柱(將校二十

優賞(六名)

- 功三旭中綬章 海軍少將 奥田喜久司(神戸)
功五旭七 空兵曹長 小泉 靜馬(濱松)
功五旭七 一等兵曹 小濱常五郎(佐賀)
功五旭七 一空兵曹 田草川 務(山梨)
功六旭八 一空兵曹 河口 義熊(山口)
功四旭日 中綬章 神田 嘉幸(群馬)
功四旭三 大佐 石河 淡(徳島)
功四旭四 中 佐 小川 弘(廣島)
功四旭四 中 佐 鈴木剛敏(鹿児島)
功四旭四 同 森永 良彦(佐賀)
功四旭四 機中佐 糸山 豊(佐賀)
功五旭五 少 佐 川東守衛(鹿児島)
功五旭六 同 伊達 修(愛媛)
功五旭六 大 尉 常岡 清(東京)
功五旭六 大 尉 佐藤 盛雄(秋田)
功五旭六 同 井上 一良(岐阜)
功五旭六 同 岡崎 兼武(佐賀)
功五旭六 機大尉 松本 正成(千葉)
功五旭五 特中尉 今村 松(熊本)

六柱)軍屬九柱で、金鶏勳章授賜者は七十八柱、そのうち昨年十一月四日大編隊を率ゐて成都を空襲し敵戦闘機十數機と猛烈な空中戦を演じて其の數機を撃墜、遂に壯烈な自爆を遂げた海軍の名指揮官奥田喜久司少將以下六名に對しては特に優賞の御沙汰を賜つた、又軍屬として行賞の光榮に浴した者の中には安慶附近の作戦に名譽の戦死を遂げた同盟通信社員下津久男(東京府) 讀賣新聞通信員若月雄三郎(千葉県) 兩氏の報道戦士も加はり旭八を賜つてゐるが今次行賞は昭和十二年十二月廿九日から同十四年十二月九日の間に於て中支(揚子江流域及び奥地)並に南支(廣東附近、海南島及び沿岸)方面に於ける戦闘に於て戦死し或は戦病死した名譽の勇士である

週間戦況(十六日、廿三日)

南京【二三】支那派遣軍報道部では廿三日、去る十六日以降廿三日迄の全支戦況概要を發表したが要旨左の如し

△一般狀況 敵は冬季攻勢に於ける全面的敗北に引續き廣西省に於ては賓陽附近の大殲滅戦によつて秘藏の

機械化部隊等の損失により中央軍は再起不能の痛撃を蒙り、更に綏遠省に於ては五原臨河附近の大殲滅戦によつて全軍潰亂の結果を招いた、今週に於ては全支何處にも敵の積極的攻勢は片鱗すら見ることが出来なかつた、これに反し我軍の不斷の攻撃は各地に於て果敢なる展開を示し最早重慶の吹鳴らすデマの笛には民衆も第三國を信じようとはしない、廣西、綏遠の兩戦線に計り知れぬ底力を示した我軍は敵のデマを黙殺しつゝ次期作戦に待機してゐる、地域的に見た戦況を再述すれば左の如し

一、北支方面 元山東省政府主席沈鴻烈の直系魯東行營主任李炎良、魯東抗日聯合軍總司令趙寶元、第八路軍系山東縱隊第五枝隊長高錦純等の大小匪團合計約二萬は、山東半島東部地區に在つて蠢動を續けつゝあつたが、我軍の大掃蕩戦は陸海軍の緊密なる協力の下に七日以來開始され即墨、日莊、招遠龍口を連ねる一線上から進撃を開始した奥、井出、秋元、山崎の各部隊は一路東進隨所に敵を潰亂させつゝ十七日には海陽、芝罘の線に進出、之に呼應して十八日朝佐野部隊は半島南端の要衝石島の敵前上陸に成功し、こゝに敵の據點文登縣城包圍態勢は翌十九日午前十時之を攻陥、更に敗敵を急追して突進し二十一日遂に半島突端一段落を告げた

二、中支方面 (一)浙東方面に於ては蕭山奪回の機を狙ひつゝ第十集團軍長劉建緒麾下の敵はその周邊に來襲し來つた爲め、我軍はその機先を制して十四日夜半行動を開

始蕭山紹興、諸蟹を結ぶ三角地帯
山岳に據る敵に對し眞田、明田、
菅原、武藤、森田、影山、富島、
島田、高原等の諸部隊が一は蕭山
義橋の方面より一は蕭山、龔山の
方面より迂回進撃しつつ巧みに包
圍圈を壓縮し、十七日遂に捕提殲
滅戦は最高潮に達し、廿日迄に敵
第六十二、六十九、七十九、百九
十、抗日自衛第八の各師は我が包
圍猛攻に四散潰滅したつた、本作
戦に於て十九日捕虜となつた第六
十九師副官は劉建緒は爆死し、第
九十師長楊余定は敗戦の責を問は
れ銃殺された。と語つて居り、金
華、寧波には特に深刻なる動搖を
與へた。(一)浙東作戦に呼應して突
如行動に移つた高品、細谷、北山
横山の各部隊は江南一帶の敵を震
駭させつゝ十九日夜蕪湖東方約四
十キロの水陽鎮を陥れ廿一日更に
耶溪(建平)を攻略敵第八師、
第五十二師江南挺身隊を撃滅しつ
つ進撃を續けてゐる、之が爲め深
水、高淳、溧陽附近の敵は我が包
圍圈より脱出せんとして狼狽し廣
德、宣城、南陵、寧國の敵又浮足
立つてゐる

三、南支方面 南寧方面に於ては本
週は一發の銃聲もなく敵は武力抗
戦の企圖なく宣傳抗戦を續けるの
みである
四、陸軍航空部隊の活躍 (一)高田
部隊は十六日より廿日に至る間連
日綏遠地區に飛び臨河、善壩、百
川堡、烏拉元、海子、東勝、杭錦
旗、墮海子、群玉旗の各地で機上
掃射及び爆撃(一)杉本隊は十六日
より二十日に至る間連日山東省東
部作戦に協力(二)田中部隊は十六

日十七日兩日に臨河、善壩を反覆
爆撃、十九日大村を攻撃(四)山口
部隊は十七日山西省潞安地區を偵
察(五)河村部隊は十六日より二十
日迄連日第二次浙東作戦及び南京
南方作戦に協力(六)今西部隊は十
七日朱雷山(漢口西南約四十キロ)
の敵を爆撃、十八日以降河村部隊
と同様南陵、宣城、臨安、諸蟹、
廣德、郎溪等の敵を爆撃す
一月中陸軍総合戦果

【三六】大本營陸軍報道部では一月
中に於ける北、中、南支各方面に於け
る綜合戦果並に在支陸軍航空部隊の
活躍について廿六日午後六時次の如
く發表した

交戦せる敵側 北支 中支 南支
總兵力(千人) 二九七 三三七 二六八
敵の遺棄屍體 一八 三五 三三
敵の捕虜 二四四 一、〇四〇 一、三一九
南獲品(主なるもの) 野山砲 三 二
速射砲 一 一 二
迫撃砲 三 三 四
重機關銃 一四 一三 四
輕機關銃 六四 一〇八 四〇三
小銃 四、七四〇 三、六五五 七、〇三三
手榴彈 一、〇〇〇 三、一〇〇 三、七三三

其の他彈藥、器材、被服等多數
我損害 戦死 一、九〇
△備考 本月中に於ける主要作戦は
敵の冬季攻勢に對する反覆掃蕩戰に
して概ね次の如し
北支方面 包頭南方オールドス沙漠地
帶の掃蕩、河南南部及山西省南
部大行山脈方面の肅清
中支方面 江北應山、隨縣附近西大

別山系方面、安慶及河口鎮附近、
江南崇陽通城方面太湖南方地區及
杭州附近錢塘江對岸蕭山方面の掃
蕩
南支方面 廣東方面周邊地區の掃蕩
及南寧欽州附近の反擊
△航空部隊の活躍 陸軍航空部隊は
冬季攻勢の餘力に對して積極的討伐
のり出勢した地上部隊に協力し、前
月に引續いて敵情搜索、友軍の指揮
連絡等に任ずると共に、蠢動する敵
部隊に痛撃を浴せ屢々その後方據點
を猛爆した、即ち北支方面に於ては
山西省及山東省の南部河北省の一部
にかくれて策動する敵匪の討伐戰に
參加し又綏遠省の奥地に急進戰を開
始した地上部隊に協力して烈寒を冒
して連日彼我状況の偵察、各聯隊間
の指揮連絡に當り、地上部隊當面の
敵を爆撃し、頻次敵の策源地たる五
原を強襲して地上部隊の進撃を容易
ならしめた、中支方面に於ては湖北
省の一部に於ては反抗の氣勢を示す
敵機を爆撃し、又河南省南部及浙江
省方面の戰闘に參加して地上部隊の
行動を容易ならしめた

南支方面に於ては小嶺にも大舉して
南寧奪還を試みんとする有力な敵部
隊と激烈な戰闘を展開する地上部隊
に協力して果敢な爆撃を行ひ、敵の
企圖を破挫せるのみならず包圍大殲
滅戰の素地を作つた、次に一月中に
連續爆撃を行つた箇所の中で主要な
ものは次の通りである
北支方面 景芝鎮、馬頭鎮、屯裏、
諸城鎮西北方地區(以上山東省)濮
陽、南樂、清豐(以上山西省)河曲
臨安、東勝、叭子、補隆、烏鎮、哈
拉齊(以上綏遠省)神木(陝西省)

中支方面 京山、武勝關、鐘祥、長
壽店、石牌鎮、通城及大沙坪の南方
地區(以上湖北省)信陽北方地區
(河南省南部)六安、廬州西方地區
(以上安徽省)寶應(江蘇省)蕭
山、諸蟹、緒山(以上浙江省)
南支方面 九塘北方地區、太平、賓
陽、武鳴、遷江(以上廣西省)

北支戰況

☆魯東作戦

敵最後の據點榮成を占領
青島【二三】廿一日正午榮成西方約
六キロの曲家集に進出した山崎部隊
の一部は午後二時頃敵の抵抗を排除
し、殘された敵の最後の據點榮成を
完全に占領し、城頭高く日章旗を翻
し續いて山崎部隊主力及び秋元部隊
も入城した
魯東作戦一段落
北京【二三】北支軍では二十二日午
後三時報道部長談の形式で左の如く
今次作戦の成果を發表した
魯東作戦は陸海軍の緊密なる協同
の下に尺餘に及ぶ積雪と酷寒を冒
し山内地の移動極めて困難なるに
拘らず、諸部隊の奮戦力闘により
所在の敵を撃掃しつゝ本二十二日
各先頭部隊は早くも山東半島東端
に進出し、此處に本作戦の一段階
を劃した、今後軍は山東内の治安
確立並びに民衆の安居樂業に力を
致すとともに、我が鋭鋒を免れて
各所に逃竄した敗殘匪の徹底的潰
滅を期するものである、元より前
非を悔い東亞新秩序建設の意義を
理解し、武器を棄て、皇軍に歸順
するものに對してはこれを咎むの

中支方面 京山、武勝關、鐘祥、長
壽店、石牌鎮、通城及大沙坪の南方
地區(以上湖北省)信陽北方地區
(河南省南部)六安、廬州西方地區
(以上安徽省)寶應(江蘇省)蕭
山、諸蟹、緒山(以上浙江省)
南支方面 九塘北方地區、太平、賓
陽、武鳴、遷江(以上廣西省)

魯東作戦は陸海軍の緊密なる協同
の下に尺餘に及ぶ積雪と酷寒を冒
し山内地の移動極めて困難なるに
拘らず、諸部隊の奮戦力闘により
所在の敵を撃掃しつゝ本二十二日
各先頭部隊は早くも山東半島東端
に進出し、此處に本作戦の一段階
を劃した、今後軍は山東内の治安
確立並びに民衆の安居樂業に力を
致すとともに、我が鋭鋒を免れて
各所に逃竄した敗殘匪の徹底的潰
滅を期するものである、元より前
非を悔い東亞新秩序建設の意義を
理解し、武器を棄て、皇軍に歸順
するものに對してはこれを咎むの

新綏方面の敵猛攻
太原【二六】第三十軍二百一旅の
一部約千名は南部山西新綏西北二十
キロの三界莊附近から逐次南下し平
地進出を企圖してゐることを知つた
我が小林部隊は二十四日早朝行動を
開始主力を同地區に向けて進發、當
面の敵に猛爆を加へれば之に呼應し
て三好部隊も上坪村(稷山東方四十
キロ)に集結、同日午前九時行動を開
始所在の敵に猛攻を續行中で敵は北
方に退却を始めた
冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

中支方面 京山、武勝關、鐘祥、長
壽店、石牌鎮、通城及大沙坪の南方
地區(以上湖北省)信陽北方地區
(河南省南部)六安、廬州西方地區
(以上安徽省)寶應(江蘇省)蕭
山、諸蟹、緒山(以上浙江省)
南支方面 九塘北方地區、太平、賓
陽、武鳴、遷江(以上廣西省)

魯東作戦一段落
北京【二三】北支軍では二十二日午
後三時報道部長談の形式で左の如く
今次作戦の成果を發表した
魯東作戦は陸海軍の緊密なる協同
の下に尺餘に及ぶ積雪と酷寒を冒
し山内地の移動極めて困難なるに
拘らず、諸部隊の奮戦力闘により
所在の敵を撃掃しつゝ本二十二日
各先頭部隊は早くも山東半島東端
に進出し、此處に本作戦の一段階
を劃した、今後軍は山東内の治安
確立並びに民衆の安居樂業に力を
致すとともに、我が鋭鋒を免れて
各所に逃竄した敗殘匪の徹底的潰
滅を期するものである、元より前
非を悔い東亞新秩序建設の意義を
理解し、武器を棄て、皇軍に歸順
するものに對してはこれを咎むの

新綏方面の敵猛攻
太原【二六】第三十軍二百一旅の
一部約千名は南部山西新綏西北二十
キロの三界莊附近から逐次南下し平
地進出を企圖してゐることを知つた
我が小林部隊は二十四日早朝行動を
開始主力を同地區に向けて進發、當
面の敵に猛爆を加へれば之に呼應し
て三好部隊も上坪村(稷山東方四十
キロ)に集結、同日午前九時行動を開
始所在の敵に猛攻を續行中で敵は北
方に退却を始めた
冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

冀中南地區の八路軍を撃滅
石門【二六】從來冀中白洋淀南方地
區にあつた呂正操の共産第八路軍は
本二月中旬大舉石友三軍を攻撃南方
に擊退してその地盤に侵入を企てた
が、この機を狙つて我軍は行動を開
始、八路軍を徹底的に掃蕩した、戦
況左の如し
(一)廿二日我が長江部隊は大名西方

十キロ南温店附近に八路軍の一千を

攻撃、敵は死體九十五、重機三十三を遺棄して潰走した(一)武信部隊は廿三日大名北方四十キロ盧廟村附近で八路軍の九百を攻撃大打撃を興へ、なほ同地東南十キロ西趙孟附近で五百を急襲滅した、敵遺棄屍體四百四十五、捕虜五、鹵獲重機三十五(二)小林部隊は二十四日南宮東南地區の共產軍を撃滅、八路軍系縣政府、會議所、收稅處、被服廠等を覆滅した(四)木村部隊は廿六日東鹿の東南四キロに侵入した一千の八路軍を急襲敵屍六十五、捕虜四、重機三十二を鹵獲した(五)新美部隊は二十六日河間の東南二十五キロ大章鎮權寺附近の八路軍を猛攻、二十七日更に敵總司令呂正操(冀察挺身第三總隊司令)の所在地商營林(河間南方十五キロ)を襲つて猛撃を加へ呂正操は命辛々少數の手兵と共に遁走、加朱部隊も協力して敗走の敵を馬蹄に踏み躪り又陸鷲も出動縱横に活躍し空陸共に敵を殲滅大戦果を収めた

中支 戦況

蕪湖西南の要衝繁昌占領

安慶【二三】〇〇部隊發表表、繁昌(蕪湖西南三十キロ)附近の山岳地帯の堅陣に據る第百四十四師及び新編第七師遊撃隊隊約三千に對し十九日來進撃を續けた〇〇部隊石谷部隊は廿二日早朝より繁昌攻撃を開始せり、石谷部隊は繁昌北方山嶽地帯の敵を撃滅、その一部を以て峨山頭(繁昌東方約一キロ)の要衝を拔き繁昌東南高地一帯を占領して敵の退路を遮斷し主力を以て繁昌を占領敵の根據を覆滅せり

太湖西方地帯掃蕩

南京【二三】江南三州、磨盤兩山系山麓及び溧溪、溧陽等に蟠居する無慮廿萬の敵を見事包圍徹底的殲滅を興へた今次江南大作戦程我が軍の緻密なる計畫、疾風の行動、驚異的攻勢力を重慶政權に顯示したものはあまのまゝ、作戦開始と共に我が高品部隊は水陽鎮に、吉野部隊は天王寺に大竹部隊は溧水に、池田部隊は溧江鎮にそれ〇〇待機、十八日一齊に包圍の網を締め乍ら攻撃を開始し、廿三日拂曉池田部隊が早くも江南の要衝南渡鎮に一番乗りを敢行したものであるが、同部隊は實に五日乃至六日間て八十里乃至百里を踏破すると云ふ健脚振りを發揮し休む暇も無く抗戦する敵に對し果敢なる攻撃をなし早くも同日午前十時十分南渡鎮を占領、戰意全く喪失した敵は我を争つて東北方クリクに於て退却用を準備してあつた三百の民船に雪崩を打つて殺到遁走を企てたが、あらかじめ準備しあつた〇〇砲と今西部隊の〇〇機が空陸呼應して之に大爆撃を加へ一隻も残さずクリクの藻屑を化せしめるといふ痛快な戦果を收め、更に反轉して一舉溧陽を占領最後の攻撃に必死となる敵六十三師、江南挺身隊等を完膚なき迄に粉碎したものである、然し我が軍の目的は地域占領に非ずして敵の根據地を覆滅するにあるから直ちに反轉行動開始地域に引き返へし、更に第二次の構へに移らんとするが、之に對し重慶側では自軍の敗戦を糊塗す可く二十五日は各支那紙に自軍の溧陽南渡鎮の鞏固を報せしめデマ宣傳に狂奔してゐるが却つて重慶側の狼狽振りを示すに過ぎない

信陽前線の敵陣撃破

漢口【二三】信陽前線の敵陣に攻撃を開始した青山部隊は廿五日拂曉羅山を拔き所在の敵五百に潰滅的打撃を興へた、判明せる戦果は敵遺棄屍體二五二、捕虜一、鹵獲小銃一三三西山々系敵二個師を撃破

第二次浙東作戦完了

〇〇部隊長談

〇〇【二三】作戦開始以來旬日を出でずして赫赫たる戦果を収め本廿二日を以て浙東作戦を完了した〇〇部隊長は、新東亜建設のため浙東地區に於ける同愛具眼の士の奮起を要望し抗日軍の猛省を求め、尙反抗を企圖し蠢動をなす者あらば更に一大鐵錘を加ふべき十分なる用意を有する旨を明かにした左の如き部隊長談を發表した

我が軍は今や蕭山奪回を夢想して浙東地區に勢力を集中して反抗を企圖せる敵數ヶ師に對し機先を制して攻勢に轉じ、之を兩翼包圍して殲滅的打撃を興へつつ策謀を根底より覆滅せるのみならず、その主力を消滅せしめ再び起つ能はざるに至らしめ、第三戰區の敵に對し動搖を誘致し同司令官顧祝同をして周章狼狽爲す所を知らざらしめた等本作戦の價値は甚大にし

て計り知れざるものあり、此處に我が軍は本作戦の目的を達成せるを以て豫定計畫に基き部隊の集結を行ひ態勢を整へ更に將來のため行動を策するに決せり、抑々今次作戦の目的は曩に聲明せるが如く地帯の占領に非ずして専ら抗日軍に對し一大鐵錘を加へ抗日の迷夢を覺めしむると共に、その重壓を除き浙東地區同愛具現の士に奮起の機會を興へて茲に日支提携和平樂土の理想郷を實現東亜の基礎確立に寄與せんとするに外ならず、夫れ新東亜の建設は自覺せる兩國民の不撓不屈の努力に俟たざるを得ず、我が軍が徹底的進撃を爲さざる所以は實に鬮争の愚を悟らしめ新東亜建設の必要を自覺反省の機を興へんとするものであり若し飽きて反省の色無く抗戦を續ける者あらんか喜んで更に厲懲の一大鐵錘を加へん、茲に本作戦の進撃を明かにし我が部隊の決意を表明す

第二次浙東作戦綜合戦果

杭州【二三】第二次浙東作戦〇〇部隊兩翼包圍部隊の綜合戦果は廿四日左の如く發表された

敵遺棄屍體三、八〇一、捕虜四一、鹵獲品山砲四、迫撃砲五、平射砲二、機關砲九、輕機三、小銃六二四、小銃彈三四〇、六二六手榴彈三、四八九、電話器八、無線器四、糧秣五五五、倭船二四、その他多數

南支 戦況

黃大偉將軍の福建工作成功
廈門東南〇〇にて【二三】十八日軍

を廈門西南方大盤角及び港尾の線に進めた黃大偉將軍は同夜より廿二日に亘り繰て〇〇に招致待機せしめたる福建民軍首領及び代表三十數名と會見の結果、汪精衛氏の和平救國の主張に基いて福建を更生せしめる事、及び新中央政府支持に關する具體的意見の一致を見た、依つて黃將軍は特務工作隊を福建省内要地の配置に就かした後二十三日主力を率る次期作戦の根據地たる〇〇に向ひ出發した

福建省〇〇にて

【二三】黃大偉將軍麾下建國軍の特務工作は其の後蕭々奏效し去る十八日以來海澄、漳州、漳浦、東山及び詔安附近は民軍の和平に嚙起する者續出してゐる一方支那側は建國軍の攻勢に備へる爲め福建省沿岸一帯に第八十、第六十五、新編第廿各師を配置した

海軍航空部隊廣西雲南で奮戦

【二三】皇軍の南支作戦進捗に依り重慶政府の物資缺乏は甚だしく殊に軍需品の不足は著しく、最近香港電報の重慶情報として傳へるところに依れば重慶政府はガソリンの配給を一切停止した模様である、即ち皇軍は昨年十二月中旬より敵の「南寧奪回」企圖に對し徹底的打撃を興へたが、此の作戦に於ける我が海軍航空部隊の縱横なる活躍は青史に胎すべきものがあり、敵は南寧奪回の企圖を放棄するとともにその失陥を補ふべき唯一の輸送路滇越鐵道を遮斷されるに至つた、協力で滇越鐵道爆撃並に南寧作戦協力して活躍せる海軍部隊の奮戦状況は左の如くである

滇越鐵道爆撃 南寧方面の作戦に敵地上部隊並に空軍を撃破し龍州方面の敵輸送路を切斷した海軍

航空部隊は愈々唯一の残存輸送路たる滇越鐵道を爆破するため、昨年十二月二十日以來間断なく天候の許す限り果敢なる攻撃を續行した、即ち

十二月廿日滇越線鐵橋爆破、一月一日同鐵橋並びに線路爆破、一月二日同濃霧を衝き鐵橋線路破壊、此の爆破に依り列車の運行不能となる、一月四日同、一月五日同、一月廿八日同、二月一日同、二月十三日同、二月十六日同數段の密雲を突破して雲上飛行を續け鐵橋鐵脚及び線路を破壊、トンネル入口を爆破

一、南寧作戰直接協力 昨年十二月下旬以來全面的に我が地上部隊の活躍に協力し友軍の戦闘を極めて有利に導いたが、更に本年一月下旬猛然起つた我が軍の總攻撃と緊密なる連絡をとり多大の戦果を収めたが、同時に久しく奥地に在つて再舉を策してゐた敵空軍に對しても勇躍攻撃の翼を進めたが、その日誌を示せば次の如くである

△十二月二十五日柳州附近に於いて敵戰團機と空中戰三機擊墜△廿三日桂林新飛行場急襲敵大型機二機を擊破△廿五日芷江飛行場上空に於いて敵十機と交戦、四臺擊墜△廿八日桂林新飛行場攻撃、敵戰團機十二機と交戦二機擊墜△廿九日柳州上空に於いて敵四十機と空中戰二機(確實一四機、不確實八機)を擊墜△廿日蒙自飛行場に於いて中型敵機一機、格納庫内のもの約二十機を擊破す△一月十日桂林新飛行場を攻撃、地上に於いて敵戰團機二十數機と空中戰、十四機(不確實一機)を擊墜、殘存

敵機を着陸後奇襲して九機擊破炎上△之等の戦闘の中でも十二月二十九日及び一月十日の戦闘は最も激烈を極めたものであると、また我が海軍航空部隊の勇猛果敢な攻撃、實力を遺憾なく發揮せるものである

▲上思縣城附近掃蕩の戦果 南寧

【二六】上思縣城附近の掃蕩戰果は敵遺棄死體二千四百、鹵獲品多數で、敵百卅一師三百九十二團將校の捕虜を取調べた結果百四十一師の如きは全兵力一萬のうち五千の負傷者を出し、師長賀維珍は身を以て十萬大山の山奥深く遁入、三百九十二團長某は戦死したことが判明した

廣西省西南の上思を占領

【二七】廣西省西南部に於ける南寧軍の策源地上思縣城に向つて猛進を續けてゐた我が松本、一駒、福田、牛島、森山、林等の諸部隊は廿五日夕刻各方面より相前後して上思縣城に突入、龍州方面よりの自動車道路より城内に入城せる際集積されてゐた敵軍需品、食糧品等を鹵獲或は燒棄した、我が包圍攻撃に退路を失つた敵は南方十萬大山方面に向け潰走、我が軍は更に之を追撃した

柳州東方の敵司令部痛撃

【二八】南支艦隊報道部午後七時發表、廿二日我が海軍航空隊は廣西省柳州東方四キロの羊角山を急襲し敵軍司令部に直撃彈の雨を降らせ之を木葉微塵に粉碎した

貴溪、鷹輪痛撃

【二九】支那方面艦隊報道部午後四時發表

一、昨二十五日江西省北東部浙贛鐵道沿線の偵察航空部隊は貴溪及び鷹潭兩停車場を急襲、軍用貨車二十餘輛を轉覆せしめた外貴溪驛の灰燼となれるを認めた

二、同日私の航空部隊は陸軍部隊の作戦に協力し香口鎮彭澤附近敵部隊を攻撃

【三〇】最近我が軍に捕虜となつた敵將校の言により、中央係系第五十六師長劉尙志は馬坪(應山西方)西方敵前線に於て二月十日自殺した事が判明した彼の自殺は隨縣西北方に於いて我が軍により第五十六師を潰滅せられたため自責の念に驅られた結果である

六師長戰死傷

【三一】最近我が軍に捕へられた支那軍捕虜の語る所によれば、囊の南寧正面の大殲滅戰に於て敵は豫想以上の大損害を蒙つたが第九師長鄭作民、第九十九師長姜敦享は戦死しその他の師長の中にも戦死二、重傷二あつたことが判明、團長に至つては十數名の死傷者を出したといはれる

重慶と西南側との確執増大

【三二】河内からの情報、重慶政府と西南地方領袖との確執はその後も好轉の徴なく今次廣西作戰の大敗を契機に更に悪化の一途を辿つてゐるが、西南開發に躍起となつてゐる重慶政府が此の程餘りに露骨なる抗日態度のためバンコックから追放された有力華僑十六名を雲南、貴州の鎮山開發に派遣した所、省政府の猛烈なる排撃によつて事業を抛棄何れも河内に逃亡した事實あり、此の外シンガポールとタイ國から重慶政府の勧誘に基き歸國した華僑千八百名によつて組織された華僑服務團員は西南ルートに輸送員として雲南に赴いたが給與不良なる上、地方政府の壓迫に堪えられず大多數は河内に逃亡して仕舞つた

重慶側數度に互る注意にも拘らず地方政權の中央派遣員排撃は已むべくもなく、一方西南輸送ルートを通じ重慶政府へ獻納送金に努めてゐたタイ國華僑團體は、今次南寧東方作戰の敵ふべくもない敗戦に送金を一時中止し成行靜觀の状態だが、河内總領事許念曾の華僑救國送金不正事件に鑑みタイ國華僑の救國送金中止論さへ起つてゐる



【三三】香港シンガポールの有力華僑胡文虎が經營する星島日報は本日の紙上にシンガポールの有力華僑にして胡文虎の商敵陳嘉庚の發起による南注華僑支那前線將士慰問團組織並派遣計畫を批評した暴露記事を掲げ香港各方面にセンセーションを惹起せしめた、同記事はシンガポールで發行の同じく胡文虎系新聞紙總匯報からの轉載であるが之を機會に胡文虎、陳嘉庚兩者間の反目が再燃するものと見られてゐる、同轉載記事は慰問團員の人選失敗を指摘し、之は直ちに胡文虎の對陳嘉庚宣戰布告として解釋されて居り、重慶僑務委員會當局は内輪喧嘩の激化が華僑の重慶援助を弱体化せしめるを恐れ、抗戰繼續に對する華僑の財政的援助の重要性に鑑み極力兩派間の調停に努めてゐる

陸軍

柳州の敵軍事會議場粉碎

【三四】南寧東方大殲滅戰に慘酷なる損害を蒙つた支那軍は陳誠、張發奎、白崇禧その他軍長、師長等各將領を柳州に集め廿二日、師長等將領を柳州に集め廿二日、長官會議を開催したが、この會議

親米親ソ派の對立

香港【二三】重慶來電、重慶政權内部に於ては最近の財政經濟的失敗、外交的行動に並に各地に頻發しつゝある國共兩軍抗争に伴ひ次第に各派の對立表面化せんとしつゝあり、特派の尖鋭化せしめてゐるのは外交ルート選擇問題、行政院改組問題を中心とする王寵惠、宋子文、王正廷、徐謨等の親米派と、孫科、馮玉祥、邵力子等の親ソ派との關係である、親米派は米國上院が二千萬ドル追加借款を通過したことに氣をよくして現在の親ソ、親米二重外交政策を排して親米一本槍で進むべく熱心に策動を續けて居り、今同のジョンソン大使重慶訪問を機に一層活潑なる動きを見せんとしてゐる

重慶友戰分子を大檢擧

南京【二四】重慶政府は必死の隱微にも拘らず中央政府に於ける反戰運動は潜伏運動より一步進んで表面化し、確實なる情報によれば反戰大同盟參加者は二千名を超える實情にあるといはれる、之が爲め重慶衛戍司令劉峙は之に彈壓を加へ、まづ一月三十日軍政機關内より二十餘名を檢擧すると共に二月九日には衛戍司令部稽察大隊特務大隊軍法處警衛隊憲兵隊警備保安大隊等の一萬四千の兵力を動員し重慶各戸を軒並に搜查千二百餘名の反戰分子を逮捕したがこの大檢擧に當つては反戰分子も發砲して反抗大混亂を呈し、流言が亂れ飛び現在重慶の人心は極度に動搖してゐると云はれる

公報社説に於いて日支事變に對する「重慶側の和平條件」として初めて具體的な提案を行ひ各方面にセンセーションを起してゐるが、ロイター重慶電報に據れば廿五日の重慶大公報社説は日支間の新しい關係調整の爲の和平條件として次の六項の不易の原則が缺く可からざるものとして擧げてゐる

- 一、支那の領土主權の保全、「滿洲國」及び期限満了となつた租借地例へば大連、旅順等の返還を含む
- 二、日清戰役以來日支兩國間に結ばれた日本の在支租界設定權、内河航行權等總ての不平等條約の廢棄
- 三、支那は孫文の政策に従ひ經濟建設の爲外國資本の投資を歓迎するが日本は列國と同等の權利を享受する、日本の總ての對支投資例へば滿鐵、撫順炭礦等も支那法に従つて根本的に改組する可きである
- 四、一方支那政府は斯る日本の投資に對し法により監督と保護を加へる
- 五、朝鮮及び臺灣問題の解決は民族自決の原則に従ふ可きである
- 六、東亞民族に對する不平等待遇にしては支那は日本と協力して國際會議に於いて國際正義と平等の爲に闘ふ

本の對支軍事行動が失敗した時と雖も日本に對するこの態度は渝らないであらう、然し乍ら日本の政策はその歴史的地理的條件の基礎の上に立てられねばならぬのである、即ち斯る條件は日本の漁業、海運業、産業及び貿易に好條件たるものである、若し支那が勝利を得ても日本は支那の報復を恐れる必要はない、支那は唯支那の領土主權の爲に闘つてゐるのである、支那は日本の特殊權益は認めないが日支兩國の歴史的地理的條件に就いては充分なる考慮を拂ふてあらう、斯くして若し日本の産業的商業的企業が適當なる發展を遂げるならば日本の人口問題も自然に解決されるであらう、太平洋に面する各國は何れも若く且つ濺刺として力強い國ばかりである、交通機關の發達は之等各國を日々に近接せしめるであらう

憲法草案協議の國民參政會召集

香港【二五】重慶來電、重慶政府は第四次國民參政會を來る四月一日重慶に召集開會するに決し各委員に對しこの旨通告した、今次參政會召集の主たる目的は近く設立される汪精衛氏の中央政府に對する對策策として國內各黨各派の團結を誘示すると共に新憲法草案に對する國民參政會の第一讀會を開催するにある、而して之によつて憲政實現企圖に對する重慶政府の誠意を一般に示し且つ現在國內に於ける不安に動搖する一般民心を把握すると同時に各黨各派の共通目的たる憲政實現を主張する事によつて日々悪化する國共關係の緩和に資せんと企てたものである

山西の相剋深刻

太原【二六】山西省内各地の國共軋轢は益々深刻の度を深め兩者の確執はいよゝ根強いものとなつた、この相剋が表面化したのは昨年十一月末に折柄敵が全戰線を擧げての冬期攻勢にも山西軍は殆んど參戰せず一月中旬に至つて遂に兩者の武力戰に發展、二月に入つて益々激化の一途を辿り中央軍の密集する晋南地區及び瀋安北方の共產軍陣地を除いた外は晋西、晋北、晋東の全地域に亘つて軋轢が繰返へされ、共產軍は晋西北部一帯にかけて地盤を有し逐次赤化工作を擴大すれば、一方山西軍は晋西北部以外の地區に於て機盟會系の偽縣政府を驅逐し山西軍系政府を樹立したが、此の間山西軍の一個師七獨立旅が共產軍に合流する等山西軍としては相當の傷手を蒙つ

中共又復要求提出

南京【二七】中國共產黨は抗日民族戰線の強化を標榜して抗戰陣營に於ける中共の地歩確立を圖り重慶政府に屢々要求を提出してゐるが、最近又も朱德、毛澤東、周恩來三者連名を以て國共聯合の國防政府組織外數項に亘る左の如き高壓的要求を重慶政府に突付けた事が判明した

- (一)速に國共聯合國防政府を組織し統一戰線を強化せよ
- (二)中共の存在權を正式に承認せよ
- (三)第八路軍の華北に於ける勢力擴大並に新四軍の獨立指揮權を正式に承認せよ
- (四)各地將領に對し打倒八路軍等の標語を削除せよ
- (五)共產黨の各種軍政機關内に於ける工作特殊權を正式承認せよ

重慶友戰分子を大檢擧

南京【二八】重慶政府は必死の隱微にも拘らず中央政府に於ける反戰運動は潜伏運動より一步進んで表面化し、確實なる情報によれば反戰大同盟參加者は二千名を超える實情にあるといはれる、之が爲め重慶衛戍司令劉峙は之に彈壓を加へ、まづ一月三十日軍政機關内より二十餘名を檢擧すると共に二月九日には衛戍司令部稽察大隊特務大隊軍法處警衛隊憲兵隊警備保安大隊等の一萬四千の兵力を動員し重慶各戸を軒並に搜查千二百餘名の反戰分子を逮捕したがこの大檢擧に當つては反戰分子も發砲して反抗大混亂を呈し、流言が亂れ飛び現在重慶の人心は極度に動搖してゐると云はれる

憲法草案協議の國民參政會召集

香港【二九】重慶來電、重慶政府は第四次國民參政會を來る四月一日重慶に召集開會するに決し各委員に對しこの旨通告した、今次參政會召集の主たる目的は近く設立される汪精衛氏の中央政府に對する對策策として國內各黨各派の團結を誘示すると共に新憲法草案に對する國民參政會の第一讀會を開催するにある、而して之によつて憲政實現企圖に對する重慶政府の誠意を一般に示し且つ現在國內に於ける不安に動搖する一般民心を把握すると同時に各黨各派の共通目的たる憲政實現を主張する事によつて日々悪化する國共關係の緩和に資せんと企てたものである

てゐる、一方最近猛烈を極めて来た
兩軍の政治工作を見るに閻錫山は西
晉建設委員革命同志會突擊團を組
織し赤化排撃に全力を傾注、共產軍
も亦各所に秘密會議を開き閻錫山が
定めた督察戰區を共產系の名稱に變
更する等、現在では一部の交戦を續
けつつ全般的對策に狂奔して居り、
事態は武力抗争を超越して根強いも
のとなり深刻の度を加へてゐる、斯
の反覆的摩擦の結果は皇軍に對する
歸順兵の増加となり既に數百名が皇
軍傘下に馳せ参じてゐる、併し此の
兩者の争ひが長引くだけ塗炭の苦し
みに泣くのは民衆であり山西の民衆
を愛撫する皇軍としては山西軍と共
に民衆の公敵たる殘忍非道なる共產
軍驅逐に斷乎たる決意を表示してゐ

山西の兩軍對峙

太原【二三】太原に達した確かな情
報を綜合するに最近中央軍及び山西
軍は遂に山西省西北地區に於て共產
軍の武力解決を決意したものの、
如く中央軍二個師は目下離石南方の
石樓、永和、大寧一帶に集結北上を開
始し奇嵐、興縣、靜樂縣等の共產軍陣
地に密偵を派して状況偵察を行つて
をり、同方面の山西軍もこれに協力
目下某地點に於て進撃準備中であり
更に閻錫山は一月下旬騎兵第一軍及
び第十九軍等に對し黄河を渡河し陝
西省に主力集中を命じ共產軍の退路
遮断に出でんとする模様である、こ
れに對し八路軍は靜樂南方二十五キ
ロ樓煩鎮附近の百二十九師三百五十
八旅を去る八日頃より逐次西方に移
動せしめ黄河沿岸地區に集結しつゝ
あり、更に軍渡北方十四キロの孟門
鎮にあつた八路軍の一部は軍渡附近

の三百五十九旅七百十七團の一部と
合して黄河を渡河西騎兵軍の進撃
を阻まんとしつゝあり、國共の一大
衝突は時期の問題と見られるに至つ
た、尙大同方面よりの情報によれば
奇嵐に開かれる豫定であつた山西軍
と八路軍との調停會議は閻錫山が會
議に出席を拒んだ結果遂に流會とな
り、閻は目下陝西省宣川に各行政專
員並に晉綏軍の師長以上の幹部を集
め會議を開催中といはれ、その内容
も對共產軍武力闘争に關し各種の對
案を授けつゝあるものと信ぜられて
ゐる

山西の共產軍配置

北京【二五】閻錫山麾下の山西軍と
在山西共產軍との衝突は次第に激化
し宣川會議決裂後兩軍全面衝突の危
機は次第に切迫しつゝあるが、山西
軍九個師に對し直接接觸しつゝある
共產軍の配置は次の如くである

一、山西省境附近より陝西省北
部綏德附近に至る山西西北部は大
體賀龍麾下百廿師の三百五十八、
三百五十九兩旅主力約二萬五千が
分散的に配置され、之に冀西區か
ら西北部に移動した晉冀察北軍の一
部、臨縣西北に百十五師の一部
孟門鎮(黄河畔)附近の百廿九師
の一部を加へてゐるが、注目すべ
きは山西軍中の機動會を主體とす
る共產軍への親近部隊、之が
首領は張文昂、韓鈞の兩名と見ら
れ兵力約廿個團現在臨縣方面を連
ねる線以北に移駐してゐる

二、山西東部及び東南部 九龍關以
南の山西、河北、河南三省境地帯
から武鄉、榆社附近に至る晋東地
區には朱德直轄部隊たる劉伯誠麾
下百廿九師の三百八十五、三百八
十六兩旅の大部隊が駐屯、同地區
以南山西東南部には林彪麾下百十
五師三百四十四旅の一部があり總
兵力約三萬と見られる

陝西省北部 陝西省内には蕭勁

光の指揮する政府軍約二萬があり
概して陝北にありと見られ別に綏
德附近には百廿師の三百五十九旅
仲王震を長とする一部が駐屯して
ゐる

三、陝西省北部 陝西省内には蕭勁
光の指揮する政府軍約二萬があり
概して陝北にありと見られ別に綏
德附近には百廿師の三百五十九旅
仲王震を長とする一部が駐屯して
ゐる

四、陝西省南部 陝西省内には蕭勁
光の指揮する政府軍約二萬があり
概して陝南にありと見られ別に綏
德附近には百廿師の三百五十九旅
仲王震を長とする一部が駐屯して
ゐる

山西の山西國共和解成らず

太原【二三】山西省に於ける國共兩
軍の軋轢は遂に絶頂に達し離石西北
方の黄河河畔地區一帶に亘り一大決
戦を展開せんとしつゝあるが、此處
に到る迄に次の如く兩者間に應酬が
繰り返へされ遂に全面的破局に導か
れたものなることが最近に至りその
全貌を露呈するに至つた、即ち蔣介
石は山西省に於ける國共軋轢の激化
を苦慮し中央軍及び晉綏軍の赤化を
防止する爲一月下旬林彪の百十五師
賀龍の百二十師、劉伯誠の百廿九師
など最近八路軍に對し舊正月の二月
八日から四月一日迄の間は山西省よ
り撤退し滿蒙國境方面に移駐を嚴命
した、之に對し中共領袖朱德、毛澤
東、周恩來等は一月下旬より二月初
旬に亘り陝西省延安に會合して撤退
命令に基き對策を熟議した結果

(一)中央政府の強制命令に基き共產
軍の山西撤退要求は之を容認せず

(二)若し晉冀察に駐屯中の八路軍を
滿蒙國境に撤退せんとせば、中央政
府に對し八路軍の撤退に代はるべき
法を改善すること(三)閻錫山の指導
下に活潑化せんとしつゝある抗敵、
突擊兩團の對共趣旨を抗日趣旨に轉
換せしむべし(四)山西省内に散在す
る各縣區政府機關の指導は國共兩軍
協力下に行ふこと(五)中央政府は速
に西安延安公路封鎖に任じてゐる蔣
鼎文に解除命令を發し、中共黨員
の行動を自由ならしめ且つ證明書所
持者を故なく檢索、拘留すべからず
つた

山西國共の衝突不可避

香港【二三】黄河以西の地域に於け
る國共兩軍の反目抗争は漸次擴大激
化しつゝあるが、西安行營蔣鼎文は
左の如き報告を軍事委員會に提出し
た、右報告書によれば山西省内に於
ける共產第八路軍と山西軍の敵對軍
事行動の擴大により兩軍の武力衝突
は一觸即發の危地に當面してゐる、
即ち延安政府當局は山西東南部に駐
屯する劉伯誠の第百廿九師を主力部
隊として聶榮臻軍を増強すると共に
賀龍、林彪兩軍を夫々山西省西北部
及び西北部より西隅に配置せしめ、
新編部隊を合しその兵力約二十萬に
達してゐる、更に黄河西岸に駐屯す
る約十萬の共產軍主力は黄河を渡河
何時でも山西省内に進撃し得る態勢
を整へ待機してゐる

一方これに對峙する閻錫山麾下の山
西軍は雜軍を加へその全兵力約十五
萬を山西南部に集結せしめつゝあり
既に閻錫山は全政治機關を動員して
共產軍割滅の大掃蕩戰を開始した、
斯くて現下の情勢は重慶當局が鋭利
なる刃を抜いて快刀亂斬を斷つた決

北支情勢

北支佛教徒の日本佛地視察

北京【三二】佛教同願會では今回友邦日本の佛教を河北佛教徒に理解せしめる爲め、北京佛教同願會常務理事を團長とする一行十名の訪日視察團を結成、来る廿五日北京發渡日の途に東京一ヶ月に亘つて各都府、身延、東京、奈良、高野等の各地を歴訪名利並に學校其他各佛教施設を見學日本に殘る佛教の眞蹟に接して益々佛教による日華提携の實をあげることにまつた

北支邦人事變前の約五倍

北京【三三】北支の日本人人口は事變前に較べれば既に五倍と謂ふ發展振りを示してゐる、北京總領事館調査一月一日現在の總人口は二十二萬八千八百六十二人にて三三年末の十三萬八千八百六十二人に比して一年の増加約九萬七千人、一月平均の増加約八千人と謂ふ数字を示し、之等は大陸鐵道沿線の主要都市に密集してゐる状態である、各省別に見れば河北五十一パーセント、山東二一・八パーセント、察疆二一・一パーセント以下山西、河南、江蘇の順、職業別はサラリマンがトツプで、鐵道従業員がこれに續いてゐる、人口の割に世帯數が多く總計七萬四千六百四十二戸、獨身者が壓倒的で男女別は男子百に對し女子七十二の比率となる都市別に見れば北京四萬六千九十九が筆頭で天津四萬七百七十五、青島二萬八千六百八十三、濟南一萬三千五百六十七、張家口一萬二千六百六、石門(石家莊)一萬九百九の順である

新民會と宣撫班合體

北京【三六】新民會は曩に王克敏行政委員長を會長に推戴、臨時政府と表裏一體の關係を確立し着々内容を充實して來たが、更に北支民衆の指導機關たる軍宣撫班の統合を實現すべく兩者間に協議が進められてゐたところ、二十九日午前十時から開かれた新民會最高委員會に於て完全なる意見の一致を見、安藤副會長は同午後二時半新民會第一會議室に全職員を集めて宣撫班との統合並に新民會の改組宣言を發表した、これにより華北民衆指導は兩來軍を通じて日本側から行はれてゐたものを廢し完全に新民會によつて統一され相共に新民會の綱領たる(一)新民精神發揚、王道の顯現(二)反共の實行、平和の確立(三)産業振興、人民生活の改善(四)善隣締結、東亞新秩序建設に向つて邁進することとなつた

▲新民會新機構 北京【三五】廿九日發表された新民會新機構並に陣容次の通り

△會長 王克敏 △副會長 王揖唐 △同守藤紀三郎 △同總斌 △顧問 片桐禮郎 △中央委員會委員 臨時政府各部長、其他(折衝中) △秘書長 盧靜遠(日本陸士出身、民國並に滿洲國中將、臨時政府行政委員會參議)

△設計部長 △教化部長 宋介 △同次長 多羅尾光道(大日本青年團理事) △訓練部長 尹扶一(日本陸士出身、陸軍中將) △更生部長 張鏡緒 △監察部長(缺員) △中央訓練處長 八木沼丈夫(宣撫班長)

△同副處長 張德恒 △同主事長 出原忠夫

▲縣政連絡員も新民會へ 北京【三五】新民會と軍宣撫班の統合に伴ひ従來臨時政府の行政系統を

通じて民生向上に協力して來か縣へ及び道)政連絡員も新民會に統合する事となつた

▲北支軍當局談 北京【三五】北支軍は新民會、宣撫班統合につき三月一日附を以て次の如き當局談を發表した

今般北支に於ける對民衆工作を一元化し新たに擴大強化せられたる新民會をして堂々北支民衆運動の展開を見ることとなつたことは眞に慶賀の至りである、事變當初北支軍は民衆に對して聖戰の意義を徹底せしめ、戰火による不安を一掃し民心を安定せしめるため、日華青年を以て宣撫班を編成しこれに従事せしめたのである、爾後事變の擴大と共に宣撫班は質的量的に強化擴充せられ、克く皇軍の一翼として廣く民衆宣撫に従事し來つた、宣撫班員は皇軍の行く所影の形に添ふ如くあらゆる危険を冒し銃無き戰士として諸工作に従事する實に二年有八ヶ月、各地民衆より慈父と慕はれよく皇軍の恩威を並べ行はしめた功績は永く事變史を飾るべきものと信ずる、一方縣(道)政連絡員は宣撫班とは別個に地方行政の復活改善に協力し行政系統を通じて民生向上に努力し來つた、他面新民會も亦創設以來二年有半幾多の困難を克服して政府を護持し反共黨、民生向上の大使命に邁進し今日政府の隆盛を見たのである、今や臨時政府の施政廣く北支に霑布せんとするの時政府と表裏一體の關係にある同會も亦同然飛躍的發展を要請せられるに至つた、上述の如く軍宣撫班(道)政連絡員の任務と、本會の使命とは相通する所を持つ三者を統合して一大組織を構成する事は時宜

に會ふものとしてその實現を見るに至つた、今後と雖も軍はその任務遂成上強力に新民會を支援するは勿論將來の道義的政治力發動を可能ならしむる如く協力援助をなさんとするものである、幸ひ再建強化せられたる新民會が眞に東亞新秩序建設の先達として確實なる發展を遂げんことは希望して已まざるところである

▲北支開發機構改革 北京【三五】北支經濟開發の本格化に對應すべき北支開發會社の改組並に北京支社の實質的本社化に關してはこの程具體案成り愈々三月一日を期して實施することになつた、即ち從來の總務、經理、業務、管理、物資調整の五部の中業務、管理の二部を改組擴充してこれを交通、炭業、電業、産業、企畫の五部としてこれに總務、經理、物資調整の三部を加へて合計八部とすることになり更に八部の主力を悉く北京支社内に置き、東京本社には連絡のため當該部の下にある課を置くことになつてゐる、而して各重役も主として北京に駐在して經濟開發の促進に協力する筈である

蒙古自治政府

▲蒙疆銀行通幣總會 張家口【三五】蒙疆銀行は廿七日午後二時より總行に於て第四期通幣株主總會を開催、寺崎副總裁より昭和十四年下半期中の蒙疆經濟事情及び蒙銀營業狀況につき報告あり利益處分案を可決散會した、尙同期の純益金は五十三萬四千八百七十圓にして前期繰越金廿四萬六千三百九十五圓を併せて七十八萬一千二百五十五圓で利益金の處分は(左の通り單位圓)職員退職慰勞積立金三萬、法定積立金十六萬、別途積立金十五萬、役員賞與金二萬五百、株主配當金七萬五千(年五分)、後期繰越金卅四萬五千七百六十五

▲蒙古軍で幼年學校新設 張家口【三五】蒙古軍では今回優秀な將校養成のため幼年學校を創設來る六月一日より開校の豫定である、校舍は錫林郭勒盟の軍官學校を充て修業年限三ヶ年入學資格は全家古民族中の十八歳迄の優秀な少年を毎年約五十名宛募集し、初代校長には博彥們都第二團長を戴き、日本精神に基く精神教育に重點を置き近代式訓練を施す事になつてゐる、徳王も講堂の扁額に「興蒙」の字を揮毫して青年蒙古の將來を祝福するといつた力の入れようである

中支情勢

▲上海共同租界バス罷業 上海【三五】最近上海の物價暴騰は市民に異常な影響を與へ、租界内各工場に賃銀値上要求を繞る爭議が頻々として起つてゐるが、廿八日午後十時に至り英商上海公共バス會社職工約四百五十名も四割の賃銀値上げ米價昂騰による手當支給、休日設置等八ヶ條の待遇改善要求を提出してストライキに入つた、このため蘇州河以南の共同租界全線のバス運行は廿九日早朝からバツタリ停止した、恰も廿九日は朝來氣温が急激に低下、遂に上海には珍しい大雪となつた爲め、所謂河向ふ一帶の外人は全く足を奪はれ頗る困惑してゐる

英國商船の海賊行爲 南京【二二】去る十六日蘇州新報の常熱駐在通信員より同日午後六時頃常熱福山口の揚子江上にて一千名の兵を乗せた英國軍艦が現はれ、福山自衛團員に不法射撃を行ひ爲に團員に死傷者を出すに至つたとの通報に接した、同社では事件の眞相を疑惑を懐くと共に國際的な重大事件と見て發表を差控へると共に南京の關係各機關にこの旨を移牒し眞相究明中であつたが、其後我方の調査によつて事件の全貌が漸く判明するに至つた、これによると問題の怪船は軍艦ではなく英國旗を掲げた上海英商怡和洋行所屬汽船漢和號(二百噸)と判明した、而して最近福山方面の揚子江上に頻りに怪米國船が不法進入し米國其他の物資の自力搬出をなし

財政・經濟

香港筋の外貨賣續せん(上海誌)

上海【二三】上海爲替市場に於ける所謂香港筋の外貨賣物は昨秋以來爲替市場の主要支持材料となり且逃避資金の上海向還流を物語つてゐるものとして注目されて來た、然るに本年一月中旬以降上海に於ける香港筋の外貨賣物は漸次減少しつゝあるが著名の金隔誌ファイナンス・エント・コムマースは二月廿一日附同紙上で香港よりの特報として上海に於ける香港筋の外貨賣と今後の見透しにつき次の如き報道を掲げてゐる、所謂香港筋の實には次の三原因が考へられる即ち

上海工部局大増稅

上海【二六】廿五日上海共同租界工部局は本年七月以降戸別稅、特別地城戸別稅及び地租に對し五割、又許可證、鑑札等の交付手数料附加料金等に對し四割の大増稅を行ふ旨發表し各方面に大衝動を與へてゐる、右發表に據ると今般の増稅は最近數年間の膨大な赤字補填を目的とするもので、今年度の財源捻出策としては別に一千萬元の公債發行が豫定されてゐるが、一九三八年度までの赤字約一千萬元を加へて一九三九、一九四〇兩年度に於て更に五百萬元内外の不足が豫想され、加ふるに最近の法幣下落物價騰貴のため遂に増稅斷行の止むなきに至つたものとされてゐるが、一方工部局自體は英人高級職員の高給退職金制度等經費節約の對象となり得る問題に眞摯な考慮を加へてゐない模様であり、來る三日の納稅者會議でもこの増稅案を中心に向當着瀾を呼び起すものと見られてゐる

上海銀行會長總會で演說

香港【二六】英國の在支金融資本の總本山香港上海銀行は本日香港本店で定時株主總會を開催したが、席上香港銀行取締役會長シールド氏は昨年中の極東經濟狀況に關する演說を行

「特に銀行業務に關聯する點以外は政治問題に觸れるを避け度い」と

ひつて居り、法幣が今日の如き強調にあるのは寧ろ注目すべき事である、法幣が三月八分の三に低落したのを歐洲戰爭の勃發により再び強調を呈し、年末に至り輸出の前途樂觀に一層脆りとなつた、その背後には法幣安定資金の存在が有力な力となつてゐるが、今後もその目的の爲め有力に働いてあらうと期待される

一、上海問題

上海の商工業界には樂觀論が強いが大上海の行政問題が解決されぬ限り上海の情勢は満足すべきものとならぬ事を強調したい、現在の不安定を乗り切るべき最初の措置が最近とられた事は寧に歡迎すべきであるが、尙爲さねばならぬ事は多々ある

一、香港

政廳支出の増大は不安を惹起してゐるが、當局は節約が出来ないか否か調査すべきである、香港銀行の營業狀態に就ては今期最終配當に於て十志方を減配せねばならなかつた、本年度に於ても前途は決して満足すべきものでないと思はねばならぬ

會社

中華輪船公司創立總會

上海【二五】封鎖解除後の揚子江を中心とする航運事業の發展に資する爲、今回日支令辨による維新政府特許法人として中華輪船股份有限公司を設立する事になり、二十五日上海日本人俱樂部で創立總會を開き定款其他を決定した、新會社の資本金設立目的、業務は左の通り

(一)資本金三千萬圓(日本側一千四百萬圓、支那側一千六百萬圓)(二)本

筋の外貨賣は一般に今後著しく減少するものと見られ、殊に從來のポンドの賣物の買埋めが完了する曉には香港筋の賣物は急減しつゝ、金塊の香港向け密輸入はその性質上、今後の豫想を行ひ得ないが、香港に於ける金融方面の意見を綜合するに上海に於ける香港筋の外貨賣は今後暫く續いてあらうが漸次減少するものとしてゐる

香港【二六】英國の在支金融資本の總本山香港上海銀行は本日香港本店で定時株主總會を開催したが、席上香港銀行取締役會長シールド氏は昨年中の極東經濟狀況に關する演說を行

つて居り、法幣が今日の如き強調にあるのは寧ろ注目すべき事である、法幣が三月八分の三に低落したのを歐洲戰爭の勃發により再び強調を呈し、年末に至り輸出の前途樂觀に一層脆りとなつた、その背後には法幣安定資金の存在が有力な力となつてゐるが、今後もその目的の爲め有力に働いてあらうと期待される

店を上海に設く(一)目的、日支提携の下に日支航業の健全なる發展を期す(二)事業、揚子江を中心とする航運業、之に附帯する碼頭倉庫並びに其の附帯事業關係事業に對する投資及び融資

純商業銀行として中亞銀行創立

上海【二三】支那人方面の流動資金を吸収して以て日支經濟合作に資する爲、豫て在上海支那金融關係業者間に於いて上海に純商業銀行として中亞銀行股份有限公司を設立すべく計畫中であつたが、この程諸般の準備完了するに至つたので廿四日新定款及び役員を左の如く決定した

(一)名稱、中亞銀行股份有限公司(二)法人格及び本店所在地、支那人として總行を上海蘇州河以南の公共租界内に設く(三)資本金、五百萬圓(華興券)第一回拂込み四分の一(四)業務、一般商業銀行業務その他貯蓄銀行及び信託業務を營む(五)預金貸付等の使用通貨、預金貸付等に使用する通貨は華興券、軍票及び上海に通用してゐる法幣とすること(六)役員董事長盛文頤、董事傅修庵、徐春昌林達夫、監察人魏德文、陳日平

南京維新政府

維新政府異動

南京【二三】過般病死した維新政府司法行政部次長彭清鵬氏の後任には交通部次長于寶軒氏が廿一日付を以て任命された、又交通部次長には戒烟總局長朱曜氏が、戒烟總局長には内政部次長張秉輝氏が、財政部次長には李潯氏が夫々任命された

南支情勢

南京【二三】維新政府經靖部水巡司は近く生れんとする中央政府にそのまゝ接收繼承されるに内定してゐるが目下組織陣容の擴充強化を圖つてゐる、この水巡司(司令長許建廷少將)は軍事、艦務、機材の三科があり、軍事科(科長李堯熙上校(大佐))は我が海軍の軍務課に相當するもので艦務科(科長孟秀椿中校)は我が艦本部に又機材科は我が軍需局に當る所である

新中國青年黨海州支部發會式 海州【二三】反共國家主義を標榜し、亞細亞民族の幸福と復興の爲果敢な文化闘争を續けてゐる新中國青年黨の海州支部發會式は、廿四日午前十時から經濟振興會館に於て〇〇部隊長海州特務機關長始め日華兩國代表者を來賓に黨總裁代理胡氏及支部長邵冠武氏以下二百の黨員等列席の下に盛大に行はれた、邵支部長の開會の辭に次ぎ宣言決議文の朗讀來賓の激勵祝辭等あり同十一時終了した

桂林にソ聯飛行士十三人 香港【二三】去る一月三十日桂林を出發陸路廿八日間を費して廿七日香港に辿り着いた一支那人があるが、同人は桂林よりまづ湘桂鐵道で北上湖南省衡陽に出たのち其處から粵漢鐵道に乗換へて韶關に達し更にバスマで韶關東方百哩の老隆に出て、そこで漁船に投じて東江を下り、その下流五十哩の河源に出て河源で戎克を備ひ、更に下航を續けて蕙陽で船を降り今度は轎子によつてバイアス灣に近い淡水に出て、それから淡水、沙頭角の中間地點から始めて近代的な汽船に乗るを得て九龍北方十里の大埔に達しそこから廣九線で香港に達したのであつた、同人は旅行途次の西南輿地實情に就て左の如く語つてゐる

西南輿地では石炭は全然手に入らず薪が主要燃料となつてゐる、水道のある所も空爆のため殆んど駄目になり、河水を苦力に汲ませて使つてゐる、桂林ではまだ電燈は點いてゐるが電力が著しく低下してゐる、唯農産物は豊富で、米一ピクル二十元乃至三十元、野菜や魚類も容易に手に入る、衣類も供給潤澤だが靴用の革は非常に不足し價格も非常に昂騰してゐる、日本の空爆と航行遮斷の結果外國品もがあるだけであり、ガソリンも次第に缺乏し一ガロン廿元乃至三十元の高値となつてゐる、桂林ではまだ映畫館が興行してゐるが上映される映畫は古いものばかりである、政府當局では外貨獲得のため金やアンチモニーの開發に必死の努力を拂つてゐると言ふ事である、なほ桂林には十三人のソ聯飛行士が駐在して時々支那空軍の活動を指揮してゐるが一時桂林は連日の様に日本空軍の爆撃を受けた頃も市民はまだ誰も日本の飛行機が撃墜されたのを見た事がない



英國

英砲艦々長上海へ 香港【二三】長沙來電、英砲艦サンドバイパー號艦長は昨廿三日重慶側差廻のラソチとトラックによつて長沙發上海に向つたがこれで長沙にあつた英國海軍は全部引揚げを完了したわけである

香港貿易の躍進

香港【二三】香港政廳發表、一月中の香港貿易額は著しい飛躍を示してゐる、就中日本及び北支(上海を含む)との貿易額の増加が特に顯著であるが、之は香港と日本を中心とする經濟ブロックとの經濟的關係の接近化を立證するものと見られる、これを前年同期に比較すれば次の如くである(單位百萬香港幣)

Table with 2 columns: Year, Value. Data: 一九四〇年一月 一、九三九; 一九三九年一月 四〇〇・七

揚子江開放問題英下院問答

揚子江開放問題英下院問答 ロンドン【二三】日本の揚子江及び珠江一部開放はその後諸般の準備を進めこれが開放にあつて萬全を期してゐるか、右に關し廿九日の英下院において保守黨議員ロバート・モイガン氏とパトラー外務次官の間に左の如き質疑應答が行はれた

(問)揚子江及び珠江は日本首相が昨年十二月十八日の聲明で約束した通り一般貿易のため未だ開放の運びに至つてゐないのか、もし未だ開放されてゐないとしたら、もしも歐洲の貿易及び水運は未だ何の程度制限の下に置かれてゐるか、パトラー外務次官(書面を以てて回答) 未だその運びに至つてゐない現在の取極めでは珠江は一週一

回英國船の廣東航行が許容されて居る、揚子江では江陰上流の第三國船舶航行を禁じられてゐるが、その下流においては英國船は或程度の困難を侵して航行を行つて居り、かゝる制限に對して英國政府は日本側に對し注意を喚起して居る

米

ジョンソン大使重慶着
香港【二三】重慶來電、ジョンソン駐支米大使はヘルミツク司法領事並にマツクヒニー海軍武官を帶同、二月二十四日昆明より支那憲兵の護衛を受けつゝ自動車で新設の雲南四川公路を視察旁々通過廿九日無事重慶に到着した

佛

佛首相瀋越線事件を報告
パリ【二六】ダラディエ首相兼外相は廿八日午後の下院外交委員會の席上極東問題に關し説明を行つたが、瀋越鐵道爆撃問題に言及し同事件に關しては目下日佛兩國政府の間に交渉が圓滿に進行中であると左の如く報告した

西

瀋越鐵道爆撃問題は日佛兩國の國交が好轉つゝあつた折柄寔に不幸な事件であつたが、幸ひ日本の有田外相も遺憾の意を表明し、犠牲者に對しては慰籍料を贈呈すると聲明、交渉は圓滿に進行中である

ソ

コミンテルンの對重慶申入と新指令
香港【二三】某方面に入つた情報、第三インター極東支那の某所に於て緊急會議を召集し極東各國の共產黨代表廿七人出席の下に支那事變を中心とする最近の國

際關係を検討して之が對策を協議した、同會議に於ては國共間の軋軋が漸次激化し遂に昨年來全般的危機の段階に達した事に關し特に考慮が拂はれたと言はれる、又同會議は中央に對する國民黨の態度は正を要求し同時に國民黨をして對日徹底抗戦を繼續せしめる事によつて中共の勢力を擴大する見地から、中共を通じて國民黨に提出した「申入書」並に中共に對する新指令を討議の上可決した、右建議書並に指令の要旨左の通りである

△對國民黨申入 支那の抗日に同情する第三インターは國共兩黨間の密接なる協力を支持し、支那國民解放の原則に沿ひ次の如き申入れを國民黨に提出する

(一)國民黨政府中央軍政兩機關はとも(二)國民黨政府中央軍政兩機關はとも(三)國民黨政府中央軍政兩機關はとも

し且つ右肅清實行に關し中共の意見及び實行手段に充分の尊敬を與ふべきである(四)第三インターは對日抗戰に於て現在支那が第二次の重大危機に直面しつゝあると見做すものとあるが、國內に於ては燃上る和平の熱を消止め、國外に於ては國際信用を回復する爲め、國民黨が近く各前線に命令を發し各受持の敵陣に對し反攻を開始して重要都市の奪回に努力せしめ又正式に對日宣戰を布告すべきである(五)世界の輿論を支那に有利に導き且つ現在の外交上の暗礁を打破する爲め國民黨は全外交陣を動員し駐ソ大使を中心に多邊的外交委員會を組織し活潑なる外交闘争を開始すべきである

△中國共產黨への指令 (一)抗戰第一段階に於ける國共協同が大成果を収めた事實は廣く宣傳すべきであり、同時に國民統一戰線強化のため重ねて階級闘争の停止方を力説せねばならない、併し乍ら無産階級を獲得し且つ地方組織設立の爲めの努力繼續し且つ將來の勢力獲得の分野に於ては民族的抗戰の優勢を第三國々に宣傳し且つ中國共產黨並に西北特區に關する逆宣傳を粉砕せねばならぬ又中國共產黨に對する國際感情を好轉せしめる爲め外國國民の捕虜に對しては出来るだけ厚遇を與へねばならぬ(三)中共は國民黨との關係悪化を防ぐ爲め可成國民黨軍駐在地近接區域への進軍を回遊せよ、日本軍との戦闘に際しては國民大衆の信用を獲得する爲め中共軍は國民黨軍に先んじて戦へ、又國民黨軍が退却を餘儀なくされた場合でも共產軍は民衆と共に留まり勢力の増大を圖るべし(四)第八路軍應下軍隊は國民政府の總攻撃令を積極的に遵守せよ(五)北支の遊撃隊は河北省東部に於ては夫々長城に向つて進撃し情勢が許すならば日本軍の後方擾亂の爲め滿洲國內に潛入すべし(六)西北に於ける中共本部は國際赤色ルート保護の爲めその軍隊を甘肅寧夏、青海方面に派遣し、人民の名に於て西北各種族を獲得し、内蒙及びソ聯と協力の下に西北滿洲國及び内蒙を包圍する大赤色鐵環の一環と爲すべし

ソ聯軍事顧問大部分が歸國
香港【二六】重慶來電、ソ支軍事協定によるソ聯の操縱士、機關士、對空防禦班等航空顧問の支那派遣はソ聯新式武器の供給に伴つて送られた軍事顧問ととも現在迄數回に亘つて派遣されその數七、八百名に上りこれら顧問の大部分は從來重慶、蘭州、西安、衡陽その他の軍事的要都市に於て軍事顧問として主要な役割を演じてゐたのであるが、昨年十月初來支した約十名から成る軍事顧問團の到着を最後として爾後ソ聯軍事顧問の派遣及びソ聯武器の對支供給は國共關係の悪化と歐洲政局の急變によつて停止されるに至り、更にソ芬戰爭勃發の結果ソ聯では愈々多數の軍事技術者を必要とするに至つたので、數回に亘りソ聯の在支軍事顧問を召喚し既に全顧問の約四分、その結果二十三日重慶政府がソ聯赤軍創立第二十二年祝賀の茶會を催した際、之に出席したソ聯軍事顧問は廖々五、六名に過ぎず、以前支那に於けるソ聯軍事顧問の活動華かなり當時に比し洵に物寂しい對照を呈したといはれる

ソ聯は依然支那に同情(米紙報道)
ニューヨーク【二二】ニューヨーク・タイムズ紙モスクワ特派員ウォルター・デランティ氏は廿一日ソ聯の支那に對する同情は依然として續けられてゐる旨次の如く報道してゐる

ソ聯の支那に對する同情は過去六ヶ月以來終始變らない、第一にソ聯各紙は毎夜重慶の放送を忠實に掲載してゐる、第二にソ聯各紙は汪精衛其他支那新政權參加の指導者の皮肉な漫畫を掲げたり或はこれを攻撃したりしてゐる第三にはソ聯紙は屢々日本が極東に於て直面してゐる右四國就中日本間の紛争を發表し右四國就中日本を採り上げ日本が支那の抵抗を粉砕し得ないのは西歐諸國との摩擦の主たる理由でありとしてゐる最後にはソ聯は北支南支に於ける最後にはソ聯の支那軍の勝利を賞讃してゐる、而してソ聯は日本がソ聯との親善關係を確立するにしてもそれはソ芬戰爭の結果を見てからにしたいとの態度をとつてゐると信じてゐるので現在の所日ソ關係は全く停頓状態にあるやうである

達賴喇嘛即位
香港【二三】重慶來電、西藏政教の首長たる第十四世達賴喇嘛拉木登珠の即位式は廿二日西藏の首都拉薩に於て舉行され、藏藏委員會委員長吳忠信は重慶政權代表として右即位式に參列將介石、孔祥熙、于右任等何れも慶賀のメッセーヂを送つた、尙ほこれと同時に重慶でも蒙藏委員會副委員長長趙不廉を中心に盛大な祝賀式を行つてゐる

第五十七回 帝國議會

旬間大觀

十五年度豫算は廿三日貴族院に廻附され、貴族院もやうやく軌道に乗りはじめた。それからあらぬか、岩田宙造氏が秘密會での容辯拒否の態度に對し、又田澤義錦氏が齋藤問題に關聯して、政府に抗議的乃至警告的發言を行ひ注目惹いた。

齋藤氏懲罰委員會は在再黨争に日を暮らして何時果つべしとも見えない。そこへ産組の保險經營進出問題が一枚加はつて、こゝもと、いままでの防禦軍側に逆襲の好材料が與へられたといふ形だ。事變處理や農村問題に重大關係があり、國民の關心を免れない問題をその率直な解決には何等か、はりないやり方で取り上げ、醜い紛議に浮身をやつしてゐるのが、噴火山上の舞踏でなければ幸である。

しかし齋藤事件のかもしれない不透明なものは、政府自身が、徒らに身振りのみ止まることなく、積極的、具體的に事變處理方策を闡明することなくしては解消しないだらう。

十四年度追加豫算案院提出

【二二九】政府は二十九日左記三件を衆議院に提出

- 一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
- 一、昭和十四年度各特別會計歳出歳入豫算追加案(特第二號)
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件(追第二號)

軌道廢止補償提出

【二三〇】鐵道省では今議會に金華山軌道(宮城縣石巻湊一女川間一三、八軒)朝倉軌道(福岡縣二日市杷木間、依川一飛行隊前間三五、四軒)の經營廢止に對する補償の爲公債發行に關する法律案を衆議院に提出したが右は國有鐵道の開通に伴つて兩軌道會社の經營廢止に對する補償をなすため公債を發行せんとするもの

である

政府提出法案

- ▲貴族院
 - 一、獸醫師法等の臨時特令に關する法律案(二十四日)
 - 一、字品港軍事取締法中改正法律案
 - 一、國民體力管理法案(以上二十七、八日)
- ▲衆議院
 - 一、樺太鐵道株式會社所屬鐵道買收の爲公債發行に關する法律案
 - 一、商工組合中央金庫法中改正法律案(以上二件二十六日)
 - 一、家屋稅法案
 - 一、所得稅、法人稅、内外地關涉法案

昭和十二年法律第九十四號(支那事變のため從軍したる軍人及び軍屬に對する租稅の減免、徵收猶

豫等に關する法律)中改正法律案一、大正十三年法律第六號(外國船舶の所得稅等免除に關する法律)中改正法律案一、アルコール製造事業等に對する所得稅等の免除規定の改正に關する法律案

貴族院

廿三日、本會議に十五年度總豫算案が上程され、議會の主流は貴族院に移つた。しかし既に會期半ばを過ぎんとしてゐるのに議案に乏しく、同日各派代表は政府に議案提出を督促。

廿三日の本會議で岩田宙造氏が政府の質問封じに對して首相の所信を訊いたのと廿七日に同じく本會議で田澤義錦氏が齋藤問題に關聯して之に對する政府の態度につき質問を發したのとが今旬の目立つた出来事である。豫算總會は廿三日午後から開始された。

貴院議案提出を督促

【二三一】今議會も既に會期の半ばを経過しやうとしてゐるが貴族院には豫算案が廿二日送付されたのみで五億圓の増収を見積る稅制改正案の如き重要法案は衆議院に釘付けとなつたまま、何時送付されるかも計り難い状態にあるので貴院各派に對しては會期終了間際に至つて多くの重要法案が貴族院に持込まれその結果審議期間の不足を來すが如きことは遺憾であるとしてこの際豫め政府に對し

議案提出の督促をなすべきであると議が持ち上り廿三日正午院内において非公式に各派交渉委員が參集し協議の結果各派代表は同午後一時院內大臣室において米内首相と會見(一)政府は議案を速かに貴族院に提出されたい、(二)稅制改正案の如き豫算とも關聯した重大法案について豫算案の審議中に貴族院に送付し少くとも二週間の審議期間を與へられたい

☆本會

藏相財政演說

廿三日の貴族院本會議は午前十時四十五分開會、廿二日衆議院を通過した百三億の膨大豫算案を送付されて今議會後半の論戰は一轉して貴族院に移つた。此の日の本會議は久しく續いた開店休業状態の後を受けて返り初日の感を呈し傍聽席は超滿員、議場も空席疎らで珍らしく活氣を漂はす、劈頭櫻内藏相より先般衆議院でなせる財政演說に「緊急已むを得ざる經費は追算豫算として協賛を求め」一點を追加した財政方針に關する演說を行

質問封じに對し發言

終つて岩田宙造氏(同和)は曩の本會議秘密會(支那事變處理に關する説明)に於て政府が答辯を行はなかつた事に關聯し議事進行に關し發言を求め登壇。政府と議員との間に於ける質疑應

答についてあるが議員が國務大臣の演說、法律案並に豫算案其の他政府の說明などについて質疑を行ふのは議會開設以來五十年の永きに亘り明白な慣習となつて居るべからざるものであり之が完全に行はれる事によつて職務が遂行されるのである、然るに政府に於ては如何なる質疑に對しても一切答辯を行はずとして全面的に拒否し得るとの考へを持たれてゐる様にも見える、若しかゝる事ありとせば議事の進行に重大な關係ある事は勿論であり惹いては議會の職能の上に重大なる影響あり由々しき問題と思ふ、政府は質疑に對する答辯を拒否し得る意向を有するや、またそれは議會の慣行に照し差支へなきものと考へるや否や首相の所信如何

米内首相 政府に於ては議員の質疑に對し全面的に拒否する意向は有してゐない。一職し議員の質問に對する政府の態度に就きその見解を述べたい。日程に戻り請願委員長堀田正恒伯(研究)より委員會に於ける經過並に結果の報告あつて

要塞地帶法中改正案他二件上程

△要塞地帶法中改正法律案(政府提出)を上程。畑陸相より提案理由の説明あり質條の爲。淺田良逸男(公正)(一)第十一條によれば從來許されなかつた要塞地帶附近に要塞司令官の許可あれば飛行場を設置する事が出来る様に思はれるが如何(一)禁止制限事項の擴大は人民の側から見れば相當行動の制限を受ける事になる(一)

防諜其他の關係より外人に對する取締りを強北する必要がある(一)要塞地帯の整理は順調に進んで居ると思ふが尙不必要なる地點で人民を束縛して居る事がある様に思ふ、人民に對する制限の解除し得るものは速やかに解除し人民の權利を擁護され度い

烟陸相(一)軍事上防諜に重點を置いて居る事は勿論である(二)第十一條の件は全く防諜の見地より出て居るものであり、人民の權利は尊重して居る、然し防諜の嚴肅なる事は論を俟たぬ(三)人民外人に對する關係は軍事上の要求に基くが禁止事項は成べく尠くして許可制を増大する積りで合理的運用により人民等に迷惑を及ぼさぬ様にした(四)整理は順調に進んで居る、海軍と協力してなほ善處する右をもつて本案は委員附託、次に△家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出)を上程島田農相より提案理由の説明あつて委員附託、△軍用電氣通信法中改正法律案(政府提出)を上程、吉田海相より提案理由の説明あり要地帯法中改正法律案委員に併托次いで△青森縣新和郵便局に公衆電話開設請願△信越本線直江津、上越線六日市の兩驛間鐵道敷設の請願△官公立屹音橋正所設置の請願△羽本線横手、羽越本線、羽後本線の兩驛間を豫定線に編入し横莊郡神宮寺町に登記所設置の請願の五請願案件は委員長報告通り採決に決定十一時五十六分一旦休職午後一時廿七分再開去る十六日大河内輝耕子の(研究)産組保險進出問題に關する質疑に對する留答辭の爲

商相 産組保險進出問題につき所信

披露 藤原商相(本社速記) (前略)第一保險事業は保險業法上株式會社又は相互會社の外は之を營む事を得ず從つて産業組合が直接其の事業として之を營む事を得ざる事は言を俟たない次第です、第二に今回の問題は産業組合關係團體に於きまして其の資金の運用として保險會社の株式を買収せんとする計畫は當主務官廳たる農林省に於きましては詳細調査研究中でありますので其の回答を得ました上で商工省として意見を決定する事に致したと思ひます、此際御参考の爲に三保險會社の内容につきまして申し上げます大正生命保險會社資本金五千萬圓全額拂込済、株式配當は一千七十分、利益金は三十三年度一萬七千七百二十圓、日本教育生命保險會社、資本金三十萬圓、拂込金七萬五千圓、株式配當當年五分、利益金十三年度二萬五千八百五圓、新日本火災海上保險株式會社、資本金公稱五百萬圓、拂込金百廿五萬圓株式配當無配當、利益金十三年度收益なし

亞使臣が各々駐在國に固執して任地國との親交を増すことのみ汲々たる有様である、駐在武官についても同様の事が云ひ得ると思ふ心すべきである、飽く迄も媚態外交を放棄して支那事變の眞意を理解せしめ恒久平和を欲する國と提携し正義外交を斷行されたい、これがために外交の一元化を圖り外務省の大刷新を行ふ考へなきや有田外相 外交は常に公明正大に行はれてゐる、外交無方針、多元的外交によつて列國の認識を誤まることとはないと思ふ根本的な考へ方において相當の隔りがあることによつてであると思ふ、外務省に對する世間の非難は耳にするが肯綮に當るものゝ然らざるものとがある誤ちは改むるにやぶさかでない

米内首相(本社速記) (前略)支那問題に對してはなほ相當の長期の戦時體制が必要であると考へなければならぬ、つまりこの長期戦を覺悟しつゝ國防力の充實を圖るといふことは最も大事なことと思ふ國防力を充實するためには種々の觀點から考へられるが、經濟力の發展の觀點から見るに御質問の通り生産力擴充の關係に於ては經濟力の基礎を培養せねばならぬといふことは申すまでもないと思へる而してこの生産力の擴充を遂行するためには第一物價對策を考へなければならぬと思ふ、(中略)物價對策に就いて申せば物價を引上げて生産力を増すと云ふことも一つの方法と思ふのであるが、單に物價を上げると思ふだけでは生産力擴充の目的を達成することが困難であつて、矢張りその根本となるものは物資、資金、勞力等の生産力擴充上必要なもの、供給を適正圓滑ならしめると云ふことが先づ第一に肝要であると思ふのである、假に物價を引上げて逐次生産を刺激して生産擴充の目的を達しやうとしてもその刺激は長く續かないのであるし、一般物價に悪影響を及ぼすと云ふことも考へなければならぬと思ふ、そこで政府としては低物價政策を堅持して此の方針の下に個々の物資に就いて其の實情を調べ適正價格と云ふものを定めて之を勵行してゆきたいと云ふ所存である、特に産業上必要であるところの物資及び生活必需品に就いては或は必要に應じては助成政策をもつてこの低物價の方針を是非堅持して行かなければならぬと考へてゐる、次に官民軍の間に緊密な連繫を取つて行かなければならぬと云ふことは全く同感である、それから軍需品の中でも品目に依つては御説通り緩急の調整を圖る云ふ事が極めて必要であつて從來と雖も相當考慮を致して居るが今後は一層事情を見極めて其の實行を期したいと考へてゐるのである(後略)

藏相の財政演説追加 廿三日の貴族院本會議における櫻内藏相の財政演説は衆議院における演説と内容に於て變りがないが今議會成立の十四年度追加豫算の關係で十五年度豫算との比較數字が訂正されたのと十五年度豫算に就て緊急止むを得ざる經費を追加豫算に求むる點につき左の如く字句の修正追加をされただけが相違してゐる

財政演説に對する質疑 次で財政演説に對する質疑に入り、外交の一元化に關し副島道正伯(研究) 日本が列國から侵略略されてゐるのは外交の不統一拙劣さによるのであり、又不謹慎極まる言辭を弄する者がある、かゝる事は彼等に乘すべき機會を與へる以外何物でもない、日本は陸で大言壯語を吐くに拘らず國際場裡に於ては遠慮勝ちである、日本外交の矛盾は東

首相低物價につき重ねて言明 深尾隆太郎男(交正) 最近における電力不足は日發の官僚統制の爲である、滿洲では財閥を排撃し北支では一業一社主義をとつてゐる爲に開發が著しく遅れてゐる事は由々しい問題で之等は何れも革新イデオロギイに基くものでその爲に禍されてゐる、革新には廢擦を必ず伴ふが其の廢擦の爲に物資が不足する様では重大問題だ、政府の低物價政策も漠然たる一律主義の低物價政策は極めて危険である、生産力擴充の爲に價格訂正を速やかにやる必要がある、物動計畫の内容については知る由もないが政府は過大に見積つて居るのでないが慎重に考慮されたい

とて運輸力不足等について政府の注意を喚起して降壇 労働力不足等について政府の注意を喚起して降壇

廿四日 廿四日の貴族院本會議は午前十時十一分開會△牧野法中改正法律案(政府提出) 牧野法中改正案他一件上程 廿四日の貴族院本會議は午前十時十一分開會△牧野法中改正法律案(政府提出)

を上程、島田農相より提案理由の説
明あり質疑なく委員附託、△輸出毛
織物取締法案(政府提出)を上程、
藤原商相より提案理由の説明あり質
疑なく委員附託

一般質疑

次いで國務大臣の演説に對する質疑
に入り

建部逕吾氏(同成)華國の理想を述
べたる後)昨年十月中旬グルー大
使が新秩序はアメリカ人には不可
解なものであるとの言葉を弄した
が、かゝる大理想に對する認識を缺
いて居るのは極めて遺憾であるす
べからず東亞新秩序と共に世界的
新秩序の樹立を望む、世界列國は
權謀術策に寧ろ自縛自縛に陥
つてをり今や世界は新秩序に向つ
て進まねばならぬ状態にある、東
亞新秩序は先づ蔣介石の道心を甦
らし日滿支を一體とした「東亞社
會聯合」を組織し鞏固なる大理想
達成に邁進せねばならぬと思ふが
如何、近衛聲明に對しては多少の
批難はあらうが小乘的立場を棄て
ゝ飽く迄も大乘の見地に立たねば
ならぬ、近衛聲明にある最少限度
の保障とは日本が道義上の義務を
完全に遂行するところである、次の
諸點に關し東亞新秩序建設の具體
的内容を訊きたい、即ち(一)外政
の新秩序については民族心理を無
視しては成果を期待し得ぬが如何
(二)教育の新秩序については從來
の教育方針を止めて教育強化の方
法をとらねばならぬ(三)民に信を
失へば政治は行はれぬ(四)政治の
唯物的墮落について云へば義務教
育年限延長の如きも質よりも量を
考へてゐないか又市町村吏員の不

正續出は枚擧に違ない、豫算の形
大な數字偏重を始めとし政治萬般
の唯物的墮落は由々しい問題であ
る、これを要するに新秩序建設は
養正の觀念を根幹として邁進され
たい

東亞新秩序の精神(首相所信)

米内首相(本社速記) 御答へ致しま
す、先づ八紘一字と申します事と
東亞新秩序建設と言ふことに關し
ます見解を申上げましたに聊か具體
的に御質問に御答へ致したいと思
ひます、八紘一字とは神武天皇御
創業の大精神であり廣大無邊の御
神徳を洽く天が下に布き廣め給ふ
ところの大御心であると拜察を致
して居ります、又東亞新秩序建設
と云ふことに關しましては近衛聲
明にも書いてあります通りであり
ますが只今この東亞新秩序の根本
に關する御高見を拜聴致しまして
御同感の點が多々あるのでござい
ます、要するに東亞新秩序の建設
と申しますことを要約致しますれば
抗日容共の指導精神を持つてゐ
るところの蔣政權をあく迄打ち仆
してさうして支那を完全なる獨立
國にして日滿支共に善隣友好の實
を擧げまして經濟的に提携し尙
ほ防共の強化を圖ると云ふこと
であります、斯くして東亞新秩序
の建設が第一と考へて居ります、
固より諸外國の權益を侵すことな
きは勿論であり、その正當なる權
益はこれを助長せしむるものである
と考へて居ります、斯くの如く致
しました東亞の永遠の平和と云ふ
ことが生れる、斯様に考へて居り
ます、次に御質問の第一點と致し
まして支那事變の目的は—東亞に

於ける新秩序の建設は—華國以來
の國是であります所の八紘一字
の大理想を實現するにあるのであ
ります、所謂侵略戦争とは根本的
にその類を異にするものでありま
す、この来るべき東亞新秩序建設
こそは物心幾多の犠牲を償つて剩
すべきを信するのことであります、こ
の聖戰の目的を達するならば敢へ
て領土を求めず敢へて賠償を要求
致しませんでも國民は満足致すも
の信じ居ります、政府と致し
ましては事變處理の根本方針を一
層國民の間に徹底せしめまして苟
も不滿を生ずるが如きことのない
やうに努力を致したいと考へて居
る次第であります、次は十三年十
二月二十一日の近衛總理大臣聲明
に對する米内首相談話の中に最少限
度の要求と云ふことがありまして
この點に關する御質問に對しまし
ては他日適當の機會に於きまして
御答へ致したいと思ひます

御答へ致したいと思ひます
と述べ又政治の運営には一貫せる方
針を以て進み強く正しき政治を行つ
て國民の信頼を得たいと答辨
松浦文相 義務教育の年限延長は單
に延長のみならず教育の内容刷新
新を圖り皇道に基き次代
大國民養成を主眼として居るので
あり從來の課程に全面的改正を加
へる事になつてゐる、此の上とも
徳性涵養、智能發達に心掛ける
有田外相 敬の外は警の外外交も同
様と思ふが他國から侮辱を受ける
様な事があつては困るから十二分
の注意を拂はねばならぬ
かくて零時十分散會

廿七日

獸醫師法等臨時特例案上程
二十七日の貴族院本會議は
午前十時九分開會△獸醫師
法等の臨時特例に關する法
律案(政府提出)を上程島田農相よ
り提案理由の説明あり、質疑なく家
畜傳染病豫防法中改正法律案特別委
員會に附託、次いで△下關海峡の海
難防止施設に關する請願外十二件を
委員長報告通り採擇に決定終つて

一般質疑

國務大臣の演説に對する質疑に入り
大藏公望男(公正) 國民に協力を求
める政治を行ふことが今日の如き
時局に最も必要なことである、然
るに政府はどこの重點を置いて政
治を行はんとするの明確を缺いて
ゐる、何を爲さんとするかを一日
も早く國民に示されたい
と冒頭して事變處理問題に入り
(一)事變遂行に伴ふ經濟政策特に
國民經濟生活に對し首相は如何に
考へるか又將來の國際情勢に對處
すべき方策如何(二)政府は「知ら
しめぬ政治」を行ひ過ぎるが、ど
こまで國民に協力を求めんとする
のか官僚獨善の弊は著し、國民
全體の信念を基礎として東亞新秩
序建設に邁進すべきであるに今日
の所遺憾乍ら極めて期待薄である
(三)物質慾を念頭として大陸發展
は望めない、民族意識に目覺め大
なる抱擁力を以て臨まねばならぬ
(四)政治の目標は精神文化に置か
ねばならぬ我が國として東西の科
學文化の中心地として新秩序の建
設の根幹たらしめねばならぬ(五)
上述の如き施策が明年度豫算の中
にどの程度織り込まれてゐるか

互り政府の考ふるところを支撐な
き限り國民に知らしめ時局認識を
深からしめ國民と共に進みたい、
組閣以來努力してゐるが將來も出
来るだけの努力をする(一)事變處
理遂行のために長期建設に應じ
得るやう益々總動員態勢を整備し
て行く覺悟を堅持してゐる(二)豫
算には相當の額を計上してゐる(三)
考へてゐる、精神文化科學振興等
に關する經費は約四千萬圓ある
田澤義輔氏(無所属) 東亞新秩序建
設の眞の基礎根幹となるものは文
教である、大事業の遂行には民族
の資質向上と國民性格の陶冶が第
一に取上げられねばならぬ、民族
資質の向上は生活力並に文化力の
向上を意味する、支那の生活力に
壓倒されるやうなことが絶対にあ
つてはならぬ、我國の文化力が眞
に優秀であつても民心がこれに追
從して来るやうでなければならぬ
事變に見る赫々たる戦果は我が皇
軍の精華であり國民性格の發露で
ある、併し堅忍力のこれに伴はざ
る憾みあるを見逃し得ない、批判
獨創の缺除などに國民性格の缺點
は事變處理に多少の支障なしとし
ないこれらの缺陥は大國民の性格
の缺除と云ひ得ると思ふ、今こそ
大國民としての資質性格を養成せ
ねばならぬ、教育の全智能を總動
員して當らねばならぬと思ふ、特
に次代を背負ふ可き青少年教育に
ついて當局の計畫並に所信如何
松浦文相 次代を擔當す可き國民の
資質向上性格の陶冶は最も肝要で
ある、總べての學校教育を通じ國
民精神の昂揚を圖り全面的刷新を
圖りたい

米内首相 (一)政治外交經濟全般に

立法府の権限につき發言

田澤義輔氏(無所属)(本社速記)目下衆議院に於いて懲罰事犯があり政府の態度が色々傳へられてゐる今日の事變處理が眞に官民協力學...

ゐるのではないかといふ様な事を國民をして考へさせるのではないかとと思ふ、勿論政府や軍部の諸公が事變處理のため心血を注いで努力しておいての事は察するに餘りある、従つて政府の事變處理方針に反する言論に關しては重大なる關心を有せらるゝ事は當然であらう、従つて又左様に感ぜられること...

事になつたならば國民の多くは政府の所論に賛意を表する者までも政府のその云ふ態度に對して反感を以つてその結果政府の期待と逆の効果が起らぬとも限らぬのである、この事變處理の大問題に對しては斯様な政府の態度は最も避けなければならぬと思ふ、戦争とか事變とかいふ重大にして深刻なる時局に於ては愛國の熱情の上國民の神經は過敏となり昂奮してゐるといふことが考へられる、もしこれを無用の方向に刺戟するといふことがあつたならばこれは大變な禍を引起すといふことになりはしないかこれは爲政者の最も考慮を要する事と思ふ、今度の問題は問題それ自身重大でありませうが政府のやり方が脅迫であつては斷じてならないと思ふ前に申上げた書記官長が政務官會合に於て嚴罰を望まるとか、或は嚴重監視せられるとか或は今朝新聞紙に傳へるやう除名期待最悪の場合停會考慮といふやうな新聞記事は何等かの誤傳であり誤聞であらうと思ふが若し果してそうであるならば此の機會に於て明白に國民の疑惑を一掃して頂き度い、それがほんとうの協力一致であり協力一致して行く上に大事な點であらうと思ひます、若し不幸にしてそう云ふ新聞に現れてゐるやうなことが事實であり國民の疑惑が尤もだと云ふことであるならば政府は我が立憲政治の原則議院法に規定する議會内に於ける議員の職分に關する規定と此の問題と如何なる關係を持つものであるか、又これに對する國民の疑惑を放任して置いて好

いと考へになるか、不幸にしてほんとうにあるならばそう云ふ點についても御説明願ひ度いし又他方私は何等かの誤傳だらうと考へますから此の機會に充分國民の疑惑を一掃して頂き度い(首相答辯) 米内首相(本社速記) 田澤さんの御質問は誠に御尤もだと思ひます、政府は帝國議會議事に關しまして之に干渉するが如き考へは持つて居りません、此の點誤傳のないやうお願ひ致します 田澤氏自席より速かに國民の疑惑を一掃されたいと要望し同十一時四十分散會

豫算總會

貴院豫算審議日取り 【二三】 貴族院では廿三日の豫算總會頭井上委員長より總會並びに分科會の日取りに就て委員に諮つた結果△二十三日より三月四日迄總會(十一日間)△三月五日より十一日迄分科會(七日間)△三月十二、三兩日を再び總會に當てる事に決定十三日の總會で討論採決を行ふ事になつた 明年度總豫算案審議開始 廿三日の貴族院豫算總會は午後一時五十二分開會昭和十五年年度總豫算案を議題として審議に入り△臨時軍事費豫算追加案(臨時第一號)△臨時陸軍材料費追加案(臨時第二號)の二案を以て審議に入り、吉田海相より夫々説明あつて後質疑に入り水野善次郎氏(交友) (一)航空石油等の緊急諸問題の爲富籤を發行する意志はないか(二)國民の生活様式に關し如何なる指導方針ありや (三)市町村の合併に關する政府の所見如何(四)放送によつて政府の命令を地方に傳達する事にしてはどうか 櫻内藏相 資金吸收の爲に富籤を發行する事に就ては人心の機微に觸れ尤も考へるが射倖心をそよめる恐れがあり又良風を害する恐れがあるので只今の處では實行する考へはない、民間資金吸收の爲に私は未だ意思表示をして居ない目下考究中である 兒玉内相 市町村には夫々の沿革があり且つ經濟上の考慮を必要とする、ラヂオ放送については防空演習等につき現に利用してゐる其他については事實上多くの障害があるが通信省とよく協議し度い 水野鍊太郎氏(交友) (一)内閣機構問題につき内閣官制第十條の活用は如何(二)官僚獨善の弊が喧しいが衆議院に於て首相は官吏制度改革と共に身分保障令につき考慮すると云つたが之は確固たる決心を以てやつて貰ひたい(三)非常時局に當り議會制度の改革等は不急の問題であるといふ意見もあるが政府の所見如何 米内首相缺席のため水野鍊太郎氏の質問については後日速記録を見た上で答辯を行ふこととし 前田利定子(研究) (一)教員轉職者激增の對策如何(二)内申書に對する父兄の信頼についての所見如何(三)新制度の下に於ける特性判斷の確實性に關する文相の所見如何 松浦文相 内申書制度については慎重を期してゐるから大體正確であると思ふ試問方法についても内申書と睨み合せ兒童の身についた特

性を見る事に重點を置いてゐるいづれ考査が終了してその結果が判明すれば充分調査の上は是正す可きは是正し度い、教員の轉職については教員をして天職たるの自覺を深からしめると共に物質の點についても國家として考へねばならぬと思ふ、又師範學校の増設並に師範教育の改善も考慮してゐる

前田子 (一)入學試験に關する新制度を堅持して行く積りか (一)私立學校の是正監督につき積極的に乗出し官立學校との差等を減す可きものと思ふが文相の所見如何松浦文相 新制度を是正する事が必要ならば是正するがこれは堅持して行く、又私立學校は助成監督によつて内容を良くして入學難緩和に資するため最善の努力をする斯くて同四時四分散會

日四廿

交通對策

廿四日の貴族院豫算總會は午前十時廿五分開會 岩倉道俱男(公正) 東京下關間の鐵道幹線の新計畫は十五年後でなければ出來ぬとの事だがもう少し自動車の利用を考へては如何、東京大阪間に専用の自動車道路を作ればよいと思ふが如何、陸の利用について海の利用を提唱したい、東京灣の施設の擴充も必要と思ふが如何

松野鐵相 東京下關間鐵道幹線を十五年間でやるのは物動計畫の資料と脱み合せた關係上今のところは致し方がない、資材の供給が出来るやうになれば完成までの期間を短縮するやうにし度い、自動車の利用は鐵道省に於ては研究したが之には非常に莫大な費用を必要とする、それよりも鐵道を以てした方が經濟的であるとの結論に達した、然し自動車は短期間に於ては便利なる故輸送難打開のためにその點も充分考慮する、船舶輸送については陸による貨物と海上の貨物とは自ら性質を異にするものだから然し之も考慮する

勝通相、畑陸相よりも答辯あり 治水問題 大河内輝耕子(研究) 砂防工事の範圍につき説明を要求亦木内務省土木技師(第三技術課長)より説明あり又治水については内務省と緊密なる連絡を採つては如何との大河内氏の質問に島田農相答辯 紀後秀男(公正) (一)昨年の議會に於て災害土木費國庫補助規程改正に依つて連年制を單年制にすれば治水の經費も充分に出て來ると思ふがどうかとの提案をして來たがその後の経過如何(一)全國の溪流につき一溪流に上下二ヶ所の堰堤を設置すべしとの結論を得て六年間に實現すべしとの陳情をして置いた、然るに本年度の豫算を見るに六年が十年になつてゐる、この四年間に起るところの災害を思ふと慄然たらざるを得ない

堀堤造築のセメントを充分供給され度い 櫻内藏相 御説は全然同感である、昭和十四年度に於て六ヶ年計畫のもの十ヶ年計畫と言ふ事になつてゐるがこれは財政上並に資材の關係から止むを得なかつたものであるが十ヶ年を六ヶ年とすることについては特に努力する

見玉内相 法規改正の意見があつたがこれを認めて改正を期してゐたが地方税の改正との關係で地租の點で困難がある、即ち地租が分與税となり配付税の制度もなつた、これを脱み合せて御希望に副ひ度い

藤原商相、篤と考慮を答辯 中山太一氏(研究) 平和産業は多くの中小商工業によつて擔當されてゐるがその轉業失業對策は實效を擧げてゐないと思ふが如何、不適當なる代用品の生産を獎勵することは國家の經濟力を弱からしめ國民生活に損害を及ぼすと思ふが如何、國內で生産する原料資材の第三國輸出制限並に禁止が必要と思ふが如何、

藤原商相 今日軍需工業又は新軍需工業及び準軍需工業に力を入れてゐるのは已むを得ざるもので將來平戰兩方面について國內の經濟實力を養つて行く考へである、中小産業は資力も弱し多數の國民が關係してゐるところであるからこれを保護助成して行くべきである、只今日迄種々の喰ひ違ひから缺く處があつたのは遺憾である、不適當代用工業についても御趣旨には賛成で此の工業を改良して保護して行く事は必要でこれには相當期間歳月がかかるから其の間國民に不便があるだらう、然し國民に恒久的に不便を與へるといふのはなほ例へばスフについても純綿を用ふ可き處には純綿を供給して便利を與へる原料資材の三國向け輸出の制限禁止の御高見には敬意を表する

かくて午後零時十一分散會

日六廿

物動計畫質疑應答 廿六日の貴族院豫算總會は午前十時十三分開會、直ちに秘密會に入り竹内企畫院總裁より昭和十五年物動計畫概案について説明あつたのち通告順に依り物動計畫について質疑を行ひ午後零時八分休憩同一時四十三分再開前に引續き秘密會のまゝ明年度物動計畫に就て質疑を續行したが發言者が多かつた爲め事變處理問題に對する質疑に入るに至らず物動計畫に就てのみ秘密會議での質疑を全部終了して午後三時五十五分散會

日七廿

増産問題 廿七日の貴族院豫算總會は午前十時十三分開會 大河内輝耕子(研究) 内外地の明年度米の増産計畫及び日滿支食糧プロツクに關する所見如何 土屋農務局長 來年度内地増産計畫は三百五十二萬石である

小磯拓相 朝鮮は二百三十八萬石増産の見込であり、臺灣は十五年度二十七萬石十六年度四十九萬石増産の見込であつたが更に之に加へて兩年度共五十萬石づゝの増産を見込んで居る

つて米の増産を計畫して將來米數過剰で困る様なことはないか 島田農相 今日的情勢に對して食糧を爲たので持越米は多々益々辯ずるといふ風に考へてゐる、將來になつて過剰米が生じた時には米穀の自治管理法など從來出來てゐる法律によつて善處出來ると思ふ 大河内子 米は一度増産すれば減産させることは六ツかしい臺灣では増産も減産も比較的に樂に行はれるから臺灣に力を入れることにしてはどうか、又臺灣には肥料が不足であると思ふがその對策如何 小磯拓相 臺灣に於ては砂糖と米との調節は可能性があるがその點にも自から限度がある、肥料の供給については農林當局と折衝中であるが之と別個に臺灣では自給肥料増産計畫につき目下實行中である 大河内子 農村の勞力不足と滿洲移民との調節に關する農相の所見如何

島田農相 滿洲の移民は國家百年の大計である、農村に於ける勞力不足の調節方法としては第一に現存する勞力を有効に利用する様考へてゐる

更に藏相との間に豫算編成につき問答あり東亞新秩序、興亞、八紘一宇防共等の英譯につき中山太一、適當に譯してゐると答へ次に中外太一及び(研究)より農村問題につき質問並びに意見の開陳あり之に對し島田農相答辯を行ひ午後零時十四分一旦休憩 秘密會(事變處理質疑) 同一時再開、直ちに秘密會とし、委員より支那事變處理方針に對して質疑米内首相初め各關係官より夫々答

松野鐵相 東京下關間鐵道幹線を十五年間でやるのは物動計畫の資料と脱み合せた關係上今のところは致し方がない、資材の供給が出来るやうになれば完成までの期間を短縮するやうにし度い、自動車の利用は鐵道省に於ては研究したが之には非常に莫大な費用を必要とする、それよりも鐵道を以てした方が經濟的であるとの結論に達した、然し自動車は短期間に於ては便利なる故輸送難打開のためにその點も充分考慮する、船舶輸送については陸による貨物と海上の貨物とは自ら性質を異にするものだから然し之も考慮する

堀堤造築のセメントを充分供給され度い 櫻内藏相 御説は全然同感である、昭和十四年度に於て六ヶ年計畫のもの十ヶ年計畫と言ふ事になつてゐるがこれは財政上並に資材の關係から止むを得なかつたものであるが十ヶ年を六ヶ年とすることについては特に努力する

かくて午後零時十一分散會

島田農相 日滿支を通ずる食糧對策としては大體プロツクに屬する各國が自給自足出來ることが根本原則であつて、しかる上で有無相通ずるといふ方針をとる 大河内子日滿支の被服材料(羊毛棉花等)の増産計畫の内容に就て質問 島田農相、岸畜産局長、日高興亞院長より夫々答辯あり更に大河内子 一時的の不利の原因によ

委員より支那事變處理方針に對して質疑米内首相初め各關係官より夫々答

辯同四時廿五分散會

秘密會

廿八日の貴族院豫算總會は午後十一時十五分開會直ちに秘密會に入り前日に引續き事務處理問題について質疑を行ひ午後零時三分秘密會を解いて直ちに休憩同一時四十分再開直ちに秘密會に入り午前中に引續き物動計畫に關する質疑應答を行ひ之にて支那事務處理の諸問題並昭和十五年物動計畫に關する秘密會の質問を終了同五時十分散會

に邁進してゐると答へ、中山氏眞の統制を法律によらず精神によつて人物を支配することなれば、眞の國民總動員につれて文相の所見を訊し、松浦文相精神から協力する意味を以て自ら進んで力を致すことが必要であると答へ、中山氏更に官吏の待遇改善問題について質し米内首相より簡單な答辯あつて零時十分休憩午後一時四十分再開時十分休憩午後一時四十分再開中山太一氏(研究) 九・一八價格停止令は時局に眞面目な業者者に不利不徳の者を保護する様な結果になつてゐるが改正の必要はないか次に物動計畫に就てだが經營の合理化をすれば施設、資材に尙餘裕が生じると思ふが如何、又此際支那の大きな市場を確保するため支那向輸出を増大すべきであると思ふが如何

大河内子質問削除

二十七日貴族院豫算總會に於て産組保險事業進出問題に關し行はれた大河内輝耕子の質問及び島田農相の答辯は同委員會に於て審査の結果外部に發表する事は時期尙早との理由で質問答辯とも速記録より削除に決定

内政諸問題

廿九日の貴族院豫算總會は午前十時十二分開會、劈頭米内首相より廿三日の水野鍊太郎氏(交友)の施政大綱に關する質疑に對して米内首相(一)無任相については今は未だ置か考へはない内閣制度に關しては戰時内閣として萬遺憾なきやう期する(二)官吏制度は改正の建前で全般的に研究し改正す可きものは改正する(三)議會制度改革は議會制度審議會の答申について充分なる研究を加へて行くに答辯中山太一氏(研究) 國策の研究に當つては哲理に基礎を置かなければならぬ、又これを實行するには宗教的情操を以てし科學的に考慮處理するのでなければならぬ、首相の根本方針如何

日九廿

紀俊秀男(公正) (一)教育機構の改革をやらなければ庶政の根本たる教權確立は出来ない(二)國民教育は八年制になつても果して準備ありや、師範教育の改善が先づ必要

首相驛國の大精神に基き新秩序建設

で師範を専門學校に昇格し又教員待遇改善の必要がある(三)盲聾啞者に義務教育制を斷行されたい米内首相簡答に答辯松浦文相 今回の國民學校案は獨り義務教育を延長するといふのみでなくその内容の改善を圖るといふ効果を狙つてゐる一日も早く實現し度い、此効果を擧げる爲めには師範教育向上もしなければならぬが今回はその學課内容について必要な改善を爲し本格的改善はその次に爲す事にしてゐる、盲聾啞教育の義務制は勿論必要ではあるが先づ現行教育を充分獎勵して就學者数を多くし準備が整つた上で義務制實施の積りである、小學教員の待遇は優遇の途を考慮してゐる

田所美治氏(同和) 近衛内閣當時上諭を賜つて設立された教育審議會は過去二年餘の間約數十回審議をして教育刷新問題につき答申をしたが其の中僅に青年學校義務教育制が實施されたに過ぎず其の他の教育刷新方策が未だ實施に至らざるは遺憾である、昭和十五年年度豫算には僅かに國民學校制實施準備に要する金額を計上してゐるに過ぎぬ、之は教育審議會答申を輕視したと云はれても致し方あるまい松浦文相は教育審議會の委員として其の審議に當られたのだから時局柄速かに其の答申を實施せられらるものと思ふが之が實施を斷行せられないのは如何なる理由か

計上の説明範圍を出でなく遺憾である、教育審議會答申に基き教育制度を實現して始めて米内首相の所謂八紘一宇の大精神を發揮し得ると思ふ米内首相 教育審議會答申は充分尊重して出来るだけ速かに實施したかくて午後五時二十八分散會

豫算分科會

有馬伯主查辭任(後任大河内子)

【二七】研究會の有馬頼寧伯は豫算委員として第五分科(農林、商工所管)主査に互選されて居たが最近産組保險進出が貴衆兩院の政治問題化しつゝある情勢に鑑み問題が表面化するに先立ち廿六日午後井上豫算委員長の許に辭意を通過仍つて井上委員長もこれを諒とし二十七日午前第五分科會で主査の補選を行ひ大河内正敏子(研究)が當選

決算委員會

【二八】貴族院決算委員會は廿四日正午副委員長の補缺選舉を行つた結果研究會の今城定政子に決定

委員會

要塞地帶法委員會

▲正副委員長決定 【二九】貴族院の要塞地帶法改正法委員會正副委員長は廿四日左の通り互選

▲委員長一條實孝公(火) ▲副委員長三井清一郎(研)

▲電氣通信法審議 【三〇】廿七日の貴族院の要塞地帶法改正法律案委員會は午前十一時四分開會、吉田海相並びに武藤陸軍事務局長より提案理由の說明を行ひ次いで併託となれ

る△軍用電氣通信法につき三好陸軍政務次官河村軍務課長より提案理由説明後先づ電氣通信法の審議に入り淺田後免男(公正)より資料の提出を要求し各種電氣設備の軍用通信に及ぼす影響につき質し之に對して荒川通信省工務局長より答辯淺田男より通信妨害に對する防禦設備に關し質問あり午後零時四分散會

家畜傳染病委員會

▲正副委員長決定 【三一】貴院の家畜傳染病豫防法改正法案委員會の正副委員長は廿四日左の通り互選

▲委員長保科正昭子(研) ▲副委員長三須精一男(公)

▲審議 【三二】廿七日の貴族院家畜傳染病豫防法改正法案委員會は午後一時四十分開會島田農相より提案理由説明後三須精一男(公正)

▲委員長保科正昭子(研) ▲委員外議員四條隆徳(火曜) 質問、島田農相、岸畜産局長等より說明あり三時十四分散會

▲正副委員長決定 【三三】貴族院の牧野法改正法案委員會の正副委員長は二十六月午前互選の結果左の如く決定

▲委員長小村捷治氏(火曜) ▲副委員長後藤一藏伯(研究)

▲審議 【三四】二十八日の貴族院牧野法改正法案委員會は午前十時十三分開會島田農相より提案理由説明後柴田英一郎(同和) 菅澤重雄(研究)の兩氏及び四條隆徳(火曜)より質疑島田農相、村上馬政局長より答辯あり十一時三十分休憩午後一時四十分再開、二、三の質疑應答あつて三時三十九分散會

輸出毛織物委員會

【二三】貴院の輸出毛織物取締法案委員會の正副委員長は左の通り互選△委員長島津忠重(火曜)△副委員長大河内正敏(研究)

▲提案理由説明【二三】廿七日の輸出毛織物取締法案特別委員會は午後一時二十分開會加藤商工政務次官より提案理由の説明あつたのみて午後二時散會

▲質疑【二三】二十八日貴族院輸出毛織物取締法案委員會は午前十分分開會安場保健男(公正)國營検査の費用を訊し、小島貿易局長官昭和十五年度は十月から實施するの十八萬五千圓を計上、平年度は二十八萬五千圓

稲畑勝太郎氏(同和)國營検査場設置の場所を質問し小島長官横濱名古屋大阪の三個所、更に支所を置くが横濱管内は一個所名古屋管内及び大阪管内は各二個所宛置く

かくて十一時十一分散會

☆各派動向

産組問題聴取

【二三】貴族院の研究會を除く火曜公正、同成、同和、交友五派の有志議員約八十名は廿四日午後一時半より院内控室に參集 民政黨の松村謙三氏を招き産業組合問題の真相並に經過に就いて説明を聴取し午後三時散會、尙研究會では農林省の態度が明かにされるのを俟つて適當の機会に當局より説明を聴取する豫定

衆議院

衆議院は廿一日豫算總會で十五年度豫算案を原案通り可決

廿二日本會議に上程、各派共同附帶決議付きて滿場一致可決、即日貴族院送付と大仕事を終りあとは稅革委員會、米穀應急措置委員もあつたが、活氣を見せ置ともあるといつた有様。三土豫算委員長は本會議に對する經過報告で十五年度豫算は、一般特別兩會計、臨時軍事豫算を通じて通り抜け勘定を控除した純計豫算總額百五十億圓に上ることを明かにした。

廿四、廿七、廿九日の本會議で大分法案が上程された。豫算總會は廿九日十五年度追加の早害對策豫算審議を開始。

豫算分科、稅革委員會等では商相の低物價政策論、公定價格値上げの言明が問題となり、米穀委員會では農相が十五年度米價については確答できぬといつた答辯の仕方をしてゐる。各委員會とも選舉區目當ての愚問のやうなものばかりで低調そのものだ。

齋藤問題は漸く自發的辭任でけりがつくか。會期すでに半を過ぎて成立をみたもの僅に十四年度一般會計並に特別會計追加豫算案四件のみ。

▲食糧・肥料確保決議案提出【二四】衆議院では當面の重要問題たる主要食糧肥料確保に關し各派共同決議案提出に決定二十四日午前十一時半より院内議長應接室で開かれた各派交渉會で協議の結果決議文案作成を各

派政務調査會長に一任

◆速記録削除部分配布【二三】齋藤氏懲罰削除部分として同氏の演説速記録削除部分を議員に配布すべしとの民政黨の要求に基き衆議院では二十六日午前十一時四十分より院内議長應接室に於て各派交渉會を開會先づ一宮房治郎氏(民政)より至急之を配布して懲罰事犯決定の判斷材料となし度い

と提議したに對し淺沼(社大)小山(時同)深澤(政友久原)今井(政友中島)土倉(政友中島)等の諸氏より意見の開陳あり結局既に懲罰委員に配布せると同様の手續を以て一定の敷をまとめて衆議院全部に配布し所用済み次第返附せしむる

案並に昭和十五年度各特別會計歳入

歳入豫算案(第二)豫算外國庫の負擔となる可き契約を爲すを要する件(第三)(臨時第一號)臨時軍事豫算追加案(第四)(臨時第一號)臨時陸軍材料資金豫算追加案を一括上程、豫算委員長三土忠造氏(政友久原)より委員會に於ける經過並結果を報告したる後討論に入り川崎克氏(民)登壇、豫算委員長の報告せる附帶決議付て本豫算案に賛成すると述べ、事變處理の目的に向つて戰時體制を確立する事が絶対不退轉の姿勢である、之を財政運用上に實現する爲には次の三要素に盡きる(一)戰時軍需資材並に人的資源の充實(二)國民の最少限度の生活安定(三)生産力の擴充、輸出貿易の振興、圓ブロック内の資材確保、之等の要素を我國現下の經濟事情と睨み合せて考へるならば政府は果して本豫算を實行するに當り遺憾なきを期し得るか否か多大の疑問を有する、殊に最近に於ける我國の經濟事情は悪性インフレーションの傾向を頗る濃厚に示してゐる生産資材は生産資金の増加と比例せず寧ろ減退の傾向を見せ生活必需品の不足と相俟つて甚だしい物價の高騰を來してゐるのは事實である、この點本豫算協賛に當つて不安に堪えない、政府はこの傾向を萬難を排して防止しなければならぬ、政府の力を以て通貨還流の收縮を行ふのが當然である、次の生産力の擴充については軍事資材の優先的確保は絕對に必要である而してこれがためには第三國からの輸入に俟たなければならぬ、即ち貿易の振興、輸出の奨励を行

はなければならぬ、政府は本豫算實行の點からも基本的物資に對しては低物價政策を堅持し生産力擴充に遺憾なきを期さねばならぬ戰時下國民生活の安定が破壞されたら銃後の護りは崩れる、政府は戰爭資材の獲得と共に生活必需品の確保に對しても用意と責任とを

持たねばならぬ

として生活必需品不足の原因が圓ブロックへの輸出増加にあると斷じ更に廢品更生に言及し

商工省豫算に於て代用品及び回收資源の利用に關する經費四十七萬圓を計上してゐるがそれだけでは甚だ不徹底である、政府は廢品更生に關し國民的大運動を起すべきである、次に今日まで事務的障礙として改善を要するのは許可認可に對する煩鎖なる手續及び官僚獨善の弊害であり又關取引に對する彈壓である、政府が今回提出した百三億の膨大豫算は仔細にその内容を検討すれば軍事費を差引いたものは大體三十五億である、其の内容を見ると所謂便乘主義的な豫算も相當ある事は明らかである、依つて政府は本豫算に對し出來得る限り節減繰延べを斷行すべきである

岸田正記氏(政中島)川崎氏同様三土委員長報告通りの附帶決議付て本豫算案に賛成すると述べ

現下の状況より判斷すれば從來の豫算編成方針では必ず行き詰る事は必至である、非常時局に處する豫算の編成方針は重點主義で進まなければならぬ、然るに本豫算を見るに徒らに舊態依然たる放漫なる編成方針である、之は政府の

はなければならぬ、政府は本豫算實行の點からも基本的物資に對しては低物價政策を堅持し生産力擴充に遺憾なきを期さねばならぬ戰時下國民生活の安定が破壞されたら銃後の護りは崩れる、政府は戰爭資材の獲得と共に生活必需品の確保に對しても用意と責任とを

本會 議

十五年度豫算案可決

百三億に達する戰時豫算を可決すべき廿二日の衆議院本會議は午後一時三分振鈴

同十五分開會、頭頭小山議長より鹿兒島縣選出の近代議士山元龜次郎氏を紹介したる後去る十九日薨去した衆議院議員東京市長頼母木桂吉氏に對し院議を以て弔詞を贈る件につき安藤正純氏(政友久原)登壇して追悼演説を行ひ、終つて議長の手許に於て起草せる弔詞(別項)を滿場一致拍手裡に可決、次いで日程に入り(第一)昭和十五年度歳入歳出總豫算

案並に昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案(第二)豫算外國庫の負擔となる可き契約を爲すを要する件(第三)(臨時第一號)臨時軍事豫算追加案(第四)(臨時第一號)臨時陸軍材料資金豫算追加案を一括上程、豫算委員長三土忠造氏(政友久原)より委員會に於ける經過並結果を報告したる後討論に入り川崎克氏(民)登壇、豫算委員長の報告せる附帶決議付て本豫算案に賛成すると述べ、事變處理の目的に向つて戰時體制を確立する事が絶対不退轉の姿勢である、之を財政運用上に實現する爲には次の三要素に盡きる(一)戰時軍需資材並に人的資源の充實(二)國民の最少限度の生活安定(三)生産力の擴充、輸出貿易の振興、圓ブロック内の資材確保、之等の要素を我國現下の經濟事情と睨み合せて考へるならば政府は果して本豫算を實行するに當り遺憾なきを期し得るか否か多大の疑問を有する、殊に最近に於ける我國の經濟事情は悪性インフレーションの傾向を頗る濃厚に示してゐる生産資材は生産資金の増加と比例せず寧ろ減退の傾向を見せ生活必需品の不足と相俟つて甚だしい物價の高騰を來してゐるのは事實である、この點本豫算協賛に當つて不安に堪えない、政府はこの傾向を萬難を排して防止しなければならぬ、政府の力を以て通貨還流の收縮を行ふのが當然である、次の生産力の擴充については軍事資材の優先的確保は絕對に必要である而してこれがためには第三國からの輸入に俟たなければならぬ、即ち貿易の振興、輸出の奨励を行

はなければならぬ、政府は本豫算實行の點からも基本的物資に對しては低物價政策を堅持し生産力擴充に遺憾なきを期さねばならぬ戰時下國民生活の安定が破壞されたら銃後の護りは崩れる、政府は戰爭資材の獲得と共に生活必需品の確保に對しても用意と責任とを

持たねばならぬ

として生活必需品不足の原因が圓ブロックへの輸出増加にあると斷じ更に廢品更生に言及し

商工省豫算に於て代用品及び回收資源の利用に關する經費四十七萬圓を計上してゐるがそれだけでは甚だ不徹底である、政府は廢品更生に關し國民的大運動を起すべきである、次に今日まで事務的障礙として改善を要するのは許可認可に對する煩鎖なる手續及び官僚獨善の弊害であり又關取引に對する彈壓である、政府が今回提出した百三億の膨大豫算は仔細にその内容を検討すれば軍事費を差引いたものは大體三十五億である、其の内容を見ると所謂便乘主義的な豫算も相當ある事は明らかである、依つて政府は本豫算に對し出來得る限り節減繰延べを斷行すべきである

時局に對する緊張味を缺く事を示す

として具體的に豫算案の内容を検討し本豫算實行に當つて最も留意しなけれ

目的であるから之に必要な基本物資を確保する事が緊要である、政府の低物價政策は徒らに唯強權を以つて閣取引を彈壓せんとして

現内閣に課せられたる重大使命なる事は云ふ迄もない、宜しく難毅政策を確立して食糧不足を補はねばならぬ、政府は時局に鑑み誠心誠意國民の聲を聞いて本豫算の實行に遺憾なきを期さなければなら

と結んで降壇 中村三之丞氏(民)登壇 今日の新時局經濟對策はヨーロッパ、物亂の影響を考慮した上で、人、物、金の調和を図り聖戰の目的達成に努めなければならぬ

と前提して明年度豫算が前年及び前々年以來の膨脹豫算を前提として編成され軍事費、行政費、補助費等は累増し戰時豫算の特色を示してゐることを指摘し 政府は資金計畫、勞力調整、物資需給の三點に亘つて嚴重檢討を加

る、増税と公債政策の調和を計つて悪性インフレーションの進行を阻止せねばならぬ、生産力擴充計畫は総合的にこれを樹立し生活必需品確保を圖つて國民不安一掃に務めなければならぬ、更に近時地方的に封建經濟機構再現の傾きが見えることは極めて憂慮に堪へない

と述べて政府に反省を求め 三善信房氏(政友会原) 彪大は明年度豫算が果して實行可能なりや否や、又時局下真に不可缺なものとみてあるか否かについて疑なきを得ない、政府は實行に當つて緊縮方針を嚴守し眞に已むを得ざるものみの支出に止むべきである、我々は明年度物動計畫について政府の如く樂觀的であり得ない、政府は貿易の振興に努め基礎産業部門に於ける生産力擴充に努力し急迫せる事態に對處すべきである、特に電力石炭不足については最善を盡さねばならぬ、又石炭については徒に補助金政策を採らず政府は速に適正價格を設定して確固たる生産力擴充方策を講ずる事を希望する、次に米穀政策については政府の米穀需給推算是極めて粗雑であり樂觀に過ぎる、我々は本年の端境期に於ては昨年の如き不安が繰り返されざるやの危懼を抱かざるを得ぬ、政府は米穀増産の根本對策として肥料の増産奨励及び配給機構の一元化を斷行し又排水用水施設等農業關係の土木事業をも強化せねばならぬ、政府は外に對しては新東亞建設に向つてその全力を注ぐと共に以上の如き財政上の諸政策に充分な考慮を拂ふべきである

きである 三輪壽壯氏(社大) 社大を代表して本豫算に賛成する、然し乍ら豫算總會並びに分科會の審議の經過によつて明にされた事は本豫算の實行に當り政府に於て充分な確信のない事である、之は極めて重大な問題で政府に於て今後戒心を要する、この點政府に充分警告する、政府は豫算の消化、悪性インフレーションの防止について何等國民に安心を與へてゐない、我々は今日の經濟機構が生産力擴充阻止の最大の原因となつてゐることを見逃してはならぬ、今日の生産力擴充の行詰り、統制の行詰りはこゝから解決の途を發見しなければならぬ、即ち今日の統制は生産、配給部面に行はれてゐるのみで利潤の統制は行はれてゐない、こゝに閣取引の根元がある

とて利潤統制、配給制限の必要を強調した上 今日統制經濟は後退すべきでなく一段と強化されねばならぬ、經濟機構の改善、産業組織の改革は生産力擴充、低物價維持の唯一の鍵である、政府はあらゆる障害を排除して斷乎經濟機構の改革に邁進しなればならぬ、次に電力は今や發電送電に止らざる配給まで全面的の國家管理が必要である事を示してゐる、更に鐵礦石炭などについても速に國家管理を斷行すべきである

と述べ、次いで國民生活確保、勞働問題に言及 政府の物價騰貴と賃金のマツツプの喰ひ違ひを是正するために家族手當を支給することにしたのは當

然であるが、あの程度では全然問題にならない、政府は一日も早く勤勞者厚生保險制度を實行する事を希望する次に戰時食糧政策については今日のまゝで進めば今年この端境期は重大である、政府は今日米穀の切符制度、米穀の國家管理等を斷行すべきである

三輪氏はなほ日滿支食糧政策確立の必要を強調し最後に 今後の時局に對處する爲には新しい國民組織と政治組織とが必要である、政府は後らに事態推移の跡を逐ふのみで國民を率ふる力に缺けて綜合されて始めて最大な力を發揮することが出来る今や國防、産業、經濟を一體とし國民組織を確立して革新政策に邁進すべきである

と斷じて社大の希望條項を朗讀して賛成をなし、次いで 由谷義治氏(時同) 豫算削減論が政治經濟界の上層に行はれてゐるが之は現行統制の緩和を希望する思想から出發して居るもので要するにかゝる思想は戰時情勢の間隙に乗じて利己心を満足せしめんとするものであるこれは時局を認識せざるも甚しい、本豫算に對する政黨各派の態度も豫算の七割を占める軍事豫算を何となく否認せんとするかの如き態度が感ぜられると述べれば議論騒然となり民政黨席より取消要求の叫號が湧く

本豫算の實行に當つては米内閣を絕對に信頼出来ないが唯一つの收穫は現内閣が大膽に財政方針を明言したことである、即ち櫻内蔵相は今後相當の期間百億豫算は續

くことを明確にした、我國の當面する客觀的情勢は百億豫算を益々強行しなければならぬ重大な秋である、政府は從來の内閣がとなつた如き總てを國民の協力をば國民に轉嫁せんとする態度は卑怯千萬である、米内首相は言明通り斷乎たる決意の下に所信に邁進されんことを希望する、政府は低物價政策を強調し乍ら一方に於ては物資増産に對する獎勵金制度の如き政策を執ることは甚だしい矛盾である斯かる矛盾の政策を執らなければならぬといふのは其の根本に於て經濟組織の再編成を見落してゐるからであつて速かに全體主義的經濟機構に改編しなければならぬ我國の物動計畫は英米依存主義をとつてゐることは默過出来ない重大問題である、速かに之が修正改訂を要望する、然し之を斷行することによつて招來する重大なる結果についても充分覺悟を決めてかゝらなければならぬ、隨つて東亞新秩序の建設は其の範圍を單に日滿支のみに限らず南洋をも包含すべきである

馬場元治氏(第一) 米内閣の當面せる重要問題は支那事變處理であるが既に汪政權の樹立之日既に迫つてゐる我國は速かに之を支那新中央政權として承認しなければならぬ、同時に第三國の不當なる壓迫干渉が熾烈になつて來ることも覺悟しなければならぬ、之を排除して毅然として我國が邁進する爲には最強の軍備を必要とする、本豫算案に對する政府の説明を聞けば一應は安心出来るが英米の異常

することが必要である、ところがこの生産擴充をはかるためには從來の低物價政策を合理的な正を加へ物價の急激なる昂騰を抑へると同時に一方において國民生活の安定を確保するため主要食料品、肥料飼料等の供給に萬全の対策を講じなければならぬ、即ち我黨の主張するところは増産第一主義であつて低物價政策は寧ろこれに從屬するものである、現下の如き非常時局下に於ては多少のインフレは免れないものであるがこれは庶民階級の生活を確保する事により豫防が出来るのである、また増産の目的を達するためには或種の物資即ち鐵、石炭、電力、食糧、肥料、飼料等が豊富でなければならぬので政府はこれ等物資の供給確保に重點を置き更に日滿支三國を通過する經濟聯絡を強化し、その交流を圓滑にするればならぬ、然してこれ等の事を遺憾なく實行するためには政府は斷乎たる決意を以て國內の政治組織行政機構並に經濟機構に大改革を加へる事が必要であるが議會を通じて我々の眼に映じた政府當局の態度は如何にも微温的で事變處理、外交、食糧政策、物價問題等の重要問題に對し悉く樂觀的判斷のみを下してゐるは遺憾である

と言つても唯削るばかりで濟まぬ部分があり寧ろ増額を要するものもある、然し豫算審議期間から見ても其處迄手を加へることは不可能でありまた強ひて之をなすことは或は豫算返上論となり或は審議權の抛棄といふ形になるため已むなくこれを認めて政府に六ヶ條の條件を與へたのである、豫算の審議を通じて米内首相始め各閣僚とも豫算遂行上若くは國策上確固たる信念の片鱗すら現れてゐない、これは内閣成立後日淺くして會議に臨んだ、ゆめ前内閣の豫算案を踏襲した點から見れば恕すべき點もあるやうだが國策に對する豫てよりの信念を抱いて廟堂に席を列ねたものか否か既に國民的疑惑が生じてゐる、然し時局は重大である、前途には蒋介石の如き豹狼が横はり國際關係亦複雑にして舉國一致の態勢にする必要上已むなき措置として茲に至つたものである、故に我々は國民代表として今後一層政府を鞭撻して機宜の措置を誤らしめぬやうにする心算である、政府に於ても宜敷くこの間の空氣を頭に入れて自ら崩壊を招かねやう注意すべきである

▲社會大衆黨黨生書記長談 【三三】昭和十五年度豫算は嚴密な意味から言へば種々議論の餘地がある、然し一般國防計畫臨時軍事費等その主要部分は刻下緊要の國防豫算であるが故に我が黨は警告並に希望條件を附して賛成した、この豫算遂行に當つて特に政府に要望するのは國民生活の確保が長期戰完遂の基本條件であつて内閣の使命も此處にあると云ふ事である、然しこれを實現するためには從來の如き中途半端な政策では駄目で國內の政治體制を強化しな

ればならぬそれには經濟機構の改革職業の再編成等と共に國民の再組織が必要である、政治と國民とをもつと緊密に結びつけ上意下達、下意上達全國民が打つて一丸となる體制を整へなければならぬ、政府も國民の聲に聽いてこの點に新たな構想をなす可きものと信ずる

▲時同清瀬一郎氏談 【三三】今回の豫算がいつて驚くに及ばぬ、過去數年間我國國民生活は、一方に於て物資配給や物價政策になやまされつゝも、確に伸張發展して居る、百三億の豫算は適當消化せらるゝを疑はぬ、(一)本來無策無經綸なることが證明せられた前内閣の作つたものである、それ故豫算本來生命がない、今や事變は長期戰の段階に入つて居る、本豫算實行の任に當る者は會計法規の範圍内に於て新生命を吹き込んで之を使はなければならぬ、(二)殊に今日の國際情勢から見れば、物動計畫や生産擴充計畫に必要な物資を特定第三國に依存するは危険の上もない、先づ物資輸入先を分散し、他日東亞自給の經濟方向を立てねばならぬ、(三)經濟政策の運行に際しては國民の思想對策には特に留意せねばならぬ、荷も聖戰目的貫徹に障害を與ふる如き言動は嚴に之を戒慎しつゝ常に國民の志氣を旺盛にして進むべきである

▲第一議員俱樂部三浦虎雄氏談 【三三】一般會計、特別會計及支那事變特別會計等純計百五十億の形大豫算が衆議院を通過したが何人も本豫算が完全だと云ふ意味で賛成した者はあるまい、豫算金額に對して物が足

廿四日

等諸點につき質したる後鑛業政策一般に觸れ度いと前提して(五)日本産金振興會社の機能發揮について伺ひ度いが、同會社法第廿五條の損失補償規定は頗る廣範圍のものと解釋するが之を背景に試験鑛をもちと積極的に行ひ業績を擧げる必要がある、政府の指導管理をこの際徹底的行つて産金の實績を上げる事に努むべし、(六)政府は帝國鑛業開發會社の資本金を倍加して我が國鑛業界發展のため同社の機能を發揮せしめて行く意思はないか(七)日本産金振興、帝國鑛業開發兩會社を別個の形で存立せしめる事は意味がない、此の際兩社を合併せしめて斯業の發展を期する意志なきや、(八)産金振興は大藏省が擔當するのには鑛産技術には乘人の大藏省が擔當するよりも商工省に一任しては如何

るかどうか、悪性インフレが防止出来るか又國民生活の安全を確保すること出来るかどうか、今日食糧、電力、石炭、物價、貿易、公債等々心痛に堪えない諸問題が山積して居るが、この際事に事變の處理、外交の調整、國內諸問題の解決を圖らねばならぬことは容易ならぬ事態である我々は暫らく現内閣の努力を期待し且つ監視せんとするものである

鑛業法中改正案等上程
廿四日の衆議院本會議は午後一時廿一分開會諸般の報告あつた後日程に入り△昭和十三年法律第二十三號中改正法律案(政府提出)(第一讀會)を上程木村大藏政務事官より提案理由を説明、赤字公債委員會に附託、日程を變更して△鐵業法中改正法律案(政府提出)△砂鑛法中改正法律案(政府提出)を一括上程、加藤商工政務次官提案理由を説明後、質疑に入り高橋壽太郎氏(民)登壇

(一)試験鑛制度を改正するに非ざれば本法改正の趣旨たる重要鑛物の増産は望まれぬ(二)右試験鑛制度の改正に當つては資金技術勢力、資材運搬等の各方面を仔細に検討し試験年数が現在の規定よりも延長する必要がある政府の所見如何(三)本改正案は休眠鑛區の開發のみに重點が置かれてあり試験鑛制度の鑛區に力點が置かれて居らぬ、休眠鑛區の開發だけならば現行法規で充分である、此の際政府は試験鑛制度の延長を行ふ意思なきや(四)電力國策に名を藉りて水力電氣の水路が鑛區の開發を妨害する事が屢々ある、政府の對策如何

加藤商工政務次官(一)試験鑛を四ヶ年に制限したのは試験期間として妥當なるものと考へてある、從つて期間の延長を行ふ意志なし、(二)日本産金、帝國鑛業開發兩社の機能發揮に就ては充分考慮するが合併については考へて居らぬ木村大藏政務次官 日本産金振興の産金事業關係には大藏省は干渉して居らぬ

松尾孝之氏(政久原) 試験鑛を四ヶ年の期間に規定せるは遺憾又鑛業法第七十四條第一項の改正は苛酷に過ぎないか、同百四條第一項の改正も責任の範圍處罰の範圍が廣汎に過ぎて之では鑛産物増産の意圖を却つて逆に萎縮せしめはせぬか次いで優秀技術員養成につき

文部省の成案を問ひ、専門校卒業者の使用制限令に就て運用考慮を要求、之に對し

加藤商工政務次官 試擧期限の延長は目下やる意志はない、罰則の點は實情と法令とを考慮したるもの

川俣清音氏(社大) (一)政府は最近石炭増産のみに熱中し過ぎて我が國の重要産物たる銅、アルミニ

加藤商工政務次官 銅、アルミニウムは増産には充分注意と答へ

吉田厚相 鑛山労働者の能率向上については物質的精神の兩方面より充分考慮する労働条件改善はあくまでも我が國情に副ふ最適の方法

以上で質疑終了、兩案一括、三十六名の委員に附託三時四十分散會

廿七日

輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案等上程

に日程に入り△輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法案(政府提出)を上程、加藤商工政務次官より提案理由説明後

中村高一氏(社大) 政府の指定銀行は一流銀行のみであるから實際上中小商工業者は資金融通を受けるのは困難である、政府は全國に輸出振興株式會社を組織してゐるが未だ何等の積極的活動を爲してゐない、材料の如きも僅か百萬圓程度を提供してゐるに過ぎぬ、それにも拘らず配給機構との間に常に一摩擦を生じてゐる、此の際政府は輸出奨励上徒らに廉價品を生産すると云ふだけでなく優秀な技術を生かして行くことが必要ではな

加藤商工政務次官 (一)圓ブロック向輸出には本法案は適用せぬ(二)本案の狙ひ所は中小輸出業者援助にある(三)下請製造業者への適用は充分注意する(四)輸出業者の損失は本法案に於て充分保證されてゐる

岡田農林政務次官 海外糸價崩落等に関する對策については取引内容についても充分注意する一方生産關係にも適當な配慮を加へて行くこれにて質疑を終り二十七名の委員に附託次いで△臺灣私設鐵道補助法中改正法律案(政府提出)を上程、松岡拓務政務次官より提案理由説明後直ちに船員保險委員會に併託、次いで

義務教育費國庫負擔法改正案等上程 △市町村義務教育費國庫負擔法改正法律案(政府提出) △現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律案(政府提出)を一括上程、松浦文相

より提案理由説明後、質疑に入り

森田重次郎氏(民政) 修業年限八年制は二ヶ年延長の爲貧困家庭は重大打撃を受けることとなるが對策如何、又貧弱町村に對し校舍其の他の設備につき如何なる對策ありや又教員優遇につき如何なる用意があるか、年俸加増は五ヶ年以上勤続者に適用され、從つて待遇の悪い小學校教員は最近軍需工業方面へ轉出し教員の質が低下しつゝある又師範學校二部制も一部重點主義とし同時に縣立制度を國立に改める意思はないか、又師範大學を設置して最優秀教員養成を圖る意思はないか、又形式的教育方針を廢し地方實狀に即して實際的な教育の指導方針を確立せねばならぬが如何

松浦文相 (一)二ヶ年延長による貧困家庭の打撃はこの二ヶ年間の就學によつて得る學問的向上によつてカバーされる然し極端な貧困者には就學奨励に就いて適當な方法を講ずる(二)地方の校舍設立補助は充分考慮(三)教員待遇については物質的のも出来るだけ考慮(四)師範學校二部制の可否は速かに決し難い、然し教員養成の爲の學校制度の改善については充分努力、(五)教育の機會均等には現在在民間の青英團體、地方公共團體等種々努力してゐるが將來は文部當局でも何等かの對策を確立し度い(六)教育方針改善は尙一層知行合一の教育方針を徹底せしめて行き度い

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 青年學校教員俸給の府縣つき質し

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

松浦文相 學校醫問題につき衛生行政上今後充分考慮府縣費で支辨し度いと答辯

廿九日

二十九日の衆議院本會議は午後一時十分開會直ちに日程に入り△會計検査院法中改正法律案(政府提出)を上程、廣瀨法制局長官より提案理由説明質疑なく十八名の委員附託、次いで△職業紹介法中改正法律案(政府提出)を上程、吉田厚相より提案理由説明、質疑に入り

戦時下の労働統制 井上良知氏(社大) 政府は金と物とを中心に統制すれば戦時下生産力を擴大に支障なしと考へ労働統制を重要視してゐない政府の對策如何、又今日行はれてゐる労働統制並に職業紹介は労働者の生活技術も考へず單に營利追求の産業部面の需要に應じて機械的に労働者を動員して統制してゐる事實は労働の神聖も社會的國家的價値も否定してゐる之は生産力擴充方針に副はないと思ふ、統制の目標は何處に置くか、又全國三百四十餘りの國營紹介所を總動員して昨年動員せる新規労働者は僅かに二十萬人を重工業方面に充足したに過ぎない飛躍的な重工業の發展と労働者

戦時下の労働統制 井上良知氏(社大) 政府は金と物とを中心に統制すれば戦時下生産力を擴大に支障なしと考へ労働統制を重要視してゐない政府の對策如何、又今日行はれてゐる労働統制並に職業紹介は労働者の生活技術も考へず單に營利追求の産業部面の需要に應じて機械的に労働者を動員して統制してゐる事實は労働の神聖も社會的國家的價値も否定してゐる之は生産力擴充方針に副はないと思ふ、統制の目標は何處に置くか、又全國三百四十餘りの國營紹介所を總動員して昨年動員せる新規労働者は僅かに二十萬人を重工業方面に充足したに過ぎない飛躍的な重工業の發展と労働者

戦時下の労働統制 井上良知氏(社大) 政府は金と物とを中心に統制すれば戦時下生産力を擴大に支障なしと考へ労働統制を重要視してゐない政府の對策如何、又今日行はれてゐる労働統制並に職業紹介は労働者の生活技術も考へず單に營利追求の産業部面の需要に應じて機械的に労働者を動員して統制してゐる事實は労働の神聖も社會的國家的價値も否定してゐる之は生産力擴充方針に副はないと思ふ、統制の目標は何處に置くか、又全國三百四十餘りの國營紹介所を總動員して昨年動員せる新規労働者は僅かに二十萬人を重工業方面に充足したに過ぎない飛躍的な重工業の發展と労働者

戦時下の労働統制 井上良知氏(社大) 政府は金と物とを中心に統制すれば戦時下生産力を擴大に支障なしと考へ労働統制を重要視してゐない政府の對策如何、又今日行はれてゐる労働統制並に職業紹介は労働者の生活技術も考へず單に營利追求の産業部面の需要に應じて機械的に労働者を動員して統制してゐる事實は労働の神聖も社會的國家的價値も否定してゐる之は生産力擴充方針に副はないと思ふ、統制の目標は何處に置くか、又全國三百四十餘りの國營紹介所を總動員して昨年動員せる新規労働者は僅かに二十萬人を重工業方面に充足したに過ぎない飛躍的な重工業の發展と労働者

案を可決す可き衆議院の豫算總會は二十一日午後一時三十分開會、支那事變處理に關する政府の説明に對し質疑の爲め直ちに秘密會に入り午後四時二十分秘密會を解き

物動計畫説明

三土委員長(本社速記)先般秘密會に於て御説明を願ひました昭和十五年年度に於ける生産力擴充、物資動員計畫の實績と今後の見透しにつきまして此の公開の席で發表して差支へない程度に於て政府の御説明を願ひ度いと思ひます

竹内企畫院總裁(本社速記)生産力擴充計畫の十四年度の實績について申上げますが、計畫産業の中で略々計畫通り又は少し計畫以上の實績を収める見込のものも相當御座います、品目を申上げますと鉄鋼、特殊鋼、アルミニウム、曹達灰、苛性曹達、工作機械、自動車、製紙用パルプ、羊毛、發電、動力と云ふ様なもので御座います其他の品目では生擴と較べますと結局減少を示して居りますけれどもそれも前年即ち十三年度の生産實績と比較致しましたれば極く少數の例外を除きまして何れも増産となります、十五年の見透しは十四年度に増加しました設備を充分發揚する事によりまして生産額は更に増加する見込で御座います、次に十四年度の物資動員の計畫の實績で御座います内、朝鮮、滿洲に亘る旱害、北支の水害と云ふ様な天災又は歐洲戰爭の勃發と云ふ様な全く豫期しない障害を生じたもので計畫に狂ひを生じましたもの御座います又一部の配給機構などの充分に整備しておら

ないと云ふ様な事など相俟ちまして計畫の實績上可成り影響を受けましたけれども輸出貿易の方が後半に至りまして好成绩となりました、年度内にはこの方は計畫以上に達する見込が確實でありますそこで十五年の大體の見透しは十四年度の實績に比較致しますと國內の生産も未だ圓ゴックより輸入の増加する見込みてござい

ます第三國向けの輸出貿易も今日の情勢から見ますれば尙相當の進展を期待してよろしいと思ひます從ひまして輸入物資の價が若干昂騰しますとか或は在庫の數量の減少とか云ふやうな事を考慮に入れ

ましても物資の供給總數量は十四年度の實績よりは増加するものと見透しを付けて居る様な次第でございます

精勤改革につき首相言明

三土委員長(本社速記)次に國民精神總動員中央聯盟のことでありますが現在の制度が官僚中心の組織であるがために國民精神を昂揚することが出来ない、よつて政府はこれを國民を基調としその代表者の中樞とする機構に改革してその機能を充分に發揮する必要があると思ふのであります、これに對する政府の御所見を伺ひたいと思ひます

米内首相(本社速記)現下の重大なる時局に際しまして國民精神總動員の仕事の最も緊要であると思ふ事は申す迄もありません、尙事變は長期に亘り或は更に又時局の重大性を加へて參りますやうになりま

益々多くなるのであります、政府と致しましてはこの聯盟機構及び内容の充實を圖りまして國民の精神をいやが上にも昂揚させる爲に國民を基調と致しますところの根本的な改革を斷行致し度いと考へて居りますと言明

十五年度豫算案報告

次いで各分科會の報告に入り、一分科主査松尾孝之氏(政友会)第二分科主査金井正夫氏(政友会)第三分科主査矢野庄太郎氏(民政)第四分科主査末松借一氏(民政)第五分科主査北陸吉氏(民政)(平川松太郎氏代理)第六分科主査石坂養平氏(政友会)第七分科主査原夫次郎氏(民政)第八分科主査増永元也氏(政友会)より夫々各分科會の審議の経過並びに結果を報告し五時二十分に討論に入り篠原隆期氏(民政)各派共同提案になる六項目の附帶決議を朗讀したる後

篠原氏 政府は本豫算の實行に當つては最善の注意を持ち事變目的達成に努力されたい、國際情勢の現狀に鑑み事變處理、軍事、國防及び事變處理に直接關係ある費用は已むを得ないが本豫算案中には之等時局豫算に便乗して計上されてゐるものもある、十四年度物動計畫の實績は満足なる結果を得ることとは出来なかつたが之は計畫自體が机上案で實行性を伴はない爲である、かゝる不健全なる計畫の上

に此の形大豫算を施行する事は國民經濟に重大なる悪影響を及ぼすものであるから政府は附帶決議の趣旨を尊重し十五年度の物動計畫に萬全を期せられたい、また國民精神總動員、物價對策に當つても官僚獨善を改めて國民をして心からなる協力を爲さしめ、國民生活の安定を圖ると共に事變目的達成のため眞の舉國一致體制を樹立せねばならぬ、此處に附帶決議を附して本豫算案に賛成の意を表する

と贊成意見を述べ、次いで山本芳治氏(政友会)本豫算案は現内閣独自の政策は盛られて居ないが國策遂行上緊要なる費目もあるので附帶決議を附して賛成すると前提して

(一)物動計畫の遂行に萬全を期する事(二)低物價政策は時局乗切りの一手段に過ぎないから鐵、石炭等重要物資の増産に支障なき様修正する事(三)經濟統制は官僚統制に偏せず民間の經驗者を登用してその遂行を圓滑にする事(四)國民生活安定中食糧政策の確立を圖る事(五)日滿支三國を通ずる經濟計畫を樹てる事(六)官吏制度を改革し庶政一新の實を擧げる事

石坂養平氏(政友会)臨時軍事費豫算の内容は列らないが其の他の豫算の六項目に亘る希望意見を述べて政府原案に賛成し次いで

坂東宗太郎氏(第一)政府は官僚獨善を改め國民を慈しむの態度を以て臨まねばならぬ此の點を警告して本豫算案に賛成する
松村光三氏(政友会)政府は第一に實行豫算を編成せねばならぬ、第二に日滿支經濟提携は實情に即して萬遺憾なきを期せねばならぬ、第三に適正物價の形成を行はねば戰時經濟は完遂出来ない故この點を警告して本豫算に賛成する
田原春次氏(社大)先づ生産擴充、低物價政策、インフレーションの防止對策等に關する政府の言明が相

互に矛盾撞着して居るのは遺憾である、綜合的經濟統制を圓滑に運用するため官吏制度改革を斷行して民間有爲の材を任用し官民一體協力の實を擧げねばならぬ、次に十五年度の物動計畫は十四年度に比し更に窮屈となるから金融狀態も一層逼迫するものと思はれるが

政府は強力なる財政經濟政策を樹て、國民を指導せねばならぬ、更に汪政權成立後之と提携して新東亞の建設を指導すべき日本としては事變目的を充分國民に徹底せしめて國民經濟再編成と國民政治再編成を斷行せねばならぬ依つて米内閣の奮起を促して本豫算案に賛成する

小山亮代氏(時局同志會)豫算總會に於ける政府の答辭は極めて抽象的に空虛である殊に有田外相の外交方針は英米依存外交であつて國家のため憂慮に堪へない時局同志會は各派共同提案の附帶決議案の他に英米依存外交の清算財政經濟政策の確立官僚統制の改善を嚴重に警告して本豫算案に賛意を表する

坂東宗太郎氏(第一)政府は官僚獨善を改め國民を慈しむの態度を以て臨まねばならぬ此の點を警告して本豫算案に賛成する
松村光三氏(政友会)政府は第一に實行豫算を編成せねばならぬ、第二に日滿支經濟提携は實情に即して萬遺憾なきを期せねばならぬ、第三に適正物價の形成を行はねば戰時經濟は完遂出来ない故この點を警告して本豫算に賛成する
田原春次氏(社大)先づ生産擴充、低物價政策、インフレーションの防止對策等に關する政府の言明が相

一、昭和十五年度各特別會計議入歳出總豫算案
一、豫算外國庫の負擔となる可き契約を爲すを要する件
一、臨時軍事費豫算追加案（臨時第一號）
一、臨時陸軍材料資金豫算追加案（臨時第一號）

臨時第一號を一括して採決の結果満果満場一致これを可決、次いで篠原陸軍大臣（民政）提出の各派共同附帶決議案を採決に附した結果満場一致可決、これに對し米内首相は發言を求め、

米内首相 只今議決せられた附帶決議については政府は其の趣旨を尊重して豫算實行上善處したいと考へてゐる
旨を聲明して午後七時十八分散會

廿九日

早害對策追加豫算案審議
廿九日の衆議院豫算總會は午前十時卅分開會先づ早害對策に關する討論に入り原夫次郎氏（民政）被害状況及び被害區域に關して質問

早害被害状況
土屋農務局長 昨年の早害の被害額は水稲で金額にして二億九千萬圓になる、桑園が金額にして蘭で三千三百萬圓、桑葉で千九百萬圓になつてゐる、畑作物が減收見込額五千三百萬圓となつてゐる、之等は何れも昨年の九月十日現在で各府縣長官の報告を集計したものである農作物の被害數字の最も大きい區域は中國では山口、島根、岡山等が多いと思ふ、四國に於ては愛媛、香川、九州に於ては長崎、福岡等である

原氏 耕地及び溜池等の龜裂被害金額如何
土屋局長 金額については未だ手許に集まつてゐないが、今回提出の早害應急及び復舊事業に要する經費で對策を講ずる方針である

島田農相 只今事務當局より説明したのは早害が收穫の上及びばした損害について申上げたのであつて今回要求したものは耕地、溜池等の龜裂に對する經費である
原氏更に被害の詳細について説明を求め

土屋局長 中國地方の被害耕地の面積が二萬六千九百四十一町一段、その被害見積りとして出てゐる金額は一千四百七十四萬六千圓である、その他に水路の被害延長は五十一萬七千七百五十九間、溜池の被害箇所は一萬一千二百九十九ヶ所ある、その中島根縣の如きは助成金二百七十萬圓、事業費四百萬圓以上上つて居る、又應急事業のないもので復舊事業を要するものもあつてたとへば滋賀、佐賀、三重の一部の如きものである、應急事業で行ふ分の助成金は三分の二、復舊事業で行ふ分の助成金は四分の四の率となつてゐる

原氏 豫算の上では應急事業と復舊事業とが如何なる仕組みになつて居るか
土屋局長 應急の方は十四年度第二豫備金と十四年度及び十五年度追加豫算で本年度の挿付けまで完了することになつてゐる、又復舊事業については十四年度第二豫備金と十四年度及び十五年度追加豫算で廿八萬圓程残る分については十六年度にまはる

原氏 被害状況に比し助成金は少くないか
農相は豫想外に深刻廣範圍である事は遺憾である、之に對する處置は應急及恒久兩方面から講じて居るが各方面の負擔も考へねばならぬ
原氏 内務省では早害地の救農土木事業に助成金を出して居るが努力に餘地ありや、大藏省も如何なる方針で之を編成したのか
成田土木局長 救農應急土木事業として十四年度第二豫備金に二百六十萬圓、追加豫算として百四十萬圓及び十五年度追加豫算として百四十萬圓合計五百四十萬圓を支出しその工事費は九百四十萬圓となり又交付の割合は府縣に對しては二分の一町村に對しては四分の三となつて居る之によつて總額五百八十萬圓程度の勞銀を撤布することになつて居る、被害地について調査を行つたところによると大體に於て努力も豫定の如く得られて居る

谷口主計局長 今回の早害についてはその地方の救済をはかる爲勞銀を撤布する事が必要と考へ關係各省共充分協議して決めた
原氏 土木事業の種類は主に如何なるものか又鮮人勞働者を使用しているものか
成田局長 主として道路工事である鮮人勞働者も被害地方の者を使用してゐる
原氏 炭害地の起債認可につき極めて煩雜な手数を要するが如何なるわけか
兒玉内相 災害地の起債認可には特別考慮を拂つて居るが大藏省とも協議してなるべく早く取りはから

同十一時五十七分休憩午後一時三十分開會
岸田正記氏（政中島）農作物の被害状況は如何にして調査したのか
土屋農務局長 農林省より府縣知事に命じ知事が更に町村或は部下の吏員に命じて調査させたものであ
る
岸田氏、緊急措置は急ぐやうにしてほしいと要望、櫻内藏相將來努力したいと答へ、岸田氏更に救済資金が少いが、相當支出の考へはないかと質問一松厚生政務次官充分なる方法を講じ度いと考へると答へ岸田氏又早害地方の家畜飼料對策につき要望したる後
岸田氏 早害地の溜池、水路等の土木事業助成金については其の交付方法に特に留意されたい
土屋農務局長 從來からやつてゐる用排水幹線改良土木事業による早害面積の五百町歩以上と言ふ制限があるが今回の被害地については五百町歩の制限を以てして其の施行に困難があるから豫算を實際に使用する際には充分地方の要望に副ふやうに努めたい
兒玉内相適切な方法を講ずると答辯
櫻内藏相取敢へず應急策として今回の豫算に必要な經費を計上したと答へ

三木氏 既に提出済みの農林省所管早害對策費總額及びその内譯を示され度い、又今後提出される追加豫算は如何なるものか
土屋農務局長 十四年度及び十五年度の既に提出済みの農林省追加豫算は豫備金支出を加へて總額三千三百六十五萬九千二百二十六圓である、之は農業土木事業とその他に分れるが農業土木事業では二千八百十九萬五千七百八十六圓、早害地復舊事業では百五十一萬六千四百五十圓、農業土木事業以外の

る、そのほか醫療救護哺育施設を講じ又安易の仕事についても考慮を拂ひ出稼ぎ支度金、旅費等の支給などについても留意した更に軍人援護事業によつて出征遺家族の救済に努力してゐる
名川氏 それ等は總べて前例によつてゐるのか
新居社會局長 時局匡救事業の際に於ける救済方法を始めとして中部地方東北地方養蠶地方等の災害に對して總べて前例があるか今回は新に哺育施設の如きものをも講じた

名川氏 恒久策として更に相當金額を支出され度い、内務省が早害地にダムを造る計畫があるやうに聞くがこれも早害地の一部分でなく全部に及ぶやうにされたい、又阿部前首相は早害救済の爲特別の機關を設置するやう述べてゐるが現内閣も是非此の機關を設けられ度い
兒玉内相適切な方法を講ずると答辯
櫻内藏相取敢へず應急策として今回の豫算に必要な經費を計上したと答へ

三木氏 既に提出済みの農林省所管早害對策費總額及びその内譯を示され度い、又今後提出される追加豫算は如何なるものか
土屋農務局長 十四年度及び十五年度の既に提出済みの農林省追加豫算は豫備金支出を加へて總額三千三百六十五萬九千二百二十六圓である、之は農業土木事業とその他に分れるが農業土木事業では二千八百十九萬五千七百八十六圓、早害地復舊事業では百五十一萬六千四百五十圓、農業土木事業以外の

新居厚生省社會局長 從來内務農林兩省でやつてゐる土木事業で勞賃を撤布するほか厚生省の勞務動員計畫で必要な方面の勞力を斡旋し又それでも尙生活に困る人々に對しては早害應急事業により相當大規模に勞賃を撤布する事にしたそれによつて延人員二千六百四十一萬人が救済されることになつてゐる

新居厚生省社會局長 從來内務農林兩省でやつてゐる土木事業で勞賃を撤布するほか厚生省の勞務動員計畫で必要な方面の勞力を斡旋し又それでも尙生活に困る人々に對しては早害應急事業により相當大規模に勞賃を撤布する事にしたそれによつて延人員二千六百四十一萬人が救済されることになつてゐる

農作物種子購入、家畜馬産などの助成金を含めて三百九十二萬六千九百九十圓となつてゐる、尙今後提出すべく豫定して居る十五年度追加豫算は恒久施設に屬する

三木氏 早害対策費を追加豫算に計上するに當つての豫算編成基準は何處に置いたか

谷口主計局長 早害地の窮乏方面に勞銀を撒布して急場を防ぐ事に重きを置いた

三木氏 他の早害豫算は總額査定であるのに桑園被害の復舊豫算のみ特別査定を受けた結果相當の被害ある縣にして全然國費の補助を受けて居ない地方があるが如何

岡本農林省會計課長 救農土木事業は總額査定であつたが他の豫算はすべて一定の標準による特別査定を桑園の他種物なども同様な扱ひを受けて居る

吉田警務局長 四ヶ年平均夏秋蠶を基準に被害三割以上のものに交付することにした

三木氏更に災害復舊起債については特別認可方針を要望、兒玉内相特別の取扱ひを行つて居る旨答辯、同三時四十三分散會

豫算分科會

第一分科

國有林増伐の質問に對し田中農林省山林局長

目下豫定してゐる明年度國有林増伐量は本年に比し二割内外に當る軍用木材の價格は差し當り九・一八價格を基準とする外はないが、

今後の對策としては軍用材の不足を來さぬよう充分注意する

を來さぬよう充分注意すると答へ質疑終了、外務拓務兩省所管明年度の豫算を一括して討論に入り山本厚三(民政)石坂繁一(政久原)小笠原三九郎(政中島)水谷長三郎(社大)石坂繁(時同)の諸氏よりそれぞれ賛成意見を述べ、全會一致原案可決同十一時四十五分散會

第二分科

原案可決 廿一日の衆議院豫算第二(内務、司法)分科會は午前十時三十分開會、内務省所管事項質疑を續行委員外の羽田武嗣(政中島)(一)檢閱行政の一元化(一)政府の宣傳機構の統一(一)古典の檢閱に關する諮問機關の設置

(一)出版法の改正に關して内相に質問(一)兒玉内相(一)檢閱宣傳機構統一は研究の上適當の對策を講ずる(一)古典檢閱諮問機關設置は必要なし(一)出版法改正は許可主義を眼目として研究を進めると答へ、金井正夫氏(政中島)より別項の如く選舉法改正に關する政府の所見を質し之にて質疑全部終了直に討論に入り中村三之丞(民政)大本貞太郎(政中島)名川侃市(政久原)三宅正一(社大)小山亮(時同)の諸氏より夫々賛成意見を述べ豫算の結果滿場一致兩省所管明年度豫算を原案通り可決十一時四十分散會

選舉法改正善慮 金井正夫氏(政中島)より選舉法改正に關する政府の見解如何又衆議院より同法改正案を提出した場合政府の方針如何と質問したに對し兒玉内相 選舉制度の改正については近衛内閣時代相當廣汎な改正を企圖し既に議會制度審議會の答申

も提出されて居るのであるがその後平沼阿部兩閣はその實行に着手する機會がなかつた、現内閣は立憲政治の向上は議會制度改善にあり議會制度改善は選舉法の適切なる改正にまつと信ずるから選舉制度改正は極めて必要と考へて居る、政府としては議會制度審議會答申案を基礎として更に考究を加へて善慮する心算りである、又改正案が衆議院より提出された場合その内容が適切なものであるならばもとより進んで之を取り上げるに吝かではない、何れにしても政府は現行選舉制度について熱意を以て再検討を加へる

原案可決 廿一日の衆議院豫算第三分科會(大藏省所管)は午前十時卅分開會山本芳治氏(政中島)の質問に對し石渡書記官長(政中島)の質問の旨答へて後昭和十五年大藏省豫算案に就て討論に入り田村秀吉(長)小笠原三九郎(政中島)牧野良三(政久原)水谷長三郎(社大)石坂繁(時同)の諸氏より原案に賛成の旨述べ採決の結果全會一致可決十時四十分散會

第三分科

原案可決 衆議院豫算第四分科會(陸海軍所管)は廿一日午前十時卅分開會、質疑を續行して海員養成につき工藤鐵男氏(民)と海相の間に問答あり次いで末松偕一(社大)と軍醫將校の設置について

陸海軍當局との間に質疑應答(別項)あり之で質疑全部終了、陸海軍所管豫算全部を議題として直ちに討論に入り藤原陸朗(民政)加藤知正(政中島)水谷長三郎(社大)石坂繁(時

同)松尾孝之(政久)の諸氏より賛成意見を述べ採決の結果滿場一致可決同五十五分散會

陸軍齒科軍醫(將校)設置決定 末松偕一(社大)と軍醫將校の設置について齒科軍醫設置の要望があるが陸海軍では如何に考へてゐるかとの質問に對し

武藤陸軍省軍務局長 齒科軍醫の設置については陸軍は充分その必要を認め研究をした結果近く設置に決定した而して齒科軍醫は從來の如く囑託や屬であつては充分でないの將校として採用する方針で研究してゐる

吉田海相 海軍は所要人數が少いからまだ齒科軍醫を設ける時機には到つてゐない

原案可決 衆議院の豫算第五分科會(文部厚生兩省所管)は二十一日午前十時三十七分開會

質疑を續行して田中好氏(政久原)より少年教護事業について質疑あり吉田厚相これに答へて質疑全部終了討論に入り北村吉(民政)吉植庄亮(政中島)石坂繁(時同)の諸氏より夫々自黨を代表して賛成意見を述べ採決の結果全會一致可決同十一時七分散會

第六分科

原案可決 二十一日の衆議院豫算第六分科會(農林省所管)は午前十時開會討論を總會に譲り、直ちに採決の結果全會一致原案可決十一時三分散會

原案可決 衆議院豫算第七分科會(商工省關係)は廿一日午前十一時卅二分開會、松本忠雄

氏(民政)より外炭輸入に關し質問藤原商相 外炭の輸入は差當り十萬トンを注文したがその後石炭出廻順調なので外炭輸入はこの程度で打ち切りたいと考へる

池田秀雄氏(民政)と商相との間に別項質疑應答あり 原夫次郎氏(民政) 適正價格を所謂商相の「こしだめ」で設定すると云ふが如何

商相 適正價格設定の基礎的な考へ方は從來と同じで、原材料、電力爲替相場の変動、製造業者及び販賣業者の適正なる利潤その他種々の構成條件を吟味するのは當然であるが、學術的理論的にやつてゐるのでは間に合はぬから大體の見當をつけてやる、これが所謂「こしだめ」でやる、これが所謂「こしだめ」

原氏民間の智能經驗導入方法を訊ね商相 文官任用令を再検討する、民間人を入れて事務の進捗を妨げることではなく民間の希望を入れてうまくやつて行きたい、統制經濟の様な純粹産業の問題は政府がその大綱を握つて微細の點については政府が干渉せず急所を抑へてやればよい

かくて質疑を終り討論採決の結果原案通り可決午後零時廿分散會

生活必需品には特免品を増加 池田秀雄氏(民政) 加藤政務次官がなしたス・フ漸廢についての答辯は消費者を喜ばすと共に生産者に一大衝擊を與へてゐる、此の際政府は(一)戦時經濟上、又物動計畫上必需品に對し多量の綿使用が可能なりや(二)ス・フの品質改善に努力するや否やの二點を明にされた

第七分科

原案可決 衆議院豫算第七分科會(商工省關係)は廿一日午前十一時卅二分開會、松本忠雄

氏(民政)より外炭輸入に關し質問藤原商相 外炭の輸入は差當り十萬トンを注文したがその後石炭出廻順調なので外炭輸入はこの程度で打ち切りたいと考へる

藤原商相(本社速記) (一)ス・フ製

品を國內必需品として使用するに至つた經過に就いては今更申上げる必要もないと考へるが要するに棉花輸入の強度の抑制の結果著しく削減せられたる原料棉花を以てして軍需輸出用綿製品の原料材料を持たない爲に勢ひ一般民需用に對する綿製品の使用を制限せざるを得ないことは止むを得ない次第である、從つて生産擴充用資材漁業用資材、衛生用資材、等どうしても綿でなければ絶対に困るものについては所謂特免品として一定數量の製造を認めて來たのである、其の他一般の民需品についてはス・フ製品を以て充當して來たのである(一)然るにス・フ製品は目下のところ綿製品に比較して其の強力が殊に濶潤状態に於ては著しく減少する關係もあり消費者側に於てス・フ使用に對する非難希望等が多々ある(一)思ふに右の如き事態に對處する爲に政府は大體次のやうに考へてゐる、第一はス・フの品質改善の問題である、此の點については原料パルプの品質改善ス・フの品質檢定方法の採用、ス・フ織物の規格の制定等政府としても種々の方法を講じて來たが今後共にこれ等の努力を續けて行くべきいと考へる、第二には以上の如く一方に於てス・フの品質の改善を圖ると同時に其の製品の用途上何としてもス・フ製品を以てしては本質的に宜しくないといふやうな品種のものであつて而も國民生活上不可欠のものについては事情の許す限り所謂特免品として追加し綿製品の製造を認めて行くことに

し以て國民の消費生活上の希望に具ひ度いと考へる、然し乍らその具體的數字については國際貸借の關係其他の狀態に基いて計畫を樹立せねばならぬことは申す迄もないので目下來年度物動計畫の編成に關連し事務當局に於て關係方面と折角協議中である(一)最後に我國に於けるス・フ工業については申上げる迄もなく政府としては數年前より織維國策の重要な項目としてこれが工業の確立に努力して來たのであつて今後とも我國ス・フ工業の健全なる發達に對しては政府としても充分の方策を講じ度いと考へてゐる

原案可決

衆議院豫算第八分科會(選信 鐵道)は廿一日午前十一時開會、劈頭勝選相より

科分八第

十九日の増永元也氏(政久原)の北海道、樺太鐵道の買收經過に關する質疑留保答辯(別項)あつて後十五年度選信鐵道兩省所管豫算に就て後十五年度入り最上政三(民)山本芳治(政中島)石坂豐一(政久原)小山亮(時同)の諸氏より賛成演説あり採決の結果

北海樺太鐵道買收は妥當

勝選相 發送電としては毎年多量の石炭を消費する爲自給策を講ずる必要があり適當なる炭礦經營に付き研究して居たが昨年七月より種々調査した結果、樺太北海道に就いて傍系會社たる發送電興業をして買收せしむるため資金の貸付を行ふ爲の投資に就いて認可申請があつた、投資は法律上の認可事項でなく同社業務規程第十二條に依り電氣廳長官の認可事項となつて

居るが投資の内容に就ては充分調査した、今回の買收鐵道は何れも埋藏量豊富炭質良好なる點に關し専門學者の證言あり且樺太廳當局の懇意もあり投資として確實なるものと認められた

(一)珍内鐵區 昭和十三年北大理學部長長尾巧博士及石川理學士の調査に基き推定埋藏量一億八千萬噸、可採炭量九千萬噸、發熱量一億八千萬噸、可採炭量九千萬噸、發熱量六千六百萬噸、鐵區所有者は吉村素夫、買收價格百五十五萬圓、可採炭量適當一億七千噸(一)内路鐵區 十四年九月長尾博士調査、推定埋藏量可採炭量三千万噸、發熱量七千六百萬噸、鐵區所有者吉村素夫外三名買收價格三十萬圓可採炭量適當一億

右兩鐵區所有の爲十四年十二月廿三日樺太石炭鐵業を設立した

(二)北海道北陽炭田 釧路府附近地理的に好條件であり昨年十二月發送電の認可申請に依り電氣廳で充分審査した同鐵區は大正四年農商務省技師渡邊久吉の調査を初めとし爾後三回に亘り調査、更に昭和十三年七月より九月迄北大長尾巧博士及び佐々保雄博士の調査の結果、推定埋藏量四億五千萬噸、可採炭量二億五千五百萬噸、發熱量六千六百萬噸と證言あり同鐵區所有者は日滿鐵業外三社買收價格九百四十萬圓、可採炭量適當一億七千噸、鐵區所有者は吉村素夫、買收價格百五十五萬圓、可採炭量適當一億七千噸と考へられる

特別委員會

稅制改正委員會

▲昭和十年國民所得公表(三三) 廿二日の衆議院稅政改革委員會は午前十一時二十七分開會、堀切委員長の要求により國民所得の調査説明のため川内閣統計局長 内閣の國民所得調査は大正十四年、昭和五年及び昭和十年の過去三回に亘つて行つた國勢調査の實際業分類を行つて農業、水産業、礦業、工業、商業、交通業、公務自由職業及家事従業及び投資の八部門につき各別に國民所得を調査してゐる、此の結果國民所得は大正十四年百三十三億八千二百萬圓、昭和五年百六億三千六百萬圓、昭和十年百四十五億三千二百萬圓となつてゐるがこれは統計技術上内輪の數字が出るのが常であつた、もとより實際の數字とは大分開きがある、國富に就いても國際聯盟が出来てその各別國別經費分擔金の額を決定する基準として各國とも同一の方法で調査したことがあるがこれは國民所得の調査よりも更に實際との開きが大きい

決算委員會

▲三三 衆議院の決算委員會は廿三日午後三時開會各委員より資料の要

れば最近の國民所得二百五十五億とあるが昭和十年から現在まで四五年の間に百億以上の増加を來してゐる理由如何

川島局長 經濟統計は人口統計の如く單純に觀察することは出来ない貨幣價值、物價の變動、經濟界の狀況等をも考慮に入れねばならぬ大矢主稅局長 最近の國民所得二百五十五億は推定であるが大體間違ひないと思ふ

板谷順助氏(政久原) 増稅の基本資料となるものがかかる社撰な調査によるのは不當ではないか

大矢主稅局長 國民所得調査の數字は單なる一の參考資料に過ぎない次いで國民所得調査の統計技術に關し板谷順助氏(政久原) 森田福市氏(政久原) 武田徳三郎氏(政統一)と川島統計局長との間に質疑應答あり、堀切委員長より政府に對し更に適確な調査研究を進められ度き旨を要求し、次いで西川貞一氏(政久原)の質問に對し

▲將來財政の見透し

櫻内藏相 (一)臨時軍事費を一般會計に移管し得る時期はいつになるか判らないが事變終了前と雖も事態が變化してれば移管し得ることにならぬとは限らぬ(一)しかし假に事態が變化してきたとしても當分の間はわが國財政上の負擔は容易に減少することはないものと見なければならぬ(一)公債利拂費とか恩給年金とか等にして今後増收によつて之を賄ふことは容易でないかと考へられる(一)之がためには赤字公債の發行によつて國力が衰へないよう財政計畫を樹てる

ことが必要である、即ち公債の性質、豫算の使用に就て検討を加へ現在多少の困難はあつても之が將來に於て國力の發展に資するよう努めねばならぬ(一)即ち公債の發行によつて國防費を支出し之が重工業の發達と必要を延び外國からの資材輸入の必要を少なくし國内の生産力が増進し自然増収も増加することになれば公債の發行必ずしも憂慮するに當らない(二)これと共に一面に於ては出来る限り無駄な國費の支出を排除し、生産擴充にても中途半端な仕事にとらはれず速かに効果を擧げるものを選び出来る限り赤字公債の發行を少くするように努めねばならぬ(三)また公債償還計畫に就ても適當な時期に如何にして償還するかその方法を樹て、行きたい(四)今回の増税に就ても近い將來に於て確定したる對策を樹て國民の安心を得るやうにする

大矢局長 合成酒原料の酒精、燒酎の供給を確保するとともに課税の上にて清酒との負擔均衡を保つやうにし度い、合成酒は清酒と異り年中何時でも醸造し得るものであり、且つ品質も向上して價格も中等酒精とあまり違つてゐない又その製造方法は大規模生産で擔稅力も相當ある、酒精度の如きも清酒百分の十八程度に比し合成酒は百分の二十で査定を受けてゐるこの結果割り水の度合も清酒に比して大である、かゝる關係で合成酒の税は清酒より若干重くしたるなほ合成酒製造認可の方針につき大矢局長 全國に七千の清酒醸造家があるが合成酒は清酒の代用品として製造されるものでありこれが不當に進出すると清酒業は大打撃を蒙り地方産業に不當の變動を與へるから兩者の衡平を保つて行く方針である

更に燐寸税について大矢局長 燐寸税は燐寸濫造時代に設けたもので消費抑制が目的であつた、最近の燐寸不足は一時的現象と追つて恒久的對策が確立されるところと思ふから燐寸税もその時根本的に考慮する

又地租家屋稅營業稅の國稅移管理由につき

兒玉内相 この三税は分與稅の分與基準となるものであるから全國的に統一せねばならぬ、この他社會政策實施の基準と爲すこともあり又國家として置く方が納稅者の納稅觀念にも好影響がある、以上の理由でこれを國稅の形で徵收することとした

西川氏更に地方稅理論を質し兒玉内相の答辭があつた後

西川氏 戶數制廢止の結果、地租營業稅家屋稅の附加稅に財源を求め却つて地方負擔が重くなるにないか

三稅附加稅の最高限度如何

挾間地方局長 實力ある地方團體に就いては地方三稅の附加稅率に伸縮性を認め弾力性を附與する、實力貧弱な團體には附加稅による財源はないが配付稅を交附するから若干の餘裕があれば一時之を積立てる事も出来るし又不慮の財政需要に對しては他年度分からの繰り越し等の方法で善處することが出来る、稅率は本稅の百分の二百を限度とし、巴むを得ない場合は百分の二百四十迄認めるそれ以上の必要ある場合は監督官廳の許可を要する

西川氏 三稅附加稅は相當増徴されるはかなくと思ふが、其の結果は勤勞所得配當利子所得者は軽く、中小農業者負擔が重くなる様になりはせぬか

兒玉内相 今回の改正は地方財政調整と共に地方民負擔均衡が目的であるから、國稅地方稅を通じて全體に觀察すれば中小農業者と配當利子所得勤勞所得者との間に負擔の不均衡を來してゐると考へる

西川氏 地方で配當利子所得勤勞所得者は相當の財產家得力者である、戶數制制度では例へば災害の場合等に於てはこれら有力者が特に重く負擔して自治が圓滑に行はれてゐた、改正法ではこの長所がなくなつたので自治行政上著しき困難を來すと思ふ

兒玉内相 災害等の場合は善處するかくて正午散會

▲財政前途不安なし(會相所信) 〔三〕廿四日の衆議院稅制改革委員會は午後一時廿一分開會前日に引續き西川氏(久原)より配付稅中の一定金額を保留することの可否に就て内相と問答を重ねた後

西川氏 町村の災害復舊費に充る爲め地方財政中央金庫を設けこれから融資せしめては如何

内相 考慮し度いと答へ

西川氏 部落團體の基礎は部落有財產と氏神社とである、内務省はこの部落有財產を法人たる町村有財產としたがこれを部落に還元してやつては如何

内相 部落の精神的統一の中心が氏神にあることは勿論で内務省としてこれを重視してゐる、部落財產については共同生活の物的基礎となつてこれを愛惜保存せしめねばならぬが町村有とか國有とかになつてゐるものについては個々に調査研究して善處する

西川氏 次いで我が財政の前途に關し首相に訊し

米内首相 目下事變を中心として時局極めて重大なることは申すまでもなく之を乗切つるためには既に施政方針に於ては申し述べた如く軍備の充實、國民精神の昂揚、生産力發展、戰時國民生活の確保等につきあらゆる手段を講じ御協賛を得た豫算で之を賄つて行かねばならぬ、しかし之が解決は物心兩方面から實行せねばならぬが物的方面に就てはこの豫算により賄つて行けることの確信で進んで行きたいまた心的方面では國務を遂行し能率を擧げるために機構の改革を考へられるが、機構を改革せずに行けるものはそのまゝでも能率を擧げるやうに努め改革を要するものは之を改め、例へば官吏制度改革の如きも關聯して考へねばならぬ要するに私は機構の改革とそれに伴ふ運用の如何によりまだ國務の能率を擧げ得る餘地はあると考へてゐる、一例を擧げると戰時に於て軍人の力は非常時に精神力に左右されるもので八吋砲の彈丸は平時なら持てないが戰時には之を易々と持つて行けるやうなもので國民精神の昂揚により時局突破のあらゆる手段を講じ得ると考へる

今回の増稅は財政上の必要の最少限度で今日のところ當分この程度を以て賄つて行けると思ふ、將來特別な事態の變換でもあれば更に増稅することも止むを得ないが出来る限りそうした必要の生じないやうに努力してゐる次第であつて現在我國財政の前途には何等不安なしと考へる

西川氏 物價問題に對し閣内に意見の不一致あるやに聞くが如何

米内首相 意見が對立してゐることはない、目下研究中である、多分明日中には纏るだらう

西川氏 小額所得者の負擔につき、藏相、主稅局長より控除制度で緩和を計つてゐると答へ

西川氏 事業所得者は勤勞所得者に比して負擔が重いが如何なる理由によるか

櫻内藏相 事業所得者は資本收益を受けける部分があるから勤勞所得者に比して多少負擔が重いのは止むを得ない

更に右に關聯して森田福市氏(政久原)及瀧澤七郎氏(政久原)より質

疑あり次いで悪性インフレ、物價騰貴に就いて西川氏と蔵相と問答あり西川氏 今回の税制改正案によると例へば財政研究會なる團體の發表してある通り高額所得者は公債を所有するのが有利となり生産力擴充の方面には不利となるやうに思ふが如何

大矢局長 財政研究會の發表は種々の前提を置いて考へねばならぬ、私は從來と何等變りなく生産力擴充を遂行し得ると思ふ

▲關取引問題【三三】二十六日の衆議院税制改正委員會は午前十時廿二分開會質疑を續行渡邊玉三郎氏(民)外敷委員より低物價政策の堅持經濟警察の運用につき質し

見玉内相 關取引の横行に對しては一面に於て適正價格を形成して公定價格に無理がないやうにするとも、他面に於て經濟警察を以て惡質犯罪を取締つて行く方針である

櫻内藏相 關取引の横行と言ふことは認め度くないが實際問題としては遺憾ながらこれが行はれてゐる適正物價形成、物資配給の圓滑化兩々相俟つて公定價格が維持され様努め度い

次いで減損更訂の廢止、實績課税と豫算課税の比較につき渡邊氏、瀧澤七郎氏(政友久原)よりそれ〴〵質疑あり之に對し大矢主税局長より税制調査會に於ける本問題審議の經過を説明して答辯を爲し

渡邊氏 市町村税賦課基準は何か抜開地方局長 毎年十月一日現在の人口を基準とする
内藤正剛氏(民) 人口調査は國勢調

査の如き方法によるのか 抜開局長 各市町村條令の定むる方法によるので全國的に法令を以て定める譯ではない

尙此の問題につき二三の質疑應答ありて午後零時七分休憩午後一時四十分再開
渡邊玉三郎氏(民) 消費税の増徴された物品に就ては公定價格引上決定前と雖も當然價格の値上を認むるか

新倉物價局長 一般的には増税による値上りを認めるが公定價格決定に際しては増税分文でなく生産費等も考慮に入れて決める

右に關聯して森田福市(政友原)、内藤正剛(民)の諸氏より質疑あり更めて商工大藏兩省協議の上説明する旨答辯、渡邊氏更に商業組合、工業組合、同聯合會等に對する特別法人税課税が不當であると論じ之に對し

藤原商相 中間團體に利益を與へて消費者負擔を重くすることは良くないから今日の時局に於てこの程度の負擔は已むを得ない

妹川振興部長 組合又は組合員の出資なく統制事業をのみ營む組合に對しては課税しないが經濟事業を營む組合に對しては課税する

かくて午後五時散會
▲若子の公定價格引上(商相言明) 廿六日の税制改正法案委員會席上河野密氏(社大)が藤原商相の意圖する適正價格形成なるものが低物價政策と背馳するおそれなきやを質したるに對し
藤原商相 關相場その他の不幸な現象が横行してゐるのは誠に遺憾であるから一日も速かに適正價格を

決めて行かねばならぬがそれには電力、勞力、爲替相場等種々の構成要素を標準にして決めねばならぬ、しかし私は餘りにその理論に捉はれてゐては今日の緊急を要する場合に適當でないから出来る限り現實に即して敏速な方法を講じて行きたい、そして適正價格を決定した結果は現在の公定價格を引上げねばならぬものがあるがこれは物資の不足を補ふために増産を計ることが必要だからである、今日の場合低物價政策は飽くまでも堅持せねばならぬが一面に於て増産を目的とするために若干の公定價格引上を見ることは止むを得ない、適正價格を作り増産をして物資を潤澤にすれば關相場もなくなるだらう

▲砂糖値上りは少くしたい 廿六日の税制改正法案委員會席上松永義雄氏(社大)の質問に答へ

櫻内藏相 砂糖が生活必需品中重要なものたるは申す迄もないので今回の増徴に當つても他の間接税が三割程度増徴であるものに砂糖に對しては二割程度の増徴にしてゐる砂糖の現在の消費状態を見るとその六割以上が菓子の方に使はれてゐるのであつて家庭用は四割以下である、また最近砂糖消費が激増してゐる状態でもあるので之等の點を考慮し増徴した、砂糖會社が販賣するとき場合によつては税額だけ或は税の範圍内で考慮される事がないとは限らないが出来る限りは價格を税に準じて上るようにはしたくない、要するに幾分か値段を上げる要素にはなると思ふが出来る限りさういふことのないよう

▲酒造米節減対策 需要方面(一)軍の需要、鑛山漁業等労働者の需要に充分供給の便宜を計る(二)料理屋その他不急方面の需要に對しては相當制限する(三)供給方面(一)現在でも酒造組合中央會の自治的統制により大規模生産者に對する節減率を重く小規模生産者に對する節減率を軽くしてゐるが今後とも組合と協議して小規模生産者の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

▲田中國稅課長 少額醸造者に對しては例外的に造石を認めてゐるから實際は百石の酒造家は二割八分、二百石のもの三割八分、三百石のもの四割一分四厘の制限となる石井氏 特別法人稅設定の理由並にこれを實施する期間たる「當分の内」の意味如何

藏相 支那事變下において必要なる財政上の經費の一部を産業組合に負擔して貰ふため特別法人稅を創設した、然し産業組合はもとと課税すべき性質のものでないで事變終了前と雖も産組に負擔して、らふ必要がなくなれば廢止する、當分の内と言ふのは免稅出来る時が來れば第一に免稅すると言ふ意味である

▲酒造米節減対策 需要方面(一)軍の需要、鑛山漁業等労働者の需要に充分供給の便宜を計る(二)料理屋その他不急方面の需要に對しては相當制限する(三)供給方面(一)現在でも酒造組合中央會の自治的統制により大規模生産者に對する節減率を重く小規模生産者に對する節減率を軽くしてゐるが今後とも組合と協議して小規模生産者の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

▲消費稅課税品の公定價格決定法【三三】二十七日の衆議院税制改正法案特別委員會は午前十時三十九分開會、石井徳久治氏(政中島)酒造稅の造石庫出兩稅併用、納稅擔保及び消費者への轉嫁等の諸問題につき質問し

大矢主税局長 造石稅、庫出稅は當業者の希望もあり當分の間兩者を併用する方針である、消費稅が消費者者に轉嫁されることはその性質から見て當然である考へてゐる

但公定價格の改定と言ふことに就ては單に消費稅のみならず他の要因も併せ考へなければならぬ、從つて他の要因と消費稅増徴部分とが或は相合算され或は相殺されるので一概に消費稅増徴部分だけ公定價格を引上げるとのみ斷定するわけにはいかぬ、尙此の點については商工省と充分協議して兩省合議の意見として別の機會に説明したい

石井氏次いで酒の造石制限につき當局の方針を質しこれに關聯して伊藤五郎氏(民)、武田徳三郎氏(政統)、板谷順助氏(政友原)、川崎克氏(民)からも質問あり

▲酒造米節減対策 需要方面(一)軍の需要、鑛山漁業等労働者の需要に充分供給の便宜を計る(二)料理屋その他不急方面の需要に對しては相當制限する(三)供給方面(一)現在でも酒造組合中央會の自治的統制により大規模生産者に對する節減率を重く小規模生産者に對する節減率を軽くしてゐるが今後とも組合と協議して小規模生産者の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

▲田中國稅課長 少額醸造者に對しては例外的に造石を認めてゐるから實際は百石の酒造家は二割八分、二百石のもの三割八分、三百石のもの四割一分四厘の制限となる石井氏 特別法人稅設定の理由並にこれを實施する期間たる「當分の内」の意味如何

藏相 支那事變下において必要なる財政上の經費の一部を産業組合に負擔して貰ふため特別法人稅を創設した、然し産業組合はもとと課税すべき性質のものでないで事變終了前と雖も産組に負擔して、らふ必要がなくなれば廢止する、當分の内と言ふのは免稅出来る時が來れば第一に免稅すると言ふ意味である

の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

▲田中國稅課長 少額醸造者に對しては例外的に造石を認めてゐるから實際は百石の酒造家は二割八分、二百石のもの三割八分、三百石のもの四割一分四厘の制限となる石井氏 特別法人稅設定の理由並にこれを實施する期間たる「當分の内」の意味如何

藏相 支那事變下において必要なる財政上の經費の一部を産業組合に負擔して貰ふため特別法人稅を創設した、然し産業組合はもとと課税すべき性質のものでないで事變終了前と雖も産組に負擔して、らふ必要がなくなれば廢止する、當分の内と言ふのは免稅出来る時が來れば第一に免稅すると言ふ意味である

▲酒造米節減対策 需要方面(一)軍の需要、鑛山漁業等労働者の需要に充分供給の便宜を計る(二)料理屋その他不急方面の需要に對しては相當制限する(三)供給方面(一)現在でも酒造組合中央會の自治的統制により大規模生産者に對する節減率を重く小規模生産者に對する節減率を軽くしてゐるが今後とも組合と協議して小規模生産者の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

▲田中國稅課長 少額醸造者に對しては例外的に造石を認めてゐるから實際は百石の酒造家は二割八分、二百石のもの三割八分、三百石のもの四割一分四厘の制限となる石井氏 特別法人稅設定の理由並にこれを實施する期間たる「當分の内」の意味如何

藏相 支那事變下において必要なる財政上の經費の一部を産業組合に負擔して貰ふため特別法人稅を創設した、然し産業組合はもとと課税すべき性質のものでないで事變終了前と雖も産組に負擔して、らふ必要がなくなれば廢止する、當分の内と言ふのは免稅出来る時が來れば第一に免稅すると言ふ意味である

▲酒造米節減対策 需要方面(一)軍の需要、鑛山漁業等労働者の需要に充分供給の便宜を計る(二)料理屋その他不急方面の需要に對しては相當制限する(三)供給方面(一)現在でも酒造組合中央會の自治的統制により大規模生産者に對する節減率を重く小規模生産者に對する節減率を軽くしてゐるが今後とも組合と協議して小規模生産者の營業に支障を來さないよう努力する(二)清酒の代用として合成酒新清酒の方面に轉換策を計ることは結構であるから其原料たる酒精燒酎等の供給について出来る限り援助する(三)最近割り水の量が多くなつてゐる事は保健衛生上及酒價公定の見地より面白くないから酒精度に就て嚴重調査を行ひ稅務監督局と經濟警察と協力して取締りを勵行する

して私經濟行爲を管むことにより得る剩餘金ある場合及び出資金に對する配當ある場合は擔稅力あるものとして時局柄今回の程度に負擔を願ふのも致し方ないかと考へる石井氏さらに産組課稅が農民の心理上に惡影響ありとして農相の所見を問ひ

島田農相 この程度の負擔は農村方面でも理解し辛抱して貰はねばならぬと答へ

▲産組の保險進出は中止させる 次いで長野長廣氏(民)の質問に答へて島田農相(本社速記) (一)この問題に對しましては農林省と致しまして産業組合の資金が保險事業の如き他省の所管に屬したる營利を目的とする斯ういつたやうな仕事に向けられるといふ事は、監督上都合でありさういふことについてはこれまでの研究調査によつて適當でない、斯ういふやうな考へを以て處置を致したい斯様に考へて居る次第であります、この前松村君の御質問によつて種々調査を致して居つた次第でありますが只今の状態を申し上げますといふと監督官廳として組合が保險會社を買収してこれを經營するといふことは適當でない斯ういふ風に考へて居ります(二)これは然るべからずと決定致した以上はこの計畫は中止取消をするといふことになると思ひます、まだ然しこの事は省議を終つて居る譯ではありませんがさういふやうな考へ方を以つて處置を致したいと思ひます(三)現在農林省として取調べて居ります事柄については只今申上げた通りであり、その以外の事柄について

て更に他の計畫がある場合にはこれは假定的に申上げる譯には行きませんがその場合には又それに對して適當なる處置を致したいと思ひます、只今申上げた所で意味は明瞭と思ひますが農林省としては産業組合の資金が農林大臣の監督外に行かうやうな結果になるやうにこれに對しては現行法令の建前から然るべからず適當でない、斯ういふ考への下にこの問題を處置して行きたい斯ういふやうに御諒解を願ひたいと思ひます(一)左様な問題(共濟會による保險經營)に關し假定を以つてこれに對して一々答へすることは差控へたいと考へます、たゞ私は最初に申上げたやうに現行の法令の下に於いて産業組合の資金が農林大臣の監督の外にない方面に向つて動き且つそれによつて營利な事業を営むやういふことは適當でない斯様な考へを以て處置をするつもりであります、この言葉を以て御諒承を願ひ度いと思ひます(二)これ等の點(二百萬圓手付金支出の件)につきましましては一旦これを中止するといふことに方針を決めた以上は善後處置として適當に處置をするつもりであります

▲公定價格引上げ低物價破壊せず 十七日の稅制改正委員會議上長野長廣氏(民政)は緊急質問を發し藤原農相の意圖する適正物價の形成は結局公定價格の引上げとなり政府の低物價政策を破壊する惧れがあるのでは

はないかと廿六日の同委員會に於ける商相の答辭に基き重ねて商相の所見を質したるに對し 藤原商相 昨日私は低物價政策の根本に變りはないが一面に於て必要物資の増産を計る爲どうしても適正價格形成の際現在の公定價格を引き上げねばならぬものもあると述べたがその點は私の考に何等變りはないのである、然し一面に於ては適正價格の爲に物價を引き下げても出て来るので全般的に物價を引き上げ物價政策を根本的に破壊すると思ふ事はない之をも少し詳しく云へば政府は低物價政策が今日の時局を乗切つて行く上から最も必要な對策と考へてをり此の爲には凡る方面から全力を擧げて低物價を堅持せねばならぬ其の最も有效な處置として私は先づ生産及び經營の合理化を圖り例へば製造原價を引下げ得るものは之を合理的に引下げ、次に配給組織を改正してこれにより價格を引下げて行き度い、生産者の利益が少く配給者の利益が多いものもあり配給組織の改善も是非必要と考へる、此の目的達成の爲に必要なるがまだ合理的經營によつて努力し得る餘地があると思ふ、更に消費規正によつて實行する事が必要で一面に於て消費統制に努力し節約を實行すると共に一面に於ては物資缺乏し需要に對し供給の不足するものを補ふ爲其の需給調整に努力して行き度い、其等の實行手段として切符制、割當制と云ふ事も實行せねばならぬと考へ其の調査研究を進めてゐるが何時

でも必要な場合には實行し得るやう準備してゐる、尙通貨膨脹のため消費が増加する點については大藏省とも協力して努めて其の購買力抑制を計つて行き度い、要するに適正物價の政府の政策を根本的に覆す心配のないやう凡ゆる手段を盡して一面に於ては増産を計り調相場場のやうなものもなくして低物價政策の下に豫定の政策を遂行して行き度い考へてゐる

▲地方稅改正と地方財政・自治との關係 (三) 廿八日の衆議院稅制委員會は午前十時半開會地方稅制の改正と地方財政・地方自治との關係につき石井徳久治氏(政中島)より質問あり、是に對し

兒玉内相 改正稅法による地方財源は獨立稅及附加稅二、分與稅一の比率である、而して獨立稅は殆んど無制限に市町村の自由意思によつて賦課せられ又附加稅も營業稅附加稅を始め何れも伸張力は極めて大である、之に對して分與稅はその下積みとなつてゐる形であつて地方自治の獨立、地方財政の彈力性を阻害せぬ 狹間地方局長 地租、家屋稅、營業稅並にその附加稅は實質的に地方團體の獨立財源であつて平年度地方稅收入十億三千二百萬圓のうち三稅及び附加稅合計六億六千六百萬圓が地方團體の獨立財源となり總額の約六割七分に當る、現行稅制下に於ては戸數割の如きは種々弊害があるのみならず最早増徴困難であり其他課稅費目を新たに求めるのは困難である、故に改正稅法の方が地方の獨立財源は遙かに豊富となる

石井氏次で改正地方稅制と地方財政の彈力性について質し狹間地方局長對すると同様趣旨を述べたる後 災害等不慮の損失に對しては配付稅は補助金と異り稅制自體としては特別の考慮が拂つてないが起債許可の基準となるものであるから多額の起債を許可する爲自然配付稅を増額することになる

午後零時五分休憩同一時四十分再開 石井徳久次氏(政中島) 町村吏員優遇の方法を講じてゐるか

兒玉内相 今回の豫算でも人員増加退職手当補助等の方法を講じてゐるが配付稅が實施されると貧弱町村に對しては一層その優遇の途が開けると思ふ 石井氏 土地負擔は營業負擔に比し重いやうに考へるが如何 狹間局長 土地と營業とは安定性に於て相違があるからであるが今回の改正では兩者の稅率を相當接近せしめ負擔均衡に留意してゐる 石井氏 小學校教員俸給が府縣支辨となる結果教員と市町村との關係が薄くなるおそれはないか 中野普通學務局長 俸給は府縣支辨となつても小學校建築費、設備費教員の手當給與、旅費、慰勞金等は依然として市町村から支辨されるから兩者の關係が薄くなることは考へない

石井氏 府縣で俸給を支辨するといふので最近教員の増俸運動が多いが内務省はいかに見てゐるか 内相 その事實あるを知らないが各府縣知事が充分監督してゐると思ふ

森藤氏(政中島) 高等國民學校教

員の俸給が府縣支辨となるか

員俸給の支拂法如何

中野普通學務局長 十九年度から義務制となるが俸給は矢張り半額國庫支辨とした

上田孝吉氏(政中島) 教員俸給府縣支辨に伴つて市の内申權はどうか

中野局長 市の内申權は現在通り認める従つて府縣で勝手に教員を任命するやうなことはない
次いで長野長廣氏(民)は中間機關の設置等地方制度改正に關し兒玉内相の所見を質したのに對し

▲中間機關設置は必要

兒玉内相 地方制度改正に關する確定的意見は未だ申上げる時期に達してゐないが地方に於ける産業的經濟的活動が力を得るに從つて從來の如き政治的法律的な力では之を阻止し得ない状態となつた、従つて地方制度改正に當つてはこの兩者の調和を計ることが必要である意味から各種經濟團體を整理統合して精神的にも經濟的にも強力なものに發達せしめる事が必要と思ふ、亦町村と府縣との間には現在町村組合が或る程度中間機關たる仕事を以てあるが郡制度が廢止されて以來甚だしく不便を感じてゐる點もあるが將來地方制度改正を考へるに當つては郡制度復活なり或はそれに代る中間機關を如何にすべきかについて研究せねばならぬと思ふ

長野氏次いで肥料の供給確保に就き商相に質し
藤原商相 肥料の内でも多量に要する確安が現在最も不足してゐるまづ電力供給を豊富にし生産設備をフルに運轉して豊富に肥料を生産

出來る様にし度い

▲強制寄附の問題【二三】廿九日の衆議院稅制改正案委員會は午前十時四十分開會

佐竹晴記氏(社大) 稅制改正後の義務教育費國庫負擔の配分方法は定率主義をとるため都市に厚く貧窮町村に薄くなり團體體の財政を壓迫することになりはしないか

松浦文相、狹間地方局長より 貧窮町村の救済は義務教育費國庫負擔とは別個に配付稅制度に依つて充分に解決出來得ると信ずる
佐竹氏 戶數割を廢止しても警察費其他の寄附強要が改められない限り地方民負擔は輕減されない、内務當局の決意如何

狹間地方局長 警察費寄附に關しては從來内務省から一定の限度を指示した事はなかつた、之は寄附者自體の利益になる筋のものであるが然し社會連念上穩當と認められる限度を超ゆるものに對しては勸告等の方法で抑制する
同じくこの問題につき
森田福市氏(政久原) かゝる寄附金は所得中より損金に算入しては如何

狹間局長 今回の改正で公費を以て支持すべき事業の費用は充分供給出來る仕組みとなつてゐる、之と共に他方財政の經理監督をも更に嚴重に行つて地方財政の整備を圖り寄附金等に俟つ必要がない様にし度い
大矢主稅局長 現行法上法人と個人とは所得の計算方法を異にしてゐる、法人は寄附を損金に算入してゐるが個人の寄附は損金に見えない

ことになつてゐる

▲改正後の地方稅輕減内容 廿九日の稅改革委員會に於て佐竹晴記委員の質問に對し

狹間地方局長 分與稅創設によつて地方稅が何れ丈け輕減されるかは具體的數字は後刻申上げるが大體左の諸點に互り現行地方稅よりも輕減される即ち「戶數割の全廢」市町村民稅が新たに課せられるが此負擔を考慮に入れてもなほ戶數割廢止による負擔輕減は大なるものがある(課率の輕減)地方三稅のうち地租は現行百分の一七・一が百分の八に、家屋稅は現行百分の八・三三が百分の七とそれぞれ課率が輕減される「難種稅の整理」自轉車稅は府縣稅を市町村稅に移管する、自動車稅はガソリン稅の増徴に伴ひ課率を輕減する其他細かい雜種稅を相當廣範圍に互つて整理する(右のほか)從來地方財政補給金によつて地方稅を輕減してゐたものは分與稅實施後も續行する

米穀應急措置委員會
【二三】廿一日の米穀應急措置改正法案委員會は午後一時半開會、坪山德彌氏(政中島) 政府米に關する質問の後坪山、河野一郎(政久原) 兩委員より交々

今年度の小麥増産計畫は果して達成可能なりや、現在までの麥作の實情に於ては相當不安で九百萬石位の收穫に終ると思はれるが如何と質したるに對し岡田政務次官及土屋農務局長より
小麥については千三百萬石の増産目標達成に最善の努力を拂つてゐる

が今日迄の經過では麥作状況は

不良で相當の影響と打撃を受けてゐる事は認める、然し今後に於て取返す様對策を講究中の旨を答へ坪山氏更に飼料問題、資材不足に關する農村の實情、濫伐防止につき政府の善處を要望したる後

坪山氏 農地價格については各農地委員會で適正價格を決定せしめる様にしては如何
▲政府米四百萬石買付終了 廿一日の米穀應急措置改正法案委員會に於て坪山德彌氏(政中島)の政府保有米に關する質問に對し横山米穀局長は現在迄の政府米の買上げ並に今後の買付計畫に關し

政府米は今日迄に約四百萬石(米穀會社の買付量五十萬石を含む)の買付を終了してゐる、政府米六百萬石買入に關する集荷狀況は生産者團體系統約七割五分、米穀商團體系統約二割五分の割合による集荷計畫を關係各縣に於いて着々實行中である、尙買收高が第二回收獲豫想に比して三百七十一萬石餘の増收を見ているので増收分は更に政府米としての保有量を増加したいと考へ將來第一回買上げ豫定量六百五十萬石全部の買付終了後に於て府縣に供出を割當て買付たいとの計畫を以て地方長官に依頼し具體的計畫を立案中である旨を明した

▲府縣ブロックは漸次解消【二三】 二十二日の衆議院米穀應急措置法案委員會は午前十時半開會、前日に引續き坪山德彌氏(政中島派)の質問

を續行、肥料問題につき別項の如き質疑應答あつて後

高田松平氏(民政) (一)生産縣の封建的ブロック化傾向の打破方策を考へてゐるか(二)強制買上命令は實行する意思なしと聞くが如何

(一)外米輸入高を五百萬石と推定し臺灣米移入高を五百萬石とすれば政府の買上げは約二千萬石となり平常に於ける管外移移米の總量以上を政府が管理することとなるが大消費地に對する配給方策については基準を樹てゐるか、書面

で示せ(二)消費節約を徹底して四百五十萬石節米の實を上げれば需給は不安であるが具體策如何
島田農相より (一)府縣ブロック打破はそれによつて來るところが必要から端的強制的に打破は困難で漸次緩和して行く様努力(二)強制買上命令は出來る限り發動せず集荷したい心構(三)節米政策は實效を期するため文部省厚生省ともよく相談して具體案を決めて徹底的に實行に移したい

旨を答辯し午後八時二十分散會
▲米麥肥料配給八月以降の見透し困難 二十二日の米穀應急措置委員會席上坪山德彌氏(政中島)より 八月以後の米麥施肥用の肥料配給數量は前年よりも多い數量を割當配給し得るや
と質したるに對し
重政臨時農村對策部長 來肥料年度上期(八月以後)の推算は困難である、確安其他化學肥料については生産條件さへ順調ならば本肥料年度に於けるが如き激減を來す様

なことはなく生産は増加し得るとの常識的観測は可能であるが具體的數字の推算は困難であり今肥料年度供給確保に追はれて事實上未だ考慮してゐない

旨を答へたので坪山氏さらに痛烈に政府の態度を難詰し小林委員長から無機肥料配給統制會社法案が二、三日中に提出されるから肥料問題についてはその時に譲られては如何と助け船を出すなど相當紛糾を見た、よつて

島田農相 僅かに今日はずきりと確實さを以て申上げられるのは米麥重點主義による肥料配給については前年度使用量の八十%其他の農作物に對しては六十%の割當量については確實に供給出来るであらうとの確信を有してゐると云ふことと又である、八月以後については充分見透しがつけられぬといふのは目下當面の肥料危機を救ふために本年度の手當に忙殺されて居り外

安一萬噸乃至二萬噸でも出来る丈輸入して大豆粕の不足分を補ふ等あらゆる手段をつくしてゐるので十五肥料計畫年度迄手が及ばぬ、大體電力石炭等の關係から考へて此の分で推移すれば昨年実績より悪い事のない様に供給を確保し得るとの大意つばな見透しはもつてゐるのであつて更に充分可能な計畫を樹て、本問題に對處し度いと補足した

▲優先的に食糧確保(農相言明) 十二日の米穀應急措置委員會に於て高田松平氏(民政)より

日本から朝鮮滿洲北支に對し濠洲より輸入した外麥百五十萬石(小麥粉として輸出する)内地小麥

二百萬石、米百萬石を供給することとに決定してゐるといふが内地食糧供給が不安定であるのにそんな事が果して可能か、又端境期に政府の云ふが如く持越米四、五百萬石を確保し得る見込みがあるかと追究したが、右に對し島田農相は

日滿支三國の關係に於ては我國としてすべきことはしてやり餘剩のある事は出来る丈相互に都合をつけてやらねばならぬ、しかし現在の我國の事情に於ては食糧確保はあらゆるものに優先すべきである

と考へて居り、此の見地から御意見に對しては至極同感であるから其の時に臨んで充分參考として問答ひのない様にやり度いと聲明

▲早場米助成折衝中【二三】廿三日の衆議院米穀應急措置法委員會は午前十時半開會坂下仙一郎氏(民政)、米及び雜穀の買上豫定量明示を要求

横山米穀局長 現在決定せる米買上豫定量は一千二十萬石を豫定してゐるが必要があれば更にそれ以上買上げるかも知れぬ、第一次買上豫定の六百五十萬石は、第二次分については時期は目下確定的に云へぬ、雜穀の買上豫定量は未定である

坂下氏今後の米出廻り梗塞豫想から強權發動はせぬかと訊し 岡田政務次官 出荷強制、國家管理等の強權に基く施策は出来る限りさける、實情も亦強權發動を必ずしも必要としないで正常な需給を行ひ得る見込である 土屋寛氏(民政) 肥料、飼料問題に

つき質し 今成留之助氏(民政) 早場米の出荷對策に關する政府の具體的方針如何の農民に不利であるから單なる耕作上の少額助成金位では役に立たぬ

横山米穀局長 事務當局としては食糧確保上端境期に近い米穀事情の重大なる時期に出廻る早場米對策については作付奨励や出荷促進について豫算其他適當の方法を講ずるため端境期の需給調節に役立つ様關係當局と農林省原案に基き目下折衝中で近く具體的に示し得ると思ふ

午後零時五分休憩同一時四十八分再開、高田松平氏(民政)の早場米奨励具體的實行方法に關する質問に對し 土屋農務局長より

早場米とは九月中旬頃までに出廻る米穀を總稱していひ地域的、品種別で分類しようといふのではない、之が助成方法としては從來中稻を作つてゐたものが早稻に轉換すればそれだけ段當り收量が減少するのて其差額を公定米價で換算して補償してやるといふ方法をとりたい、之が豫算金額に就いては目下大藏當局と折衝中である

森幸太郎氏(政友久原) 本法案によれば米及雜穀の買入は「時價に準據して之を定む」とあるが時價とは何か

岡田農林政務次官 時價とは市場相場を參酌した適正價格を指すのであるが之は勿論公定價格を上廻るものではない 平野力三氏(第一) 端境期理想持越高について質問

岡田政務次官 約一千萬石あればよいと考へてゐる 同じく平野氏の小作地國有、米肥料の專賣制斷行論に對し

岡田次官 事變下においてさやうな衝擊的な政策を斷行することは相當慎重考慮を要すると思ふ

▲配給機構の根本的整備近く成案發表 廿三日の米穀應急措置法委員會で坂下仙一郎氏(民政)の、應急措置の改正法案以外に新しい米穀對策ありやとの質問に對し 岡田農林政務次官 應急措置の改正のみが勿論唯一の手段ではなく配給上の適正なる措置が最も急務と考へ現在の組織よりも一段と進んだ方策をとる考へを以て晝夜兼行議案を急いでゐるから近い將來には具體的に發表することにならうと思ふ

▲飼料統制は改正趣旨に反す 二十三日の米穀應急措置に關する改正法案委員會席上今成留之助氏(民政)より本改正法案の内容中「米穀以外の穀物」とは何を指すか、飼料としての雜穀を買ひ入れ得る様に改正するののか

との質問に對し、横山米穀局長は左の如く言明

「米穀以外の穀物」とは大體麥類を目標とするが粟、黍、高粱、大豆等をも包含するが、政府は其の買入れ賣渡しをなすのは米穀配給の必要上直接關聯ある場合のみに限り單獨に飼料として雜穀の買入れ賣渡しをなす事は法律改正の趣旨に反するから飼料統制については一切之を飼料配給統制法に準據する

【二三】廿六日の衆議院米穀應急措置法改正案委員會は午前十時四十分開會、深澤吉平氏(民政)の質疑あつた後

河野一郎氏(政友久原) 最近滿洲國において各種雜穀の引上げを斷行したが之に對する政府の方針如何を見極めた上でなければ之が對策に就いて明言出来ない

正午一旦休憩午後一時五十分再開 吉田莊助氏(民政)の質疑あつて後 吉田賢一氏(時局) 政府米の拂下は臨時配給組合、商業組合産産系統機關等に限定されてゐるのか

横山米穀局長 政府の拂下先は當該地方長官を以て指定せしめてゐるので必ずしも其等團體のみ限つて拂下げを行つてゐるわけではない

同四時十八分散會 ▲十五年米價の問題【二三】廿七日の米穀應急措置改正法案委員會は午前十時四十五分開會

吉田賢一氏(時局) 十五年産米については或ひは値上げ巴むなしと云ひ又値上げせずと報ぜられてゐるが、誤解を生ずる虞れがあるから明確な意思表示を望む 岡田政務次官 米價は法規の定めるところにより決定されることになつてゐる今日の場合に於ては只假定的に單純に上るとか下るとかは云ひ得ない、之に影響する要素としては豊凶による生産費の高低が中心ともなると云ひ得ると思ふ 吉田氏 値上げは必至の趨勢ではないか、政府は之を豫想してゐるのではないか、米の賣惜みを生ずるのは已むを得ないではないか

岡田次官 賈惜みの傾向はあらうが政府は各般の対策を考究して出荷促進を圖つてゐる

吉田氏強制買上、國家管理につき賈に岡田次官實行困難と答へ吉田氏更に米麥増産計畫に關聯して肥料配給の不圓滑につき賈し重政臨時農村對策部長より答辯午後十二時半散會

▲米價問題確答出來ぬ【二六】廿八日の衆議院米穀應急措置法委員會は午後二時開會、平野力三氏(第一)の二十六日米穀對策小作地國有に關する質問に答へて

島田農相 十五年度米價を引上げるとか、出荷については強權發動とかは現在を考へてゐない、小作地國有は將來研究したいが本年の米穀對策との關聯に於て斷案を下すやうなことはない

高田耘平氏(民政) (一)開墾助成に力點を於いてゐるため開墾地の變動改廢に對し何等對策がないが如何(一)工場敷地として年々耕地が潰廢されてゐるが之が防止對策如何

農相 (一)食糧確保の見地から耕地面積減少變動については規正する必要があるので早急に研究する(一)工場用敷地として最も適してゐるため熟田の潰廢が甚しいのは困つた傾向だから何等かの制度を加へる必要があるから農地委員會に於て相當の研究を進めて對策を早急に樹立する

高田氏 昨年度米増産獎勵のため一石一圓合計四百萬圓の獎勵金を出してゐるが十五年豫算面から何故に削除したか

島田農相 實行の成績上早害のためには好ましからざる結果を招いて所

期の効果を上げ得なかつたので本年度に於ては之を廢止することにした、しかし増産達成のため農民の努力に對しては實際上他の適切なる獎勵方法を考へて實行に移し度いと研究方法である

高田氏 農水産用必要資材は十五年度物動計畫に於て如何なる程度に確保し得るか

農相 充分とは期待出來ないが割當量を決めた以上は其の數量は必ず適期に配給される様企畫院と折衝中である、尙資材中明年度物動計畫に於て相當豊富に割當し得る見透しがついたものは年度内に繰入れて配給する積りである

高田耘平氏(民政) 生産費の昂騰は十五米穀年度に於ては米價を引上げざるべからざるに至ると思ふが米穀統制法を適用して米價の改訂を行ふか、政府の犠牲に於て助成金を出すつもりか、明確に答辯されたい

島田農相 十五年度米價は米穀統制法の規定により各種資料に基いて米價を決定する事になつてゐるが當局としては種々の豫想假定に基いて引上げるとか助成するとか答辯する譯には行かぬ、米價改訂問題については政府は責任ある答辯を差控へるものと御諒承願ひたい

河野一郎氏(政友久原) 公定價格と一圓の開きある協定價格が生産地に行はれて居り之が政府米買上の際の出廻り梗塞の原因と思ふが如何

農相 調査した上對策を考究し度い河野氏 滿洲國の大豆其他雜穀値上は充分の連絡をとつてやつてるのか

農相 對滿事務局に於ても充分の連絡がなかつた事は遺憾であるかくて午後五時十分散會

▲食糧増産計畫追加豫算計上 二十日八日の米穀應急措置法委員會に於て島田農相は高田耘平氏(民政)の食糧増産計畫の具體的手段方法に關する質問に答へて米麥以外の倉庫増産計畫の完全遂行のための諸施設經費は十五年度追加豫算として要求する事として目下大藏省と事務的折衝中なる旨を言明、更に右十五年度追加豫算に計上要求中の農林省計畫概要につき説明

(一)米穀の多收穫品種の普及及病虫害の驅除に要する費用の増額 (二)大麥、裸麥についても小麥同様反當收量を上げて増收を計るに要する經費 (三)甘藷、馬鈴薯の増産目標三億九千萬貫を相當量引上げのため多收穫品種の購入、配布、病蟲害驅除に要する經費 (四)肥料については綠肥、加里磷肥料の増産、堆肥の積込獎勵、草木灰の蒐集、施肥の改良合理化に要する施設費

▲臺灣の農林政策計畫化【二六】廿九日の米穀應急措置法改正案委員會は午前十一時開會岡野龍一氏(民政)が臺灣總督府の農林政策が糖業偏重の米穀政策輕視の傾向に在りとなし具體的事例をひいて之を指摘當局の所信を質したるに對し森岡臺灣總督府總務長より

臺灣糖業問題の再檢討に關しては昨年八月拓務商工農林企業院陸海軍等關係官廳が會同、種々協議の結果米と砂糖の生産を計畫化することとなりその基礎數字に從つて増産計畫を進めてゆく方針であり

決して糖業偏重に在らざる旨答辯午後零時六分休憩同一時四十分再開河野一郎氏(政友久原)より外米並配給機構の諸問題に關して質

案、陸軍航空工廠資金特別會計法資金特別會計法改正法律案の三件に付提案理由説明後質疑に入り、釘本衛雄(民政) 地方債に關し

(一)政府の地方債の許可方針如何 (二)預金部資金を成るべく地方資金にまはして地方財政の負擔を軽くするやうにする考へはないか (三)簡易保險積立金の貸付利率を引下げ地方資金に利用せしめる考へはないか

相田理財局長 (一)地方債起債許可方針は時局に鑑みある程度抑制せざるを得ないが國防、軍事上、生産擴充上必要なものは出來るだけ許可する然し國際收支上輸入物資を必要とするものに就いては抑制方針である(一)尙地方債許可申請と政府許可額との割合は昭和十二年度六十三パーセント、十三年度五十三パーセントであり、十三年度の地方債許可額は二億三千五百餘萬圓である(二)預金部資金は現在も全額を國債消費に向けてはる

ないが今後も國防生産擴充等の調和を考慮しそれ等に支障なき限り地方資金にまはす(一)簡易保險積立金運用に關しては出來るだけ御趣旨に副ふやうにする

かくて同五十分散會

▲公債増發は續く【二七】二十四日の赤字公債委員會は午後一時半開會直ちに質疑に入り宇賀四郎氏(民政) (一)昭和十六、七年の歳入歳出及び公債増發に對する見透し如何 (二)現在我國の國債所有者層を見

赤字公債委員會

【二二】二十一日の赤字公債委員會は午後一時二十三分開會、理事森幸

要地に放出する

機關となり又外米は政府が直接之を買入れ日本米穀會社を通じて需

ると國債所有の移動が起り易い分布状態を示してゐるが之を安定化する意思はないか(一)公債發行方法として現在行つてゐる日銀マケット・オペレーション政策變更意思なきや(二)今年は保證準備擴張を行ふ考へか

の諸點を質問、之に對し櫻内蔵相は(一)歳出は大體本年度一般會計の數字を基礎として之に幾分の増加を見込む事は免れない、今後數年間國債利子恩給年金等の相當額増加を考へれば寧ろ當然であらう、歳入は十三、十四、十五年位の自然増収があれば増加した國債利子年金位は賄へるが今後永年に亘つて自然増収により賄ひ得るかは確言出来ぬ然し今回の稅率により數年間の財政は賄ひ得ると思ふ、公債増發の見透しは支那事變進展と相俟つて考へられるので何年に何十億の公債を發行の見込みといふ事は云へぬが現在の情勢に於ては尙數年は今年程度の増發を見る事とならう(二)郵便貯金増加により預金部引受は相當増加を見せ居り銀行の資金も國債に向く額は相當多い、然し一般國民全部が公債を持つ習慣をつける事は必要である、之に就ては從來も郵便局の貯蓄組合を利用して消化に努めてゐるが一層徹底したい(三)日銀のマーケット・オペレーション政策は順調であり今の所は大體從來の方針で行きたい、然し將來は公債を大衆に對し政府自ら賣出すこともあるかと思ふ

と答へ又入間野銀行局長より日銀兌換券準備擴張に就いては鮮臺銀行との關係を考慮慎重研究する旨

を述べ次いで紫安新九郎氏(民政)大衆の餘剩購買力吸收策として富籤實施を要望し之に對し櫻内蔵相 射幸心を唆り善良なる風俗を害するとの意見については十分考慮研究する必要があるが今の所直ちに實施の意思はない、しかし資金吸收については何等かの方法を講じたいと思つてゐる

と答へ次いで河合義一氏(社大)より國有財産としての遊休土地活用に關する質問あり午後三時散會

▲國民貯蓄目標百二十億圓 二十四日の赤字公債委員會に於て櫻内蔵相は字賀四郎氏(民政)の質問に答へて明年度の貯蓄目標は百二十億圓として計畫を進めて行きたい、貯蓄目標樹立は經濟情勢の實情に即して算出さるべきもので十四年度の預金増加傾向國債發行額等を考慮して決めたが、大體明年年度公債發行額六十億圓、大陸開發資金及び生産擴充資金合計四十億圓を最低限度と見て之に二十億圓の餘裕を加へ此の内の一部は公債消化に一部は生産擴充に振向けるべき資金として決定した

▲日銀兌換券増發理由【二六】二十六日の衆議院赤字公債委員會は午後一時四十分開會、字賀四郎氏(民政)の最近の日銀兌換券増發傾向に關する質問に對し入間野銀行局長はその原因たる根本的經濟事情として(一)國庫の軍事費支出増加(二)現金通貨量増大(三)撒布資金の市場溜量増加(四)生産力擴充に伴ふ取引増大(五)銀行預金増により支拂準備として銀行手許資金増加(六)朝鮮臺灣兩銀行發券準備充當日銀券増加(七)歐洲大戰勃發による輸出入物資値上り(一)

米蘭の價格増から地方滞留資金増(一)生活必需品の現金取引保證限度の擴張を擧げ從つて日銀が保證限度を擴張した交通貨膨脹増を齎すことにはならぬと説明、更に同委員の高利國債を三分半利國債に借換へるべしとの意見に對してはこの際借換へによつて更に多額の國債を發行する事は差控へたいと否定的答辨をなし次いで松田大藏參事より昭和十三年法律第二十三號中改正法律案提案理由説明同二時廿分散會

▲最近の公債消化狀況 廿六日赤字公債委員會に於て入間野銀行局長は字賀四郎氏(民政)の質問に答へて左の如く最近の公債消化狀況を明かにした

事變勃發以來昨年末迄の公債發行額は約百九億圓に上つてゐるが此の内消化額は九十二億二千餘萬圓に上り八十四・五パーセントに達してゐる、而し此の消化總額の内銀行が日銀又は證券社から買受けた額は四十二・三パーセント、預金部其の他政府關係筋の消化は三十七パーセントである、更に本年の消化狀況は一月中公債發行額四億圓に對し三億六千七百餘萬圓で九十一・九パーセントを消化、二月は十九日に五億圓の公債を發行して未だ發行後日數が淺いため年初來發行額に對する消化率は現在では七十四・五パーセントになつてゐる、しかしこれも次回發行迄には同様相當の消化率に達するものと思ふ

▲廿八日の衆議院赤字公債委員會は午後一時四十分開會、相田大藏省理財局長より速記を停止して昭和十四年度當初より同十四年末まで

の資金特別會計運用狀況につき説明後、原玉重氏(民政)より更に同會計運用内容につき答辨を求め政府側より秘密會を要求同五十分秘密會に入り同二時三十分秘密會を解き原玉重氏(民政)より金増産に關する質問あり相田理財局長の答辨あつて同四十三分散會

▲船員保險委員會 船員保險別會計法案委員會は廿一日午後一時廿七分開會、豫算總會秘密會開會の爲め直ちに休憩四時廿分再開會議に入らずそのまゝ散會

▲船員保險特別會計法案委員會は廿二日午前十時廿分開會岡崎憲氏(社大) 小型船船員水上勞動者に對する保險施設が極めて不備である優遇方法について如何進藤保險院長官 移動著しく實體が明確を缺き保險技術上相當の困難を伴ふので成案がおくれ居る然し保險施設の急務は論を俟たぬから労働組合等の協力を得て可及的速に成案を作成する

一ノ瀬俊氏(政中島) 配船狀況につき、中川重春氏(民) 備船問題につき質し十一時五十五分散會

▲危險手當制近く確立 廿二日船員保險委員會に於て岡崎憲氏(社大)より船員危險手當制度につき質したるに伊勢谷通信省管船局長左の如く答辨

過般海事協同會に於て危險手當制の立案を終つたのでこれを通信省に廻附目下慎重検討中、近く給料規定委員會に附議して危險手當制度の確立をみる筈

▲外國船輸入、備船許可方針擴大 佐藤保險院總務局長 政府としても

春氏(民)の質疑に對し伊勢谷管船局長左の如く答辨

現在太平洋における列國配船は七十五萬噸内三分の二の五十萬噸は英國船である、然るに英國は歐洲動亂の勃發以來配船に困難を來して居るから今こそ我海運の世界的雄飛の絶好機會なるにも拘らず我國の遠洋配船は事變以前の百六十八萬噸から今日の百四十萬に減少を示してゐる、之が増加對策として外國船輸入備船、港灣荷役改良等が考へられるが事變以來政府は臨時船舶管理法により外國船の輸入備船は事情の許す限り許可する方針を採つて來た、然るに外貨を必要とする關係上僅に輸入は事變以來昨年十二月一日まで四十五萬噸備船最高月六十一萬噸、今日の如きはその三分の一を數へる状態である、従つて今後の船腹の不足を豫想してあらゆる困難を打破し輸入備船の許可方針を擴大して行くつもりである

▲併託議案審議【二三】二十三日の船員保險特別會計法案外四件委員會は午後二時開會前同に引續き船員保險特別會計法案に關する審議を續行

田代正治氏(政友中島) 現在我國に於ける漁船乗組員は總數百十一萬人に達するが本法が適用されるものは三十噸以上の漁船乗組員五萬八千人に限られ而も適用漁船の種類制限に依り右の内三萬四千人は適用範圍から除かれてゐる、政府は船員保險とは別個に漁船船員のみ對する遭難保險を設ける意志はないか

その必要は痛感してゐるが技術上多大の困難が伴ふので尙ほ充分調査の上で出来る限り御趣旨に添ふ様努力し度い

これにて質疑を終り併託議案たる△朝鮮事業公債法中改正法律案に關する質疑に入り、沖島謙三氏(政友中島)より朝鮮に於ける早害程度、對策及朝鮮に於ける食糧不安程度につき質し水田朝鮮總督府財務局長より早害事情並に對策を詳細説明後松岡拓務政務次官 日滿支を通ずる根本的食糧政策を確立して遺憾なきを期する

田中好氏(政友久原) 今回の朝鮮鐵道擴張計畫は内地及び大陸に於ける交通計畫と一貫した連絡の下に行はれて居るのであるか

山田朝鮮總督府鐵道局長然る旨答へ午後四時廿分散會

【一〇】船員保險特別會計法案外四件委員會は廿七日午前十一時開會都合に依り質疑應答に入らず直ちに散會

【二二】廿八日の船員保險特別會計法案外四件委員會は午前十時半開會小山亮氏(時同)より機帆船行政の所管統制問題につき訊し

伊勢谷管船局長 (一)機帆船と漁船との管理を速急に一元化統一の考へなし(二)海と陸とは自らその職場が相違してゐるので厚生省關係の職業紹介所一本にすることは却つてよくない

と答へ次いで委員外質問として板谷順助氏(政友久原)より海員不足、内外海員行政の統一、新造船に對する資材の優先的配給の諸問題につき質

疑を行ひ、午後零時五分船員保險法(民政)の肥料配給時期其他に關する案の質疑を打切つて休憩、同一時十分質問に對し

五分再開△臺灣事業公債法中改正法律案並に△臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案を上程中野寅吉氏(政友久原)より臺灣及南洋諸島砂糖増産問題に付き質問松岡拓務政務次官並びに大野秘書課長より

支那民衆の宣撫工作として砂糖を支給することの效果絶大なることは同感だがそのために臺灣南洋諸島に於て砂糖増産計畫を特に立てることは米穀増産との關聯もあり一概には云はれない、然し兩者を睨み合せて善慮したい

と答辯同二時散會

【二三】廿一日東北興業株式會社中改正法律案委員會は午後一時廿分より開會

森田重次郎氏(民政) 東北廳(假稱)の如き機關を設置する考へなきや廣瀨法制局長官 東北局内務省、企業院等に於て研究中

庄司一耶氏(政友久原) 猪苗代湖の發電事業を積極化せよ、東北興業電力兩會社の工事請負を地元民にやらせぬのは何故か、吉野八田元示 兩總裁の賞與金退職慰勞金額を

宇都宮東北局長 大工事で技術的に地元民の能力では不可能なものは止むを得ず他の者に請負はせるが原則として地元民に請負はせる、兩總裁の賞與金其他は追つて資料として配布

午後三時三十分散會

【二四】廿四日の東北興業、振興電氣兩會社法案委員會は午前十一時四十分より開會質疑續行森田重次郎氏(民政)の肥料配給時期其他に關する質問に對し

重政農村對策部長 東北地方にのみ配給時期を早める事は困難

島田農相 東北地方國有林野開放は即答出來ぬが考究する

更に森田氏より農林當局に對し早害に對する科學的研究機關の設置等を要望したる後小野謙一氏(時同)より

東北農村(ゴム)長靴の配給を充分にして欲しい旨要望零時十分休憩午後一時廿分再開庄司一耶氏(政友久原)

の國有林開發、肥料、飼料の配給等に關する質疑に對し田中山林局長、島田農相より夫々答辯あつた後小野謙一氏(時同)米の増産計畫、肥料統制と國家管理、木炭増産等について

農相に質し栗山博氏(民政)産組の政治的進出につき質問、農相産組本來的使命逸脱は嚴重取締ると答へ

川俣清音氏(社大) 生産確保の見地から資源開發は國家本位でやるべきだが現在帝國鐵業開發會社がそれらの事業をやつてゐるのに果してこの方面に興業會社の事業發展の餘地ありや

小金鐵山局長 資源が相當豊富だから帝國鐵業と別個にやつてもその發展性は充分ある

午後四時三十分散會

【二五】東北興業、振興電力兩會社中改正法律案委員會は廿六日午前十一時五十分開會職業紹介方法につき

林平馬氏(民政)と一松厚生政務次官との間に問答あり

森田重次郎氏(民政) 樺太封鎖炭田の開放をやつては如何

棟居樺太廳長官 開放炭田(民有炭田)の探掘權は競争入札によつて行つてゐるが今後封鎖炭田開放に當つては同様の競争入札方法をと

るとしても現在の狀態では徒らに生産コストを昂めるのみで低物價政策に逆行する結果となるから目下の所堅實な國策會社でも作つてその開發事業をやらせる以外方法はないと思ふ、併し封鎖炭田の開放は樺太の拓殖政策上から言つても至極結構な事であるから國家公益の爲なら敢へてこれを開放するに吝でない

午後零時十五分休憩同一時十分再開川俣清音氏(社大) 中田儀直氏の質問に對し田中山林局長、小磯拓相應答の後、森田重次郎氏(民政)東北廳設置につき質し

兒玉内相 設置について從來充分の調査考案をなして來たが最近特別に至つたので近く議會を終了後適當な時機を選んで東北六縣知事の參集を求め長官會議を開いて種々協議を重ね再検討し度い

かくて午後四時十五分散會

【二七】廿七日の東北興業株式會社中改正法律案委員會は午前十時十分より開會森田重次郎氏(民政)より木炭に關する國有林の原木拂下げに關する問題田中儀直氏(政友久原)より國有林拂下げ木材價格の調整に關し夫々質問ありたるに對し田中農林省山林局長より

國有林の原木拂下げを實行組合にのみ拂下げ一般製炭能力ある業者に拂下げないと言ふ問題に關しては要するに生産増加を圖ると言ふ見地から極力御趣旨に添ふ様に努力し、又拂下げ木材に就ては公賣制度を廢止して特賣制度にした結果木材價格暴騰による利益が一部の業者にのみ偏在して居る不

合理については之を是正する、具體的方法について目下計畫中

午後零時二十五分休憩同一時四十分再開川俣清音氏(社大) 木炭増産計畫の目標如何

田中局長 國有林の適正價格による拂下げ等を行つて増産を圖ると同時に之に伴ふ勞働力不足を補ふ事に努め勞力と生産の圓滑な運営を計る事に置いてゐる、特に勞働力確保についてはその勞賃等の價格にも充分の考慮を拂ふ

川俣氏現在の配給機構、生産機構を以つて増産を計る事が出来るか

田中局長、地方の協力が根本問題と答へ午後五時散會

【二八】廿八日の委員會は午前十時廿五分開會林平馬氏(民政)より東北興業、振興電力兩會社の東北六縣に對する肥料の自給自足計畫に關し質したるに對し宇都宮内閣東北局長より

兩會社と地方民との接觸が圓滑を缺いて居ると云ふ事實は必ずしも否定出來ないと思ふが之が緊密化の一方法として東北六縣に對する肥料の自給自足計畫は至極同感で當局として昨年來鋭意立案中であつたが歐州戰爭勃發の爲機械の入手が困難となり最初の計畫通り進行しないのを遺憾として居るが

目下着々研究努力中

の旨答辯次いで熊谷直太氏(政中島)より東北地方の埋藏資源につき質したるに對し小金商工省鑛産局長より

東北地方の埋藏資源は今後試掘探鑛を行ふならば恐らく全國有数の鑛山となる考へられるのが相當ある、金銀銅鐵硫化鐵石油等東北には我國の鑛業法が示して居る鑛

物全般に亘つて廣く埋藏して居るが經費人件費等の關係から未だ一貫した調査がなく此點に關しては目下鋭意調査中、尙東北一帯の第三期層地方には石油試掘を行ふ必要ありと考へる

官答辯正午休憩午後一時四十八分再開
關東地産之輔氏(社大)より第二期綜合計畫並に人事問題に關し質し
宇都宮東北局長 第二期計畫調査會機構腹案として會長は内閣書記官長、委員は關係官廳の部長局長級其他に民間の學識經驗者を加へたい又其内容としては肥料以外は一般工業の方に力を入れることとなるものと思ふ

次いで庄司一耶氏(政久原)其他より東北振興計畫、東北局の擴大強化總裁問題並に農民の福利増進等に關し質問ありたるに對し
米内首相 東北振興第二期計畫は財政の許す範圍に於て充分其の目的を達したい、東北廳設置問題は行政機構地方制度等より考へて重要な問題であるから充分研究する
と答へ午後五時四十五分散會

▲委員長理事決定 三三六 廿六日の鑛業法委員會は午前十時四十分開會、委員長理事互選の結果左の如く決定後加藤商工政務次官提案理由說明同十一時二分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲審議 三三七 委員會は廿七日午後一時廿分開會山本厚三氏(民政)試掘權四年問題につき訊し

小金鑛産局長 政府は早く試掘されることを希望する採掘權設定は採掘着手とは違ふ、採掘の方法については政府は業者を指導してこれを實行せしめる考へである、鑛山の探鑛試掘、資金等については今後一層日本産金や帝國鑛産の國策會社を積極的に活用した鑛山監督局をしてよく留意せしめる、鑛山の開發自體に關しては自由主義を脱却して努力して行きたい

▲廿八日の委員會は午後二時開會試掘權四年打切になつた改正點中心に手代木隆吉(民政)瀧澤七郎(政友久原)等の諸氏と小金鑛産局長との間に質疑應答あつたが、更に手代木氏は指摘其の資金融通方法の拙劣なる點を指摘其の改善を要望瀧澤氏は國産鑛石の積極的使用を促進せよと述べ、之に對し小金局長は何れも善處したき旨答へた次いで森田福市氏(政友久原)の質問あつて
澤田利吉氏(民政) 政府は金買上價格値上を考へはなにか
藤原商相 金買上價格の値上については色々議論があり政府に於いて十分再検討致したいと思つてゐる

▲委員長理事決定 三三九 廿九日午後二時十分開會、石井徳久次氏(政友中島)より鑛業法中における「公益」の解釋會、委員長、理事互選左の如く決定直ちに散會
▲委員長井上知治(政中島)△理事西田郁平(民)古田喜三(民)曾和義式(政中島)鹽川正藏(政久原)

▲委員長理事決定 三四二 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲審議 三四三 委員會は廿七日午後一時廿分開會山本厚三氏(民政)試掘權四年問題につき訊し

あつて科學の力の及ばぬ場合もあり又極端な安全率を期する場合は増産の減退を餘儀なくされる虞れがあるのてこの邊も考慮しなくてはならぬ
次いで依光好秋氏(政友久原)より試掘權四年限定は山間僻地の資金に乏しい小鑛業者にとつて慘酷との質問、小金局長開發促進の爲限定した資金等による日本産金振興帝國鑛業開發の活動によつて便宜を計つてゆくこと答へ次に川俣清音氏(社大)は鑛業法改正は枝葉末節にとらはれず積極的大改革を施す必要があることを説き次いで
試掘權期間限定の結果、實質的内容を伴はぬ採掘權の出願が生れて來はしないか
小金局長 實際問題としてかゝる出願は増加して來ると思ふ之に對しては施業案について届出制から認可制に改正し審査を嚴重にして行く
川俣氏 試掘鑛區に對して低當權を設定しては如何
小金局長 試掘鑛區は調査中のものだから低當權設定は出來ぬと思ふ
川俣氏更に鑛山勞働者の特異性を述べて増産上坑夫對策の重要性を強調
又産銅状況について質し五時五分散會

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

☆ 齋藤氏懲罰委員會

懲罰委員會 懲罰委員會一日延期 三三三 懲罰委員會では廿二日午後二時半院内に理事會を開き民政黨の申出による頼母木氏葬儀の爲第七回委員會一日延期の件につき協議の結果右申出を容認廿四日午後一時委員會を開いて齋藤氏喚問に決定
▲齋藤氏中井委員長と會見 三四四 齋藤氏は廿四日懲罰委員會開會に先立ち午前十一時半より院內書記官長室に於て懲罰委員長中井一夫氏と會見、議事進行に就て打合せを行つた、即ち齋藤氏としては懲罰委員會の経過内容が不明なので之が説明を求めたのに對し中井委員長は懲罰委員會には小山議長が任意に出頭して本會議に於ける懲罰宣言を更に敷衍説明して居る、且つ政友中島派からは七項目に亘る有罪意見が提出されて居り、之等のものが斷罪資料となつて居るのであるからそれに基いて辯明を行はれたらよろしからう

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

▲委員長理事決定 三四三 廿八日午後四時十五分散會
▲委員長櫻井兵五郎氏(民)△理事澤田利吉氏、中井川浩氏、松尾三藏氏(以上民)篠原義政氏、小山田義孝氏(以上政中島依光好秋氏(政久原)川俣清音氏(社大)

據につき左の如く語つた

自分の演説に對する信念は現在も不動である一部では何か自分の演説は聖戰を否定したかの如く盲斷してゐるやうだが斷して左様なこととはない、あの演説を全部仔細に讀んでくれれば左様な内容のものでもない事は判明するだらうさう云つた意味からあの演説全文の發表されることを自分は希望する、既に地方の新聞にはあの後半の概略は掲載されてゐるのだから地方に發表されることは良くして東京に發表されるのが悪いと云ふ理由はない目下自分に加へられてゐる彈劾は凡て憶測と盲斷の上に種々の推論が加へられてゐるのだからあの全文を發表しその上で正しい判断を加へて貰ひ度いと思ふ、さうでなければ立憲などといふ言葉はあつて無きが如き存在になつてしまふ、英國ではロイド・ジョージが反動的な演説をなしたのに對しチエンパーレン首相は議會に於て堂々とロイド・ジョージの演説を反駁し國民の向ふべき處を誤らしめぬやうにその方向を明確にしてゐる、今日自分の出席するのは進んで自己の心境を披瀝するといふのではなく自分の信念はあくまで不動であることを立證するために委員の質問に答へるだけだ、一體如何なる點がいけないのか出席してみても委員から質問があれば明確に返事をしたい、自分の手元には全國各地から夥しい數の激勵の手紙が來てゐる、その數にはこの前の質問演説の時よりも量的には遙に多い、選挙區でも假令黨を脱しても

信念を變へることなく邁進せよといつて來てゐる、この國民大衆の最後の支持は頗る心強い、除名されば不動の信念に従つて來年の選挙で又出てくるだけの話だ

▲齋藤氏喚問終る【二三】廿四日の懲罰委員會は午後一時十分より開會當の齋藤隆夫氏を喚問し同三時二十五分散會
▲二十九日更に審査【二三】第九回懲罰委員會は廿七日午後一時開會去る廿四日の委員會においてなした齋藤氏の辯明内容速記録を配布し今後の方針につき協議し同五十分散會
而て委員會としては同日を以て審査を打切る豫定であつたが之について政友久原派の態度が未決定のため審査に入らず來る廿九日午前十一時より重ねて委員會を開いて最終的審査を行ふ
▲三月二日日本會議に上程【二三】懲罰委員會は廿九日午前十一時廿八分開會直ちに審議打切の動議が提出され全會一致可決次回は來三月二日午前又は午後委員會を開催し討論採決を行ひ同日の本會議に緊急上程委員會が開會頭審査打切の動議が提出され全會一致可決して僅か五分間にして散會したのは既に前回の委員會迄に齋藤氏に對する事實整理、其の結果に基づき必要な資料に依る審査も一切終了し又齋藤氏の失言問題を惹起した削除部分の速記録も全議員に配布して齋藤氏斷罪量刑の裁定資料に供し之を以上審査を續行する必要なしと云ふのであつて三月二日迄に各派は夫々懲罰委員の報告を承けて態度を決定する譯である

齋藤氏時局協議會を反駁

【二三】齋藤隆夫氏は去る十七日時局同志會有志の名を以て同氏の衆議院本會議における演説に對し反駁的聲明を配布されたので同會並に政友兩黨に對して左の如き趣旨の書面を郵送、自己の眞意を披瀝した
▲時局協議會は振古未有の聖戰を前にして愛國諸士の集りや存居候然るに本日郵送せられたる聲明中二月三日予が衆議院に於ける質問演説中に「皇道の根本原則、八紘一宇の皇謨は理解し難し」と述べたりとの記載有之候が右は全く無根の事實にして予の演説中此の如き文句は絕對無之候従つて此の如き無根の事實を根據として予に對する非難が加へらるゝは以ての外の誤と存じ候間此點は直に御取消相成度候又予の演説は徹頭徹尾支那事變處理の前途に對する憂國の至情に出でたるものにして一言半句たりとも世の非難を受くべきものなしと確信致居候然るに總理大臣以下各國務大臣は予の質問に對して即時答ふる能はず加ふるに議長は不法にも予の演説速記の約三分の二を削除して之を公表せず而して予に對して種々の惡名を加へんとす世上の疑忌は故に存す實に不都合千萬の次第と存じ候故に予の演説全文を公表し以て國論の批判を求めんとする貴會の主張には全然賛成する所に有之候間内務大臣及議長に向つて此の趣旨を徹底せしむる様御盡力相成度候
政友陸軍の態度強硬
【二三】齋藤隆夫氏の懲罰問題に關し陸軍側では同氏の演説は八紘一宇の大精神を否認し、聖戰の目的を侮辱し皇軍十餘萬の英靈を冒瀆するものであるとの見解から先に畑陸相より衆議院本會議に於て斷乎これを反駁すると共に議會が如何なる懲罰を以て臨むかにつき重大なる關心を以て成行を注視してゐる而して陸軍としては同氏の演説の各方面に與へたる影響より見るも議會は同氏を嚴罰に處し我國の聖戰目的完遂に對する斷乎たる決意を表示すべきであり従つて同氏の懲罰が登院停止程度の輕きに失したる場合に於ては政府は強硬なる態度を以て直ちに議會の反省を促すべきであるとの強硬態度を示してゐる様であるから委員會の決定如何によつてはその重大なる決意を表示するものとして注視される、又政府は廿四日院内大臣室に各政務官を召集、石渡輪長よりその牢固たる決意を表明黨議を強硬論に導く様善處を要望した
▲政府、軍部方針不變【二三】齋藤氏問題は遂に貴族院にまで波及し田澤義輔氏(無所屬)より詰問的質問が發せられ愈々深刻化するに至つたが政府並軍部側は既に黨出身關係並に政務官を通じてその意向に各派に傳達してあるので假令問題決定まで今後如何なる事態が發生するとも強硬方針を堅持し衆議院の動向を注視してゐる、即ち田澤義輔氏の質問要旨は政府が衆議院の行動に干渉することとは絕對に不可なりとの見解に基くものであるが政府としては立法府の行動に對し或る種の監督作用を行ふことは立憲政治運用上當然のことであり若し衆議院の行動にして政府の企圖する事變處理の方向に相反するものありとすれば之に對し何等かの意思表示をなし場合に依つては適宜の行動に出ることも當然であるとの見解を持って居り右の如き行爲は衆議院に干渉するものではないとしてゐる様である
▲齋藤氏自發的辭任か【二三】齋藤氏懲罰問題に關し民政黨内に於ては問題の重大性に鑑み除名に先立ち齋藤氏の自發的辭任による事態を收拾する事が此の際最善の方策との見地より二十八日夜八並、紫安、野村、山道、田中等の諸氏は麻布南浦園に會合協議の上八並、紫安、山道三氏は同夜北品川の自邸に齋藤氏を訪問し友人として衷情を披瀝し齋藤氏の自發的善處を勸告、續いて二十九日午前九時十五分俵院内主任總務續いて濱野徹太郎、手代木隆吉等の諸氏が齋藤氏を訪問同様善處を求めた、之に對し齋藤氏自分は決して聖戰の目的に反し或は近衛聲明に反對するが如き考へは毛頭持つてゐない、殊にかゝることで國論が二つに分れてゐるやうなことは嚴に戒むべきであるから議場に於て適當の機會に演説の本旨を明かにして釋明するやうな方法を講じて貰ひたい
▲齋藤氏民政五氏と懇談【二三】民政黨の川崎克、山道義一、八並武治、紫安新九郎、野村嘉六の五氏は廿九日午後二時より丸の内日本俱樂部に於て齋藤隆夫氏と會見齋藤氏の議員辭任問題並其場合先立つて行ふ齋藤氏の釋明問題等について懇談齋藤氏は議員辭任に關する自己の心境を傳へ尙ほ之に關しては選挙區有力者等の意向を徴した上今明日中に重ねて會見の上意向を表明すべき旨

述べた

▲内ヶ崎幹事長齋藤氏訪問【二三】民政黨の内ヶ崎幹事長は二十九日午後六時北品川の自邸に齋藤隆夫氏訪問同氏の議員辭任問題に關し重要打合せを行ひ同六時半辭去各派の態度

▲速記録公表協議【二三】民政黨は廿四日懲罰委員會終了後院内控室に於て幹部會を開いて同日の懲罰委員會に當の齋藤氏を喚問の上事實審理を進めた経過を中心として意見の交換を遂げた結果

齋藤氏の懲罰問題を決定するに當つては舌禍問題を惹起した根本の速記録を判断の資料とせねばならぬと云ふに意見一致した、依つて民政黨は直ちに右の趣旨を各派に齎し此の際齋藤氏の所論中削除された速記録を少くとも議員に文は配布して齋藤氏問題解決の資料とすべきてはなにか

と提言したところ政友久原派及社大はこれを諒承し政友中島派及時の兩派は考慮する事となつたので廿六日午後一時半より各派交渉會を開き削除速記録議員配布について協議を行ふ

▲懲罰委員會合【二三】民政黨の懲罰委員勝田、平川、八並、作田、小林(房)、田中(邦)、高橋(義)、森田池田(清)中山、山田兩氏缺席の諸氏は廿六日午後六時より丸の内常盤に會合齋藤氏問題に對し執るべき態度に於て種種々意見の交換を行つたが結論に達せず九時半散會

▲意見一致せず【二三】院内外主任總務、幹事長と懲罰委員の聯合會は

廿七日午前十時より本部開會、委員側より夫々除名問題の是非に關する希望意見を開陳し之に對し小川、俵内ヶ崎三氏より國家の大局上除名已むなしとする首腦部の強硬意見を述べて懇談的に意見の交換を行つたが結局意見齟齬るまでに至らず九時半散會

▲民政幹部會未だ意見決らず【二三】民政黨は齋藤隆夫氏の懲罰問題に關し廿八日午後二時より院内に於て院内總務會續いて同四時より幹部會を開き町田總裁をはじめ小泉、大塚兩常任顧問、小川、俵兩院内外主任總務外各總務内ヶ崎幹事出席夫々懇談を重ねたが依然硬軟兩論對立し齟齬に至らず同七時散會而して民政黨としては懲罰委員を名はじめ党内には依然として強硬に除名に反對しせめて長期の出席停止程度にして解決したいとの意見相當優勢の觀あるも町田總裁をはじめ黨首腦部の意向は

齋藤氏の演説は黨の大方針を逸脱し聖戰目的完遂上及ぼす影響輕視し得ざるものあるを以てこの際大局上より斷乎除名を以て臨むことは已むを得ぬのであるとの強硬方針を以て極力黨員を説得して押切る事となつてゐる

▲秘密代議士會【二三】民政黨は齋藤氏問題に關して九日午後四時半より院内に秘密代議士會を開き勝田氏等より懲罰委員會の経過を聴取した上之に關聯して工藤鐵男氏等より種々強硬意見の開陳あり同五時半散會引續き午後六時より虎の門晚餐會院内外總務と懲罰委員との聯合會を開き小川、俵兩院内外主任總務ほか各院内外總務、内ヶ崎幹事長ほか各

幹事懲罰委員側から勝田永吉氏ほか各委員出席、俵院内主任總務より二十九日午前友人として齋藤氏を訪問した頗末を報告し齋藤氏が此の際大乗の見地より議員としての進退に就き考慮を約した旨を傳へ諒解を求めたので一同齋藤氏が自發的に議員辭任の決意を抱いてゐる以上黨としても暫く態度を保留しこれが成行を靜觀した

▲幹部一任【二三】政友會中島派は二十七日午後零時半院内に代議士會を開き土倉宗明氏より各派交渉會に入經過を聴取した後秘密代議士會に入り齋藤懲罰問題に關し上田懲罰委員より委員會の経過につき中間的報告をなし更に田邊幹事長より同問題に對する機宜の處置は黨幹部並に懲罰委員に一任されたい旨諮り異議なく承認

▲久原派 黨議決定は速記録檢討後に【二三】政友會久原派は廿七日午前十一時半より院内幹部室に於いて幹部會を開き懲罰委員長中井一夫氏より齋藤氏懲罰委員會の経過内容を報告した上黨としてとるべき態度につき意見交換を行つた結果

問題が重大であるから削除された部分の速記録配付を待つてこれを詳細に検討した上でなければ斷案を下すことが不可能であるよつてそれを待つて更めて幹部會を開催すること決定午後一時散會

▲小會派

【二三】齋藤氏の委員會に於ける辯明並に釋明に依つて民政黨、政友會久原派方面に於ては衆議院の空氣が著しく緩和され今後情勢は寧ろ齋藤氏に有利に轉換するであらうとの觀測を下してゐるが之に對し齋藤氏懲罰に關し最強硬論を主張しつゝある政友中島派並に小會派等にあつて却つて硬化する傾きがあり第一議員クラブは同日議事終了後院内に秘密代議士會を開き、又時局同志會も代議士會を開き懲罰委員より委員會の経過を聴し今後の方針につき協議の結果齋藤氏の辯駁は同氏の質問談話の内容を根柢より覆へず主張の下に行はれてゐることを指摘し、同日の辯駁内容速記録と齋藤氏の質問演説全文速記とを照合させてその喰ひ違ひにつき更に齋藤氏を追究す可しとの意見に一致を見た

大亞細亞協會處斷要望 【二三】大亞細亞協會では齋藤問題に對する態度決定のため廿二日午後一時より大阪ビル同協會内に幹部會を開催松井石根、末次信正兩大將始め役員約廿名出席して協議の結果、齋藤氏を斷乎處斷すべきことを政府並びに議會に對し要望することに決し之が聲明書を發表

齋藤氏の反駁文を反駁(時協) 【二三】時局協議會では廿三日丸の内日本俱樂部有志が會合先に同協議會が齋藤隆夫氏に發した聲明書に對し同氏よりこれは作爲的な虚構の事實に基いたものであると時局協議會並に民政黨有志に對して反駁文を發したことに就て協議の結果

齋藤氏は虚構の事實と云ふが、二月三日付官報號外衆議院本會議の速記録四十三頁に掲載されてゐる

ことによつても明かな如く決して作爲による虚構の事實でないことを具體的事實を以て表明する

各派動向

選舉法改正案提出決定 ▲時局同志各派に呼びかか【二三】時局同志會では選舉制度改革に關する決議案を廿一日衆議院に提出したが更に同案を法律案として提出すべく同日各派と交渉の結果民政政友中島派並に社大の賛成を得た

▲衆議院各派は共同で今議院に選舉法改正法律案を提出することに決定各派より委員を選出して改正法案を作製することになつたが各派に於て狙つてゐる改正の要點は大體左の如し

(一) 今回の改正は根本に觸れず部分的改正に止める(二)改正の重點は下の三點(三)手續法規の繁鎖な點を簡明に改める(四)違反取締法規を合理的に改正する(五)選舉公營の範圍を擴張する

然して總選舉を明春に控へて各派内にはこれが實現を希望する空氣が相當に強く殊に印刷用紙、ガソリン代の騰貴を顧慮して選舉費用の値上りを選舉公營範圍の擴張によつて償はんとする希望が熱烈である

▲選舉法改正委員協議【二三】衆議院各派選舉法改正委員は二十六日午前より衆議院議長應接室に參集近衛内閣時代議會制度改正調査委員會に對して作成した改正案を基礎に種々意見の交換を行つた結果

根本的改正は後日に譲り今日まで

の實績に鑑み應急的改正を今期議
會に提出すること
を申し合せ正午散會

▲選舉法改正要綱意見一致【二・元】

選舉制度改正各派協議會は廿九日午
前十時より院內兩院協議室に第二回
會合を行ひ八並政治、藤田永吉（以
上民政）今井健彦、金井正夫（以上
政友中島）名川侃市、牧野良三（今
上政友久原）三輪壽壯、永江一夫
（以上社大）大石大、清瀬一郎（以
上時同）田川大吉郎、北浦圭太郎（以
上第一）の各委員參集、選舉法改正
に對する各派の意見を持寄つて種々
協議を行つた結果、左の如き改正要
綱に意見の一致を見、金井（政中島）
清瀬（時同）兩氏に原案の作成を一
任することに決定、正午散會

△改正要綱（一）選舉公費擴張の件①

無料郵便の差出は物資節約の趣旨に
より次回選舉に限り之を廢止（選舉
公報に第三者（十名以内）の推薦文
をも掲載する許す）②推薦候補者が選舉
公報に政見の掲載を爲さざる場合候
補者の文書による承諾を爲て推薦届
の代表者の名によつて公報に推薦理
由を掲載し爲る（選舉公報の内容を
運用上成るべく改善する例は紙面の
大きさのみを限り文字の大小などを
自由にし原版を提出する時は繪畫寫
眞をも掲載し得る様に改める）（二）選
舉方法を關する件③投票所の増設を
計る爲小學校教員其他の待遇官吏を
投票管理者たらしめ得る④供託金沒
收の點は従前有效投票を議員定數に
て除したる數の十分の一なりしを七
分の一に改める⑤當選人は原則とし
て當選承諾の届出を爲さざるも議員
たり得るやう定める⑥所謂再選舉も
又其の本旨に反せざる限度に於て補

缺選舉と同様に缺員の數二名に達す
るを得て之を行ふこととする（三）選
舉運動に關する件⑦立候補準備行為
は選舉運動に非ざることを明かにす
る⑧選舉事務長のほか選舉委員も又
選舉事務長の承諾を爲て勞務者の選
任を爲し得るやう改める⑨選舉運動
の一部の仕事を專屬的に非ずして單
に請負契約的に附するときは該請負
者は勞務者に非ざることを明かにす
る⑩第三者が演説及推薦狀に依り選
舉運動を爲す場合之と同居する親族
家族及常備使用人とは其の選舉運動の
ため勞務を提供し得ることとする⑪
選舉事務長、選舉委員並辯士に對し
命令の定むる處に依り一定額以内の
日當を供與し得ることとする⑫共同
演説會の開催を容易にする⑬選舉演
説會は選舉の當日は之を開催するこ
とを得ざることをとする（四）罰則に關
する件⑭形式犯に關しては科刑其他
制裁を適當に緩和する（輕微なる形
式犯については法第百三十六條の當
選無効の規定を適用せざるやう緩和
することを含む）⑮法第百一條違反
の罪（選舉運動費用不法支出の罪）
に付き罰金刑を加へ禁錮刑との選擇
刑と爲す

化する（四）成るべく速かに樞内に衆議
院議員選舉法を施行する（五）他の公選
舉につき法規の整備を圖る
戰時食糧確保決議案共同提案纏る
【二・五】衆議院各派農村關係議員上
り成る農政研究會に於ては戰時食糧
確保の件に關する決議案を各派共同
の下に提案準備中だつたが愈々各派
の議が纏つたので二十四日各派交渉
會に於て協議の結果更に各派政調會
長が會合し案文を作成の上近く戰時
食糧確保に關する共同決議案を提出
に決定
登壇時間繰上げ、建議案として提
出
【二・六】民政黨堤康次郎氏の提議に
係る登壇退壇時間一時繰上げ決議
案は廿四日の各派交渉會に於て協議
の結果之を決議案とせず建議案とし
て今議會に提案することに決定

△各派希望條項 ①應召軍人に對し
て其の召集解除後選舉權の行使に支
障なからしむる方法を講ずる②選舉
運動取締規定を簡明化する③候補者
銓衡會開催に關する規定を設ける④
個々面接行為の禁止に關する規定に
付き單に社交儀禮の範圍に屬する談
話又は特に選舉運動としてあるに非
ず候補者の身分輕歴を語るに過ぎざ
る行為は法の關與する處に非ざる旨
を徹底せしめる⑤選舉運動の費用に
關する帳簿の様式及記載方法を簡易

クツビト

紐育警官一千名反猶太運動の廉で逮捕
ニユーヨーク郵信【二・三】全世界ユダヤ人の樂土の如く云
はれてゐるアメリカにも相當反動的な反猶太運動が組織的
に行はれてゐる、最近ニユーヨーク一萬九千人の警官中
一千名が「基督教戰線」のメンバーとして職權を濫用した反猶太的
一大陰謀を企らんでゐたことが判明、治安擾亂の廉で一網打盡に逮
捕せられた、取調べの結果前記「基督教戰線」が相當大規模な組織
的活動を行つてゐることが明白となつたので當局では之に對して積
極的大規模な調査を進めることとなり目下着々準備中といはれる、
尙檢察當局では之等警官は曩に逮捕監禁せられたフリッツ・クイン
指導の獨系米國人に屬して親獨的又は親ソ的活動をしてゐたらしい
との嫌疑の下に峻烈な取調べを進めてゐる

米國人の喫煙高

ラフアイエツト郵信【二・三】パーデュー大學農學部は一九三八年中
に於ける米國の煙草消費額に關する調査結果を發表したが、これに
よると米國人の一人平均喫煙高は左の通りとなる
葉卷四一本、シガレット一、二五五本、刻煙草一・四五坪度、嚼
煙草〇・九封度、喫煙草〇・二九封度
而してこれによる合衆國政府の稅收高は五億八千十五萬九千弗の巨
額に達した、尙この調査を過去に遡つて見ると次の如き興味ある數
數の現象が見出される
一、喫煙高は景氣、不景氣によつて非常な支配を受ける、即ち一九
一七年の好景氣の年には一人當り煙草消費額は七・七四封度に
達したが、不況が最も深刻だつた一九三二年にはこの消費額は
六封度となつた
一、過去四十年を通じてシガレットの消費高は確實に上昇し一九〇〇
年には一人當りの平均消費高は僅か三四・九本に過ぎなかつた
ものが一九三八年には一、二五六本となつた
一、これに反し葉卷の消費高には變轉が見られ一九〇七年には八
六・四本と最高額を示し以後漸減歩調を辿つたが、一九三五年
以降は再び増加傾向に轉じた
一、嚼煙草の消費は年の進むに従ひ減少の傾向にあり又刻煙草の消
費は過去四十年間を通じて殆んど變化が見られない

☆
☆
☆

政 治 交 外

旬 間 大 觀

政府は廿五日物價統制機構改革を閣議で決定、漸く重荷を一つ降したので、次には精動改組と官吏制度改革に手をつけ、廿九日米内首相は右の兩問題につき調査研究の上實施を期するやう石渡書記官長に下命した。精動は兎も角各方面からもその改組が切實に叫ばれたる折柄速急に何とかなるであらうが、官吏制度改革に至つては歴代内閣の癩といはれただけに、従來の行き懸りに捉はれず而も廣範圍に亘つて再検討されるといふから、依然現内閣にとつても大難物たるを免れない。

同日午前英國は疊に我が淺間丸から拉致した獨人廿一名のうち九名を横濱港外において我が國に引渡した。これでは解決に向つて一段階を終つたが、未だ後には十二名残つてゐる。その引渡しについては外務省が今後英國と交渉することになつてゐるが、老獪な英國だ、あらゆる問題を外交上の策略に利用するからこの問題についても樂觀は禁物だ。

☆ 樞 密 院

日・ソ通商條約等可決

【二二】樞密院定例本會議は 天皇陛下親臨の下に午前十時より宮中東溜間に於て開會(一)會計検査院法中改正法律案(二)日本國ウラルグライ國間通商航海條約御批准の件を上議し、それら、堀江書記官長より審査報告あり政府原案通りこれを可決した

二法律改正案可決

【二六】樞密院本會議は午前十時より天皇陛下親臨の下に宮中東溜間に於て開會(一)臺灣總督府官制中改正の件(法務課を法務局に改め更に官制上に外事部を新設するもの)(二)裁判所構成法中改正の件(地方裁判所に監督書記の外に書記長を置くことを得るやうにするもの)を上議し

☆ 内 閣

堀江書記官長よりそれら、審査報告あり政府原案通り可決した

物價統制機構改革閣議決定

【二三】物價統制機構改革問題については政府は廿五日首相官邸に臨時閣議を開き、米内首相以下全閣僚出席、内閣に直屬の諮問機關を設け、商工省に之が商品價格形成機關を設置するとすふ二本建案に決定した

精動改組に積極的に乗出す

【二五】米内首相は午後五時半院内大臣室に石渡書記官長を招致し、國民精神總動員中央聯盟改組問題に關し、速に實現を期すべき様下命した。依つて石渡局長は議會散會後直ちに同日着任せる熊谷新内閣情報部長以下關係官を官邸に招致し、去る廿六

日閣部精動事務總長より米内首相の手許へ提出された精動側立案の三種の改組案を基本として愈々本格的改組に着手した、而して政府としては内閣三長官、情報部長、大坪精動聯盟常任理事等の間で研究を重ね速急に改組案を決定し今月中にも改組を實現する意氣込みである

官吏制度改革も企圖

【二五】近衛内閣以來歴代内閣の懸案とされて來た官吏制度改革問題に關しては今議會に於ても政府より屢々その實現を期する旨の言明があつたが、米内首相は院内大臣室に石渡書記官長を招致して精動改組問題と共に官吏制度の改革問題に關して調査研究に着手し速かに實現を期する様下命した、よつて石渡書記官長は直ちに廣瀨法制局長官と之が根本的取扱ひ方針に關して協議を進め速かに法制局を中心に研究立案を進めることとなつたが石渡、廣瀨二長官の方針は從來の行き懸りに捉はれることなく、身分保障令、文官任用令、高等試験令等の改正より更に官吏の再教育制度、人事行政事務の統合、日滿兩國官吏の事交流等廣範圍に亘つて再検討の上議會終了を俟つて四月中には實現させたい方針である

參議會物價動計畫概要聽取

【二六】定例參議會は首相官邸に開催、町田參議以下各參議、政府側より有田外相、吉田海相、勝通相の三相を除く各閣僚出席して午餐を共にした。後石渡書記官長より去る二十五日の臨時閣議で決定した物價對策參議會機軸内容に就き詳細に説明、これに關し久原參議より、物價對策參議會は對象を物價のみに限定してゐるがこれは狭ま過ぎるからより廣範

三 茨 而 院

山元氏第一俱樂部入會

【二三】鹿兒島縣第三區選出代議士山元龜次郎氏(中立)は廿一日第一議員俱樂部に入會した

高倉議員辭職

【二三】貴族院議員子爵高倉篤齋氏は近く三條西伯の後を承けて伊勢大神宮大宮司に就任することになつたので今回貴族院議員を辭職した

長谷川多謙當選有效

【二三】新潟縣選出多額議員長谷川越夫氏に對する當選の異議申立に關する貴族院の第九回資格審査委員會は廿九日午後一時半開會、審議の結果、當選は無効に非ざる旨を決定し午後三時廿四分散會した

臨時納稅措置法改正案等關係命令案要綱

【二三】大藏省では廿二日衆議院に對し稅制改革案審議の資料として△臨時納稅措置法改正案△酒稅法改正案△狩獵法改正案△砂糖消費稅法改正案△織物消費稅法改正案△物品稅法改正案△遊興飲食稅法改正案△建築稅法改正案△通行稅法改正案△入場稅法改正案等十件に關する命令案の要綱を提示した(要綱は略す)

陸運統制令施行規則公布

【二四—二五】國家總動員法第八十

七條に基づいて制定された陸運統制令は去る一月卅一日公布をみたが、更に同令施行規則は廿四日付を以つて公布廿五日より實施された

地方稅法案命令要綱

【二五】内務省は衆議院稅制案委員會に「地方稅法案關係命令要綱」を配布した、右の内實體的なる規定は左の諸項である

- 一、地方稅賦課に際して非課稅團體として左の公共團體を指定する
 - 府縣組合、市町村組合、町村組合
 - 市町村内の區、市町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合、北海道土功組合
- 一、地方稅法に依り府縣知事の許可を要する事項にして左に掲ぐるものは内務大臣及大藏大臣の許可を受くること
 - (一)六大都市等に關するもの(二)その他の市町村に於ては地方稅の賦課を標準賦課率在一定限度を超えるもの
- 一、地方稅法により主務大臣又は府縣知事の許可を要する事項にして左に掲ぐるものは其の許可を受くる事を要せざること
 - (一)既に主務大臣の許可を受けた府縣の賦課率を低減するとき
 - (二)既に主務大臣の許可を受けた市町村の賦課率を低減するとき(三)獨立稅及都市計畫稅にして課稅標準を變更することなくして賦課率又は賦課定額を低減すること(四)市町村の共同施設稅にして課稅標準を變更することなくして賦課率又は賦課定額を低減すること

一、稅制改正による地方稅の賦課率變更に伴ふ昭和十五年度及昭和十六

年度分の暫行規定

(一)昭和十五年度及昭和十六年度分の家屋税の賦課率が家屋賃賃格の百分の三・五を超ゆるときは内務大臣及大藏大臣の許可を受くること、但し左に掲ぐる場合に於て賦課率が家屋賃賃格の百分の三・五の百分の百十を超えざる時は此の限りならず①災害應急費災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するるとき②災害應急又は復舊の爲費用を要するるとき③傳染病豫防の爲費用を要するときは(二)昭和十五年度及昭和十六年度分の家屋税附加税(市町村)の賦課率が家屋賃賃格の百分の三・五の百分の百を超ゆるときは監督官廳の許可を受くること、但し左に掲ぐる場合に於て賦課率が家屋賃賃格の百分の三・五の百分の百二十を超えざるときは此の限に非ず①小學校營繕費、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するときは②災害應急又は復舊の爲費用を要するときは③傳染病豫防の爲費用を要するときは

つたので、政府は新たに家屋税法を制定する事とし二十六日持廻り閣議に於て家屋税法案を決定二十七日衆議院に提出したが、その要綱左の如し

一、家屋税を課せられたる家屋は住家、店舗、工場、倉庫其の他の建物とする但し公共用その他命令で指定するものを除く

二、家屋税の税率は家屋賃賃格の百分の一・七五とする

三、家屋賃賃格は賃賃格調査委員會の議を経て政府決定し五年毎に改定する

四、家屋賃賃格は昭和十五年七月一日現在家屋税を課せられる家屋に付き、昭和十七年七月一日現在を以て決定し、昭和十七年分より課税を開始する

△家屋税法案

第一條 本法施行地ニ在ル家屋ニハ本法ニ依リ家屋税ヲ課ス

第二條 本法ニ於テ家屋トハ住家、店舗、工場、倉庫其ノ他ノ建物ヲ謂フ

第三條 左ニ掲グル家屋ニハ家屋税ヲ課セズ但シ有料借家ハ此ノ限ニ在ラズ

(一)國、北海道、府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル家屋(二)神社、寺院又ハ教會ノ用ニ供スル家屋(三)國寶保存法又ハ史蹟名所天然紀念物保存法ニ依リ國寶又ハ史蹟若ハ名勝トシテ指定セラレタル家屋(四)私立ノ幼稚園小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學並ニ大藏大臣ノ指定スル其ノ他私立學校ニ於テ直接ニ保育又ハ教育ノ用ニ供スル家屋(五)其ノ他命令ヲ以テ定ムル家屋

第四條 家屋ニハ一個毎ニ家屋番號ヲ附シ其ノ床面積及賃賃格ヲ定ム但シ家屋税ヲ課セザル家屋ニ付テハ賃賃格ヲ附セズ、前項ノ場合ニ於テ附屬家屋アルトキハ之ヲ合シタルモノヲ以テ一個ノ家屋ト看做ス、一個ノ家屋中家屋税ヲ課スル部分ト家屋税ヲ課セザル部分トアルトキ又ハ所有者ノ異ニスル部分アルトキハ各別ニ之ヲ一個ノ家屋ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用ス、床面積ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 稅務署ニ家屋臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登錄ス

(一)家屋ノ所在(二)家屋番號(三)種類、構造及床面積(四)賃賃格(五)所有者ノ住所及氏名又ハ名稱(六)定ムルモノノ外家屋臺帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 家屋税ノ課稅標準ハ家屋臺帳ニ登錄シタル賃賃格トシ、賃賃格ハ貸主ガ公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃賃格ニ合ニ於テ貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第七條 家屋税ノ税率ハ百分の一・七五トス

第八條 家屋税ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年六月一日ヨリ三十日限、第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第九條 家屋税ハ納期開始ノ時ニ於テ家屋臺帳ニ所有者トシテ登錄セラレタル者ヨリ之ヲ徵ス

第十條 賃賃格ハ第十一條、第十四條第一項及第二十二條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外家屋賃賃格調査委員會ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ賃賃格ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃賃格ハ類似ノ家屋ノ家屋臺帳ニ登錄シタル賃賃格ニ比準シ其ノ家屋ノ情況ニ應ジテ之ヲ定ム、前項ノ場合ニ於テハ床面積及賃賃格ハ家屋所有者ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ノ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ定ム

第十二條 賃賃格ハ五年毎ニ一般ニ之ヲ改定ス

第十三條 賃賃格ヲ一般ニ定ムル場合ニ於テハ賃賃格ハ之ヲ定ムル年ノ前年四月一日現在ノ家屋税ヲ課スベキ家屋ニ付テ之ヲ調査ス

第十四條 賃賃格ヲ一般ニ定ムル年ノ前年四月二日以後賃賃格ヲ一般ニ定ムル迄ノ間ニ於テ異動シタル家屋ニ付テハ一般ニ定ムル賃賃格ハ第十一條第一項又ハ第二十二條第一項ノ例ニ準ジ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ定ム、第四十九條乃至第五十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條 本法ニ定ムルモノノ外賃賃格ノ調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 家屋ヲ建築シタルトキ、家屋税ヲ課セザル家屋ガ家屋税ヲ課スル家屋ト爲リタルトキ又ハ家屋税ヲ課セザル家屋ノ一部ガ家屋税ヲ課スル家屋ト爲リタルトキ

第十七條 家屋ヲ建築シタルトキ、家屋税ヲ課セザル家屋ガ家屋税ヲ課スル家屋ト爲リタルトキ又ハ家屋税ヲ課セザル家屋ノ一部ガ家屋税ヲ課スル家屋ト爲リタルトキ

第十八條 家屋ヲ増築シタルトキハ家屋所有ハ三十日以内ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第十九條 家屋ヲ増築シタルトキハ直ニ其ノ賃賃格ヲ定ム

第二十條 第十七條又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ賃賃格ヲ定ムル家屋ニ付テハ之ヲ定ムル日ガ六月三十日ヨリ、七月一日以前ノ年ノ第二期分ヨリ、七月一日以後ニ定ムルトキハ其ノ年ノ翌年分ヨリ新ニ定ムル賃賃格ニ依リ家屋税ヲ徵收ス、前條第二項ノ規定ニ依リ賃賃格ヲ定ムル家屋ニ付テハ之ヲ定ムル後ニ開始スル納期ヨリ新ニ定ムル賃賃格ニ依リ家屋税ヲ徵收ス

第二十一條 家屋ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ家屋所有者ハ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

(一)一個ノ家屋ガ數個ノ家屋ト爲リタルトキ(二)數個ノ家屋ガ一個ノ家屋ト爲リタルトキ(三)家屋税ヲ課スル家屋ノ一部ガ家屋税ヲ課セザルモノト爲リタルトキ(四)家屋ノ一部ガ所有者ヲ異ニスルニ至リタルトキ

第二十二條 家屋ガ前條各號ノ一ニ該當スルトキハ命令ヲ定ムル所ニ

家屋税法案要綱

【一】家屋税は現在地方税として課せられてゐるが、今回の税制改正の結果これを國税に移管する事にな

る。

【二】昭和十五年度及昭和十六年度分の都市計畫特別家屋税の賦課の制限は左の如し△府縣 家屋賃賃格の百分ノ三・五ノ百分の十二、五以内△市町村 家屋賃賃格の百分ノ三・五ノ百分ノ三十四以内

【三】家屋税は現在地方税として課せられてゐるが、今回の税制改正の結果これを國税に移管する事にな

依り従前ノ貨賃價格ヲ配分又ハ合算シテ家屋稅ヲ課スベキ家屋ノ貨賃價格ヲ定ム、前項ノ家屋ニ付テハ其ノ貨賃價格ヲ定メタル後ニ開始スル納期ヨリ其ノ貨賃價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス

第二十三條 家屋稅ヲ課スル家屋ガ家屋稅ヲ課セザル家屋ト爲リタルトキ又ハ家屋ガ滅失シタルトキハ其ノ旨ノ申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ家屋稅ヲ徵收セズ家屋稅ヲ課スル家屋ノ一部ガ家屋稅ヲ課セザルモノト爲リタル場合ニ於テ其ノ部分ニ付亦同ジ

第二十四條 貨賃價格ヲ一般ニ定ムル毎ニ各稅務署所轄内ニ家屋貨賃價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ貨賃價格調査委員會ヲ置クコトヲ得、貨賃價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ區域内ノ各市町村ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ノ所有者ノ選舉ニ依リ調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス、調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 調査委員ノ選舉區域ハ貨賃價格調査委員會ヲ置クベキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

第二十六條 選舉區域内ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル個人ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ハ調査委員ニ選舉セララルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

(一)無能者(二)破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ(三)國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經ザルモノ(四)六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑

ニ處セラレタル者(五)六年未滿ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ヲ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルニ至ル迄ノ者(六)第六十五條又ハ第六十六條ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ヲ執行ヲ終リタル後又ハ時効ニ因リ執行ヲ除クノ外執行ヲ免除ヲ受ケタル後五年ヲ經ザル者(七)第六十條、第六十三條又ハ第六十四條乃至第六十六條ノ規定ニ依リ罰金又ハ科料ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ經ザル者

法人ニシテ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ前項ノ規定ニ準ジ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關スル代表者ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ前項ノ規定ニ依リ法人ノ代表者タルコトヲ得ズ、選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第二十八條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ、市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スベシ

第二十九條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ、投票ハ一人一票ニ限ル、選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ら投票所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ、投票用紙ハ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

第三十條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告ス

第三十一條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スベシ

第三十二條 投票、開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムベシ、立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ投票ノ數同ジトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 調査委員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市町村長ニ通知スベシ、市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第三十五條 調査委員ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第三十六條 調査委員ハ貨賃價格調査委員會ノ會議ヲ終了ニ因リ退任ス

第三十七條 調査委員第二十六條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十八條 調査委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ當選人ト爲ラザリシ者ノ中投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同ジキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、第三十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十九條 調査委員ノ選舉ニ於テ當選人ノ數ガ定數ニ達セザルトキ又ハ調査委員ニ缺員ヲ生ジ前條ノ規定ニ依リ補充スベキ者ナキトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ貨賃價格調査委員會開會後缺員ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

第四十條 貨賃價格調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク其ノ開會日數ハ三十日以内トス

第四十一條 稅務署長ハ第十三條ノ規定ニ依リ調査シタル貨賃價格ノ調査書ヲ貨賃價格調査委員會ニ提出スベシ

第四十二條 貨賃價格調査委員會ハ開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スベシ

第四十三條 貨賃價格調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ、議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十四條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ガ所有スル家屋ノ貨賃價格ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ズ

第四十五條 貨賃價格ヲ一般ニ定ムル年ノ前年十月三十一日迄ニ貨賃價格調査委員會成立セザルトキハ稅務署長ニ於テ其ノ貨賃價格ヲ定ム、貨賃價格調査委員會開會ノ日ヨリ第四十條ノ期間又ハ前項ノ期日迄ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ其ノ貨賃價格ヲ定ム

第四十六條 稅務署長ハ貨賃價格調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ十日ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再議期間内ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ其ノ貨賃價格ヲ定ム

第四十七條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ貨賃價格調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四十八條 調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第四十九條 第十條、第四十五條又ハ第四十六條ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ定メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ通知スベシ、市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日開關係者ノ縱覽ニ供スベシ縱覽期間ハ豫メ之ヲ公示スベシ

第五十條 自己ノ所有スル家屋ノ貨賃價格ニ付異議アル者ハ前條ノ縱覽期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第五十一條 前條第一項ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スベシ

第五十二條 前條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十三條 稅務署長ハ家屋ノ異動其ノ他家屋稅徵收ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ市町村長ニ通知スベシ

第五十四條 家屋稅ハ各納稅義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル家屋ノ貨賃價格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徵收ス但シ貨賃價格ノ合計金額ガ命令ヲ以テ定ムル金額ニ滿ズタルトキハ家屋稅ヲ徵收セズ

第五十五條 市町村長ハ家屋稅ノ納期毎ニ其ノ納期開始前十五日迄ニ貨賃價格及家屋稅ノ總額並ニ其ノ各納期ニ於ケル納額ヲ稅務署長ニ報告スベシ但シ前報告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ、前項ノ報告

後納期開始迄ニ報告事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ異動額ヲ稅務署長ニ報告スベシ

第五十六條 稅務署長家屋ノ異動ニ因リ家屋番號、種類、構造、床面積又ハ賃貸價格ヲ家屋臺帳ニ登錄シタルトキ又ハ登錄ヲ變更シタルトキ家屋所在ノ市町村ヲ經由シテ家屋所有者ニ通知スベシ

第五十七條 納稅義務者其ノ家屋所在ノ市町村内ニ現住セザルトキハ家屋稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ其ノ地ニ於テ納稅管理人ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第五十八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ家屋ノ所有者、占有者其ノ他利害關係人ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ日出ヨリ日没迄ノ間家屋ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

第五十九條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第六十條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ家屋稅ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ家屋稅ヲ徵收ス但シ自首シ又ハ稅務署長ニ申出デタル者其ノ罪ヲ問ハズ、前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第六十一條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サズ仍テ家屋稅ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徵收ス

第六十二條 前二條ノ規定ニ依リ家

屋稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ第五十四條ノ規定ニ拘ラズ當該家屋一個毎ニ其ノ家屋稅ヲ算出ス、第六十三條 正當ノ事由ナクシテ第五十八條ノ規定ニ依リ家屋ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 賃貸價格ノ調査若ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ賃貸價格調査委員會ノ議事ニ參加シタル者其ノ調査、審査又ハ議事ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ洩シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十五條 調査委員ノ選舉ニ關シ當選ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金銀物品其ノ他ノ財產上ノ利益若ハ公職ノ職務ノ供與ヲ爲シ、饗應接待ヲ爲シ又ハ其等ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス、前項ノ供與若ハ饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其等ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同シ

第六十六條 調査委員ノ選舉ニ關シ投票ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ戶別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個個ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役務事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ一町村、其ノ組合管理者ハ之

ヲ町村長ト看做ス、市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ於テハ本法中ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス、町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニシテ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニシテ適用ス

第六十八條 本法ハ國有ノ家屋ニハ之ヲ適用セズ

第六十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ家屋稅ノ賦課徵收ニ關スル規定ハ昭和十七年分家屋稅ヨリ之ヲ適用ス

第七十條 第四條及第五條ノ規定ハ當分ノ内家屋稅ヲ課セザル家屋ニ付之ヲ適用セズ

第七十一條 家屋稅ニ付爲スベキ第一回ノ一般ノ賃貸價格調査ハ昭和十五年七月一日現在ノ家屋稅ヲ課スベキ家屋ニ付之ヲ爲シ其ノ賃貸價格ハ昭和十七年一月一日ニ於テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ第四十五條中十月三十一日トアルハ十一月二十日トス

第七十二條 前條ノ規定ニ依リ一般ノ賃貸價格ヲ定ムル場合ニ於ケル第十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ同條中四月二日トアルハ七月二日トス

第七十三條 昭和十五年七月一日ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ同年八月三十一日迄ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ、昭和十五年七月二日以後昭和十六年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ家屋ニ異動ヲ生ジタルトキハ家屋所有

者ハ其ノ都度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第七十四條 家屋ノ第一回ノ一般ノ賃貸價格改定ハ昭和二十五年一月一日ニ於テ之ヲ行フ

家屋稅法案理由書 中央地方ヲ通ズル稅制ノ改正ニ伴ヒ家屋稅ヲ國ニ於テ徵收シ之ガ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲メ家屋稅法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

國民體力管理法案 【三六】戰時下國民體力ノ向上を圖るため積極的對策を講ずべき國民體力管理法案は廿七日の閣議決定を経て廿八日の貴族院へ提出されたが右法案は未成年者の體力に付き全國的に檢査を行ひその現況を明らかにすると共に被檢査者ニ對シ適切な指導を行ひ、又結核、花柳病等の疾病に罹れる被管理者に對してはこれが療養を半強制的に行はんとするものであり、國民體力管理法全文左の如し

第一條 政府は國民體力ノ向上を圖るため本法の定むる處により國民の體力を管理す

第二條 本法に於て被管理者と稱するは本法施行地内に居住地(一定の居住地なき者に付ては命令を以て定むる地とす以下之に同じ)を有する帝國臣民たる未成年者にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ

(一)陸海軍軍人にして現役中のも(未だ入營せざる者及歸休下士官を除く)又は戰時若は事變に際し召集中のもの(二)陸海軍の學生生徒(三)其の他勅令を以て定むる者

第三條 本法に於て保護者と稱する

者ハ其ノ都度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第七十四條 家屋ノ第一回ノ一般ノ賃貸價格改定ハ昭和二十五年一月一日ニ於テ之ヲ行フ

家屋稅法案理由書 中央地方ヲ通ズル稅制ノ改正ニ伴ヒ家屋稅ヲ國ニ於テ徵收シ之ガ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲メ家屋稅法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

國民體力管理法案 【三六】戰時下國民體力ノ向上を圖るため積極的對策を講ずべき國民體力管理法案は廿七日の閣議決定を経て廿八日の貴族院へ提出されたが右法案は未成年者の體力に付き全國的に檢査を行ひその現況を明らかにすると共に被檢査者ニ對シ適切な指導を行ひ、又結核、花柳病等の疾病に罹れる被管理者に對してはこれが療養を半強制的に行はんとするものであり、國民體力管理法全文左の如し

第一條 政府は國民體力ノ向上を圖るため本法の定むる處により國民の體力を管理す

第二條 本法に於て被管理者と稱するは本法施行地内に居住地(一定の居住地なき者に付ては命令を以て定むる地とす以下之に同じ)を有する帝國臣民たる未成年者にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ

(一)陸海軍軍人にして現役中のも(未だ入營せざる者及歸休下士官を除く)又は戰時若は事變に際し召集中のもの(二)陸海軍の學生生徒(三)其の他勅令を以て定むる者

第三條 本法に於て保護者と稱する

者ハ其ノ都度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第七十四條 家屋ノ第一回ノ一般ノ賃貸價格改定ハ昭和二十五年一月一日ニ於テ之ヲ行フ

家屋稅法案理由書 中央地方ヲ通ズル稅制ノ改正ニ伴ヒ家屋稅ヲ國ニ於テ徵收シ之ガ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲メ家屋稅法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

國民體力管理法案 【三六】戰時下國民體力ノ向上を圖るため積極的對策を講ずべき國民體力管理法案は廿七日の閣議決定を経て廿八日の貴族院へ提出されたが右法案は未成年者の體力に付き全國的に檢査を行ひその現況を明らかにすると共に被檢査者ニ對シ適切な指導を行ひ、又結核、花柳病等の疾病に罹れる被管理者に對してはこれが療養を半強制的に行はんとするものであり、國民體力管理法全文左の如し

第一條 政府は國民體力ノ向上を圖るため本法の定むる處により國民の體力を管理す

第二條 本法に於て被管理者と稱するは本法施行地内に居住地(一定の居住地なき者に付ては命令を以て定むる地とす以下之に同じ)を有する帝國臣民たる未成年者にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ

(一)陸海軍軍人にして現役中のも(未だ入營せざる者及歸休下士官を除く)又は戰時若は事變に際し召集中のもの(二)陸海軍の學生生徒(三)其の他勅令を以て定むる者

第三條 本法に於て保護者と稱する

は被管理者に對シ親權を行ふ者(親權を行ふ者なきときは後見人又は後見人の職務を行ふ者)にして本法施行地内に居住地を有するものを謂ふ

第四條 被管理者にして其の年十一月三十日に於て年齢二十年に達せざるものは本法の定むる所に依リ體力檢査を受くること

保護者は前項の被管理者をして體力檢査を受けしむる義務を負ふ但し被管理者を發育監護又は使用の目的を以て寄寓せしむる者ある場合は其の者に於て其の義務を負ふ

第五條 市町村長は前條第一項の規定に依り體力檢査を受くることを要する被管理者にして其の市町村内に居住地を有するもの體力檢査を行ふべし但し事務所、商店、工場、事業場等の事業主又は管理人にして勅令の定むる所に依り地方長官より體力檢査を行ふことを命ぜられたるものは其の事務所、商店、工場、事業場等に使用せらるる被管理者にして同條同項の規定に依り體力檢査を受くる事を要するもの、體力檢査を行ふべし、勅令を以て定むる學校又は幼稚園に在學又は在園する被管理者にして前條第一項の規定に依り體力檢査を受くることを要するもの、體力檢査は前項の規定に拘らず當該學校長又は園長之を行ふべし

第六條 第四條第二項の規定に依る義務者は被管理者の氏名、生年月日其の他命令を以て定むる事項を被管理者の居住地の市町村長に届出づべし但し前條第二項の被管理者に關しては此の限に在らず

第七條 本法に定むるもの、外體力

者ハ其ノ都度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第七十四條 家屋ノ第一回ノ一般ノ賃貸價格改定ハ昭和二十五年一月一日ニ於テ之ヲ行フ

家屋稅法案理由書 中央地方ヲ通ズル稅制ノ改正ニ伴ヒ家屋稅ヲ國ニ於テ徵收シ之ガ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲メ家屋稅法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

國民體力管理法案 【三六】戰時下國民體力ノ向上を圖るため積極的對策を講ずべき國民體力管理法案は廿七日の閣議決定を経て廿八日の貴族院へ提出されたが右法案は未成年者の體力に付き全國的に檢査を行ひその現況を明らかにすると共に被檢査者ニ對シ適切な指導を行ひ、又結核、花柳病等の疾病に罹れる被管理者に對してはこれが療養を半強制的に行はんとするものであり、國民體力管理法全文左の如し

第一條 政府は國民體力ノ向上を圖るため本法の定むる處により國民の體力を管理す

第二條 本法に於て被管理者と稱するは本法施行地内に居住地(一定の居住地なき者に付ては命令を以て定むる地とす以下之に同じ)を有する帝國臣民たる未成年者にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ

検査の項目、時期、方法、結果の報告其の他體力検査に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第八條 被管理者體力検査を受けたるときは本人又は保護者に對し體力手帳を交付す、體力手帳は命令の定むる所に依り被管理者若しくは保護者又は被管理者若しくは保護者たりし者に於て之を保存し體力検査其の他命令を以て定むる場合に之を提示すべし、前二項に定むるもの外體力手帳に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第九條 検診、療養の指導其の他體力管理に關する醫務に従事せしむる爲國民體力管理醫を置く國民體力管理醫は醫師又は齒科醫師に就き之を選任す、醫師又は齒科醫師は正當の事由なくして國民體力管理醫たることを拒むことを得ず、本法に定むるもの外國民體力管理醫に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十條 國民體力管理醫は體力検査に於て被管理者を檢診したる場合に於て必要ありと認むるときは本人又は第四條第二項の規定に依る業務者に對し被管理者の體力向上に關する指導を爲すべし

第十一條 地方長官は體力検査に基き必要ありと認むるときは被管理者に付本人又は保護者に對し利用は公共團體の體力向上施設の利用の變更其の他の體力向上に關する指示を爲すことを得、此の場合に於て必要ありと認むるときは被管理者を使用する者に對しても之を爲すことを得

第十二條 地方長官は體力検査に基

き必要ありと認むるときは主務大臣の指定する疾病に罹れる被管理者に付本人又は保護者に對し療養に關する處置を命ずることを得但し官立の學校又は公立若しくは私立の大學、專門學校、實業專門學校、高等學校若しくは之に準ずべき學校に在學又は在園する被管理者に關しては勅令を以て別段の定を爲すことを得、前項の處置を命ぜられたる者貧困の爲其の義務を履行すること能はざるときは地方長官は其の者の申請に依り國民體力管理醫に就き療養の指導を受けしむることを得

第十三條 國又は道府縣の事業に使用せらるる被管理者に關し第五條第一項及第十條乃至前條の規定を適用し難き事項に付ては勅令を以て別段の定を爲すことを得、監獄、矯正院、少年教護院其の他勅令を以て定むる施設に在る被管理者に關し第四條第二項、第五條第一項、第六條、第八條第一項第二項及第十條乃至前條の規定を適用し難き事項に付亦前項に同じ

第十四條 被管理者を使用する者は體力検査の結果を不當に援用して被管理者に對し不利益なる取扱を爲すことを得ず

第十五條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す
(一)第五條第一項但書の規定に依る地方長官の命令に違反し體力検査を行はざる者
(二)被管理者、保護者又は第四條第二項但書の規定に依る義務者の義務履行を妨げたる者

第十六條 左の各號の一に該當する者は料りに處す

(一)第四條第二項の規定に依る義務者にして被管理者をして體力検査を受けしむる爲必要な措置を爲さざるもの
(二)第六條の規定に違反し届出を爲さざる者

第十七條 事業主又は管理人はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業務に關し第十五條第一號の違反行為を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第十八條 第十五條第一號の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同じの能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第十九條 體力検査其の他體力管理の事務に従事し又は従事したる者其の職務上知得したる人の秘密を故なく漏泄したるときは六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す前項の罪は告訴を待て之を論ず

第二十條 本法の罰則は國、道府縣、市町村其の他之に準ずべきものは之を適用せず
第二十一條 町村制を施行せざる地に於ては本法中町村に關する規定は町村に準ずべきものに、町村長に關する規定は町村長に準ずべきものに之を適用す

有機合成事業法 及「損害保險國營再保險法」の兩案を決定、來る二日に議會に提案、協賛を求め、有機合成事業法案は同事業の飛躍的發展を期しこれが監督、指導統制保護をなさんとするもので、就中助成セム及び合成ロールの研究助成に二百萬圓を交附してその事業の確立を圖らんとし居り、また損害保險國營再保險法案は昨年十二月から歐洲動亂に即應して實施された戦時海上再保險國庫補償制が本年五月末を以つて期限が切れるので、六月一日よりこれが再保險を國營に移さんとするものである

△有機合成事業法案
第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル有機合成事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス
第二條 本法ニ於テ有機合成事業ト稱スルハ勅令ヲ以テ定ムル有機合成品ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ
第三條 有機合成事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケベシ、但シ勅令ヲ以テ定ムル有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ、本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條 前條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半数以上、取締役ノ半数以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半数ガ帝國臣民ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限リ、前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半数ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス、前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(有機合成事業會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ、政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得、有機合成事業會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
第六條 有機合成事業會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ
第七條 勅令ヲ以テ指定スル有機合成事業(指定有機合成事業)ヲ營ム有機合成事業會社政府ノ認可ヲ受ケ勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ於テ政府ノ指定スル時期迄ニ勅令ヲ以テ定ムル設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定有機合成事業ニ付所得ニ對スル法人税及營業稅ヲ免除ス、前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ同項ノ規定ヲ適用セズ、但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム指定有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ、前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム、第一項ノ有機合成事業
會社其ノ設備ノ完成前其ノ一部ヲ
以テ指定有機合成事業ヲ營ム場合
ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ對シ
ル法人税及營業稅ヲ免除ス、但シ
同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタ
ル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ
他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定
ニ依リ所得ニ對シル法人税及營業
稅ヲ免除セラレタル有機合成事業
會社ニハ同條第二項ノ規定ニ依リ
賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ
除クノ外其ノ免除セラレタル事實
ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ、但シ
特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受
ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得ニ
對シル法人税及營業稅ノ免除ヲ受
クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ
事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事
實アル者ハ前事業者ガ同様ノ規定
ニ依リ所得ニ對シル法人税及營業
稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期
間ヲ承繼ス

第十條 指定有機合成事業ヲ營ム有
機合成事業會社其ノ事業ノ爲必要
ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ認可ヲ
受ケ輸入スルトキハ勅令ヲ以テ定
ムル期間内勅令ノ定ムル所ニ依リ
輸入稅ヲ免除ス

第十一條 有機合成事業會社ノ營ム
有機合成事業ニシテ勅令ヲ以テ定
ムルモノハ土地收用法第二條ノ土
地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル
事業トシ同法ヲ適用ス

第十二條 政府ハ有機合成事業會社
ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ
製造シタル有機合成品ニ付豫算ノ

範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコ
トヲ得

第十三條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ
獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ
テハ其ノ金額ヲ返還セシム、前項
ノ規定ニ依リ返還金ハ國稅滯納處
分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ
得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次
グモノトス

第十四條 有機合成事業會社ハ政府
ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設
備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百九
十七條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ
社債ヲ募集スルコトヲ得、但シ社
債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二
倍ヲ超ユルコトヲ得ズ、最終ノ貸
借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純
財産額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タ
ザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債
ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ
事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコ
トヲ要ス、但シ特別ノ事情アル場
合ニ於テ政府其ノ必要ヲ事情ト認
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 有機合成事業會社其ノ事
業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止
シ又ハ休止セントスルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受
クベシ、有機合成事業會社ノ合併
又ハ解散ノ決議ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非
ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十六條 有機合成事業會社ハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ
政府ニ之ヲ届出ツベシ之ヲ變更セ
ントスルトキ亦同ジ、政府必要アリ
ト認ムルトキハ事業計畫ノ變更
ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ有機合成事業會社
ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報
告ヲ爲サシムルコトヲ得、政府ハ
有機合成事業會社ニ對シ業務及會
計ニ關シ監督上必要ナル勅令ヲ發
シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得、政府
監督上必要アリト認ムルトキハ當
該官吏ヲシテ有機合成事業會社ノ
事務所、營業所、工場、倉庫其ノ
他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ
狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ
檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶
セシムベシ

第十八條 政府公益上必要アリト認
ムルトキハ有機合成事業會社ニ對
シ有機合成品ノ製造又ハ販賣ニ關
シ有機合成品ノ帶給ノ圓滑又ハ價
格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル勅令ヲ
爲スコトヲ得、政府公益上必要アリ
ト認ムルトキハ有機合成事業會
社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良
又ハ製造方法ノ變更ヲ命ズルコト
ヲ得

第十九條 政府軍事上必要アリト認
ムルトキハ有機合成事業會社ニ對
シ有機合成品ノ製造ニ關スル特殊
事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其
ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズル
コトヲ得

第二十條 第十八條第二項又ハ前條
ノ規定ニ依リ爲シタル勅令ニ因リ
生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ政府ノ補償ニシテ之ヲ補償
スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛
ヲ經タル金額ヲ超ユザル範圍内ニ
於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 政府ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ政府ノ指定スル有機合成品
ノ製造ニ關スル研究又ハ試驗ヲ爲

ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎
勵金ヲ交付スルコトヲ得、第十三
條ノ規定ハ前項ノ獎勵金ニ之ヲ準
用ス

第二十二條 勅令ヲ以テ定ムル有機
合成品又ハ之ト同一若ハ類似ノ性
狀ヲ有シ且之ト同種ノ用途ヲ有ス
ル物品ノ輸入ガ有機合成事業ノ確
立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ
當該物品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ
得

第二十三條 勅令ヲ以テ定ムル有機
合成品又ハ之ト同一若ハ類似ノ性
狀ヲ有シ且之ト同種ノ用途ヲ有
スル物品ノ輸入ニ因リ有機合成品
ノ市價ノ低落ヲ來シ有機合成事業
ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政
府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調
査委員會ノ議ヲ經テ期間及當該物
品ノ指定ニ關稅定率別表輸入稅
率ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ
價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ
輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 政府第三條若ハ第六條
ノ許可、第十八條ノ規定ニ依ル勅
令、第二十條ノ規定ニ依リ補償金
額ノ決定又ハ第二十二條ノ規定ニ
依リ制限ヲ爲サントスルトキハ勅
令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ
外、有機合成事業委員會ノ議ヲ經ベ
ル、有機合成事業委員會ニ關スル
規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 有機合成事業會社本法
若ハ本法ニ基キテ發スル勅令又ハ
之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ
公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ
ハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制
限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ
取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
(一)第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ
受ケズシテ有機合成事業ヲ營ミタ
ル者(二)第二十二條ノ規定ニ依ル
制限ニ違反シテ有機合成品又ハ之
ト同一若ハ類似ノ性狀ヲ有シ且之
ト同種ノ用途ヲ用スル物品ノ輸入
ヲ爲シタル者

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
(一)第六條ノ規定ニ違反シ許可ヲ
受ケズシテ設備ヲ増設シ又ハ變更
シタル者(二)第十五條第一項ノ規
定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ事業
ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ
又ハ休止シタル者(三)第十六條第
一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ
届出ヲ爲サズ又ハ届出タル事業計
畫ヲ實施セザル者(四)第十六條第
二項ノ規定ニ依リ變更セズシテ之ヲ實
施シタル者(五)第十八條又ハ第十
九條ノ規定ニ依ル勅令ニ違反シタ
ル者

第二十八條 第十七條第二項ノ勅令
又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以
下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
(一)第十七條第一項ノ規定ニ依ル
報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲
シタル者(二)第十七條第三項ノ規
定ニ依リ當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒
ミ、妨ゲ又ハ回避シタル者

第三十條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在
リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關
シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタル

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在
リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關
シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタル

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在
リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關
シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタル

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在
リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關
シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタル

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在
リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關
シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ洩漏シ又ハ竊用シタル

ノ解任ヲ爲スコトヲ得

トキハ一年以下ノ懲戒又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シテ第二十六條乃至第二十八條又ハ第二十九條第一號ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條 第二十六條乃至第二十八條及第二十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シテ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ有機成事業ヲ管ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス、前項ノ許可ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス、第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ有機成事業ヲ管ム者爲本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス、前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

△損害保險國營再保險法案

第一條 政府ハ戰爭其ノ他ノ變亂ニ

際シ保險料ノ昂騰ヲ抑制シ又ハ保險ノ圓滑ナル引受ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ本法ニ依リ保險會社ノ引受ク損害保險ノ再保險ヲ行フ戰爭其ノ他ノ變亂終了後ノ狀況ニ依リ保險會社ノ外國ノ保險者ニ對シテ再保險取引ヲ困難又ハ不適當トスル事由アル場合ニ於テ政府保險ノ圓滑ナル引受ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキ亦同ジ、前項ノ損害保險ノ種類、及保險事故ニ關シテ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、本法ニ依リ再保險ノ引受ヲ爲ス期間ノ始期及終期ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法ニ依リ再保險ヲ行フ損害保險ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ目的トスルモノトス

(一)帝國法令ニ依リ日本船舶但シ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク(二)帝國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヨリ輸出シ又ハ帝國ニ輸入スル積荷但シ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク(三)其ノ他政府ノ定ムルモノ

第三條 保險會社ハ再保險金ノ支拂ヲ受クベキ事由發生シタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ政府ニ通知スベシ

第四條 政府ハ保險會社ノ保險契約ニ基クテ填補ノ責任發生シタル場合ニ於テ再保險金額ノ保險金額ニ對スル割合ニ依リ填補ノ責任ヲ擔負シタル場合ニ於テ保險事故發生シタル場合ニ於テ保險會社ノ負擔シタル費用ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ負擔ス

第五條 左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ責ニ任ゼズ

(一)保險會社ガ法令上又ハ保險契約上ノ義務ヲシテ填補ヲ爲シタルトキ(二)保險會社ガ填補額ヲ不當ニ認定シテ填補ヲ爲シタルトキ(三)保險會社ガ不正ノ目的ヲ以テ第三條ノ規定ニ依リ通知ヲ怠リ又ハ不實ノ通知ヲ爲シタルトキ(四)其ノ他勅令ヲ以テ定ムル場合

第六條 政府ハ保險會社ガ法令又ハ保險契約ニ依リ保險料ノ全部又ハ一部ヲ返還シタルトキハ再保險金額ノ保險金額ニ對スル割合ニ依リ再保險料ヲ還付ス

第七條 再保險金ノ支拂ヲ受ケタル保險會社ハ善良ナル管理者ノ任意ヲ以テ委任ニ因リテ取得シタル一切ノ權利ヲ行使シ又ハ處分スベシ但シ其ノ權利ノ行使又ハ處分ニ要スル費用ガ其ノ權利ノ行使又ハ處分ニ因リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セズ又ハ處分セザルコトヲ得、保險會社ハ前項ノ權利ノ行使又ハ處分ニ因リテ得タル金額ヨリ之ガ行使又ハ處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ノ中再保險金額ノ保險金額ニ對スル割合ニ依リテ算出シタル金額ヲ還付ナク政府ニ還付スベシ、政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ還付金ニ付テ保險會社ノ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得、政府ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノノ上ニ質權ヲ有ス、前四項ノ規定ハ保險會社ガ商法第六百六十一條又ハ第六百六十二條ノ規定ニ依リ權利ヲ取得シタル場合ニ

之ヲ準用ス

第八條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ再保險ニ依ル收入金額ヨリ本法ノ再保險ニ依ル支出金額ヲ控除シタル殘額ノ一部ヲ保險會社ニ交付スルコトヲ得

第九條 本法ニ定ムルモノノ外再保險金額、再保險料其ノ他本法ノ再保險ニ關シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 商法第六百二十九條、第六百三十一條、第六百三十四條、第六百三十七條、第六百四十二條乃至第六百四十五條、第六百五十七條、第六百六十條第一項本文及第六百六十三條ノ規定ハ本法ノ再保險ニ之ヲ準用ス

第十一條 政府ハ保險料ノ昂騰ヲ抑制シ又ハ保險ノ圓滑ナル引受ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依リ再保險ヲ行フ保險ニ付保險會社ニ對シテ保險料其ノ他保險契約ニ關シテ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ保險ノ引受ヲ命ズルコトヲ得、政府ハ前項ノ規定ニ依リ保險ノ引受ヲ命ズル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ保險ノ再保險ヲ引受クルモノトス

第十二條 政府ハ本法ノ再保險事業ノ經營上特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險會社ニ對シテ其ノ引受ケタル保險ヲ本法ノ再保險ニ付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

營業所、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十四條 保險會社ガ本法ノ再保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ損害保險國營再保險審査會社ニ審査ヲ經ルコトヲ要ス、前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス、損害保險國營再保險審査會社ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 保險會社第十一條第一項又ハ第十二條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタルトキハ其ノ保險會社ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 保險會社第十三條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ保險會社ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第十三條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第十五條及第十六條ノ罰則ハ保險會社ニ付業務及財産ノ管理ノ委託アリタル場合ニ於テ其ノ委託アリタル業務ニ付テハ營業ノ委託者ヲ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ、業務及財産ノ管理ノ命令アリタル場合ニ於テハ保險會社ノ保險會社ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

第十九條 本法施行地内ニ支店、從

タル事務所又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ム外國人又ハ外國法人ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

自動車交通事業法改正要旨

【三二】鐵道省では自動車交通事業法中改正法律案を衆議院に提出することになつたが、現行法は乗用自動車と貨物自動車の双方に對する取締規則が包含されて居り、近年貨物自動車を経済上國防上益々重要視されて來たので輸送力の増強と相俟つて貨物自動車の整備を圖ると共に新事業の要請に適應するために、自動車運送事業全般に亘る指導及統制を行はんとするもので改正の要旨は左の如くである

一、貨物自動車事業に關しては定期定路線と然らざるものに區分する現行法の取扱方が必ずしも實情に適しないので、これを廢止し法律上は貨物自動車運送事業といふ一個の業態に改め新にこれに必要な規定を設ける

一、バス、タクシー、トラック等の自動車運送事業の指導及統制を目的とする組合制度を創設する

一、自動車運送事業に對する改善助長の方法として自動車交通事業抵當制度を擴張してバスのみならずタクシー、トラック等に之を認めて金融の圓滑を圖るの外、貨物自動車に補助制度を設ける

物品販賣業統制法案要綱

【三二】中小業者者を再編成して統制經濟運用の基礎となすべき物品販

賣業統制法案はさきに商工當局の成案を得、目下法制局に於いて審議中であつた中に閣議決定を俟つて今議會に提出される段取りとなつた、同法律によつて實施されるべき所謂商業者免許制の内容如何は全國で推定百六十萬戸の小賣業者、十六萬戸の卸賣業者の死活に關する重大問題であるが、物品販賣業統制法はまづ商業者過剩度の高い人口廿萬以上の十九都市、即ち東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横濱、廣島、福岡、吳、八幡、仙臺、長崎、函館、川崎、靜岡、佐世保、横須賀、札幌、熊本(人口順)の各都市に施行すること、

右の十九都市を施行勅令で指定する事となつてゐる、從つて廿萬未満の和歌山、鹿児島、金澤、下關、岡山、濱松等には差當つて施行から除外されるが將來は廿萬以下の人口低位の都市にも順次施行して行く方針である、また右の十九都市に於てはその近郊の人口稠密な地域(例へば大阪に於ける堺市)も施行勅令に於て施行區域に包含することになるはずである、免許制については地域のほか許可の主體、業種、許可の方法等が重視されるが提出準備中の物品販賣業統制法要綱は左の如くである

一、新たに物品の小賣または商工大臣の指定する物品の卸賣の業務を行はんとするものは地方長官の許可を要すること

一、新法に物品の小賣または商工大臣の指定する物品の卸賣の業務を行はんとするものは地方長官の許可を要すること

一、新法に物品の小賣または商工大臣の指定する物品の卸賣の業務を行はんとするものは地方長官の許可を要すること

一、新法に物品の小賣または商工大臣の指定する物品の卸賣の業務を行はんとするものは地方長官の許可を要すること

一、新法に物品の小賣または商工大臣の指定する物品の卸賣の業務を行はんとするものは地方長官の許可を要すること

可業種となつてゐるもの(業種商古物商、酒屋等)は本法の施行から除外される

二、産業組合、商業組合、工業組合消費組合購買會等も許可を要すること

三、許可は業種別、營業別になすこと

四、現に物品販賣の業務を行ふ者は届出により許可を受けたる者と看做すこと

五、營業者の移轉、支店、出張所の新設は許可を要すること

六、相續の場合は許可を要しないが營業讓渡の場合は許可を要すること

正の要點は左の三點である

一、加算率の縮減

二、内地及關東州

三、一部支給停止範圍擴大

四、若年停止

五、現在既に支給の者に對する支給は現在既に支給の者に對しては三十歳以下の者に對する支給停止率を擴大する

政府のヲ命ズルコト

第四、會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトスルコト

(一)肥料ノ買入及販賣

(二)肥料ノ輸出入、移出及移入

(三)肥料ノ製造、輸入、移出及移入

(四)肥料ノ供給確保上必要ナル事業

第一、日本肥料株式會社

第二、會社ノ資本金ハ五千萬圓トシ

第三、會社ノ役員トシテ理事長副理

第四、會社ノ利益配當ハ拂込ミタル株金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

第五、會社ハ有機質肥料ノ配給統制事業ヲ行フ株式會社ニ對シ政府ノ認可ヲ受ケテ投資スルコトヲ得ルコト

第六、政府肥料ノ供給確保上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ肥料製造業者ト協議ノ上其ノ製造工場ノ管理ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第七、會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ社債ヲ發行スルコトヲ得ルモノトシ政府ハ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得ルモノトスルコト

第八、會社ノ利益配當ハ拂込ミタル株金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

第九、會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定ムルコトヲ認可ヲ受クベキモノトスルコトヲ得ルモノトスルコト

第十、會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合

第十一、會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合

第十二、會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合

ヲ除クノ外政府ノ認可ヲ受ケタル
價格ニ依ルニ非ザレバ肥料ノ買
入、販賣、輸出、輸入、移出及移
入ヲ爲スコトヲ得ザルモノトスル
コト

第十一、政府必要アリト認ムルトキ
ハ會社ニ對シ肥料ノ配給統制上又
ハ供給確保上必要ナル事業ヲ行フ
ベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十二、肥料ノ製造業者又ハ命令ヲ
以テ定ムル肥料ノ取扱ヲ爲ス者ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又
ハ取扱ニ係ル肥料ヲ會社ニ賣渡ス
ベキコト

第十三、政府ハ設立委員ヲ任命シテ
日本肥料株式會社ノ設立ニ關シ必
要ナル一切ノ事務ヲ處理セシムル
コト、日本肥料株式會社ノ成立ニ
因リ日本硫安株式會社及磷酸肥料
配給株式會社ハ之ニ吸収セラルル
モノトシ日本硫安株式會社及磷酸
肥料配給株式會社ノ權利義務ハ日
本肥料株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス
ルモノトスルコト

勅令公布
△廿二日
一、厚生部内臨時職員設置制中改正
の件
一、軍事保護院官制中改正の件
一、國立結核療養所官制中改正の件
一、青少年雇入制限委員會官制
一、樺太廳部内臨時職員等設置制中
改正の件

一、米穀統制法第七條改正
△廿八日
一、鐵道部内及内閣印刷局所屬の現
業員の共済組合に對する政府給與
に關する件

一、關東局部内臨時職員設置制中改
正の件
△廿四日
一、靜岡市の火災被害者に對する租
稅の減免及徴收猶豫に關する件

一、關東局部内臨時職員設置制中改
正の件
△廿三日
一、船員保險法の一部施行期日の件
一、船員保險法を朝鮮及臺灣に施行
するの件
一、船員保險法施行令
一、關東州船員保險令

一、關東局部内臨時職員設置制中改
正の件
△廿三日
一、船員保險法の一部施行期日の件
一、船員保險法を朝鮮及臺灣に施行
するの件
一、船員保險法施行令
一、關東州船員保險令

一、關東局部内臨時職員設置制中改
正の件
△廿四日
一、靜岡市の火災被害者に對する租
稅の減免及徴收猶豫に關する件

一、鐵道部内及内閣印刷局所屬の現
業員の共済組合に對する政府給與
に關する件

米穀統制法第七條改正
【二三】農林省では現下の米穀事情
に鑑み米穀統制法施行同附則第七項
に「米穀の輸入は當分の間總て米穀
統制法第七條の規定に依る許可を受
けるに非ざれば之を爲すことを得
ず」とあるを「米穀の輸入又は輸出」
と改正し廿五日より施行することに
決定、廿一日發表した

結核療養所は軍事保護院へ移管
【二三】國立結核療養所は結核の爲
一種以上の兵役を免除せられた下士
官兵を收容保護する施設である爲今
同厚生省から軍事保護院所管に移管
せられた、尙之に伴ふ官制改正案並
びに一部職員増員の官制改正案は廿
二日の官報で公布せられた

東京府出征家族児童保健所を建設
【二六】東京府では神奈川縣片瀨海
岸に在る某氏の別荘を買収し出征軍
人遺家族児童保健所を建設し弱兒童
を收容する事となつた、豫算は六萬
一千圓で常時六十名を收容する設備
を爲し特に夏期は二ヶ月毎に交替收
容する

船員保險法三月一日一部施行
【二三】去る議會を通過した船員の
社會立法たる船員保險法は來る三月
一日より其の一部が施行されること
となつたので、厚生省では關係施行
令及施行規則の整備を遂げ廿二日の
官報を以て公布した、即ち今回施行
されるのは船員保險法中の保險法中
の保險給付及費用の負擔に關する規
定を除くその他の規定であつて、こ
の結果被保險者資格の届出、標準報
酬の決定、被保險者の乗組船舶の
届出等は三日一日より實施されるも
この本法全部の施行は來る六月一日
の豫定である、而して本保險制度は
海上に勤務する船員に老後に於ける
生計を保障すべき養老年金制度を主
眼とし、併せてその健康の保持増進
を圖ると共に其の生活の安定を期す
ることを目的とせるものであつて、
保險給付の内容は養老年金の外療養
の給付、傷疾手当金、廢疾手当金、
廢疾年金、死亡手当金及脱退手当金
を包含して居る

鐵道、印刷局共済組合給與金増額
【二三】政府は廿三日の閣議に於て
「鐵道部内及び内閣印刷局所屬の現
業員の共済組合に對する政府給與金
に關する件」として勅令案の改正を
決定、近く公布實施することになつ
たが、右は鐵道部内及び印刷局所屬
の現業員の共済組合が國價地方債等
の投資によつて得てゐる運用益が低金
利の爲め減少し、從來勅令に基き政
府より受けてゐる給與金（給料の百
分の五）に不足を感ずるに至つたの
で、今回更に政府の給與金を増額し
得るの途を開く爲め勅令の改正を行
はんとするものである

選信從業員會同盟解體
【二四】全國選信現業從事員は廿七
萬に達し勞働運動の華やかな時代大
正十五年選信省は從業員會結成の告
示をなしそれに次いで各地に從業員
會が生れ九百局には從業員會聯盟（會
員四千五百局會廿七）從業員會同盟
（會員二千五百局會十一）この外局
の單獨會員が五千あるが、聖戰第四
年通信事業の國家的使命に覺醒した
各團體はこの際過去の運動形態を解
消眞に選信事業に盡粹せんとする氣
運となり、先づ選信從業員會同盟が
解體の聲をあげ、我等は選信事業の
圓滿なる運行と從業員の福祉向上に
つとめ國家興隆に貢獻せんとする」
との解體聲明を廿四日發し同時に同
會を母體とした「選信報國會」を結
成し各局を一會として局長を會長に
全從業員を含む組織とすることにな
つたこの同盟は過去に待遇改善、賃
銀値上等の積極的運動を東交など、
協同戰線を張つて活動して來た闘争
史をもつだけにこの轉換は時局下注
目すべきものがある

關東州資金統制強化
新東京【二六】關東局では滿洲國側の
資金統制法強化に即應して關東州臨
時資金調整令の一部を改正すること
となり二十八日關東局令を以て改正
法令を公布、三月一日より實施する
こととなつた、改正要點左の如し
一、金融機關の事業設備資金の貸
付、有價證券の應募引受若くは募
集の取扱につき許可を要する限度
を十萬圓より五萬圓に引下げたこ
と
一、會社の建設、増資、合併、目的

變更、未拂込株金の徴收又は社債
の募集につき許可又は認可を要す
る會社は資本金五十萬圓以上とあ
るを二十萬圓以上としたこと
一、自己資金を要する事業設備の新設
擴張につき許可を要する限度を十
萬圓より五萬圓に引下げたこと
臺灣華僑大會汪精衛擁護を決議
【二三】新中央政權樹立を間近に控
へ在臺五萬の華僑より成る臺灣華僑
新民國公會では今般汪精衛氏の特使
として在臺華僑情況視察のため來臺
の施文石氏を迎へ各地代表五十四名
並に關係者多數出席二十三日午後四
時より市内蓬萊閣に臺灣華僑新民國
公會第二回全島總會を開催、續いて
和平建國大會を舉行、在臺五萬の華
僑は汪先生の主張に對し至誠の念を
以て擁護すると共に新中央政權の早
期樹立を切望する宣言決議を行つた
後汪精衛絕對擁護の電文を議決した
東京市長銚野委員會設置
【二七】東京市長の後任問題協議に
關する市會の各派交渉會は市會議長
室に開會、慎重協議を行つた結果
（一）速かに後任市長決定のため正副
議長ほか十七名よりなる市長銚野委
員會を設置し之が銚野に當ること
（二）來る三月一日午後一時より全員
協議會を開き右銚野委員の選定を行
ふこと（三）大久保第一、橋本第二、
多久第三の現助役は目下審議中であ
る明年度豫算に協力のため之が終了
迄留任すること、但し豫算審議終了
前に後任市長決定の際に同時に辭任
することの諸項を決議し尙銚野委員
は慣例により
△民政系革正會六名、愛市同盟二
名△政友系東政會五名△社會大衆
黨二名△革新同盟一名△無所属一

【二四】全國選信現業從事員は廿七
萬に達し勞働運動の華やかな時代大
正十五年選信省は從業員會結成の告
示をなしそれに次いで各地に從業員
會が生れ九百局には從業員會聯盟（會
員四千五百局會廿七）從業員會同盟
（會員二千五百局會十一）この外局
の單獨會員が五千あるが、聖戰第四
年通信事業の國家的使命に覺醒した
各團體はこの際過去の運動形態を解
消眞に選信事業に盡粹せんとする氣
運となり、先づ選信從業員會同盟が
解體の聲をあげ、我等は選信事業の
圓滿なる運行と從業員の福祉向上に
つとめ國家興隆に貢獻せんとする」
との解體聲明を廿四日發し同時に同
會を母體とした「選信報國會」を結
成し各局を一會として局長を會長に
全從業員を含む組織とすることにな
つたこの同盟は過去に待遇改善、賃
銀値上等の積極的運動を東交など、
協同戰線を張つて活動して來た闘争
史をもつだけにこの轉換は時局下注
目すべきものがある

關東州資金統制強化
新東京【二六】關東局では滿洲國側の
資金統制法強化に即應して關東州臨
時資金調整令の一部を改正すること
となり二十八日關東局令を以て改正
法令を公布、三月一日より實施する
こととなつた、改正要點左の如し
一、金融機關の事業設備資金の貸
付、有價證券の應募引受若くは募
集の取扱につき許可を要する限度
を十萬圓より五萬圓に引下げたこ
と
一、會社の建設、増資、合併、目的

【二三】去る議會を通過した船員の
社會立法たる船員保險法は來る三月
一日より其の一部が施行されること
となつたので、厚生省では關係施行
令及施行規則の整備を遂げ廿二日の
官報を以て公布した、即ち今回施行
されるのは船員保險法中の保險法中
の保險給付及費用の負擔に關する規
定を除くその他の規定であつて、こ
の結果被保險者資格の届出、標準報
酬の決定、被保險者の乗組船舶の
届出等は三日一日より實施されるも
この本法全部の施行は來る六月一日
の豫定である、而して本保險制度は
海上に勤務する船員に老後に於ける
生計を保障すべき養老年金制度を主
眼とし、併せてその健康の保持増進
を圖ると共に其の生活の安定を期す
ることを目的とせるものであつて、
保險給付の内容は養老年金の外療養
の給付、傷疾手当金、廢疾手当金、
廢疾年金、死亡手当金及脱退手当金
を包含して居る

鐵道、印刷局共済組合給與金増額
【二三】政府は廿三日の閣議に於て
「鐵道部内及び内閣印刷局所屬の現
業員の共済組合に對する政府給與金
に關する件」として勅令案の改正を
決定、近く公布實施することになつ
たが、右は鐵道部内及び印刷局所屬
の現業員の共済組合が國價地方債等
の投資によつて得てゐる運用益が低金
利の爲め減少し、從來勅令に基き政
府より受けてゐる給與金（給料の百
分の五）に不足を感ずるに至つたの
で、今回更に政府の給與金を増額し
得るの途を開く爲め勅令の改正を行
はんとするものである

選信從業員會同盟解體
【二四】全國選信現業從事員は廿七
萬に達し勞働運動の華やかな時代大
正十五年選信省は從業員會結成の告
示をなしそれに次いで各地に從業員
會が生れ九百局には從業員會聯盟（會
員四千五百局會廿七）從業員會同盟
（會員二千五百局會十一）この外局
の單獨會員が五千あるが、聖戰第四
年通信事業の國家的使命に覺醒した
各團體はこの際過去の運動形態を解
消眞に選信事業に盡粹せんとする氣
運となり、先づ選信從業員會同盟が
解體の聲をあげ、我等は選信事業の
圓滿なる運行と從業員の福祉向上に
つとめ國家興隆に貢獻せんとする」
との解體聲明を廿四日發し同時に同
會を母體とした「選信報國會」を結
成し各局を一會として局長を會長に
全從業員を含む組織とすることにな
つたこの同盟は過去に待遇改善、賃
銀値上等の積極的運動を東交など、
協同戰線を張つて活動して來た闘争
史をもつだけにこの轉換は時局下注
目すべきものがある

關東州資金統制強化
新東京【二六】關東局では滿洲國側の
資金統制法強化に即應して關東州臨
時資金調整令の一部を改正すること
となり二十八日關東局令を以て改正
法令を公布、三月一日より實施する
こととなつた、改正要點左の如し
一、金融機關の事業設備資金の貸
付、有價證券の應募引受若くは募
集の取扱につき許可を要する限度
を十萬圓より五萬圓に引下げたこ
と
一、會社の建設、増資、合併、目的

【二三】去る議會を通過した船員の
社會立法たる船員保險法は來る三月
一日より其の一部が施行されること
となつたので、厚生省では關係施行
令及施行規則の整備を遂げ廿二日の
官報を以て公布した、即ち今回施行
されるのは船員保險法中の保險法中
の保險給付及費用の負擔に關する規
定を除くその他の規定であつて、こ
の結果被保險者資格の届出、標準報
酬の決定、被保險者の乗組船舶の
届出等は三日一日より實施されるも
この本法全部の施行は來る六月一日
の豫定である、而して本保險制度は
海上に勤務する船員に老後に於ける
生計を保障すべき養老年金制度を主
眼とし、併せてその健康の保持増進
を圖ると共に其の生活の安定を期す
ることを目的とせるものであつて、
保險給付の内容は養老年金の外療養
の給付、傷疾手当金、廢疾手当金、
廢疾年金、死亡手当金及脱退手当金
を包含して居る

鐵道、印刷局共済組合給與金増額
【二三】政府は廿三日の閣議に於て
「鐵道部内及び内閣印刷局所屬の現
業員の共済組合に對する政府給與金
に關する件」として勅令案の改正を
決定、近く公布實施することになつ
たが、右は鐵道部内及び印刷局所屬
の現業員の共済組合が國價地方債等
の投資によつて得てゐる運用益が低金
利の爲め減少し、從來勅令に基き政
府より受けてゐる給與金（給料の百
分の五）に不足を感ずるに至つたの
で、今回更に政府の給與金を増額し
得るの途を開く爲め勅令の改正を行
はんとするものである



名

とする申合せをなした

六大都市税制反対決議

【二六】六大都市税制改正案反対議

行委員は丸ノ内東京會館に會合、協

議の結果決議文を作成衆議院各派を

歴訪決議文を手交して善處を要望し

た

佐世保市長辭表提出

【二六】相賀佐世保市長及び小浦助

役は佐世保中學校舎の改築、移轉問

題に關聯して廿七日辭表を提出した

岡崎市長菅野氏再選

【二三】昨秋來缺員中の岡崎市長任

市長は二十二日開會の豫算審議傍頭

前市長菅野經三郎氏が多數を以て再

選された

軍醫學校に齒科を創設

【二三】衆議院第四豫算分科會で民

政黨の末松借一郎氏から齒科軍醫設

置について質問したのに對し、武藤

軍務局長は齒科將校制度創設に決定

したと答へたが、この制度が實現す

ると従来の囑託齒科將校の代り一般

軍醫と同様な齒科將校が生れること

になる譯だ、現にアメリカ等では平

時から立派な齒科軍醫を軍隊に配屬

してゐるが、我國では昔から陸軍病

院に囑託の地方醫を置いて治療に當

らせ又今事變に際しても多數の地方

醫を軍屬として戦線の要地に配屬し

て來たのだが、軍陣醫學について素

養少ない地方醫では時に不便を感じ

る事もあり一般軍醫、藥劑監等の如

く齒科將校を平時から常置する必要

は軍當局でも認め之が研究を進めて

ゐたもので、未だ來年度豫算には之

に關する經費は計上されてゐないが

當局ではなるべく早く新制度を實施

したい意向をもつてゐる

陸軍軍事參議會

【二三】陸軍では廿六日午前十時三

十分より宮中東一ノ間に於て長くも

大元帥陛下親臨の下に正式軍事參議

會を開會、開院參謀總長、梨本元帥

朝香、東久、兩軍軍事參議官各宮殿下

を始め奉り寺内、杉山、古莊、宇佐

美各軍軍事參議官、畑陸相、山田教育

總監、蓮沼侍從武官長、武藤軍務局

長等參列、當面の重要問題について

審議を行つて正午終了、一同南溜間

に於て午餐を賜つた

外務省日米諸懸案一部解決を發表

【二三】支那事變勃發以來支那に於

ける日米兩國間の諸懸案に關しては

去る十四日衆議院豫算總會に於いて

有田外相より右交渉懸案にして外務

省に於いて取上げて居るものは二百

數十件に上つてゐる旨を言明し、そ

の内譯について説明を行つたが、帝

國としてはこの解決に當り終始公正

妥當なる態度を以て處理すべきもの

は適當に處理する方針を執り來つた

ところ、最近これら懸案の中解決に

到達したものがあつたので廿一日外務

省より次の如く發表した

△外務省情報部長談 帝國は今事變

に關聯して發生した第三國との懸案

に關し既定方針通り公正な解決に努

め、最近この種の懸案中米國關係被

害案件にして解決を見たもの左の通

多し中支方面は現地調査殆ど完了し

目下解決のための交渉に入る段取り

となつてゐる

甲、先づ東京に於て公式の外交交渉

となりたる被害案件の中 ①空爆に

よる被害案件は大部分我方占領域外
のものなるを以て實地調査不可能な
ること云ふまでもなきところなるが
その中生命身體に被害を與へたる河
南省、桐柏、廣東省羅定の事件に
對しては適當の見舞金を交附して解
決せり ②占據、破壞案の解決せる
追害等による被害案件の中解決せる
もの左の如し (十件) (イ)上海華德
路所在米商コープラー藥會社要償
事件 (ロ)上海閘北停車場内所在水道
鐵管問題 (ハ)上海タジヤン路所在
エームス・マゼン・ドイル氏要償事
件 (ニ)上海靜安寺路所在外國人キリ
スト青年會要償事件 (ホ)南道波に於
けるスタンダード・リアキニウム石
油會社所在汽艇徵用事件 (ヘ)蘇俄所
在米國教會所屬財產占據事件 (ト)開
封所在靑宜女子中學校閉校問題 (チ)
廣東省韓江上に於ける米人誤射事件
(リ)芝罘に於ける米人侮辱事件 (ヌ)
上海に於ける二米人侮辱事件
乙、他方現地限りに於て問題となり
たる最近解決せるもの中當方に判
明せるもの、主なるものを擧ぐれば
左の通りなり (こ)に揭ぐるものは
中央の交渉問題とならざるものなる
を以て外務大臣の豫算總會に於ける
説明の中の七十三件に入らざるもの
なり (イ)上海江灣粵秀路所在米國
教會墓地使用問題 (ロ)上海O.S.K
及虹口碼頭所在鐵管處分問題 (ハ)上
海寶樂安路所在米國教會財產使用問
題 (ニ)上海虹橋路所在アリスター・
ン要償問題 (ホ)南京下關ロバート・
グラー木材會社要償事件 (ヘ)石家莊

所在米國教會財產使用事件 (ト)開封
所在米國教會住宅侵奪事件 (チ)徐州
所在米國教會職員檢束事件 (リ)北京
在住米人牧師住宅侵奪事件
淺間九よりの拉致獨人を引渡す

【二六】淺間九事件に關する拉致獨

人廿一名中九名の引渡は日英兩國政

府間の諒解に基き廿九日午前橫濱港

身において行はれ、拉致獨人九名の

身柄は無事我が國に返還された

英紙の日蘭交渉說

【二六】サンデー・タイム

ス紙外交記者は廿五日の紙上に於

いて日本とオランダ政府の間の新友

好條約交渉に言及、これは米國との

貿易關係の不安に鑑み蘭領東印度に

於いて石油資源を確保せんとする日

本の意向を表明するものであると左

の如く論じてゐる

日本はオランダと新友好條約締結

の交渉を進めてゐる模様であるが

日本の希望する條約は遙かに廣範

圍に及ぶものである、單に將來に

於ける日本と蘭領東印度間の經濟

的關係を規律するのみならず、日

本はオランダ植民地に對し何等領

土的野心無き旨の保障を表明せん

とするものである

日本がかゝる條約を希望する所以

はオランダの東印度海軍強化並び

に右島嶼の防備計畫と全然關係が

ないとはいへないであらう、とも

あれ日米通商關係の不安定な現状

がかかる情勢を誘致したものと見

られるが、この點に關し知名の某

米人評論家は最近一朝米國が軍需

品の對日禁輸を斷行する時は、日

本は石油の供給を確保するために

蘭領東印度に對し壓力を加へるで

あらうとの見解を表明した、日本

政府當局はこの點を否定してゐる
が、米國からの供給を斷たれた場
合日本が蘭領東印度から何等かの
便宜を得んとするのは大いに有り
得べきことである、かゝる意味に
於いて日蘭兩國の交渉は重要問題
を提起するものであるが、目下の
ところでは日本は尙對米關係調整
の方向へ努力してゐるものと見ら
れる



内閣情報部長更迭

【二三】政府は内閣情報部長横

溝光暉氏が岡山縣知事に轉出した後

任として現岡山縣知事熊谷憲一氏を

起用することになり廿五日の臨時閣

議で決定の上廿六日發令した

岡山縣知事 熊谷 憲一

内閣情報部長 横溝 光暉

内閣情報部長 横溝 光暉

岡山縣知事 熊谷 憲一

砂防協會會長に末次大將

【二三】砂防協會發會式は廿五日九

の内鐵道協會に於て行はれ會長には

末次信正大將が就任した

外務省辭令

△廿六日 興亞院事務官 吉岡 武亮

任領事 (五) 廣東在勤を命ず

領事 (廣東) 松平 忠久

南京在勤を命ず

△廿八日 勝山 邦光

任大使館商務書記官 (三)

ブラジル國在勤を命ず

大藏辭令

日本銀行參與理事を命ず

中根 貞彦

内務辭令

△廿二日

警視廳屬兼警視廳警部 佐々木健太郎

△廿四日

任地方事務官(八) 石川縣勤務を命ず

命ず

△廿四日

(學務部長) 石川縣書記官 達林 正吉

任福島縣書記官(三) 補經濟部長

(兵庫) 地方警視 宮脇 倫

任石川縣書記官(四) 補學務部長

宮内省參事官 池田 清志

任地方警視(五) 兵庫縣警察部勤務を命ず

(經濟部長) 福島縣書記官 坂井 貞一

依願免本官

司法辭令

△廿二日

判事

補福岡地方判事 則井登四郎

保健技師 吹田有規成

大阪刑務所勤務を命ず

文部辭令

△廿一日

(新任)

任文部省體育官(六) 高田 通

(新任)

任東北帝國大學助教 廣根徳太郎

補金屬材料研究所員 高知縣立高知工業學校教諭

同校々長兼教諭に補す(五) 森本長太郎

△廿二日

東京府立電機工業學校校長 兼地方商工技師 清家 正

府立高等工業學校校長兼 東京府立電機工業學校校長に補す(三) (兼地方商工技師故の如し)

△廿四日 文部省社會教育官 原 元助

兼東京府立電機工業學校教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

免本官專任教務局教諭

東京帝國大學助教 高見 穎治

東京帝國大學助教 披山 大三

東京高等商船學校教授 忠典

東京高等商船學校教授 浦岡 一男

東京高等商船學校教授 久米 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

東京高等商船學校教授 道民

研究科 日本(福岡)宮内 眞澄

同 同 (東京)守川 秀

同 同 京都市(鳥取)野島鐵之助

同 同 立醫科(鳥取)野島鐵之助

同 同 京(山口)大藤 信之

同 同 (東京)棟方 信

同 同 (新潟)宮澤 政榮

同 同 都(大阪)齋藤 重斌

同 同 同(朝鮮)高 秉幹

同 同 同(岡山)坂中 只一

同 同 同(同)小山 綾夫

同 同 同(和歌山)西村 正治

同 同 同(同)北山 三郎

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

同 同 同(同)西村 正治

を以て位一級退陞の御沙汰あらせられた

故從三位勳二等 賴母木桂吉

故從三位(特旨を以て位一級退陞せらる)

三條西大宮司親任官待遇へ

【三三】三條西神宮大宮司は今同退官することになったので、之に先だち特に親任官の待遇を賜ふことになつた

高倉子神宮大宮司に任官(廿四日)

正三位勳三等子爵 高倉 篤摩

任神宮大宮司(一)

神宮大宮司伯爵 三條西實義

依願免本官

殉職三陸軍勇士に敘位

【三三】廿五日滿洲より東京に飛來の途中、京都府綴喜郡大住村字松井に墜落せる殉職者三名に對し、廿六日附を以て左の如く敘位の御沙汰があつた

陸軍中將正五位勳三等 寶藏寺久雄

敘從四位(特旨を以て位一級被進)

陸軍少將從五位勳三等功五級 岡田已三夫

敘正五位 陸軍中佐從六位勳五等 辻 俊春

敘正六位 故松波實吉氏に追賞

【三三】長き邊りでは名古屋市中千種區千種町元古井三七故松波實吉氏遺族松波逸氏に對し、故松波實吉氏が多年保健衛生に盡せる功を嘉せられ、廿九日退賞の思召を以て銀杯一個を下賜の御沙汰あらせられた

故賴母木東京市長の餘榮

【三三】長き邊りでは去る十九日死去した東京市長賴母木桂吉氏に對し、氏が生前多年憲政並に通信事業に貢獻し、又市政に盡瘁して功績顯著なるを思召され、二十三日左の如く勳章を加授の御沙汰あらせられた

從三位勳二等 賴母木桂吉

授旭日重光章(二月十九日附)

【三三】長き邊りでは二十三日賴母木東京市長に對し更に左の如く特旨

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

先般來紛議を重ねてゐた産組の保險經營問題は、つひに二十七日島田農相によつて中止の斷を下され、保險會社買収契約金二百萬圓は二十九日産組側に返済、保險會社側の當事者たる金光前拓相の綱紀肅清問題にまで發展し、政治問題せんとしたこの問題もどうやらこれで幕となつた模様である。

政府は低物價政策遂行の強力的機關として、物價委員會の改組を考究中であつたが、二十五日改革案が閣議決定、愈々物價政策は新段階に入ることになつた。併し、物價政策そのものが低物價と適正物價の二つの目標をめぐつて戸迷ひしてゐる現状は、機構改革によつて救ひ得るか否かは疑問であらう。

アルゼンチン經濟使節を迎へて、日亞通商審議會が二十一日、二十三日開催された。單なる外交辭令に終らず、實のある討議が望ましい。

般

商業者轉失業對策特別委員會設置

【二六】東京轉失業對策懇話會では廿六日正午より丸の内東商で委員會を開催、橋原商工省振興部施設課長から轉失業對策施設に就て講演あり

協議に入つたが今同懇話會に商業者轉失業對策特別委員會を設置し隨時特別委員會を開いて關係組合代表者又は關係業者を之に参加せしめるの實狀を聴取對策を研究立案することゝなつた、特別委員の氏名次の通り

桑原東商副理事(委員長) 水野警視廳勞動課長、近藤東京府經濟部商務課長、糸井東京府職業紹介所

長、青高東京中央轉業相談所主任 沖鹽東京市經濟局商工課商務係長 山田東京市商工相談所長、關口東商業務部長、三浦同商工相談所長 半谷商組中央會東京支部主事、佐藤東京府同業組合研究會理事、横溝東京府實務專務理事、林東京府商店會聯盟副理事長

一月中労働賃銀低落

【二七】東商調査 一月中に於ける東京労働賃銀指数(昭和十年平均基準)一三〇・九にして前月に比し一割九厘の低落となつてゐる、而してこれを商品類別指數について見るに騰貴は化學工業の七分四厘を筆頭に食

料品工業の二分五厘これに次ぎ織維工業一分二厘、土木建築業二厘、低價は印刷製本業一割九分四厘、製材

及家具類製造業九分八厘、機械器具工業八分七厘、被服及身廻品製造業五分、金屬工業一分四厘、窯業六厘、仲仕及日傭夫一厘である

交通・通信

電氣通信座談會

【二八】電氣通信協會では二十四日午後六時から日比谷陶々亭に新聞通信關係並びに選信省關係者を招いて新聞通信座談會を催した、東朝から前田繁一、松本健、東日佐藤興一、川上福二郎、別所重雄、廣田田中幸利、小島文雄、古田得次郎、同盟鷹嘴壽、田村選信省電務局長、靱田調査課長、同工務局日下部技師、主催者側から中島龍次協會長その他の放送協會、國際電氣通信關係者等約三十氏が出席、支那事變に於ける戦線進展擴大に伴ひ戰況報道に活躍せる各社報道機關の苦心談、戰況ニュース速報とその聯絡海外通信の現状、今後に残された東亞通信網への希望等についての話題が續出同九時散會した

【二九】多年懸案の九州環狀ローカル空路が愈々實現四月一日から實施されることになつた、使用機はビークラフト(時速二百二十キロ)三人乗で郵便貨物、客の輸送を行ふ、着陸地とコリスは福岡から大分、都城を経て、鹿児島上空通過熊本に出て福岡に歸る、東西廻り便で一循環約四時間である、ダイエーグラムは次の如し

△東廻り 福岡正午發、同零時四十分五分大分發、同一時五分發、同二時五分都府發、同十五分發、三時十五分熊本發、同廿五分發鹿児島上空を経て三時五十分福岡着 △西廻り 午前九時四十五分福岡發、鹿児島上空を経て同十時十分熊本着、同廿分發、十一時廿分大分着、同卅分發、午後零時卅分都府着、同五十分發、一時卅五分福岡着

通

上海—東京電送寫眞開始

【三〇】選信省では上海の華中電氣通信會社と聯絡をとりて上海—東京間無線寫眞電送のテストを行つてゐたが廿六日午後十一時を期してその業務を開始した、當分の間東京では受信だけを行ひ取扱ひ範圍も東京着の新聞通信社だけである

【三一】選信省では歐洲動亂に伴つて對米、對獨の寫眞電送専用空中線の新設をはじめ送受信設備の改造に拍車をかけてゐたが諸般の工事もこの程竣工しテストも好成绩を収めたので三月中旬非常な鮮明度と好成绩のうちに先づ手初めとして、よゝ獨逸からの一般通信を開始することになつた

【三二】横濱—サイパン—パラオ間一八〇キロの定期航空が愈々三月六日から毎月二往復の定期航空を實施客貨、郵便の輸送をなすことになつた、使用機は純國産川西式四發大飛行艇で機長一、操縦士、機關士通信士各二の乗員七名に客席は六と十七を有する二種、兩機とも巡航速度毎時二百八十キロのスピードをもつ優秀機である、三月中は十七人乗と六人乗の二機、四月からは更に十七人乗一機を加へ都合三機をもつて運航することになつてゐる、ダイエーグラムと料金は次の如し

航

九州環狀空路四月から實現

【三二】多年懸案の九州環狀ローカル空路が愈々實現四月一日から實施されることになつた、使用機はビークラフト(時速二百二十キロ)三人乗で郵便貨物、客の輸送を行ふ、着陸地とコリスは福岡から大分、都城を経て、鹿児島上空通過熊本に出て福岡に歸る、東西廻り便で一循環約四時間である、ダイエーグラムは次の如し

△東廻り 福岡正午發、同零時四十分五分大分發、同一時五分發、同二時五分都府發、同十五分發、三時十五分熊本發、同廿五分發鹿児島上空を経て三時五十分福岡着 △西廻り 午前九時四十五分福岡發、鹿児島上空を経て同十時十分熊本着、同廿分發、十一時廿分大分着、同卅分發、午後零時卅分都府着、同五十分發、一時卅五分福岡着

【三三】歐洲動亂の勃發後各國船舶の墜沈拿捕による喪失は既に百萬噸を突破しなほ累増の一路を辿り船舶乗組員は少からぬ危険にさらされてある海事協同會ではこの實情に鑑み船舶乗組員に對する危険手当について成案を急いでゐたが廿二日の船主協理理事會で漸く具體案を決定、昨午四月十一日に廻り適用することとなつた

海・船

北支の石炭、鑛石運賃決定

【三四】東亞輸送組合では廿三日特別委員會を開き、興中公司の石炭、鑛石及び華北鹽業の長芦鹽の基準運賃につき協議の結果石炭、鑛石のそれを決定、長芦鹽に關しては廿四日再び特別委員會を開いて審議決定することゝなつた、尙ほ石炭積出は連雲港、浦口、太沽、青島の四港、鑛石は太沽である

【三五】米國海軍委員會は日米間航路就航船舶の寬荷内容の調査をなすことに決定し先月國際汽船所有船舶の調査を行つたのを手始めに續々嚴なる調査を行はんとしつゝある、調査内容は米國港灣入港船舶に對する輸送貨物の數量、B・Lの不正申

【三六】橫濱—サイパン—パラオ間一八〇キロの定期航空が愈々三月六日から毎月二往復の定期航空を實施客貨、郵便の輸送をなすことになつた、使用機は純國産川西式四發大飛行艇で機長一、操縦士、機關士通信士各二の乗員七名に客席は六と十七を有する二種、兩機とも巡航速度毎時二百八十キロのスピードをもつ優秀機である、三月中は十七人乗と六人乗の二機、四月からは更に十七人乗一機を加へ都合三機をもつて運航することになつてゐる、ダイエーグラムと料金は次の如し

空

南洋定期航空開始

【三六】橫濱—サイパン—パラオ間一八〇キロの定期航空が愈々三月六日から毎月二往復の定期航空を實施客貨、郵便の輸送をなすことになつた、使用機は純國産川西式四發大飛行艇で機長一、操縦士、機關士通信士各二の乗員七名に客席は六と十七を有する二種、兩機とも巡航速度毎時二百八十キロのスピードをもつ優秀機である、三月中は十七人乗と六人乗の二機、四月からは更に十七人乗一機を加へ都合三機をもつて運航することになつてゐる、ダイエーグラムと料金は次の如し

【三七】米國海軍委員會は日米間航路就航船舶の寬荷内容の調査をなすことに決定し先月國際汽船所有船舶の調査を行つたのを手始めに續々嚴なる調査を行はんとしつゝある、調査内容は米國港灣入港船舶に對する輸送貨物の數量、B・Lの不正申

【三八】選信省では歐洲動亂に伴つて對米、對獨の寫眞電送専用空中線の新設をはじめ送受信設備の改造に拍車をかけてゐたが諸般の工事もこの程竣工しテストも好成绩を収めたので三月中旬非常な鮮明度と好成绩のうちに先づ手初めとして、よゝ獨逸からの一般通信を開始することになつた

通

電氣通信座談會

【二八】電氣通信協會では二十四日午後六時から日比谷陶々亭に新聞通信關係並びに選信省關係者を招いて新聞通信座談會を催した、東朝から前田繁一、松本健、東日佐藤興一、川上福二郎、別所重雄、廣田田中幸利、小島文雄、古田得次郎、同盟鷹嘴壽、田村選信省電務局長、靱田調査課長、同工務局日下部技師、主催者側から中島龍次協會長その他の放送協會、國際電氣通信關係者等約三十氏が出席、支那事變に於ける戦線進展擴大に伴ひ戰況報道に活躍せる各社報道機關の苦心談、戰況ニュース速報とその聯絡海外通信の現状、今後に残された東亞通信網への希望等についての話題が續出同九時散會した

【二九】多年懸案の九州環狀ローカル空路が愈々實現四月一日から實施されることになつた、使用機はビークラフト(時速二百二十キロ)三人乗で郵便貨物、客の輸送を行ふ、着陸地とコリスは福岡から大分、都城を経て、鹿児島上空通過熊本に出て福岡に歸る、東西廻り便で一循環約四時間である、ダイエーグラムは次の如し

△東廻り 福岡正午發、同零時四十分五分大分發、同一時五分發、同二時五分都府發、同十五分發、三時十五分熊本發、同廿五分發鹿児島上空を経て三時五十分福岡着 △西廻り 午前九時四十五分福岡發、鹿児島上空を経て同十時十分熊本着、同廿分發、十一時廿分大分着、同卅分發、午後零時卅分都府着、同五十分發、一時卅五分福岡着

般

商業者轉失業對策特別委員會設置

【二六】東京轉失業對策懇話會では廿六日正午より丸の内東商で委員會を開催、橋原商工省振興部施設課長から轉失業對策施設に就て講演あり

協議に入つたが今同懇話會に商業者轉失業對策特別委員會を設置し隨時特別委員會を開いて關係組合代表者又は關係業者を之に参加せしめるの實狀を聴取對策を研究立案することゝなつた、特別委員の氏名次の通り

桑原東商副理事(委員長) 水野警視廳勞動課長、近藤東京府經濟部商務課長、糸井東京府職業紹介所

告、割戻し等に關するものであるが之は現在日米間航路運航の左の十四社中邦船側七社が歴史的地位を占めてゐるので之に不正蒐荷調査と稱して一種の對日壓迫を加へ之により米船側の割當の擴大を圖らんとする意圖と見られてゐる

△邦船 郵船、商船、三井、山下、國際、川崎、大同の七社△米船 アメリカン、プレジデント、ライオン、ステーツの二社△英船 カナディアン、パシフィック、チャイナ、ミニチュアル、オーシャンの三社△其の他諸威イルヘルムゼン、丁抹マユルスタ各一社

即ち郵船側の解するところによれば米國海事委員會はグラマー・ラインの株式肩替りによりアメリカン・プレジデント・ラインを創立したが同社は依然營業成績揚らず近くG級の船を撤就航を控へ何等か局面の打開を圖らねばならぬ状態にあり、殊に議會に對するモエヌチユアーの上からも其の必要に迫られてゐたものとされてゐる、併し郵船側としては之によつて蒙る影響を頗る重大視して居り、日米通商航海條約廢棄問題はグラント大統領宣言の援用により僅かに事なきを得たが今再びそれに代る難局に曝らされるに至つたものとなしてゐる、而して右海事委員會の蒐荷調査問題に關する公聽會は来る三月十二日ニューヨークに開催されるのでこれに對する邦船側の對策を考究する必要がある、逕信省では廿四日業者を招致し協議したが今後更に外務省等と連絡し萬全の措置を講ずる筈である

選信省は近海の物資年額約一億一千萬噸の輸送を擔當する機帆船及び郵船の監督並に助成に乘出すことゝし海運業組合法により全國各地に組合の新設を行つてゐるが、既に去る十八日兵庫地區機帆船海運組合の創立されたのを最初として廿七日には神戸港水上小運送業海運組合が創立され、来る三月一日には大阪小運送業海運組合が創立される豫定であり、近く機帆船組合は全國卅五組合水上小運送業組合は全國十四組合に達する筈である

【二七】歐洲大戰勃發以來各國商船の極東進出は目覺しく米國ビニエツトサウンド・オリエンタルラインの海峽殖民地太平洋同盟加入策動等海運の中心は極東に移りつゝあるが大西洋運航の自由を束縛された商船國ノルウェーも亦歐洲航路の優秀船を極東に配船する事となり注目してゐる、即ち二十七日のルウエーI、パーバ一汽船會社神戸代理店ドツドワニル商會の發表に依れば同社は現在の極東航路に代つて歐洲航路のタイタニヤ號、タリスマン號、ターレンス號、トリカラ號、タメシ號の七千トン級優秀船五隻を極東のニューヨーク航路に轉換、極東の地盤固めに乗り出す事に決定したものである

賀茂丸は二回のテスト航海を済ますと再び濠洲ラインに復歸するが事變以來活躍してゐる東京港の將來に新生活を開き東部日本の旅客には多大の便益となるのでこの存續を要望されてゐる

【二六】東京港の開港が各方面から要望されてゐる折柄日本郵船では從來内地臺灣間の客船航路は神戸基隆間であつたがこれを東京高雄間として二航海を試験的に運航することゝなり濠洲航路に使用してゐた優秀船賀茂丸(七、九五四トン)を配船、

【二七】自給自足經濟の進展に對應

【二六】東京港の開港が各方面から要望されてゐる折柄日本郵船では從來内地臺灣間の客船航路は神戸基隆間であつたがこれを東京高雄間として二航海を試験的に運航することゝなり濠洲航路に使用してゐた優秀船賀茂丸(七、九五四トン)を配船、

【二七】自給自足經濟の進展に對應

賀茂丸は二回のテスト航海を済ますと再び濠洲ラインに復歸するが事變以來活躍してゐる東京港の將來に新生活を開き東部日本の旅客には多大の便益となるのでこの存續を要望されてゐる

【二六】東京港の開港が各方面から要望されてゐる折柄日本郵船では從來内地臺灣間の客船航路は神戸基隆間であつたがこれを東京高雄間として二航海を試験的に運航することゝなり濠洲航路に使用してゐた優秀船賀茂丸(七、九五四トン)を配船、

【二七】自給自足經濟の進展に對應

【二六】東京港の開港が各方面から要望されてゐる折柄日本郵船では從來内地臺灣間の客船航路は神戸基隆間であつたがこれを東京高雄間として二航海を試験的に運航することゝなり濠洲航路に使用してゐた優秀船賀茂丸(七、九五四トン)を配船、

【二七】自給自足經濟の進展に對應

を育成して行かねばならぬ(四)紡織が織協に對し兎角の政治的策動をなしてゐるといふ如き事實は絕對になし協議を行つた

【二三】戰時食糧供給確保運働の根底たる農村部落活動の緊要性に鑑み政府は農業生産に關する指導統制施設を企圖し之がため部落團體(部落實行組合)の統制を斷行すべく今議會に協合組合法案を提出する意向の下に準備中であつたが其の後帝國農會側の要望に基き當初の方針を變更農會法の改正に依り部落團體を系統農會に編入する方針を決定、今議會に於いても島田農相より右方針を言明した、之に對し産業組合中央會では農業生産、集荷配給並びに生産資材等の諸事業を全部農會側の指導統制に委ねんとする如き案は到底容認し得ずとなし部落團體を簡易法人化すると共に之が統制は現在通り農會並産業組合の二本建とする具體案を作成、廿三日有馬會頭の名を以て總理、農林、大藏、厚生各大臣並に企業院總裁に提出、陳情する事となつた、而して一方農會側では過般の府縣農會長協議會並に農政研究會に於て農會法改正により部落團體を系統農會に編入する農會の一本建統制を主張して居る

【二三】産業組合の保險會社買収に關する態度決定をなすべき全國産業組合役員共濟會設立協議會は二十三日午前十時より丸の内産組中央會館に開催、中央會側より有馬 佐藤正副會頭以下各役員及各中央機關代表者、地方側より支會及道府縣聯合會長出席、有馬會頭より産組役員共濟會設立準備委員會並に三保險會社買収に關する経過報告あつて休憩、午後は共濟制度の諸規定その他に關し協議を行つた

【二三】産組共濟會定款並に役員 【二三】二十三日産組中央會館で開催された産組共濟會設立協議會で決定を見た共濟會定款並に同役員左の如し

第一條 本會は産業組合役員員の共濟を圖り産業組合の發展を期するを以て目的とす

第二條 本會は全國産業組合役員共濟會と稱す

第三條 本會の事務所は之を産業組合中央會に置く

第四條 本會は左記各號に該當するものを以て組織す

(一)産業組合中央會及同道府縣支會並に同郡市部會(二)産業組合中央金庫及産業組合監査聯合會(三)産業組合及同聯合會(四)産業組合關係役員

第五條 本會より共濟を受ける者の資格は左記各號に該當するものたることを要す

(一)産業組合の常務役員(二)本會所定の義務を履行したるもの(機關、總會略)

第十九條 本會は産業組合の役員員又は其の遺族に對し別に定むる規定に依り左記各號の給付をなすものとする

(一)退職給與金(二)死亡給與金

(三)保險料金の補給

計 第二十一條 本會計の收入は左の如し

益(四)補助金並寄附金(五)利于其他難收入

△共濟會役員 會長 有馬頼寧(中央會頭) 理事 有馬頼寧、濱田道之助(中央會頭) 刈田義門(秋田支會) 堀豊(富山縣聯) 住幸謙(岐阜縣聯) 眞下徳藏(京都府聯) 守屋松之助(岡山縣聯) 村上平太郎(愛媛縣聯) 監事 石黒忠篤(中金) 川名傳(千葉縣聯) 岩切正(宮城縣聯)

産組保險經營問題

全産組の總意を決議陳情 (二三) 全國産業組合役員共濟會設立協議會は廿三日午後、午前引續き丸の内産組中央會館に開催、別項の如き共濟會定款案を附議可決するを以て飽くまで同計畫の實現達成を期することとなり左記決議を満場一致可決、午後三時過ぎ散會した、廿四日委員を擧げ農林、商工、大藏各關係大臣及び貴衆兩院に對し陳情することとなつた

△決議 事變下産業組合の使命を達成し國家に貢獻せんとせば組合の人的要素の整備充實を圖るは焦眉の急務なりとす、之がため過般來我が多年の懸案たる全國産業組合職員共濟會設立のため準備委員會成立し共濟會を相互主義に基き保險事業と關聯せしめ兼々其の具體化に努めつゝありたり、然るに本計畫に對し吾人の眞意を理解せず之が實現を阻害せんとするものあるは既に意外とする處にして遺憾に堪えず、依つて一切の妨礙と策動を排撃し速に保險會社の買

収を完了し以て萬難を排し我が目的達成に邁進せんことを期す

組合出資を個人出資に改訂 (二三) 二十三日開催の産組共濟會設立協議會席上馬會頭は共濟會設立並に保險會社買収の經過報告を行つたが問題の核心をなす買収資金の造成方法即ち共濟會出資金の融出方法に關しては農林省側の法理上の難色を避けるため當初の計畫を變更組合出資より個人出資に改める方針を明かにした、即ち當初の計畫では共濟基金七百萬元を道府縣聯より單位組合に融資し一組合約五百圓(一組合役員十人)とし一人當り五十圓の割合)宛共濟會に融出する二段階の方針であつたが之を道府縣聯より單位組合を通じ當該組合の役員員に五十圓宛貸付け役員員は右五十圓を共濟會に融出する三段階に改め道府縣聯より單位組合を通じ共濟會に融出する方針は各單位組合が保險代理店業務を行ひ生命保險契約年額五十圓の責任募集をなさしめ之が手数料として五十圓づつ交付するため單位組合は之を以て個人借入の形式をとれる融資額五百圓を信聯に對し十年間に完済せんとするものである、之と同時に利息は別途に共濟會より信聯に對し年三分五厘を支拂元利償還をなす方針である、之に依れば信聯の餘裕金は單位組合を通じ役員員に對してなされる純然たる個人貸出の形式を採ることとなり保險會社買収の主體は各自五十圓宛融出せる産組役員員の任意團體となりこの點組合と法の既觸を避け得るわけである共濟會には地方組合のほか産組各中央機關役員

の參加出資が豫定されるを以て共濟會基金は一千萬圓見當となり保險會社買収(七百萬圓)は之が一部の資金運用としてなされるものである、尙保險會社買収は覺書に基き豫定の如く二月中に完了する方針である

警利保險への産組關係支拂保險料 (二三) 二十三日の産組共濟會設立協議會席上現在各種保險會社が地方産組及び組合員より吸収しつづめる保險支拂料に關する調査が發表報告され警利保險の農村資金吸収狀況の一端が明かにされた、右によれば昭和十四年に於ける産業組合の保險契約は生命保險に於て組合員及び家族を通じて青森外八縣合計契約件數三十四萬四千餘件、契約額二億五千四百四十八萬八千餘圓、支拂保險料一千七百九十八萬三千餘圓、火災保險は一千八百七十七、契約件數一萬八千四百餘圓、支拂保險料二百八十八萬四千餘圓、北海道ほか九縣契約數八萬六千三百八十件、契約額二千八百五十九萬八千圓、支拂保險料三萬九千三百三十三圓之等生命、火災、運送三保險總計の支拂保險料は年額一千八百八十萬圓に上つて居る、而して右は北海道ほか十縣前後の調査に過ぎず他は報告未到のため全國總計は知り得ないが全國的には相當巨額に上るものと推測される、而して産組の主眼にすれば右の支拂資金は何等農村方面に還元されず都市商工方面に集中される傾向が顯著なるを以て茲に之等農村資金の還元をはかり保險の公益性を確保する目的を以て保險の自己經營に乘出さんとするものであるとしてある

産組保險經營中止決定 (二三) 産業組合保險經營問題に關し馬田農相は事務當局との間に完全なる意見の一致を見るに至り遂に之を中止せしむることに方針を決し廿七日閣議に於て農相より右の方針を説明して各閣僚の諒解を求めその同意を得たので農相は同日中に有馬産組中央會頭に對し正式中止の通牒を發することとなり茲に問題の産組の保險經營は遂に白紙に還元、中止されることとなつた、右に關し馬田農相は廿七日正午院內農林省政府委員室に於て産業組合が主管大臣の監督から逸脱する方向に事業を進めることは法規の解釋上の狭い意味だけではないが廣い意味に於て本來の使命に鑑み妥當でないで中止せしめることに方針を決定した

と冒頭して左の如き意見を表明した

(一) 今同産組に對し保險事業進出に關し中止の命令を發するに至つたが之は産業組合が或程度管利會社の株式を所有するは差支へないが産組自體が管利事業の經營に乗り出し若もその事業資金を資本として固定せしめ産組の事業が農林大臣の監督所管外に逸脱するのは妥當でないとの農林大臣の常識的判斷に基いて事務的處置を採るに至つたもので閣議に諮つて是非を決する筋合のものではない(二) この中止命令に依り産組中央會共濟會より既に金光氏に手交された買収金の内金二百萬圓については産組側にとつて實損を來たさない様に見透しがつたし之が善後措置についても萬遺憾なきを期する決心である(三) 産組中央會及信

用組合聯合會今回の出資に關し手續上適法なりや否や、又は個人名義の出資は信聯定款例に反するかどうか、乃至は産組側首腦部の責任問題等はすべてこれを既往の問題となし一切責任を追求しない心算である(四) 要するに今回の措置は戦時下に於ける産業組合は軍需品の供出に又米穀肥料の蒐荷配給機關として戦時農林政策推進の主動機關たるべきものである、從てかゝる一種の國家機關は政争の渦中にまき込まれることは絶対に避くべきであるとの大乗の見地より今回の措置に出たものである

▲農相有馬會頭會見 (二三) 産組の保險事業進出計畫に對し、馬田農相は四圍の情勢に鑑み所謂「事務的常識判斷」に基き廿七日遂に産業組合に對し農林省の監督權を發動して「依命通牒」による保險經營取止めを通告することに斷案を下したが同通牒發送前に豫め諒解を求めべく同日午後六時農相官邸に有馬産組中央會頭の來邸を求めて懇談の結果有馬會頭も農相の意を諒し關係者一同に相談して適當なる善後措置を講ずる旨を述べて同六時半辭去した

よつて農林省では同夜直ちに荷見農林次官名を以つて産組に對し(一) 産業組合の資金を以つて保險事業の如き管利事業を営み農林省監督外の事業を行ふことは適當でないから取止められ度い(二) 共濟制度を農林省の監督下に設けることは時宜に適した事と思ふから差支へないが未だ設立を終らない共濟會の資金が先に動くのは本旨に副はない

林省として産組が役員員の爲の共濟制度を設ける事は最初から容認し

てあるところであるので任意組合として設立される場合は直ちに之に許可を與へる方針であり、其の譲出せられたる出資の運用に當つては(一)他に有利な株式或は公社債を保有する事(二)採算上有利なる決議に基き之を保有することは差支へないとの見解を持してゐる

▲有馬會頭談【二七】産業組合の保險業進出は島田農相の政治的裁定により遂に中止の止むなきに至つたが右に關し産業組合中央會々頭有馬頼寧伯は廿七日午後八時産業組合會館に於て左の如くその見解を披瀝した(一)本日(廿七日)荷見農林次官名による農林大臣依命通牒の形式で産業組合の保險業進出に關し中止せよとの通牒を受けた、之は政府の一方的依命通牒で受諾する可かせぬとかいふ筋合ひのものではないから今回の三社買収計畫に關する限り之を放棄せざるを得ないと思ふ(二)然し乍ら當方より金光氏側へ手交したる買収金の内金二百萬圓に關しては未だ圓滿解決してゐる譯ではないからそれがなん

とか話の鼻がつかない限り問題は依然未解決のまま繼續してゐるものとみるほかはない(三)吾々の見解では今回の産組保險業進出は純然たる經濟問題であり假りにそこに手續上その他に幾何かの過誤があつたとしてもそれは監督官廳たる農林省對産業組合の問題だと考へて來た、ところがそれが貴衆兩院で取り上げられ遂には閣内に於てさへ兎角の政治的論議を生むに至つた産組の共濟會の問題がな

するに至つたか、さうした表面的な政治的動きの裏に底流する現状維持的な意圖を吾々は看過する譯にはいかない(四)この見解からまた保險業の國家社會性的本質論から近き將來において何等かの形で産組保險業進出の多年の念願を達成する決心である

▲産組側中止命令を受領【二七】産業組合の共濟會を主體とする保險經營計畫に對する農林省の中止通告は二十七日午後六時農相官邸に於て島田農相より有馬産組中央會々頭に對してなされたが更に黒河内農林省産組課長は同日午後七時丸の内産組會館に有馬會頭を訪問、産組保險計畫に對する荷見次官の依命通牒を手交同計畫の中止方を正式に命令した、仍つて有馬會頭は直ちに同計畫の主體たる産組共濟會設立準備委員會繼續小委員會を召集、之が善後措置に關し協議したが事故に至つては農林當局の中止命令に従ふほかなしと云ふに意見一致し今後の善後措置並に手續一切を有馬會頭に一任、此處に波瀾を重ねた産組の保險經營問題は白紙に還元解消するに至つた

と云ふ譯ではないからそれがなんとか話の鼻がつかない限り問題は依然未解決のまま繼續してゐるものとみるほかはない(三)吾々の見解では今回の産組保險業進出は純然たる經濟問題であり假りにそこに手續上その他に幾何かの過誤があつたとしてもそれは監督官廳たる農林省對産業組合の問題だと考へて來た、ところがそれが貴衆兩院で取り上げられ遂には閣内に於てさへ兎角の政治的論議を生むに至つた産組の共濟會の問題がな

☆財界人事

▲東亞經濟懇談會の新陣容【二三】東亞經濟懇談會では今回同社團法人改組に伴ひ廿三日の總會の議を経て左の如く新陣容の決定を見た

▲會長 郷誠之助(日本本部長) 八田嘉明(理事) 郷誠之助、中川正左、八田嘉明、丁繼修(滿洲本部長) 寺崎英雄(蒙疆本部長) 曹汝霖(華北本部長) 陳紹縵(華中本部長) 安宅彌吉、青木鎌太郎、有吉忠一、津田信吾(他四名は交渉中) ▲常務理事 中川正左 ▲評議員 從來の常任委員全員を選任 ▲監事 出光佐三、片岡安、中松貞郷、藤山愛一郎、明石照男 ▲參與 從來の參與をその儘委嘱 ▲顧問 池田成彬、小倉正恒、賀屋興宣、南條金雄、伍堂卓雄、酒井忠正、結城豊太郎、三好重道、宮田光雄、尙日本本部の役員は大部分は右總本部役員の兼任となる

▲毛織物輸出組合理事長決定【二三】日本毛織物輸出組合では豫て理事長古川鐵治郎氏の逝去に伴ふ後任を人選中のところこの程漸く大阪商工會議所會頭安宅彌吉氏の承諾を得たので廿七日正午染工聯合會館で臨時總會を開き商法改正による定款變更の件とともに附議可決、正式安宅氏が理事長に就任することになった

▲三井物産異動【二三】三井物産船部では佐々木部長就任後空席となつてゐた船舶部副部長に部長代理安藤正典氏及東京支部長中馬進氏が就職

任したので之に伴ふ人事異動を廿一日左の如く發表した(括弧は舊職)

▲大阪商船異動【二三】大阪商船では廿六日同社神戸支店長渡部重吉氏は華中輪船公司轉社に伴ふ後任支店長として中村富強船客課長を決定し、旨發表した ▲三菱重工業異動【二三】三菱重工業は廿六日の定時株主總會で監査役一名増員選舉により加藤武男氏(三菱銀行會長)が監査役に新任、また伊藤達三氏に代つて玉井喬介氏(取締役、長崎造船所長)が常務取締役として新任したこの結果玉井氏の後任として長崎造船所長には現同所副所長小川嘉樹氏が昇格、また伊藤氏は今後も平取締役として殘ることとなつた ▲三井銀行異動【二三】三井銀行は文書課長津田野敏一氏の三井生命監査役就任に伴ふ後任其他の異動を廿三日付左の通り發表した(括弧内舊職)

文書課長(日本橋支店長)

島田 益喜
日本橋支店長(小樽支店長)
大石 敬三
小樽支店長(名古屋上津支店長)
瀧澤 四郎
名古屋上津支店長(池袋支店長)
磯貝審一
池袋支店長(横濱支店長)
糸永小一郎
横濱支店長(經理課次長)
秋野 信五
興銀人事異動【二三】興銀では廿四日付をもつて左の如く人事異動を發表した(括弧内は舊職)

神戸支店副支配人(中華民 國駐在) 橋本 俊男
中小工業課貸付係主任(富山支店支配人代理) 島田 英一
外事課勤務中華民 國駐在(中小工業課貸付係主任) 小口 彦七
富山支店支配人代理(富山支店主任待遇) 兒玉信治郎
富山支店支配人代理(中小工業課勤務) 河西 守雄
大阪支店支配人代理(京都駐在) 鳥巢 正之
(京都駐在)

▲第一銀行人事異動【二三】第一銀行は廿四日附をもつて左記支店長級的人事異動を發令した(括弧内は舊職) 足利支店長(足利支店長) 小倉龜太郎
足利支店長(四日市支店長) 望月 珣
四日市支店長(名古屋大須支店長) 植田德治郎
大須支店長(大阪西區支店長代理) 中村正一郎
志立氏日銀顧問に就任【二六】日

任したので之に伴ふ人事異動を廿一日左の如く發表した(括弧は舊職)

▲大阪商船異動【二三】大阪商船では廿六日同社神戸支店長渡部重吉氏は華中輪船公司轉社に伴ふ後任支店長として中村富強船客課長を決定し、旨發表した ▲三菱重工業異動【二三】三菱重工業は廿六日の定時株主總會で監査役一名増員選舉により加藤武男氏(三菱銀行會長)が監査役に新任、また伊藤達三氏に代つて玉井喬介氏(取締役、長崎造船所長)が常務取締役に新任したこの結果玉井氏の後任として長崎造船所長には現同所副所長小川嘉樹氏が昇格、また伊藤氏は今後も平取締役として殘ることとなつた ▲三井銀行異動【二三】三井銀行は文書課長津田野敏一氏の三井生命監査役就任に伴ふ後任其他の異動を廿三日付左の通り發表した(括弧内舊職)

任したので之に伴ふ人事異動を廿一日左の如く發表した(括弧は舊職)

銀は戦時下通貨金融政策の萬全を期するため昨夏顧問制度を新設學者並びに實際家の識見、經驗を活用する事とし、山崎覺次郎、三浦新七兩博士の就任を見たが今更に志立鐵次郎氏（前三菱信託取締役）を顧問に追加推薦した

▲明治生命株主總會【三三】明治生命では廿二日本社に定時株主總會を開催、當期利益金處分案（配當年二割二分据置）定款變更の件前取締役串田萬藏、各務録吉氏死去に付慰金贈呈の件（取締役一任）同種の營業を目的とする他の會社の取締役となることを認可の件を夫々原案通り可決任期満了の取締役改選は川原林順治郎、阿部章藏、山下恒雄、山名義廣上原正道の諸氏再選重任、永原伸雄（三菱社事務取締役）鈴木祥枝（東京海上火災取締役會會長）高田他家雄醫長の三氏新任、次に取締役會五選の結果取締役會長に川原林順治郎氏事務取締役阿部章藏氏、常務取締役に山下恒雄、山名義廣、上原正道の諸氏が選任した

▲仁壽生命株主總會【三七】仁壽生命では廿八日本社に定時株主總會を開き左記十四年度利益金處分案（配當年七分据置）を附議可決、任期満了の取締役下郷義一、監査役北河豐次郎、同田中榮八郎、同豐田喜一郎、同松岡潤吉の五氏何れも再選重任、取締役に下郷義一氏辭任に伴ふ後任に下郷寅吉氏、一名缺員中の監査役に下郷義氏夫々當選し次いで取締役五選の結果代表取締役は下郷義一氏と決定した

財政

☆ 財政

政府出資九億一千三百萬圓
【三三】政府は今議會に政府出資特別會計法案並に同豫算案を提出して現在まで

の政府出資及び將來の政府出資を悉く本特別會計に屬せしめることにしてあるが二十四日大藏省から衆議院に提出せられた資料によれば既往の政府出資は本年二月十四日現在に於て△一般會計十八件引受總額十億七千九百四十四萬五千圓、拂込濟額八億三千五百五十二萬二千九百六十八圓△各特別會計十二件、引受總額一億一千五百九十九萬八千五百五十圓、拂込濟額七千七百三十八萬圓四千八百五十圓で兩者の合計は引受總額十一億九千六百五十四萬四千八百五十圓、拂込濟額九億一千二百九十九萬七千八百八十八圓となつてゐる、右政府出資の各特別會計左の如し（單位千圓）

△一般會計 引受額 拂込濟額
鴨綠江探木 1,400 1,100
臺灣銀行 2,500 2,300
北海道拓銀 1,000 1,000
南滿洲鐵道 400,000 335,000
恩給金庫 5,000 1,000
庶民金庫 10,000 9,600
北支那開發 175,000 92,700
中支那振興 50,000 46,700
產組中金 1,750,000 1,400,000
日本製鐵 2,400,000 2,100,000
商組中金 5,000,000 4,500,000
帝燃興業 10,000,000 9,000,000
帝國鐵發 15,000,000 13,500,000
國際電氣通信 20,000,000 18,000,000
大日本航空 30,000,000 27,000,000

△特別會計
日本產金振興 25,000 10,000
滿洲電信電話 16,500 16,500
日本米穀 15,000 15,000
日本通運 8,000 8,000
朝鮮銀行 1,500 1,500
朝鮮殖産銀行 300 300
朝鮮マダネサイト開發 5,000 5,000
朝鮮米穀市場 2,500 2,500
朝鮮商業銀行 1,300 1,300
臺灣電力 11,000 11,000

勅任 一般會計 特別會計
文官 58,800 57,100
武官 37,900 36,500
奏任 6,500 6,500
文官 3,000 3,000
武官 3,500 3,500
判任 4,400 4,400
文官 2,100 2,100
武官 2,300 2,300
合計 77,300 75,500
文官 38,400 37,600
武官 38,900 37,900

官吏減省復活費概算
【三七】大藏省では昭和六年に斷行した官吏の減省を現在の官吏數に於て復活する場合に於ける所要經費の概算調べを廿七日衆議院稅制改正委員會に提出したが右によれば文官に於て八百八十八萬二千二百八十三圓、武官に於て四百五十七萬八千三百八十八圓、合計一千二百九十四萬百二十一圓を要しその階級別並に會計別計數左の如くである（單位圓）

特別會計 計
文官 57,100 1,196,600
武官 36,500 940,000
奏任 6,500 2,900,000
文官 3,000 9,700,000
武官 3,500 8,900,000
判任 4,400 1,066,300
文官 2,100 2,043,600
武官 2,300 2,350,000
合計 75,500 11,305,700
文官 37,600 8,822,300
武官 37,900 2,483,400

差引歳入不足額六、〇〇〇千圓は昭和十四年度豫算實行上の歳入超過額を以て支辨計畫なり
△一般會計昭和十四年度歳出追加豫算額各省所管別内譯

追加工部省 1,190
内務省 2,600
大藏省 2,600
司法省 2,100
文部省 300
農林省 24,000
商工省 4,900
選信省 3,500
厚生省 300
計 36,000
△特別會計
各特別會計昭和十四年度歳出追加豫算額
會計別 追加豫算額
大藏省預金部 970千圓
關東大學 221
帝國大學 729
官立大學 458
農業再保險 3,538
帝國鐵道 47,752
收益勸定 35,525
朝鮮總督府 19,176
臺灣總督府 1,192
樺太廳 1,192
健康保險 1,864
郵便年金 362
▲追加豫算主要經費別内譯【三七】
廿八日の閣議に附議される第三號追加豫算に就いて歳入の主要内譯及歳出の主要經費別内譯を示せば左の通り

勸業費	一三三、八八八	家屋税及同附加税	一三三、六七七
警察費	九八、八五五	營業税及同附加税	一四、三五五
社會事業費	五、九三三	雜種税及同附加税	一〇、四三三
其他諸費	二三、三三九	戶數割	一七、七六一
二、歳入總額	二、〇六六、六〇七	其他諸税	一、八八九
(イ) 稅收入	七六六、九七五	稅外收入	一、四三三、六五一
一人當	四〇圓二錢	三、地方債總額	四、〇〇六、六七三
一戶當	一〇圓五錢	內 課	
內 課		土 木 費	一、五〇、七三三
地租附加稅	一〇、五三三	電氣及瓦斯事業費	七、六、五二六
營業收益稅附加稅	七、七三三	衛生費	四、九三三
所得稅附加稅	八、七三三	勸業費	一、五九
特別附加稅	三、三三〇	教育費	三、四、九三三
同附加稅			

△最近五箇年度に於ける直接税、間接税及其他の割合調

區 分	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度
金 額	千圓 一、八八三、一〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇
割 合	厘 〇・〇〇	厘 〇・〇〇	厘 〇・〇〇	厘 〇・〇〇	厘 〇・〇〇
直 接 税	千圓 一、八八三、一〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇	千圓 一、九三三、〇〇〇
間 接 税	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇
其 他	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇	千圓 〇・〇〇

△稅制改正前後における直接税、間接税及其の割合調

△最近五箇年度に於ける直接税、間接税及其他の割合調

△大藏省では廿四日衆議院に對して改正稅法による初年度増收調べを提出したが右によれば國庫の増收は直接税で三億五千六百五十四萬九千圓、間接税の一億五千二百三十九萬五千圓合計五億二千八百九十四萬圓合計五億二千八百九十四萬圓である。このほか新設される地方分與稅金特別會計の直接收納分が七千六百五十六萬五千圓あるのをこれを合すると總計六億四千六百六十五萬圓に達するがその内譯は左の如くである(單位千圓)

△直接税

分類所得稅 五、三三、九六六

綜合所得稅 四、三、一、五〇四

法人稅 二、四、〇、七二一

特別法人稅 三三三

現行所得稅 七、六、四、〇〇〇

第一種所得稅 一、三、一、五〇三

第二種所得稅 四、六、二、四九四

第三種所得稅 四、三、一、五〇四

現行地租 四、三、一、五〇四

△其の他

取引稅 四、〇、一、六六一

通行稅 七、三、三、三三三

入場稅 六、八、八、八八八

印紙收入 五、一、一、一

社會事業費	一〇〇、八六六	重要礦物探	法人營業稅	二、八三三
其他	六、〇六〇	掘所得に關	法人營業稅	一、五一一
☆ 租 稅		する輕減及	個人所得稅	四、〇〇〇
一、直接間接稅等割合調へ		免稅	個人營業稅	三、三三三
衆議院稅制改革法案委員會		計	計	三、〇一八
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		三、海外企業所	法人所得稅	一、八八九
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		得に對する	個人所得稅	一、八八九
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		輕減	計	一、八八九
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		四、事業經營同	法人稅	二、〇六二
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		族會社加算	稅	二、〇六二
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		稅輕減	計	二、〇六二
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		五、生命保險會	分額所得稅	二、五九六
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		社會配當所	輕減	二、五九六
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		得に關する	計	二、五九六
に對して最近五箇年度に於ける直接稅間接稅及その他の割合調		輕減	計	二、五九六

△各稅別増收調べ

【二〇】大藏省では廿四日衆議院に對して改正稅法による初年度増收調べを提出したが右によれば國庫の増收は直接税で三億五千六百五十四萬九千圓、間接税の一億五千二百三十九萬五千圓合計五億二千八百九十四萬圓である。このほか新設される地方分與稅金特別會計の直接收納分が七千六百五十六萬五千圓あるのをこれを合すると總計六億四千六百六十五萬圓に達するがその内譯は左の如くである(單位千圓)

△直接税

分類所得稅 五、三三、九六六

綜合所得稅 四、三、一、五〇四

法人稅 二、四、〇、七二一

特別法人稅 三三三

現行所得稅 七、六、四、〇〇〇

第一種所得稅 一、三、一、五〇三

第二種所得稅 四、六、二、四九四

第三種所得稅 四、三、一、五〇四

現行地租 四、三、一、五〇四

△其の他

取引稅 四、〇、一、六六一

通行稅 七、三、三、三三三

入場稅 六、八、八、八八八

印紙收入 五、一、一、一

有價證券移轉稅

嘸稅

建築稅

計

一、九一五

△地方分與金特別會計直接收入分

計

五、一〇〇

△地方稅制改正に因る地方稅増減收額調

計

七、五五五

總計

六、四六六

「内」

千圓

地租

二、五九〇

營業稅

三、〇七五

法人

二〇、〇〇〇

個人

三〇、四六六

分額所得稅々收額

【三・二】改正稅法において創設される分額所得稅の稅收につき大藏省では廿六日衆議院の稅制改正委員會に平年度の稅收見積を提出したが右に依れば總額七億二千八百九萬六千圓で此のうち扶養家族の控除額等が一億三千五百五十五萬圓に上るので差引徵收額は五億八千六百三十四萬三千圓となつてゐる、各分額所得稅別稅收額左の如し(平年度分、單位千圓)

第一、不動産所得

一〇、四四二

第二、配當利子所得

二、六八五

第三、事業所得

一、〇七五

第四、勤勞所得

一、四九、三六九

第五、山林の所得

四、六六一

第六、退職所得

四、四七一

計

七三、八八六

扶養控除稅額等

一、五五五

差引徵收稅額

五、四六六

地方稅收內譯

【三・三】内務省より廿三日衆議院稅制改革法案委員會に配布したる資料によれば改正稅法による地方稅收入見込額は

平年度に於て五億三千六百萬圓、現行法による收入見込額は七億八千四百萬圓であつてその各稅收内譯左の如し(單位千圓)

△地方稅制改正に因る地方稅増減收額調

一、改正案に依る收入見込額(平年度)

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

市町村分

計

一、五五五

市町村分

計

五、四六六

市町村分

計

六、四六六

市町村分

計

一、九一五

市町村分

計

二、六八五

市町村分

計

一、〇七五

市町村分

計

一、四九、三六九

市町村分

計

四、六六一

市町村分

計

四、四七一

市町村分

計

七三、八八六

【二六】日銀は廿八日目下來朝中のハシブルグ東アジア協會々長、ライヒス・バンク顧問ヘルフエリヒ氏を迎へて歓迎午餐會を開催、結城、津島正副總裁以下各理事、民間側より財界有力者も出席して日獨兩中央銀行の協力、兩國間當面の貿易通商諸問題につき懇談を重ねた

【二七】大藏省預金部に於ては、地方公共團體普通事業資金の本年度借入申込に對し、既に三千五百三十六萬餘圓の割當を了したが今回更に道府縣及び六大都市に對し總額四千二百二十一萬圓の割當を決定し本月二十二日附を以て關係地方長官宛此の旨を通知した、此の結果本年度に於ける地方公共團體普通事業資金の割當濟額は合計七千七百五十餘萬圓に達した、内譯は次の通り

道府縣 三、四七、五〇〇圓
六大都市 三、七六、五〇〇圓
市町村 二、〇三、三〇〇圓
計 九、二七、三〇〇圓

二、資金用途別融通割當額調
住宅建設費 六、二五、一〇〇圓
失業應急事業費 九、四〇、〇〇〇圓
公益質屋費 六、三三、六〇〇圓
醫務施設費 四、六六、〇〇〇圓
其の他 八、〇三、六〇〇圓
計 六、一六、三〇〇圓

預金部資金運用委員會
【二八】本年度最終の預金部運用委員會は廿九日午後一時より藏相官邸に開催、櫻内藏相以下各委員出席、櫻内藏相より大臣就任の挨拶あつて後藏相諮問の左の如き諸案を附議原案通り可決、同三時半散會したが國債の引受又は買入額は昭和十四年度分として更に一億圓を追加して十五億圓となり明年度分としては本年度總額より三億圓を増額して十八億圓と決定された、なほ今回の運用資金決定により昭和十四年度の運用決定資金は總額二十億九千四百萬圓に上つた(單位千圓)

道府縣 三、四七、五〇〇圓
六大都市 三、七六、五〇〇圓
市町村 二、〇三、三〇〇圓
計 九、二七、三〇〇圓

二、資金用途別融通割當額調
學校建設費 三、三六、〇〇〇圓
道路、橋梁費 三、〇七、〇〇〇圓
河川及港灣費 一、〇八、〇〇〇圓
電氣及瓦斯事業費 八、〇〇、〇〇〇圓
水道費 七、七五、〇〇〇圓
其の他 一、六、九五、一〇〇圓
計 七、五〇、五〇〇圓

△國債の引受け又は買入れの件一〇〇〇〇〇〇△農業再保險特別會計へ資金貸付の件八六〇△公共團體普通事業資金追加融通の件二五、〇〇〇△各種組合普通事業資金追加融通の件三、五〇〇(内譯 農林省關係一〇〇〇〇、商工省關係一、五〇〇〇)△昭和十四年度災害關係資金融通の件五〇〇〇〇△中小商工業振興資金追加融通並に融通條件變更の件二〇〇〇〇〇△昭和十四年度外地災害關係資金融通の件二、一五〇〇〇(内譯 朝鮮關係二、四〇〇、樺太關係一〇〇〇)△外地勢務者住宅建設資金融通

の件七、〇〇〇△政府保證債券に資金運用の件四〇〇〇〇(内譯 日本發送電社債一〇、〇〇〇、鑛業開發債券五〇〇〇〇、中支振興債券五〇〇〇〇〇、興業債券二〇〇〇〇〇)△南滿洲鐵道株式會社債買入の件二〇〇〇〇〇△滿洲國政府保證滿洲興業債券買入の件一〇〇〇〇〇△昭和十五年年度に於ける國債の引受又は買入、八、〇〇〇〇〇△朝鮮簡易生品保險積立金關係資金融通の件一五〇〇〇〇〇△大藏省預金部所有有價證券賣却に關する件五〇〇〇〇〇

【二九】簡易保險局發表 昭和十五年一月中に於ける簡易生命保險及郵便年金事業成績左の如し
△簡保業績(一)一月末現在契約高は件數三千六百八十九萬三千九百五十一件、保險金額六十六億四千四百三十五萬八千三百四十三圓八十錢にてこれを前年同月比すれば件數が四十九萬九千一百六十六圓八十三錢、保險金額に於て十四億二千五百四十六萬五千五百四十八圓二十錢の各増加を示した(二)新契約高は件數三十五萬四千四百五十四件、保險金額九千四百三十六萬三千九百九十錢をこれを前年同月に比すれば件數に於て七萬三千八百八十一件、保險金額に於て九百十三萬三千八百四十四圓八十錢を増加、而して平均保險料は一圓九錢七厘、平均保險金額は二百六十八圓五十錢である
△郵便年金業績(一)一月末現在契約高は件數五十一萬四千六百九十九件、年金額四千三百十萬七千九百八十一圓を前年同月に比し件數に於て九萬二千六百六十七件、年金額に於て九百二十三萬九千三百九十四圓を増加

した(二)新契約高は件數一萬九千九百九十九件、掛金二百七十八萬九千九百二十九圓をこれを年金額類別に示せば即時年金は件數二百一十一件、掛金額百五萬六千三百三十一圓、据置年金一時拂は件數七百五十二件、掛金額五十五萬七千三百八十八圓、同分割拂は件數七百二十一圓、年掛々金額七萬六千三百四十四圓、同隨時拂は件數百六十件、掛金額三萬四千五百三十圓、團體年金は件數三千五百四十九件、掛金額十五萬六千二百六十一圓、定期年金一時拂は件數千七百七十一圓、掛金額六十七萬六千九百三十五圓、同分割拂は件數三千三百三十件、年掛々金額二十二萬三千五百五十八圓である

【三〇】大藏省發表 二月十五日現在預金部狀況(二月十五日)
△貸方之部
種別 金額
郵便貯金 五、八八、七〇〇圓
振替貯金 一、九六、〇七〇圓
貯蓄債券及復興貯蓄債券收入金 三、二五〇、〇〇〇圓
特別會計預金(倉庫、支庫) 三〇、七八、八〇〇圓

一月三十一日現在高に比し増減
千圓
千圓
千圓
千圓
一、七、四九六
七、五九三
五、五六六
一、四、七七八
一九、七九〇
二、一〇九
一、九七九〇

△市街地信用組合
種別 金額
拂込資本金 五、七三三
貯入金 五、一〇〇
借入金 三、一七五
貸出金 二、二七〇
預金 一、四七七
現金 四、九三三
有價證券 一、三、四九三
內國債 二、六、一〇〇

基金及法人預金 四、七三六
人預金 四、一、五三三
保管金及供託金 五〇、三四
預金部積立金(倉庫、支庫) 二、六六六
預金部收入金(倉庫、支庫) 八、一〇七、七三三
計 八、一〇七、七三三
借方之部
種別 金額
國債證券 四、七三、六三四
一般會計及特別會計貸付金 三、七、八一〇
外國國債證券 九、九、九〇
地方債證券 一〇、九、六六六
地方公共團體等貸付金 三、〇、五五五
特殊銀行等債券 六、四、四八
特殊會社 二、一〇九
特殊銀行會社等貸付金 四、〇、七三
預金部支出金(倉庫、支庫) 一、九、八八八
合計 八、一〇七、七三三
全國市街地主要勘定(一月末)
【三一】大藏省發表 全國市街地信用組合及信用組合聯合會主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

前月末比較
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三

前月末比較
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三

前月末比較
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三

前月末比較
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三

前月末比較
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三
五、一〇〇
三、一七五
二、二七〇
一、四七七
四、九三三
一、三、四九三
二、六、一〇〇
四、七三三

る、シ園メンバーは日本製鐵同様興銀(幹事)第一、三井、三菱、安田...

滿洲電業社債發行

【二三】滿洲電業第一回保號物上擔保付社債三千萬圓の發行條件は二十三日左の如く興銀より發表されたが...

東亞海運社債發行計畫

【二六】東亞海運の新造船計畫については同社創立の使命に鑑み目下同社當局に於て着々具體化を急いでいる...

滿炭社債處理問題に便法考慮

【二三】日滿を通ずる製鐵用原料炭確保の國策的見地から今回滿炭並に日鐵共同出資の下に資本金一億圓の...

密山炭礦會社を創設、現在滿炭所有にかゝる密山炭田の積極的開發に當ることに決定したが密山炭田は現在...

既發債は四千萬圓に上つて居るが、今同の密山炭礦創立により之を擔保物件より分割し或は擔保物件の内容を變更する場合に當然社債權者集會の承認を要するわけである...

生 産

業 産

去年中鉛仙生産高激増

【二三】全國鉛仙聯盟會調査 昨年中に於ける鉛仙生産高は三百九萬一千二百二丁で前年に比し六十八萬七千八百四十八丁(一割八分)の激増を示した...

年に比し四十九萬一千六百九十二丁(一割六分)の著減となつてゐるが鉛仙生産高が右の如き大増産を見ることが時局下にあつて綿織物及び毛織物等内統需制品に代り需要の對象となつたことを物語つてゐる昨年中鉛仙生産高の品種別内譯左の如し(單位定)

Table with columns for '十四年中' and '前年比較' and rows for '模', '縹', '小', '其', '合'.

伊吹發電所竣工

【二三】豫て工事中の宇治電伊吹發電所はこの程竣工、當局の検査に合格廿七日より營業運轉を開始した...

酒精工場二ヶ所新設

【二三】大藏省發表 專賣局に於ては今回左記二ヶ所に酒精工場を新設することとなつたので一日の官報を以て之に關する大藏省令を公布即日施行する

△野付牛酒精工場 北海道常呂郡野付牛町△近永酒精工場 愛媛縣北宇和郡旭村

朝鮮麥作付面積增加

【二三】本年の朝鮮における麥作付面積は昨年より十七萬町歩を増加し一方慈雨に恵まれて大體順調な生育を遂げこの調子で進めば平年よりも百二十萬石乃至百五十萬石増收の見込みである

資金調整認可

【二三】日銀發表 臨時資金調整法

株金拂込

日本バルブ製造 1,000 拂込額

石川島芝浦ダブリン 1,000 拂込額

日本製鋼 30,000 拂込額

中央電氣 3,000 拂込額

株金拂込 4分の1拂込

日本バルブ製造 1,000 拂込額

石川島芝浦ダブリン 1,000 拂込額

日本製鋼 30,000 拂込額

中央電氣 3,000 拂込額

に依る申請處理狀況は前回發表後の處理件數百十四件で、主たるもの左の如し(金額單位千圓)

▲會社設立 資本金 1,000,000 (三分の三拂込) ▲豐田製鋼 現在資本金 1,000,000 (三分の三拂込) ▲資本増加 増資額 10,000 (三分の三拂込) ▲日本製鋼 10,000 (三分の三拂込) ▲中央電氣 3,000 (三分の三拂込)

帝國鑛業二鑛山を買収

【二三】帝國鑛業開發では非鐵金屬鑛山の直接經營を旨としてゐるが...

鑛山の直接經營を旨としてゐるが、程宮田又鑛山(秋田縣仙北郡荒川村)及び靜香鑛山(長野縣諏訪郡宮川村)を買収して鑛業所を設置し、宮田又鑛業所長には加藤榮太郎氏を、靜香鑛業所長には荒谷可一氏を、夫々任命した、兩鑛山の鑛種は共に銅金銀であるが宮田又鑛山の鑛種は品位四六%内外の優良鑛種で有望視されてゐる、同社はまた最近南澤鑛山(岩手縣和賀郡湯田村)と探鑛契約を結び其の探鑛に當る事となつた

阿能川鑛山創立

【二三】帝國鑛業開發會社では阿能川鑛山(群馬縣利根郡水上村)の積極的開發に乗り出すべく鑛發より七十五萬圓を出資、鑛山側の現物出資七十五萬圓を併せて資本金五十萬圓金額拂込の阿能川鑛山會社を設立す

國策バルブ拂込徴收

【二三】滿洲炭礦會社の密山炭田開發に關しては昨秋滿洲國政府生産力擴充委員會に於て内地の資本及び技術を移入することに方針を決定したが其の後滿洲國政府、滿炭及び日鐵首腦部の間に具體的折衝を續けた結果日鐵では製鐵用原料炭不足の折柄優良なる強粘結性炭を埋藏する密山炭田を開發し内地製鐵業及び目下建設中の清津製鐵所に供給し以て製鐵國策の圓滿なる遂行を圖るべく密山の開發に協力することとなり日鐵及び滿炭の共同出資による密山炭礦株式會社を設立することに意見の一致を見た、その設立要綱及び趣旨は左の通りである

△名稱 密山炭礦株式會社(假稱) △資本金 一億圓(株數二百萬株) 半額拂込(出資割合 滿炭百萬株、日鐵五十萬株、日鐵鑛業五十萬株) △役員は滿炭、日鐵及び日鐵鑛業より夫々數名を出す(その數はなるべく少數とする事、而して新會社は滿炭が現在稼行中の城子河、滴道及び恒山の三炭礦を傘下に收め差當り右の國策バルブ拂込徴收

ることとなり豫て設立準備中であつたが二十八日帝國鑛發本社に於て創立總會を開催した、同社は鑛發最初の傍系會社であるが、同鑛山の鑛種は金、銀、銅、鉛、亜鉛、硫化鐵等て之が稼行實現の曉は相當増産が期待されてゐるなほ同社の役員は會長武藤盛雄、社長土井彦太郎、取締役佐分利輝一、宮崎善之助、古賀章常任監査役安保生、監査役中西伸次の諸氏で事務所は帝國鑛發本社内に置くこととなつてゐる

【二七】國策パルプ工業では来る四月末頃第二回拂込一株に付七圓五十錢總額一千二百萬圓を徴収することの方針を決定、當局に認可申請した右拂込資金は目下同社が旭川に建設中の工場建設費に充當する尙旭川工場は大體四月中に建設完了の豫定で遅くも五月までには試運転の運びに至る見込である

朝鮮郵船二出張所を支店に昇格

【二六】朝鮮郵船は海運統制その他で中央當局並に海運市場などの關係がますます緊密重要性を増して來たので東京大阪の出張所を支店に昇格することになり廿九日午前十時より臨時株主總會を開き右に伴ふ定款一部變更の件を附議するが決定の上直に認可申請することになった、なほ右に伴ひ左の如く支店長に任命があるはず

東京支店長 (東京出張所長) 麻原不二男

大阪支店長 (大阪出張所長) 山口三郎

電力・石炭

☆電力対策

小口電力は制限解除

【二三】廿日からの電力二割制限實施に際し百キロ未満の小口動力は二割五分制限に据置かれ四日に一日晝間(午前七時~午後四時)休電制を嚴守してあるが他の大口動力三割制限に比べて小口動力使用小工場の苦悶甚しくなり大部分は給料の六割支給も困難な實狀にあり之ら工場従業員の打撃も大きく緊急対策を要望されてゐたが大坂逓信局では廿二日午後

二時管下配電業者を集め協議の結果来る三月一日より十キロ(一三・五馬力)未満は一舉に制限を解除、十キロ以上九十九キロ迄は二割通告制限をする事に決定した、之に依り小工業、家庭工業並に家庭晝間線は自齋節電種度と緩められる事となつた東電發電計畫促進を上申

異常湧水を石炭不足による

【二三】異常湧水を石炭不足による當面の電力饑饉対策と併行して將來の電力需要増加に對應すべく日本發の電力他、既設電力會社の人的物的設備を動員して未開發水力の開発促進を圖るべしとし、今回東京電燈は電氣廳に對して同社發電計畫を提示すると共に併せて之が認可促進に關し上申書を提出した、而して右發電計畫は(一)電力國家管理法より除外された水力五千キロ未満たる事(二)日本發發電の開發計畫と抵觸せざる事(三)電力消費地に近いか或は既設發電設備に近接し送電線を殆んど要せざる事(四)所要機械類の手配得るか又は社内融通により手配し得る事(五)地方的勞力動員に間にあふ事、等を根本方針として樹立されたもので概要は左の通りである

名	發電W	着手豫	竣工
大棚(静岡)	六〇〇	二六〇	二六〇
所野第二(栃木)	一七〇	一七〇	一七〇
所野第三(栃木)	三三〇	一七一	一七一
田代(静岡)	六四〇	一七〇	一七〇
柏久保(静岡)	七六	一八〇	一八〇
磐瀬(福島)	九六〇	一七一	一七一
加殿(静岡)	一〇〇	一六四	一六四
大堰(静岡)	八二	一七三	一七三
嘯(山梨)	一三三	一五二	一五二
合計九ヶ所	發電力一九、九一七	九一七	九一七

【二三】日本商工會議所では廿二日午前十時より東京に於て臨時總會を開催、全國各地商工會議所代表百廿餘名出席、八田會頭の挨拶、松井理事の重要事務報告の後當面の重要問題たる(一)電力及石炭問題緊急対策(二)重要物資の配給機構調整(三)經濟會議所法案の議會提出促進等の三件を附議何れも満場一致を以て建議案を可決(一)及(二)の問題については實行方法を八田會頭に一任(三)に就ては札幌、仙臺、前橋、東京、長野、富山、名古屋、岐阜、和歌山、大阪、明石、廣島、長崎の十三會議所を實行委員に選出廿三日藤原商相を訪問して建議することからた、尙開發後須磨外務省情報部長から歐洲大戰と國際關係に就て岸商工次官より現下の物資問題特に重要物資の生産擴充に就ての講演があつた、決議左の如し

【二三】日本商工會議所では廿二日午前十時より東京に於て臨時總會を開催、全國各地商工會議所代表百廿餘名出席、八田會頭の挨拶、松井理事の重要事務報告の後當面の重要問題たる(一)電力及石炭問題緊急対策(二)重要物資の配給機構調整(三)經濟會議所法案の議會提出促進等の三件を附議何れも満場一致を以て建議案を可決(一)及(二)の問題については實行方法を八田會頭に一任(三)に就ては札幌、仙臺、前橋、東京、長野、富山、名古屋、岐阜、和歌山、大阪、明石、廣島、長崎の十三會議所を實行委員に選出廿三日藤原商相を訪問して建議することからた、尙開發後須磨外務省情報部長から歐洲大戰と國際關係に就て岸商工次官より現下の物資問題特に重要物資の生産擴充に就ての講演があつた、決議左の如し

其の影響する所甚大にして、之が對策を講ずることは戰時經濟運営上眉の急務とする所なり、而して之の解決には應急的と根本的の兩面に互に對策施設を要するも、現下の急迫する事態に即應する爲、速に左記要綱の如き對策を講ずることを最も緊要なりと認む(一)石炭緊急対策要綱(1)石炭の増産並に一般物價との均衡を考慮し、炭質に相應する炭價の適正化を圖り、其の自發的増産、特に豊富良質なる石炭の確保を促進すること(2)炭坑用資材の配給並に技術者及勞力の供給を確保し、且石炭の海陸輸送の圓滑化を圖ること、尙左記事項に付ては急速に實施の方法を講ずること(3)滿支炭の移輸入増加を圖り其の荷役輸送に萬全を期し、臨機特殊用炭の一時的融通等に付考慮すること(4)石炭販賣取締規則の運用を適切にし、配給の圓滑化を期すること(5)炭坑用重要資材、動力及勞力とのリンク制の採用に付考慮すること(6)勞働制限の緩和並に職業紹介制度の改善を圖り、勞働者の移動防止の徹底を期し、勞力の維持確保に資せしむること(7)新坑開發の爲、獎勵金其他必要なる積極的措置を講ずること(8)炭鑛業の合同其他の方法に依り經營の合理化に努むること(二)電力緊急対策要綱(1)前記石炭緊急対策を即時斷行すると共に火力發電用良質炭の優先的配給を確保し之が輸送上船舶貨車等の配給を遺憾なきを期すること(2)日本發發電會社の機構を再検討し、其の機能を十分發揮せしむると共に、同會社並に一般電力會社に對する行政官廳の監督は原則として大綱に止め、營業者の積極的協力を促進し、且急速に機宜の措置を講じ得しむること(3)現存の水力發電設備の改良高度化を圖り、其の利用を増進すること(水面低下、築堤に依る水量増加等)以上は最も緊急施設を要する事項なるが更に左記事項に付ても急速に實施の方法を講ずること(1)關東、關西其他全國主要地域に亘り水力及火力の新規開發に付特別の取扱を爲し、一層積極的の之を促進し、之に要する資材及勞力等の優先的配給を圖ること(2)新規開發電源に對しては開發費の増嵩を考慮し日本發發電會社の買收價格を適正にし、以て民間會社の電源開發を促進すること(4)電力料金に依り電力の節約並に能率の増進を圖ること(5)電源の開発、發發電、配電等の全部面に亘り電力政策並に統制機構を再検討し、認可手續の特別簡捷に努め、眞に官民一致協力の實を擧ぐる様改善すること、以上の實施に付ては關係業者をして衷心國策に協力せしめしむることを肝要なりと認む(三)重要物資の配給機構の調整に關する建議 重要物資の備在を防ぎ其の配給の適正確實圓滑を期する爲之が配給機構の必要なることは既に屢々建議したる所なるが、特に左の事項を速に實施せられしむることを望む(一)多年の經驗と専門知識とを有し最も普遍的なる配給機構たる商業者を組織して重要物資の配給に當らしめ十分其の機能を發揮せしむること(二)配給系統を調整して物資流通の経路を明確にし、以て重要物資の配給の適正圓滑化を期する爲地方卸賣業者を道府縣別に組織化し、之を経て小賣業者の組合に配給せしむる

こと(三)重要物資の配給に付ては商業機構を全面的に利用すべく、特殊の事情あるものに付産業組合漁業組合等の系統を通ずるの止むを得ざる場合にも地方卸買業者より此等の組合に配給せしめ且其の比率を適正ならしむる様留意すること共に新規進出は厳に之を抑制すること

☆ 石炭對策

北海道炭輸送に強制配船

【二三】鐵道、瓦斯、重工業用北海道炭十萬六千三百噸の三月中積の配船命令に基き海運統制委員會では配船手當中であつたが廿二日迄に左記の如く右の内漸く約三分の一の配船割當を決定したに過ぎず殘餘の六萬一千二百噸は三月に順延となり六千二百噸は未だ配船豫定もつかず愈々強制割當の非常手段による強力輸送の氣運が濃化するに至つた

石炭販賣取締規則一部改正

【二三】商工省では石炭販賣取締規則施行の實績に鑑み今同省の一部を改正し廿四日改正省令公布来る四月一日から實施する、改正の要點は左の如くである

(一)從來指定統制團體に屬せざる者が石炭を販賣せんとするときは及指定團體に屬する者でも移輸入炭を販賣するときは月當二百五十噸以上の場合には商工大臣の許可を得なければ「一銘柄に付」となつてをりそれは「一銘柄に付」となつてをりため故意に多數の銘柄に分ちその制限を逸脱せんとする傾向があるの

四月一日以降は銘柄別にやらず絕對數によることにした事(二)生産業者の指定團體に新たに北海道石炭同業會及び宇部石炭鑛業聯合會を追加指定した事

輸入外炭續々到着

【二三】石炭販賣機打開策の一つとしての外炭七萬五千噸の輸入は豫定より遅れてゐるが愈々廿九日三井物産買付けの印度炭五千二百噸がトンスベル號で神戸に入港するのをトツプとし次いでフイヤンガー號も近く着港また一方三菱商事扱ひのカナダ炭八千五百噸もクレプトン號で來月一日神戸に入港することとなつた

石炭配給統制法案要綱

【二三】石炭販賣機構の整備を圖るべき石炭配給統制案は愈々來月上旬には議會提出の豫定となつたが同法案の要綱は要左の如くである

(一)全國石炭一手元販賣機關の全國石炭一手元販賣機關は内地における石炭の一手買入および一手元販賣をなす權能を有し、石炭の生産業者を移輸入業者はその取扱に係る石炭を右一手元販賣機關に賣渡すこと、一手元販賣機關は半官半民の株式會社とし官民折半出資とする事(二)一手元販賣機關は別に定むるアル標準價格の原則に従ひ適正價格を以て石炭業者等より購入しこれに適正手数料を加へ規格販賣する(三)一手元販賣機關の買入炭の販賣及び荷渡はすべて本来の生産業者、一手元販賣業者及び移輸入業者の販賣機關をして當らしめる事、但し中小生産業者よりの買入炭については原則としてこれら業者を地域毎に統合してその取扱に當る機關を設置せしめる事(四)販賣機關の販賣建値は大消費市場ま

たは大集散市場渡しとし一手元販賣會社の指圖により決定すること(五)に得ずと認められる場合は現存販賣機關の販賣に關する施設を一手元販賣會社に強制買収し得るものとす事、また一手元販賣會社は必要ある場合は検査、檢量その他必要ある諸施設はし得るものとす事(六)一手元販賣會社は石炭の買入れ及び販賣上必要な附帶事業その他石炭の需給の圓滑及び價格の適正を圖る爲め必要なる事業等を營む事(七)政府は一手元販賣會社に對し適當なる保護助成を與ふるに必要なる監督をなす事(八)小賣業者を含む(九)以て地方石炭販賣統制會社を設立せしむ(十)同統制會社は地域内の卸買事業を統制し所定の配給計畫に基き問屋をして石炭の配給に當らしむ(十一)同統制會社は必要に應じて石炭の買入れ又は販賣をなすことを得(十二)政府は地方に於ける石炭の配給、消費規正及炭價統制の圓滑なる運営を期する爲同統制會社の配給計畫に就き認可を受けしめ若しくはその變更を必要なる監督を爲す事(十三)小賣機關(四)差當り石炭小賣業者をして地域別に商業組合を組織せしめ石炭の配給、消費並に價格の統制配給經費の低下に資せしむ(五)石炭小賣業に就いては炭質の検査その他取引條件の監督をなす(六)小賣業者の販賣の合理化を圖る爲石炭小賣業者の免許を實施するなど適當な對策を講ずる

地方的代行機關として筑豊炭田の中小炭鑛業者並に大炭鑛業者の一部では西部鑛業聯合會(假稱)を設立する事となり其の第一回設立準備委員會を廿四日午後一時より福岡市内縣教育會館で開催商工省燃料局石炭部入江調整課長、福岡鐵山監督局長、村局長、其他關係官並に筑豊地方炭礦代表者百三十餘名出席、中村局長の挨拶に次いで入江商工省調整課長を説明、勞務調整資材配給等當面の問題に就き協議を遂げ政府の方針に對處して地方的統制機關を結成する旨を申合せ設立準備委員として野見山昭和炭鑛主外九名を指名、急ぎ設立に着手する事となつた

石炭共販反對運動展開

【二三】石炭共販絕對反對の烽火をあげた石炭鑛業互助會では十九日の臨時總會で反對實行委員廿四名を決定、猛運動に乘出すこととなり、委員十名は先發隊として廿日夜上京、残り廿四名も廿一日夜の若松市における石炭共販絕對反對の演說會で氣勢を揚げた後、廿二日東京、宇部石炭鑛業聯合會、常磐石炭聯合會、北海道石炭同業會と合流し政府政黨關係方面に陳情することになつたが一方組合加盟の百七十餘礦主並に長崎以下各炭礦代表者二百餘名は委員長加茂春吉氏引率の下に廿一日午前十一時大舉して福岡鐵山監督局に中村局長を、官廳に兒玉知事、村田總務、田村經濟、小泉警察各部長を夫々訪問石炭共販反對の決議文を手交反對理由を説明して引きあげた

同交會の四圍體では石炭共販反對實行委員會を組織して全國的に共販會社設立に對する反對運動を展開しつゝあるが右四圍體は廿九日午後一時より丸の内鐵道協會に於て中小炭鑛業者全國大會を開催、東京、横濱の石炭販賣業者も合流して出席者六百名に上り左の如き反對理由を上げて石炭共販會社設立絕對反對を決議した(一)共販會社の設立は企業心を拘束し石炭鑛業を衰頹せしめ生産力擴充を阻害するものである(二)資金梗塞を招來する(三)特に中小鑛業に於ては資金と石炭販賣權石炭使用權は絕對不可分のもの尠からず共販會社による配給統制は企業の本根條件を破壊する(四)炭鑛事業は企業者、金融業者の双方が危険を共同分擔するものであり一般貸付金と趣を異にし勸銀與銀等の金融機關に於て貸付の對象としないものが多い(五)アル標準價格の採用は能率の増進、技術の向上に悪影響を與へる(六)共販會社の實務は机上に於て論ずるは易く實地に執行するのは極めて困難である、殊に中小鑛業に於ては複雑多岐であつて之が統制の完璧を期する爲には慎重の考慮と充分なる調査の上實行するに非ざれば失敗に終ることとは火を見るより瞭である

西部鑛業聯合會設立準備會

【二三】今議會提出豫定の石炭配給統制法案に基き全國的石炭共販會社

なほ右四圍を代表して加茂、鶴見、兒玉、庄野、原、荒牧、久野の五氏は同日午後一時商工省を訪問し藤原商相、岸次官、東燃料局長官、酒井石炭部長と會見し

中小炭鑛業者全國大會

【二三】石炭鑛業互助會、常磐石炭鑛業聯合會

然異り共販會社による統制が強行されれば企業社の成立は困難となる

石炭共販反對運動

【二三】石炭共販絕對反對の烽火をあげた石炭鑛業互助會、常磐石炭鑛業聯合會

昭和十二年六月に比較すれば三四・八%の騰貴に當る、次に商品分類別指數を前月に比較するに騰貴せるは肥料の五・四%、纖維品の四・一%燃料の一・二%等である

更に地方指數を前月に比較するに騰貴の著しきは廣島の三・三%、名古屋の二・六%、横濱金澤及び小樽の二・〇%等である(昭和四年十二月一〇〇比較%印は低落)

Table with columns: 一月, 前月, 前年同, 十二月, 六月, 三月, 前月, 前年同. Rows include 總平均, 食料品, 纖維品, 金屬品, 建築材料, 工業藥品, 燃料, 雜品, 小賣も騰騰(二月).

材、松六分板、杉四分板、塵紙、陶器、珪瑯鐵器、パケツ

【騰貴】内地米(一等、二等、三等) 改良麥、大豆、小豆、高野、豆腐、甘藷、馬鈴薯、大根、牛蒡、キヤベツ、葱、玉葱、椎茸、澤庵、奈良漬、林檎、鱒、昆布、干海苔、味噌、捺染緋、銘仙、モスリン、打綿、綿縫糸、下駄、洋傘、杉角

Table with columns: 二月十五日, 前月比. Rows include 食料品(米品), 穀類, 蔬菜及果, 肉類, 魚及海藻, 飲料及調, 衣料及身, 廻品, 燃料, 建築材料, 雜品, 總平均, 卸物價低落(二月).

【低賃】糯米、小麦粉、澱粉、菜豆、煉乳、餛飩、麵、麵粉、清酒、綿木綿、練ネル、白縮緬、盛表

詳細左の如し(昭和五年平均一〇〇比較は%印低落)

Table with columns: 二月十五日, 前月比. Rows include 食料品(米品), 穀類, 蔬菜及果, 肉類, 魚及海藻, 飲料及調, 衣料及身, 廻品, 燃料, 建築材料, 雜品, 總平均, 卸物價低落(二月).

【騰貴】内地米(一等、二等、三等) 改良麥、大豆、小豆、高野、豆腐、甘藷、馬鈴薯、大根、牛蒡、キヤベツ、葱、玉葱、椎茸、澤庵、奈良漬、林檎、鱒、昆布、干海苔、味噌、捺染緋、銘仙、モスリン、打綿、綿縫糸、下駄、洋傘、杉角

【騰貴】内地米(一等、二等、三等) 改良麥、大豆、小豆、高野、豆腐、甘藷、馬鈴薯、大根、牛蒡、キヤベツ、葱、玉葱、椎茸、澤庵、奈良漬、林檎、鱒、昆布、干海苔、味噌、捺染緋、銘仙、モスリン、打綿、綿縫糸、下駄、洋傘、杉角

Table with columns: 二月十五日, 前月比. Rows include 食料品(米品), 穀類, 蔬菜及果, 肉類, 魚及海藻, 飲料及調, 衣料及身, 廻品, 燃料, 建築材料, 雜品, 總平均, 卸物價低落(二月).

【騰貴】内地米(一等、二等、三等) 改良麥、大豆、小豆、高野、豆腐、甘藷、馬鈴薯、大根、牛蒡、キヤベツ、葱、玉葱、椎茸、澤庵、奈良漬、林檎、鱒、昆布、干海苔、味噌、捺染緋、銘仙、モスリン、打綿、綿縫糸、下駄、洋傘、杉角

【騰貴】内地米(一等、二等、三等) 改良麥、大豆、小豆、高野、豆腐、甘藷、馬鈴薯、大根、牛蒡、キヤベツ、葱、玉葱、椎茸、澤庵、奈良漬、林檎、鱒、昆布、干海苔、味噌、捺染緋、銘仙、モスリン、打綿、綿縫糸、下駄、洋傘、杉角

Table with columns: 二月十五日, 前月比. Rows include 食料品(米品), 穀類, 蔬菜及果, 肉類, 魚及海藻, 飲料及調, 衣料及身, 廻品, 燃料, 建築材料, 雜品, 總平均, 卸物價低落(二月).

五圓四錢、同特七號丙五圓八錢、同特七號了、五圓九錢、同特八號

甲四圓四十二圓、同特八號乙四圓四十九錢、同特九號甲四圓六十四

錢、同特九號乙四圓七十錢、同特十號甲四圓六十二錢、同特十號乙

四圓六十九錢、北海道臨時配合肥料特一號四圓三十二錢、同特四號

三圓七十三錢、同特五號三圓六十一錢、同特六號四圓三十二錢、同特

七號三圓九十二錢、沖繩縣臨時配合肥料特一號三圓七十六錢

臨時配合肥料の原料中代用又は併用原料を使用する場合に於ても前項の

價格を適用するものとす

燐鑽石購入販賣價格決定

【二二四】燐鑽石配給調整協議會は十四日午前十時より

特許局に於て開催、關係官廳係官、燐鑽石生産業者並びに輸入

業者、大日本燐礦會社、過燐酸肥料製造業者等の各代表參集協議の結果

今年一―七月間の大日本燐礦會社の特殊燐鑽石の購入價格並に販賣價格を左の通り決定した(單位圓、產地

FOB)

一、特殊燐鑽石購入價格

種別 燐酸三石灰(%) 購入價格

ロタ 六二五〇 二六四〇

ラサ 三六一一 三〇、元

ペリリニウ 三三六三 二二、五

サイパン 三三三三 二二、三

北大東島 二四六九 二四、六

新南群島 一八四五 二〇、三

二、大日本燐礦株式會社の特殊燐鑽石販賣價格は右の購入價格に産地より内地主要港までの運賃、大日本燐礦株式會社の取扱手数料、滯船料並に平衡資金積立金を加算して之を決定する事

瓦斯用木炭一元的配給

【二三三】最近ガソリン代用木炭の家庭用木炭竈食による一般需給關係の逼迫化、代用木炭の家庭用への流出等憂慮すべき事態を馴致しつゝある

ので農林省では今議會に「日本瓦斯用木炭會社法案」を提出、代用木炭の一元的配給統制に乗出すこととなつた、同法案の要綱左の如し

△資本金一千萬圓の二分の一拂込) 政府出資なし) △年六分の政府配當保證△營業稅免除の特典附與△株式

は公募せず、パス會社、全販聯、森林組合等に割當てる△政府は役員

の任免權を留保す△會社に對しガソリン代用木炭の一手買取並に獨占的配

給權を附與す△會社はガス用木炭製造業に對する原木の供給斡旋を行ふ

尙政府配當保證と營業稅免除に關し目下のところ大藏當局は相當難色

を示してゐる

最近五年重要農産物卸賣價格指數

【二三三】農林省が廿六日の衆議員米穀應急措置法改正案委員會に提出せる資料によれば最近五ヶ年に於ける

重要農産物卸賣價格指數は左の如く昭和十年を基準とする昭和十四年

に於ける米その他雜穀類の騰貴率は米二割八分、大麥四割三分、稗麥七

割六分、小麥七割七分となり米價の割安を示唆してゐる

米 大麥 稗麥 小麥

昭和十年 二五二六 二四〇七 二〇六三

十一年 二二八八 二二九四 二二五〇

十二年 二二四三 二二四三 二二七〇

十三年 二六七三 二五七二 二二五〇

十四年 三三三三 三三三三 三三三三

備考) 本指數は日本銀行調査の明治卅三年十月を一〇〇とせる東京卸賣物價指數に據る

卸、小賣公定價格中の口錢率

【二三三】公定價格の決定に際し各業態における卸賣業者、小賣業者の口錢の割合を如何にするかは重視され

るが、廿六日の衆議員稅革委員會に於て渡邊玉三郎氏(民)が政府は公

定價格決定に際し(一)卸賣價格は生産者價格に對し何割の口錢を加算する

か(二)小賣價格は卸賣價格に對し何割の口錢を加算するかにつき

質し何割の口錢を加算するかにつき(一)卸賣價格は生産者價格に對し

一割以内(二)小賣價格は卸賣價格に對し一割以上二割五分見當以内を

口勿として加算、公定價格を決定し中に入る、利潤については現在中

央物價委員會第一特別部會において適正利潤率を審議中であり、右口錢

中には卸小賣業者の諸掛り、手数料家族扶養費及び利潤等も含まれるも

のであるが利潤に對する算定基準を示唆するものとして新倉局長の答辯

は注目される

十七品目に公定價格

【二三三】現機構の下における最後の總會となるべき第三十九回中央物價委員會總

會は廿八日午前九時より東京會館に開催、池田會長以下各委員出席まづ

藤原商相より中央物價委員會設立以來の各委員の努力に對し謝意を表して後

物價事情は今後益々重大化するのゆゑ正價格の形成は迅速に行つて

ゆく必要があるが從來の如き價格公定一本槍主義では物價對策の完

璧を期し得ないから今後は通貨の側面においても配給機構において

も補助金による増産といふ點にお

いても新施策を講じてゆかねばならぬ、物價行政機構は現在のままでは不適當なので現在の中央物價委員會を廢し新たに内閣に物價對策審議會、商工省に價格形成委員會(假稱)を設立することになつた

旨述べ續いて各物價専門委員會の答申による特免綿織物、綿縫糸、麻製品、絹織物、銘仙、袴地、袖、絹上

布、コート地、帶上げ、カーバイト、アラビアゴム、支那産五倍子、單寧

酸、生酒石、學用品、革ベルト、鱧等十七品目の最高販賣價格を答申通り可決、商工大臣に答申、正午散會

した、今回の決定は(一)特免綿織物は現行公定價格に比し一割乃至三割、綿縫糸その他綿

糸は九・一八價格に比し二割、麻製品は原料値上りにより一割五分乃至

二割、絹織物は一割乃至三割、眞綿は一割見當等全て値上り、(二)カー

バイトは電力制限及關印よりの原料炭値上り等により最近の生産額は十

三年度に比し、五割方減少するに至つたため約三割の値上りとなつた、

アラビアゴムは、原料輸入價格の騰貴に基き約二割、カーボンブラツク

約一割、五倍子約二割、單寧酸一割五分、生酒石一割五分、吐酒石酒石

酸、加里は各約一割とそれ、値上りに決定された、(三)農業藥劑は原料たる化學藥品の値上りにより九

・一八價格に比し二割方値上りとなつた、(四)革調帯は原料統制の結果として原料が値下りしたので約五分方値下りとなつた(五)金切鋸刃

は原料たる特殊鋼輸入價格が二割五分乃至九割一分方値上りしたため最低一分最高五割八分平均二割八分の

値上りとなつた(六)電氣銅は銅建値の引上げに基き二割六分、電氣亜鉛は同じく一割三分方値上りとなつた

△織品

(一)特免綿織物

(單位圓)

規第一種 販賣價 九・九〇

規第二種 販賣價 一三・六五

規第三種 販賣價 一四・一〇

第一種 販賣價 一〇・五五

第二種 販賣價 一〇・六五

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

第三種 販賣價 一〇・一〇

第一種 販賣價 一〇・一〇

第二種 販賣價 一〇・一〇

家庭用殺蟲粉

級一 一ポンド 一・一〇〇 一・四〇〇 一・六〇〇
品個 價入

(三) 農業藥劑

名 稱 包裝及 製造 最終
單位 價格 價格
クロロピ 四〇瓦瓶入 一・二五 一・四〇
固形農薬 三六個詰一箱 (切出賣) 二・二五 二・七五
液體農薬 四五〇瓦 瓶入 三・五 四・〇
粉末松脂合劑

ガロイヂ 一貫匁瓶入 二・八五 三・〇〇
ン合劑 又は壞入 二・八五 三・〇〇
ルピサイド粉 一貫匁 二・八五 三・〇〇
末松脂合劑 罐入 二・八五 三・〇〇
コクサイド 四〇瓦瓶入 二・八五 三・〇〇
松脂鯨油 十八立中 二・四 二・六
合劑 味丈 二・四 二・六

液體松脂展着劑
ソノイ 一貫匁 二・八五 三・〇〇
マドロブ 十八立 二・八五 三・〇〇
I 一貫匁 罐入 二・八五 三・〇〇
I 一貫匁 罐入 二・八五 三・〇〇
I 一貫匁 罐入 二・八五 三・〇〇

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

ボルド 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
ソノイ 一 四五〇瓦 瓶入 三 三
液體ボルド 十八立 七・〇 八・〇
ウダール 一 罐入 七・〇 八・〇
粉末松脂展着劑

手挽用鋸刃

厚(BW)長(吋)中(吋)
23番×10×1.2 一・六〇 一・三
18番×18×1 一・〇〇 〇・七

手挽用鋸刃
(一) 高速度製鋼
厚(BW)長(吋)中(吋)
23番×10×1.2 一・〇〇 〇・八
16番×14×1 六四七・〇〇 四・四
16番×21×1.2 一・三〇 一・〇

機械用鋸刃
厚(BW)長(吋)中(吋)
23番×10×1.2 一・〇〇 〇・八
16番×14×1 六四七・〇〇 四・四
16番×21×1.2 一・三〇 一・〇

(三) 伸銅品
種別 製造販 販賣
實價格 價格
銅 一六五・五 一七〇・五
銅 一四一・〇 一四五・五
銅 一六七・〇 一七二・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇

板(共通品)
銅 一六五・五 一七〇・五
銅 一四一・〇 一四五・五
銅 一六七・〇 一七二・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇

棒
銅 一六五・五 一七〇・五
銅 一四一・〇 一四五・五
銅 一六七・〇 一七二・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇

線
銅 一六五・五 一七〇・五
銅 一四一・〇 一四五・五
銅 一六七・〇 一七二・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇
銅 一四七・〇 一五二・〇
銅 一七〇・〇 一七五・〇

食糧品
鰻(天然鰻、養鰻) 最高販賣價格
產地池渡價格(十貫當)五七圓〇
〇錢、產地貨車乘渡價格(十貫
當)六〇圓〇〇錢、卸賣價格(一
貫當)六圓六五錢

金切鋸
製造業者又
はその特約
店價格
(單位一
グ
ロス)

物價委員會側態度強硬
【二三】物價統制機構の改組問題に
關し中央物價委員會は廿三日の連絡
部會で新倉物價局次長より問題の經

過と聴取したが

(一) 政府が今尙物
價統制機構の改編に關する成案を得
ずして今日に及んでゐるのは遺憾で
ある (二) 戦時低物價政策の完遂の
爲一日も早く舊態政府と委員會との
物資、物價に關する懇談方針に於て
連せる物價統制機構の改組方針に則
り内閣直屬の物資物價に關する綜合
諮問機關を創設し一方工商省の物價
委員會を價格形成實施機關とする事
との主張を堅持して居り此の旨を新
倉物價局次長を通じて藤原商相に傳
達することになつた

商相尙企畫院案に反對
【二三】政府は二十三日の閣議で物
價統制機構の整備改組問題に關し協
議したが尙最後の結論に到達せず來
週に持越す事となつたがかく問題の
解決が遷延するのは藤原、吉田、島
田の三閣僚に思ひ思ひの考へ方があ
り其のうち最も企畫院案と對立する
のは藤原商相の抱懷する統制機構の
運用第一主義と言つた考へ方である
即ち藤原商相の意向は現在池田成
彬氏を會長とする中央物價委員會
は機構も悪く運用も拙劣であるた
め物價政策の遂行に不適當である
同委員會機構の改編は今や輿論と
なつて居り政府も改組を言明して
居りこれが改組は爲さねばならな
いが要は政策實行の爲運用を圓滑
になしうる様な機構に改編すべき
である

といふのであるが其の眞意は舊態中
央物價委員會より阿部内閣に要請し
た物價委員會機構の改革に反對に
閣の經濟諮問機關として現在考へら
れてゐる經濟顧問制或は經濟委員
會の創設を望まず現在の中央物價委員
會を改組して「物價形成委員會」(假

稱)となし自ら其の會長となつて業
者の希望に基き商相の所謂「腰だめ
價格」を適正價格として急速に設定
し度い意向の様である
▲商相所信披露【二三】藤原商相は
二十三日物價統制機構の改組問題に
關し左の如く語つた

未だ決定してゐないのであるから
何も言へない、實を言へば機構は
どうでも好い、要は運用を滑らかに
すればよいと思つてゐる、業者
の意見を聞いてどしどし適正價格
を設定實行して行けるやうにすれ
ばよいので運用が巧くゆくと云ふ
機構改組案なら何でも私は賛成す
る、此の問題はそんなに重大な問
題でないと思つてゐるが今週中に
は解決するだらう

機構改組案對立
【二三】物價統制機構改革問題は閣
内の意見對立表面化しその成行は各
方面より注視されてゐるが中央物價
委員會の要望を尊重して作成せる企
畫院案に眞向より反對してゐる藤原
商相は廿四日午前九時十五分麹町三
年町の私邸に米内首相を訪問、約卅
分間に亘つて會談、自己の抱懷せる
改組案を提示して詳細説明、首相の
諒解を求め兩者協議の結果結局廿五
日の臨時閣議に企畫院案と併行して
藤原商相案を呈上、各閣僚の忌憚な
き意見を求めることとなり政府部内
に對立の形にて内抗してゐた本問題
は茲に愈々閣議の席上に提示された兩
案を中心として表面化するに至つた

▲藤原商相談【二三】物價統制機構
改組問題に關し米内首相と會見後藤
原商相は左の如く語つた
物價統制機構改組問題は既に兩三
回に亘つて閣議で論議されたが自

分は今迄一言も自分の説を述べな
かつた、問題も愈々行きつく所迄
來たと思はれるし自分の考へもき
まつたので今日首相を訪問して商
工大臣としての案を説明した、廿
五日の臨時閣議に此の商相案が上
程され本格的な話し合ひに入る事
になつた、自分の案は今言へない、
商工事務當局の意見を聞いて知つ
て居るし今自分の案を事務當局に
示す必要はないと思ふ自分は此の
案が廿五日一日の閣議で決定する
とは思はないが必ず之で纏まると
確信して居る、若し此の商相案が
閣議決定とならなかつたらどうす
るかときかれてもそんなことは考
へて居ない、必ずその通り決定す
ると信じてゐる

▲藤原案の骨子【二三】廿五日の臨
時閣議で審議される物價統制機構改
革に關する藤原商相案は左の如きも
のと見られ内閣直屬機關の創設を中
軸とする企畫院案に全面的に對立す
るものである
(一) 商相案は機構より運用が第一
との建前から現在の中央物價委員會
を大體現状維持とする事、即ち現在
商工大臣の監督下にある中央物價委
員會をその儘としその機構の中へ當
業者要望を反映せしめ得る様相當多
数の業界のエキスパートを委員専門
委員等に任命して之に參與せしめ
「九・一八價格」を商相の所謂適正
なる「コンダメ價格」に置きかへ急
速に之が價格設定の出来る様にする
事(二) 物價統制機構の如く内閣
に直屬の物資物價の綜合的統制機關
を創立せず従來同様中央物價委員會
一本建として政府は同委員會に密接
なる連絡を取つて低物價政策遂行上

なる連絡を取つて低物價政策遂行上

ある、右配給機構の改善行はれず
れば魚價の適正化は望めない、之
は青果部門に於いても同様である
仍つて全漁聯の小賣市場進出によ
つて魚價の適正化を期し得るもの
と思ふ、細則に亘つての取りきめ
は目下農林當局と折衝中である
と云ふにあるが右全漁聯の小賣市場
進出は魚市場會社に取つては大い
なる痛手となるわけに對し過般來
魚類關係業者の自肅策を講じつゝ、
り近く開催の理事會に於いて平均標
準値決定の上全漁聯に對抗すること
になつた

生鮮食料價格統制決定

【二三】中央農林協議會では生鮮食
料品の生産配給消費に亘る合理的對
策を樹立すべく同會價委員會内に
専門委員會を設置、具體策を考究中
のところこの程成案を得るに至つた
ので廿、六七日の理事會に於て之
を決定發表した

△中央農林協議會生鮮食料品價格統
制要綱

中央農林協議會は戰時適
正物價並に國民食糧充實に關する
國策の線に沿ひ生鮮食料品につき
政府の方針を積極的に協力し、其
の遂行に萬全を期せんとす、政府
に於ても生鮮食料品がその特質上
價格公定の對象となすべきものに
非るに鑑み速に左記要項を實現せ
られんことを望む

(一) 生鮮食料品の生産に必要な
勞力、肥料、飼料、重油等の各種資
材を確保し、生産減退を防止し、以
てその價格の適正を期す事(二)
生鮮食料品の價格を安定せしむる目
的を以て出荷の統制を圖ること、而
て右出荷の統制は生産者の團體をし
て之に當らしむる事(三) 生鮮食料

品の輸送の敏活を期し、輸送費の低
減を圖ると共に貯藏、保管設備の適
正利用及普及を圖り、以て價格の調
整に資する事(四) 生鮮食料品の價
格の適正配給費の縮減を圖る目的を
以て中央卸賣市場に對し、必要なる
改革を加ふると共に、小賣組織の合
理策の要點は次のごとし

(一) 出荷問題 配給組織合理化の
前提として生産者團體による出荷の
一元化を圖り之によつて生産者團體
は生鮮食糧品の調整目標を與へる事
(二) 中央卸賣市場の改革 根本策
としては中央卸賣市場經營の主體を
國家又は生産者團體に同收し半官半
民の組織とするやう市場法の改正を
行ふを要するが差當り之を農林省の
主管下に置き監督を嚴重にし又價格
の適正化を圖るため中央卸賣市場に
評價委員會を設け價格の騰落が一定
の線を超えた場合適正價格を評定し
價格の暴騰を抑へると共に生産の維
持を圖る事、中間利潤の縮減策とし
ては仲買人の數を制限し糶人を免許
制としその任免を生産者團體の權限
に係らしめ以て仲買との結託による
買取り賣叩きを防止する、又卸賣人
手数料の低下を圖る事(三) 小賣市
場統制策 小賣市場と中央市場との
聯携を密にし價格政策の一貫を圖り
又公設小賣市場を擴充し之を都市に
於ける小賣價格の規正者たらしめ以
て小賣商の中間搾取の低下を圖る、
又小賣商對策としては小賣商免許制
の速かなる實現を要するとともに
御用聞き賣掛け制度を廢止し現金賣
の普及を圖る事(四) 配給對策 配給
の圓滑化を圖るため所要資材の必要
量確保並にその價格の適正化を要望

し又輸送費の低下を圖り特に小運送
の統制を要望する、尙生鮮食糧品は
腐敗性の多いものであるから貯藏設
備の完備を期すること

米 白米商聯合協議會

【二三】東京、横濱、名古屋、
大田市白米商聯合會は廿二、
三兩日に亘つて東京市深川正米穀配
給會協會を開き現下の米穀配
給圓滑化、其他の件につき協議を重
ねた結果左の各項を決議し農林大臣
商工大臣、内務大臣、警視廳總監等
に夫々の理由を陳情した

(一) 各都市消費量絕對確保に關す
る件 生産各府縣の鎮國的移出禁止
に依り現在各都市の配給實數は消費
量の五割乃至七割五分に過ぎず(二)
道府縣外移出禁止を解除するの件
生産道府縣内に於て濫費助長の實
情あり消費府縣との不均等深刻な
情(三) 俵裝に關する件 二重俵裝
に比し輸送中の脱漏多く一俵につき
五六合より最高三升内外に達し損害
見積一石につき六、七十錢乃至二圓
五六合に相當す(四) 移出検査に
於ける品質及び容重量の嚴密方要望
の件(品質、等級の無秩序、容重量
の不正確多し)(五) 日本米穀株式會
社機能揮望望の件 米穀會社の機能
充分に發揮せられず、需給不圓滑の
折柄遺憾なり(六) 國白移出防止の
件輸送中品質低下の懼れあり、且つ
副産物たる糠の利益を奪取せられる
(七) 米穀配給統制法實施の件 米穀
配給統制法第一條に依る許可制實施
遲延のため權利獲得を目的とする新
規開業激増し統制上の支障甚し

【二三】日本中央蠶糸會の
自治的積立金制度不成立か
らこれが代案として糸價協
定或は公定値段の設定が糸價の暴騰
暴落を防止する上からも絕對必要と
あるとの感が有力化して來た、よて
其の脅威を感ずる權濱取引所取引員
組合では廿三日緊急總會を招集して
生糸暴騰暴落阻止に關し左記申合せ
を爲し勵行を期することになつた

△決議 現下の情勢に鑑み糸價の安
定を圖り暴騰暴落を避くるよう一
層を自肅勵行すること

三月渡銅賣價騰貴

【二三】日本銅統制組合では二十九
日、三月渡銅賣價を百キロにつき百
三十五圓丁度と前月に据直と決定し
た

所の検査に合格したるもの又は主務
大臣の許可を受けたるものに非ざれ
ば販賣の目的を以て輸出する事を得
ず其の輸出に際しては行政官廳の檢
閲を受けるを要する事(二) 輸出毛
織物の輸出に關し取締上必要あると
きは當該官吏は保稅地域店舗、工場
其他の場所に於て臨檢検査を行ひ
更に必要に應じ尋問搜索又は差押を
爲し得る事(三) 輸出毛織物検査所
の印章又は記號は正當の理由なくし
て抹除却又は隠蔽することを得ず
斯る行爲ありたる輸出毛織物は之を
輸出し得ざること(四) 罰則の外違
反品の沒收及其の價額の追徴に關す
る制度を設くる事(五) 移出に付本
法の全部又は一部を準用し得る事
(六) 既製品に關する経過規定を設
くる事

その他

糸價自肅を申合せ

【二三】日本中央蠶糸會の
自治的積立金制度不成立か
らこれが代案として糸價協
定或は公定値段の設定が糸價の暴騰
暴落を防止する上からも絕對必要と
あるとの感が有力化して來た、よて
其の脅威を感ずる權濱取引所取引員
組合では廿三日緊急總會を招集して
生糸暴騰暴落阻止に關し左記申合せ
を爲し勵行を期することになつた

三月渡銅賣價騰貴

【二三】日本銅統制組合では二十九
日、三月渡銅賣價を百キロにつき百
三十五圓丁度と前月に据直と決定し
た

輸出品原材料配給會社協會新設
【二三】輸出品原材料配給會社協
會第一日は廿二日大阪輸出振興會社
に於て開催、各地輸出振興會社代表
及び商工省石田機械金屬課長等出席
(一) 輸出注文書の入手以前に原材
料の配給を行ふ爲め未注文輸出原材
料の配給を設け業者の利便を圖る件
(二) 各地輸出振興會社相互間の連
絡を密接ならしめるため輸出品原料
配給會社協會(假稱)新設の件を決
定した

輸出入絹製品配給統制規則公布

【二三】輸出入絹製品の内地流入阻
止に關し商工省では從來印章の押捺
登録制度の採用、未納稅手續法の利
用等により關係團體の自治的統制に
委ねてきたが今回これの法的基礎を
與へ内地流入阻止の完壁を期すこ
とになり輸出入品等臨時措兩法に基
く省令一輸出入造絹製品配給統制規

輸出入絹製品配給統制規則公布
【二三】輸出入絹製品の内地流入阻
止に關し商工省では從來印章の押捺
登録制度の採用、未納稅手續法の利
用等により關係團體の自治的統制に
委ねてきたが今回これの法的基礎を
與へ内地流入阻止の完壁を期すこ
とになり輸出入品等臨時措兩法に基
く省令一輸出入造絹製品配給統制規

貿易

輸出品原材料配給法案提出

【二三】政府は廿一日の閣
議で輸出品毛織物取締法案を
決定したので直ちに同日貴
族院に提出したが右取締法は粗悪品
の輸出を防止して海外市場に於ける
わが毛織物の聲價を維持向上せしめ
ると共に進んで品質の改善、製品の
高級化を圖り輸出入貿易の伸張を期す
るため精密嚴正なる輸出検査を實施
するもので横濱(支所を足利(名古屋
へ屋支所を一宮、津島)大阪(支
所を神戸、大阪府大津町)に國營檢
査所を設置するため十五年度豫算に
十八萬五千圓を要求してゐる、右法
案要綱左の如し

(一) 輸出品毛織物は輸出品毛織物検査

期一を廿八日公布、一部の規定(商
聯組合員の輸聯組合員及び特定者以
外への販賣の禁止に關する規定)第一
十二條)を除き三月一日より實施す
る、同規則の骨子は左の如し
(一)輸出入絹糸並に其製品の生産
後輸出に至る迄の経路を明瞭ならし
めた事(二)製品の授受に切符制度
を採用した事(三)人絹織物は人工
聯組合員以外の者の製織を禁じたこ
と(本規則施行の際現に仕掛中のもの
を除く)(四)人絹織物は絹工聯
組合員以外の者の製織を禁じたこと
(本規則施行の際現に仕掛中のもの
を除く)(五)人工絹及び絹工聯兩組
合員の製織期間(二月乃至三月)を
設けた事(六)商聯及び輸聯兩組
合員の製品の保有期間(商聯組合員
は三月乃至四月、輸聯組合員は
五月)並に保有數量(八萬圓に相
當する數量を一定基準に依り割當た
る數量)を設けた事(七)商聯組合
員間の取引は産地と輸出港間のみを
原則として認め他を禁じた事(輸出
人造絹製品配給統制規則の全文並に
同規則に基く證明書發行者に關する
商工省告示省略)

飼料輸入差損金全額補償
【三二】昨夏來の飼料輸入價格昂騰
に加へ去る十七日には滿洲國に於て
高粱、包米、穀等の收買價格を一舉
二割乃至三割の値上げを斷行、これ
に順應して對日輸出價格も引上げら
れるに至つた、從つて現在の原穀輸
入價格を以てしては五種配合飼料公
定價格八圓七十四錢(百斤當り)は
一舉約二圓方の値上げを認容するほ
かないので農林省ではこれが對策に
苦慮してゐたが愈々十五年度追加豫
算に主要飼料供給確保施設經費とし
て百六十萬七千圓を計上、飼料配給
會社の輸入差損金を全額補償、飽く
までも飼料價格据置の方針を堅持す
ることとなつた

生絲輸出向適品涸渇
【三二】最近市場に出廻る生糸は品
質が一般に低下し約八割が織度外れ
織度偏差不良切斷不良、膠着物ある
等輸出に適しない程度のものである
ため在荷が潤澤な割合に輸出向適品
は極度に涸渇し自然輸出の求める
品が手に入らず輸出貿易に支障を來
す結果となつてゐるがこれが原因と
しては(一)從來國用生糸線系に
主力を置いた結果線系態度が弛緩し
た事(二)輸出向強制出荷により線
糸能率に重點を置き品質を犠牲にし
た事(三)石炭、電力、給水等の不
足の影響等が挙げられてゐるが適當
に全國生糸家を指導する必要ありと
し横濱及び神戸兩輸出商組合では廿
八日農林省蠶糸局長宛に至急適當の
方策樹立方を陳情した

日本輕金屬の獨逸發注品輸入
【三二】日本輕金屬の獨逸
發注にかゝるアルミ製鏡用
水銀整流機其他所要機械の輸入につ
いては歐洲大戰の勃發と共に英國の
中立國船舶に對する拿捕令實施等
より頗る憂慮されてゐたが同社長小
林一三氏は緊急措置として獨逸輸出
後の危險は同社の負擔として獨逸輸出
を決定し當初の横濱渡しのI・E
契約を和蘭渡しに變更し進み第一回分
注品の受渡しは急速に進み第一回分
(契約臺數の約三分一)は廿一日の
便船で横濱に到着し其他も大部分受
渡を了し順次輸送中である、尙原料
ボーキサイト約二萬噸が既に清水工
場に到着し近く更に一萬噸入荷の豫
定で大體一ヶ年所要分二十萬噸のス
トックをなす豫定である

東亞輸出十六組合の設立完
【三二】滿洲支向輸出調整
事務に當る東亞輸出組合は
東京外九ヶ所に設立されてゐたが今
日亞通商會議會開始
【三二】訪日アルゼンチン
經濟使節團を迎へて我經濟
界は之を機に兩國間の一層
の通商改善を圖らんとし先づ經濟聯
盟主催の下に廿一日午前十時より工
業俱樂部に於て第一回の日亞通商
會議會を開催、亞國側よりキンター
團長以下隨員一行、日本側より山
本外務省通商局長以下關係各省係官多
數出席經常事務理事專門野重九郎氏
の挨拶に次いで山本通商局長の挨拶あ
り續いて議事に入り日本側より日亞
貿易増進策綿布制限問題、輸入爲替
事前許可取扱兩國商工會議所の連絡
兩國に於ける經濟關係刊行物交換、提
案、又亞國側より亞國產羊毛、カゼ
イン小麦、皮及肉の對日輸出増加の
可能性に關する問題日本の爲替管理
規則に關する問題、特に亞國品の輸
入に對し適用せらるゝ爲替許可に關
する問題の提案あり之に對する討議
を行つて午後一時散會した

日亞通商會議會開始
【三二】訪日アルゼンチン
經濟使節團を迎へて我經濟
界は之を機に兩國間の一層
の通商改善を圖らんとし先づ經濟聯
盟主催の下に廿一日午前十時より工
業俱樂部に於て第一回の日亞通商
會議會を開催、亞國側よりキンター
團長以下隨員一行、日本側より山
本外務省通商局長以下關係各省係官多
數出席經常事務理事專門野重九郎氏
の挨拶に次いで山本通商局長の挨拶あ
り續いて議事に入り日本側より日亞
貿易増進策綿布制限問題、輸入爲替
事前許可取扱兩國商工會議所の連絡
兩國に於ける經濟關係刊行物交換、提
案、又亞國側より亞國產羊毛、カゼ
イン小麦、皮及肉の對日輸出増加の
可能性に關する問題日本の爲替管理
規則に關する問題、特に亞國品の輸
入に對し適用せらるゝ爲替許可に關
する問題の提案あり之に對する討議
を行つて午後一時散會した

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた
旨の挨拶あり、次いで外務省山本通
商局長より
兩國通商關係を見るに一九三一年
日本の對亞輸出は五百萬圓、輸入
は三百萬圓、一九三七年には貿易
總額四千二百萬圓に達したが三八
年以來急激な減退を見せ、同年に
は漸く輸出八百萬圓輸入一千百萬
圓に下るに至つた、之が原因は兩
國相互間の認識不十分に歸する處
が多分であると認められるので之
が打開策に就て充分討議したい
と所信を述べ引續き議長に門野重九
郎氏名譽議長にキンター團長を推
し議事に入つた、先づ日亞貿易増進
策に關して加藤平次郎氏(日本南米
輸出入組合會理事)より
我が對亞貿易は一九三七年には英
國に亞いて第二位の輸出國となつ
てゐたが最近の減退は遺憾である
羊毛、棉花、玉蜀黍、小麦等の農
産物は積極的振興策によつて我國
への輸入を圖ると同時に我國に於
ける綿織物其他雜品の生産狀態に
就ては此際充分視察の上認識を改
めて欲しい、肉類は比較的我國に
は豊富であるから急速には輸入困
難である、兎に角當面亞國に望み
たいことは日本を通じて廣く東洋
へ販路を開拓する意味から日本の
みを對象とせず大きな視野から對
日貿易の擴大を期せられたいと
提案、之に對し別項の如くトレア
ニ亞國外務省通商局長より答辭があ
り國松祐次郎氏(南米輸出入組合會
合會理事)より亞國の綿布輸入制限
に關して次の提案があつた
今後亞國が我が綿織物の輸入制限
を行はないことを希望する、昨年

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた
旨の挨拶あり、次いで外務省山本通
商局長より
兩國通商關係を見るに一九三一年
日本の對亞輸出は五百萬圓、輸入
は三百萬圓、一九三七年には貿易
總額四千二百萬圓に達したが三八
年以來急激な減退を見せ、同年に
は漸く輸出八百萬圓輸入一千百萬
圓に下るに至つた、之が原因は兩
國相互間の認識不十分に歸する處
が多分であると認められるので之
が打開策に就て充分討議したい
と所信を述べ引續き議長に門野重九
郎氏名譽議長にキンター團長を推
し議事に入つた、先づ日亞貿易増進
策に關して加藤平次郎氏(日本南米
輸出入組合會理事)より
我が對亞貿易は一九三七年には英
國に亞いて第二位の輸出國となつ
てゐたが最近の減退は遺憾である
羊毛、棉花、玉蜀黍、小麦等の農
産物は積極的振興策によつて我國
への輸入を圖ると同時に我國に於
ける綿織物其他雜品の生産狀態に
就ては此際充分視察の上認識を改
めて欲しい、肉類は比較的我國に
は豊富であるから急速には輸入困
難である、兎に角當面亞國に望み
たいことは日本を通じて廣く東洋
へ販路を開拓する意味から日本の
みを對象とせず大きな視野から對
日貿易の擴大を期せられたいと
提案、之に對し別項の如くトレア
ニ亞國外務省通商局長より答辭があ
り國松祐次郎氏(南米輸出入組合會
合會理事)より亞國の綿布輸入制限
に關して次の提案があつた
今後亞國が我が綿織物の輸入制限
を行はないことを希望する、昨年

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた
旨の挨拶あり、次いで外務省山本通
商局長より
兩國通商關係を見るに一九三一年
日本の對亞輸出は五百萬圓、輸入
は三百萬圓、一九三七年には貿易
總額四千二百萬圓に達したが三八
年以來急激な減退を見せ、同年に
は漸く輸出八百萬圓輸入一千百萬
圓に下るに至つた、之が原因は兩
國相互間の認識不十分に歸する處
が多分であると認められるので之
が打開策に就て充分討議したい
と所信を述べ引續き議長に門野重九
郎氏名譽議長にキンター團長を推
し議事に入つた、先づ日亞貿易増進
策に關して加藤平次郎氏(日本南米
輸出入組合會理事)より
我が對亞貿易は一九三七年には英
國に亞いて第二位の輸出國となつ
てゐたが最近の減退は遺憾である
羊毛、棉花、玉蜀黍、小麦等の農
産物は積極的振興策によつて我國
への輸入を圖ると同時に我國に於
ける綿織物其他雜品の生産狀態に
就ては此際充分視察の上認識を改
めて欲しい、肉類は比較的我國に
は豊富であるから急速には輸入困
難である、兎に角當面亞國に望み
たいことは日本を通じて廣く東洋
へ販路を開拓する意味から日本の
みを對象とせず大きな視野から對
日貿易の擴大を期せられたいと
提案、之に對し別項の如くトレア
ニ亞國外務省通商局長より答辭があ
り國松祐次郎氏(南米輸出入組合會
合會理事)より亞國の綿布輸入制限
に關して次の提案があつた
今後亞國が我が綿織物の輸入制限
を行はないことを希望する、昨年

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた
旨の挨拶あり、次いで外務省山本通
商局長より
兩國通商關係を見るに一九三一年
日本の對亞輸出は五百萬圓、輸入
は三百萬圓、一九三七年には貿易
總額四千二百萬圓に達したが三八
年以來急激な減退を見せ、同年に
は漸く輸出八百萬圓輸入一千百萬
圓に下るに至つた、之が原因は兩
國相互間の認識不十分に歸する處
が多分であると認められるので之
が打開策に就て充分討議したい
と所信を述べ引續き議長に門野重九
郎氏名譽議長にキンター團長を推
し議事に入つた、先づ日亞貿易増進
策に關して加藤平次郎氏(日本南米
輸出入組合會理事)より
我が對亞貿易は一九三七年には英
國に亞いて第二位の輸出國となつ
てゐたが最近の減退は遺憾である
羊毛、棉花、玉蜀黍、小麦等の農
産物は積極的振興策によつて我國
への輸入を圖ると同時に我國に於
ける綿織物其他雜品の生産狀態に
就ては此際充分視察の上認識を改
めて欲しい、肉類は比較的我國に
は豊富であるから急速には輸入困
難である、兎に角當面亞國に望み
たいことは日本を通じて廣く東洋
へ販路を開拓する意味から日本の
みを對象とせず大きな視野から對
日貿易の擴大を期せられたいと
提案、之に對し別項の如くトレア
ニ亞國外務省通商局長より答辭があ
り國松祐次郎氏(南米輸出入組合會
合會理事)より亞國の綿布輸入制限
に關して次の提案があつた
今後亞國が我が綿織物の輸入制限
を行はないことを希望する、昨年

布帛製帽下に統制命令
【三二】日本フェルト布帛帽子輸出
聯所屬の東京帽子、大阪帽子及神戸
帽子の各輸出組合では綿製帽子及同
帽子用綿製附屬品に關しては曩に發
令された統制命令に基き該品の内地
流用を阻止し輸出の振興を圖りつゝ
あつたが今般綿製帽子及同帽子用綿
製附屬品以外の布帛製帽子及帽子用
布帛製附屬品に付も之が統制の確
保を圖る爲廿八日附を以て貿易組合
法第十八條に依る統制命令が發せら
れ三月一日より實施する事となつた

日本輕金屬の獨逸發注品輸入
【三二】日本輕金屬の獨逸
發注にかゝるアルミ製鏡用

東亞輸出十六組合の設立完
【三二】滿洲支向輸出調整
事務に當る東亞輸出組合は
東京外九ヶ所に設立されてゐたが今

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた

日亞貿易の積極的促進策提案
【三二】別項廿一日の日亞通商會議會
に於ては野頭日野經常事務理事より
茲兩三年來日亞兩國間の貿易は漸
次減退の傾向にある際之を機會と
して忌憚なき意見の交換を行ひた

社會・文化・教育

☆ 學術・文化

奉祝美術展大綱決定

【二二】紀元二千六百年を記念して今秋上野の森に華々しく開催する奉祝綜合美術展覽會の大綱を決定する。ため文部省奉祝會では廿八日午後五時から帝國ホテルに帝國藝術院美術會代表約四十名を招いて打合せ懇談會を開催した結果次の如き大綱案の決定を見た、即ち會期は今秋の第四回文展を中止し大體同時期たる九月末から十一月にかけて約五十日間上野府美術館の開催。出品は公募主義を原則として、一人一點、種目は從前通り第一、二、三、四部分に分れるが、第一、三兩部委員は藝術院全會員を以てする、第二、四各部分は未定、會期を前期、後期の二期制とし、前期には二、三部、後期には一、四部の作品を出陳、搬入一切は後期は未定だが前期は九月廿日の豫定、出品作品の寸法は二部のみが幅二メートル以内と制限、一、三、四部は自由である、この上野の奉祝展終了後、京都市の美術館で同様奉祝展が開催される筈で會期中同事務所は文部省各國作曲家に奉祝樂曲

【二三】光輝ある二六百年を迎へ

た日本帝國に諸外國が音楽をもつて慶祝したいとの内意がこの程紀元二千六百年奉祝會へ到着した、この奉祝樂曲は先頃來外務省が駐日大公使館を通じて各國へ斡旋を依頼してゐたもので、瀟逸では同國樂壇著者リヒ

アルト・シユトラウス氏、伊太利は同國の誇りイルデブランド・ビツツエツチイ氏、英國は新進作曲家ベンジャミン・ブリツソン氏、佛蘭西は同國一流の作曲家ジャック・イペール氏、洪牙利はサンドル・フェレス氏等歐洲樂壇の雄がそれぞれ各國文部省及び宣傳省の委嘱をうけて心魂を傾けて作曲するが瀟逸のシユトラウスの作曲は既に完成間近で四月一杯にはその樂譜が各國に廻りて日本へ到着するが他の各國の分も今秋まてには東京へ送附される事になつてゐる、奉祝會ではこれが日本に於ける演奏については祝典事務局を初め關係各方面と交渉中である

池上 八木兩畫伯に賞品授與

【二三】昨年の絳育、桑港兩萬博に陳列のため絳育の著名會社ワトソン國際會計統計機械株式會社が廣く世界各國から募集した國際繪畫展に我が國からも國際文化振興會の斡旋により池上秀敏、八木春山兩畫伯が出品、美事入賞して氣を吐いたがその賞金とメダルの授與式が廿三日午後零時半帝國ホテルでグルー米大使、吉澤アメリカ局長、川國際文化振興會副會長等關係者列席のもとに行はれた

萬博に送る木彫十點決定

【二四】本年五月から再開される絳育、桑港兩萬博に正式参加を決定した我國では藝に日本畫壇を動員して十六枚の日本畫の大畫巻を送ることになつてゐるが、今回更に前回の兩博に好評を博した木彫の出品する事

とし左の十點を先づ絳育に送り日本館を飾ることに廿八日決定した

【二五】(紺谷英儀△木の實(二尺)力(同) 紺谷英儀△木の實(二尺)藤島弘一△素踊り(二尺) 橋本朝秀△鶴(二尺五寸) 同△鍊武(等身大) 森山朝光(以上は淡彩または生地のもの) △春の訪れ(等身大) 羽下修三△松風(二尺) 日高良△能野(一尺八寸) 門傳正衛△小松引(二尺) 櫻井祐一(何れも極彩色)

亞國新聞協會長よりメツセージ

【二六】アルゼンチン經濟使節團の一員として來朝中の同國有力紙ラ・ナシオン特派員マヌエル・ムヒカ・ラ・イネス氏は同國新聞協會會長J・J・ナザアロ・ラヒツテ氏より日本新聞界に對し同盟通信社を通じて左の如き親善メツセージを齎した

グエノス・アイレス新聞協會は會員ラ・ナシオン紙記者マヌエル・ムヒカ・ラ・イネス氏が今回極東視察旅行に赴かるに際し幸便に托して日本新聞記者同僚諸氏並に日本新聞協會に對し友好親善の意を表明す

東亞操帆者一行解散式

【二七】東亞操帆者大會に出席の歸途來神した北支、青島、滿洲、蒙疆海峽、植民地ヌマトラ方面の一行は廿二日正午神戸東亞樓に於ける神戸新聞社、神戸市共同主催の懇談會に臨んだ後解散式を舉行、北支班は同夜歸國した外、滿洲班、青島班、蒙疆班は廿五日歸國する

專斷下精神病の傾向

【二八】精神病者は最近果してどの様な傾向にあるか、この程市立松澤病院入院患者の興味ある統計が厚生

省に報告された、それによると同病院の治療を受けた新入患者は大正五年から昭和二年迄の十年間で計四千三百六十三人、原因から別けると先天的原因の精神病分裂症が平均五・三%

、後天的の癲癇性癩果は二五・八%と前者が總數の半ば以上を占め更に昭和五年から十四年迄の三千四百六十人に就ては前者は平均五・六%と二・八%を増し、後者は一九・三%と六・四%の減少を見た、つまり一般の豫想を裏切つて梅毒を主因とする癲癇性癩果が治療法の進歩と共に減少の道を辿り、先天的體質的のものが意外に増加してゐる、この傾向は全國共通の現象で民族優生斷種問題等に深刻な暗示を與へてゐるがこの度の事變に際し戰爭恐怖から來る精神病は殆んど皆無で國民がいかに不動の覺悟をもつてゐるかを示し力強い感と興をもつて一方精神病分裂症が事變前昭和十二年に四六・五%のものが翌十三年には約七〇%に激増、これに對し癲癇性癩果は十二年二一・五%、十三年一八・〇%、十四年一六・五%と急減してゐるのも注目し得る

遺傳性精神病者家系調査結果

【二九】遺傳性の精神病者が子孫にどの様に現はれて行くか、といふ我が國最初の家系調査が東大教授内村博士、阪大教授和田博士を始め全國約二百名の精神病學者を動員して昨年六月厚生省の手により精神病者三千名について調査中であつたが、その結果がこの程大體集まつて來た、この調査は精神病の中で徵毒による癲癇性癩果等後天的原因から來るものを除いた精神病分裂症(早發性癩果)の完全治療に成功

【三〇】世界醫學界に宿題として各國の權威が腦漿を絞る癩の完全な治療法が遂に名古屋帝大醫學部岡田清三郎博士によつて發見された、これ迄の治療法のレントゲンラザラ等には相當缺點がある外身體の奥深く發生する胃腸、肝臟にはまるごつて効果がない、所謂「胃腸の宣告即ち死刑の宣告」と言はれてゐた、博士の新療法は以上の缺點を除き癌細胞にのみ選擇的に作用し且つ患部の深度を問はないものであるその効果は既に動物實驗によつて百分の成績を収めてゐる、即ち臟器エキスを靜脈注射、例へば胃の細胞から採取したエキスを胃壁の再生能力を起し生活力を増進する作用にヒントを得て癌細胞から採つ

たエキスを靜脈注射することによつて癌細胞を破壊死滅せしめんとするもので白鼠に實驗の結果癌エキスの靜脈注射を行ふ時は忽ち癌細胞は軟化解崩して遂に流失完全に治癒するものである

あり大量採掘に充分な埋藏量を有つてゐるがこの鑛區は岡山鑛山と地質の關係から地質も同様優秀なもので岡山鑛山と歩調を併せて地下水の動力吹揚選鑛場の建設を急いでゐるものである

一、各教科並に科目はその特色を發揮せしむると共に相互の關聯を緊密ならしめこれを國民鍊成の一途に歸せしむべし

第三條 國民科は我國の道徳、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす、萬邦無比の皇國に生れて要旨とす、感ぜしめ敬神奉公の眞義を體得せしむべし、我が國民精神が無窮に生々發展すべき皇國の理想に基くことを明らかにしその眞念に徹せしむべし、我國の歴史國土が優秀なる國民性を育成したるゆゑんを知らしむると共に我國文化の獨自性を明らかにしてその創造發展に力むるの精神を養ふべし、東亞及び世界の大勢を明らかにして大國民たるの資質を啓培することに力むべし、ほか教科と相待ちて政治、經濟、國防、海洋等に關する事項に留意すべし

第六條、第七條、第八條(略) 第九條 體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身體を育成し潤達剛健なる氣風を養ふとともに國體訓練を行ひ國民精神を昂揚し獻身奉公の實踐力を培ふを以て要旨とす、強靱なる體力と旺盛なる精神力とが國防に必要なゆゑんを自覺せしむべし、躰、姿勢その他訓練の効果を日常生活に具現せしむるに力むべし、特に兒童身心の發達、男女の特性を顧慮して適切な指導をなすべし、衛生養護に留意し身體検査の結果を參酌して指導の適正を期すべし

【二三】今回高知市圓行寺を中心とする山系に素晴らしいニツケル鑛が高知市築屋敷町森峰治氏によつて發見された、これは縣立工業試驗所渡邊技師に依頼して分析した結果丹波大江山の千分の三に比して千分の三乃至千分の八までの含有量があることを證明、某會社(特に社名を秘す)では直ちに専門技師を派遣して調査した結果我國ニツケル鑛中最有望のものであるとの折紙がつけられた

【二七】來年四月から小學校が國民學校に生れ變るので文部省では國民學校教科調査委員會特別委員會の手許でその教則案を審議して來たが二十六日を以て同委員會を終了、來る二十九日並に三月一日兩度の總會を開催教則案を正式決定する筈であるが、文部省では二十七日同教則案を發表、國民學校の教科内容を明にした、同教則案の特徴は皇國の道の鍊成を主眼として智育偏重を廢し國民的性格を育成する基礎的鍊成に重點を置き國民科、理數科、體鍊科、藝能科、實業科の五科を基本として各科の間に緊密な連絡を保ち綜合教育の實を擧げしめることになつた

一、家庭及び社會との連絡を緊密ならしめ兒童の教育を全からしむべし

第四條 (略) 第五條 理數科は通常の事物現象を正確に考察し處理するの能を得しめこれを生活上の實踐に導き合理創造の精神を涵養し國運の發展に貢獻するの素地に培ふを以て要旨とす、我國における科學の進歩が國家の興隆に貢獻するゆゑんを理解せしむると共に皇國の使命に鑑み文化創造の任務を自覺せしむべし、理數及び自然の理法を推究する態度を養ふべし、分析的、論理的に考察する力を養ふと共に全體の直覺的に把握する態度を重んずべし、觀察實驗を重んじ實測、調査作圖工作等の作業によりて理解を確實ならしめ科學的訓練に力むべし、國防が科學の進歩に負ふ所なるゆゑんを知らしめ國防に關する常識を養ふべし

第十條 藝能科は國民に須要なる藝術技能を修練せしめ情操を醇化し國民生活の充實に資せしむるを以て要旨とす、技巧に流れず精神の訓練を重んじて眞摯なる態度を養ふべし、我國藝術技能の特質を知らしめ工夫創造の力を養ふに努むべし、教材は土地の狀況に應じ生活の實際に即し、かつ國民的なるものたるべし

【二三】戦時下の重要物資一特殊鋼の素」とも云ふべきタングステン(タングステン)が岡山縣倉敷市附近の二ヶ所から同時に發見された、その一つは岡山縣都窪郡山手村一帯十九萬七千坪を鑛區とする岡山鑛山で全鑛區に亘り石英鑛脈が中央に走りそのうち八十種から一米、延長一キロに及ぶ主脈と見られるもの八本、支脈十數本が連なり各石英脈中には巾五分から二寸のウラフラマイト鑛(タングステン)七〇%その他鑛、マンガ

第一條 國民學校は皇國の道に則り國民に必須なる普通教育を施し皇國臣民たるの基礎的鍊成をなすを以て本旨とす

一、兒童身心の發達に留意し男女の特性個性環境等を顧慮して適切なる教育を施すべし

第二條 國民科の科目は修身、國語、國史、地理とす、理數科の科目は算數、理科とす、體鍊科の科目は體操、武道とす、藝能科の科目は音樂、習字、圖畫、作業とし女兒のためには家事、裁縫を加ふ、實業科の科目は農業、工業、商業、水産とす、高等科にありては地方の實情により地方長官の認可を受け必要なる科目を加設することを得、前項の加設科目はこれを隨意科目とす

第十一條 實業科は産業に關する普通の知識技能を得せしめ勤勞の習慣を養ひ職業の一般に對する理解を深め産業の國家的使命を自覺せしめ國運の發展に貢獻するの素地に培ふを以て要旨とす地方の實情に應じて農業、工業、商業、水産の科目または數科目を設くべし必要に應じて簡易なる外國語(英

【二三】戦時下の重要物資一特殊鋼の素」とも云ふべきタングステン(タングステン)が岡山縣倉敷市附近の二ヶ所から同時に發見された、その一つは岡山縣都窪郡山手村一帯十九萬七千坪を鑛區とする岡山鑛山で全鑛區に亘り石英鑛脈が中央に走りそのうち八十種から一米、延長一キロに及ぶ主脈と見られるもの八本、支脈十數本が連なり各石英脈中には巾五分から二寸のウラフラマイト鑛(タングステン)七〇%その他鑛、マンガ

第一條 國民學校において國民學校令第一條により左記事項に留意して兒童を教育すべし

一、我國文化の大要を會得せしめその特質を明らかならしむると共に東亞及び世界の趨勢につきて知らしめ皇國の地位と使命との自覺に導くべし

第三條 國民科は我國の道徳、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす、萬邦無比の皇國に生れて要旨とす、感ぜしめ敬神奉公の眞義を體得せしむべし、我が國民精神が無窮に生々發展すべき皇國の理想に基くことを明らかにしその眞念に徹せしむべし、我國の歴史國土が優秀なる國民性を育成したるゆゑんを知らしむると共に我國文化の獨自性を明らかにしてその創造發展に力むるの精神を養ふべし、東亞及び世界の大勢を明らかにして大國民たるの資質を啓培することに力むべし、ほか教科と相待ちて政治、經濟、國防、海洋等に關する事項に留意すべし

第六條、第七條、第八條(略) 第九條 體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身體を育成し潤達剛健なる氣風を養ふとともに國體訓練を行ひ國民精神を昂揚し獻身奉公の實踐力を培ふを以て要旨とす、強靱なる體力と旺盛なる精神力とが國防に必要なゆゑんを自覺せしむべし、躰、姿勢その他訓練の効果を日常生活に具現せしむるに力むべし、特に兒童身心の發達、男女の特性を顧慮して適切な指導をなすべし、衛生養護に留意し身體検査の結果を參酌して指導の適正を期すべし

【二三】戦時下の重要物資一特殊鋼の素」とも云ふべきタングステン(タングステン)が岡山縣倉敷市附近の二ヶ所から同時に發見された、その一つは岡山縣都窪郡山手村一帯十九萬七千坪を鑛區とする岡山鑛山で全鑛區に亘り石英鑛脈が中央に走りそのうち八十種から一米、延長一キロに及ぶ主脈と見られるもの八本、支脈十數本が連なり各石英脈中には巾五分から二寸のウラフラマイト鑛(タングステン)七〇%その他鑛、マンガ

第一條 國民學校において國民學校令第一條により左記事項に留意して兒童を教育すべし

一、我國文化の大要を會得せしめその特質を明らかならしむると共に東亞及び世界の趨勢につきて知らしめ皇國の地位と使命との自覺に導くべし

第三條 國民科は我國の道徳、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす、萬邦無比の皇國に生れて要旨とす、感ぜしめ敬神奉公の眞義を體得せしむべし、我が國民精神が無窮に生々發展すべき皇國の理想に基くことを明らかにしその眞念に徹せしむべし、我國の歴史國土が優秀なる國民性を育成したるゆゑんを知らしむると共に我國文化の獨自性を明らかにしてその創造發展に力むるの精神を養ふべし、東亞及び世界の大勢を明らかにして大國民たるの資質を啓培することに力むべし、ほか教科と相待ちて政治、經濟、國防、海洋等に關する事項に留意すべし

第六條、第七條、第八條(略) 第九條 體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身體を育成し潤達剛健なる氣風を養ふとともに國體訓練を行ひ國民精神を昂揚し獻身奉公の實踐力を培ふを以て要旨とす、強靱なる體力と旺盛なる精神力とが國防に必要なゆゑんを自覺せしむべし、躰、姿勢その他訓練の効果を日常生活に具現せしむるに力むべし、特に兒童身心の發達、男女の特性を顧慮して適切な指導をなすべし、衛生養護に留意し身體検査の結果を參酌して指導の適正を期すべし

【二三】戦時下の重要物資一特殊鋼の素」とも云ふべきタングステン(タングステン)が岡山縣倉敷市附近の二ヶ所から同時に發見された、その一つは岡山縣都窪郡山手村一帯十九萬七千坪を鑛區とする岡山鑛山で全鑛區に亘り石英鑛脈が中央に走りそのうち八十種から一米、延長一キロに及ぶ主脈と見られるもの八本、支脈十數本が連なり各石英脈中には巾五分から二寸のウラフラマイト鑛(タングステン)七〇%その他鑛、マンガ

第一條 國民學校において國民學校令第一條により左記事項に留意して兒童を教育すべし

一、我國文化の大要を會得せしめその特質を明らかならしむると共に東亞及び世界の趨勢につきて知らしめ皇國の地位と使命との自覺に導くべし

第三條 國民科は我國の道徳、言語、歴史、國土、國勢等につきて習得せしめ特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしむるを以て要旨とす、萬邦無比の皇國に生れて要旨とす、感ぜしめ敬神奉公の眞義を體得せしむべし、我が國民精神が無窮に生々發展すべき皇國の理想に基くことを明らかにしその眞念に徹せしむべし、我國の歴史國土が優秀なる國民性を育成したるゆゑんを知らしむると共に我國文化の獨自性を明らかにしてその創造發展に力むるの精神を養ふべし、東亞及び世界の大勢を明らかにして大國民たるの資質を啓培することに力むべし、ほか教科と相待ちて政治、經濟、國防、海洋等に關する事項に留意すべし

第六條、第七條、第八條(略) 第九條 體鍊科は身心一體の修鍊を通じて強健なる身體を育成し潤達剛健なる氣風を養ふとともに國體訓練を行ひ國民精神を昂揚し獻身奉公の實踐力を培ふを以て要旨とす、強靱なる體力と旺盛なる精神力とが國防に必要なゆゑんを自覺せしむべし、躰、姿勢その他訓練の効果を日常生活に具現せしむるに力むべし、特に兒童身心の發達、男女の特性を顧慮して適切な指導をなすべし、衛生養護に留意し身體検査の結果を參酌して指導の適正を期すべし

長男市川高麗藏丈(本名藤間治雄卅二)が養子となることとなり廿四日幸四郎丈は海野、高橋(己)兩辯護士を代理人として長男高麗藏に對し法定推定家督相續人廢嫡の訴を東京民事地方裁判所に提起した、九代目團十郎と幸四郎丈の先代藤間流の家元藤間勘右衛門とは莫逆の友であり幸四郎丈自身は團十郎の薫陶をうけたので恩義に報ゆるため此の舉に出たものである

邪教大本教に斷罪する

【三元】昭和十年十二月八日未明京都府下綾部、龜岡兩地を中心に全國にわたつて檢擧の鐵槌を下された邪教大本の首魁出口王仁三郎ら五十五名にかゝる不敬並に治安維持法違反事件は京都地方裁判所刑事一部で一昨年八月十日非公開第一回公開開廷以來一年有半、準備會判二十五回非公開公判百四回の記録を作りその間被告栗原白嶺、宮川剛、岩田久太郎、佐藤善四郎、國分周平、湯川貫一らは豫審又は公判中に相ついで病死をとび、豫審判事告發、辯護團爆彈抗拒等幾多の波瀾を織り込みつゝ昨年十月廿一日非公開開廷が行はれ舊臘漸く結審最後公判は事件發生五年目の廿九日午前九時より京都地方裁判所陪審法廷で庄司裁判長、大西、黒坂兩陪審判事係、田邊檢察立會、林前田、高山等十五辯護士列席の下に開かれたが判決理由書が尨大なるためその讀聴は午後互に漸く同一時三分庄司裁判長より左の如く判決言渡しがあつた、判決言渡しが終るや林逸郎辯護人起つて全辯護人を代表判決に不服上告の申立てを爲し午後一時十五分未會有の大判決は閉廷した、主なるもの左の如し

【第一班】△懲役無期 出口王仁三郎(七〇) △同十五年(未決通算八百日) 昭和精神會統監、昭和青年會長 出口伊佐男(三八) △同六年(同七百五十日) 總務教務部長 井上留五郎(六七) △同六年(同四百五十日) 昭和精神會何鹿本部長 湯淺齊次郎(七一) △同十二年(同七百日) 大本總理補、天聲社長 高木鐵男(六七) △同十二年(同五百五十日) 總務、内事課長、東尾吉三郎(五三)

【第二班】△懲役六年(未決通算六百日) 會計課長 中村純一(五五) △同十年(同六百日) 總務、青年會總務部長 大深浩二(四五) △同七年(同六百五十日) 編輯課長 櫻井重雄(四八) △同五年(同六百五十日) 大本岡山支部長木下愛隣(五八) △同六年(同七百日) 昭和精神會本部長 廣瀨義邦(四五) △同七年(同七百日) 天聲社長補 河津雄次郎(五五) △同七年(同七百五十日) 總務、森慶三郎(六六)

【第三班】【第四班】【第五班】△懲役六年(同七百五十日) 地方宣傳課長 藤澤進(五二) △同五年(同七百日) 本部庶務課長 瓜生鏡吉(六四) △同五年(同七百五十日) 關東別院主事宣傳使土井靖都(五八)

【第六班】【第七班】(略) 【第八班】△懲役十年(未決通算七百日) 二代教主 出口すみ(五八) △同七年(同五百日) 總務昭和神聖會、三丹本部長 櫻井同吉(六八) △同十年(同五百日) 總務、御田村龍吉(七四) △同七年(同六百五十日) 總務人類愛善會、本部主事 西村島三(五八) 【第九班】(略)

☆ 事故遭難

寶藏寺中將以下六勇士殉職

【三元】廿五日午後二時頃京都府綴喜郡大住村上空を一臺の大型飛行機が飛來してきたが突如機首を下に向けダイブのやうな姿勢になつたと見るとそのまゝ同村字松井の田圃に墜落機體を大破した上火を發して忽ち全焼してしまつた、折柄目撃してゐた村民が駆けつけたが手の施しやうなく直ちに各方面へ急報、京都憲兵隊及び高室井手署長以下署員等現場に急行したが搭乗員六名は全部無惨な死を遂げて居り、僅かに焼け残つた軍服、肩章等によりこの殉職者は陸の親鸞寶藏寺久雄少將、岡田己三夫航空兵大佐、辻俊春航空兵少佐、土井義夫、根本功兩航空兵曹長、黒澤雇員の六氏と判明、遺骸は直ちに京都第十六師團司令部に收容同夜陸軍當局をはじめ關係者によつて懇ろな通夜が営まれたが、更に廿六日午後一時三十分京都陸軍病院に安置された、寶藏寺少將並に岡田大佐は北支に、モンハンに共に部隊長として敵の心膽を寒からしめた猛將である尙ほ殉職六勇士は廿六日付を以てそれらへ進級した

陸軍省發表

【三元】陸軍省發表 廿七日午後五時半公務のため二月廿五日朝滿洲より東京に飛來中の陸軍機一機は同日午後一時四十八分京都市綴喜郡大住村字松井に墜落せり殉職者左の如し

陸軍中將 寶藏寺久雄

同 少將 岡田己三夫

陸軍航空兵中佐 辻 俊春 功 陸軍航空兵准尉 根本 功 陸軍技手 黒澤 功 殉職 十五分東京驛着入京、葬儀は航空總監部主催により三月二日午後青山齋場て合同葬を営むことに内定した

那覇の石油タンク爆發

【三元】廿八日午前八時四十分頃那覇市住吉町那覇港に面する日本石油株式會社代理店宮古商會所有の石油倉庫が俄然大爆發し倉庫内の石油は那覇港内に落下し凄惨な状態を呈し那覇港内の全船舶は港外に難を避けた、一方火の手は更に第二倉庫に飛火し爆發を繰返したが警防團員等が消火に努めた結果廿九日午前十時に至り漸く鎮火した、損害廿萬圓、重傷者三名、輕傷廿名

仁川港の大火

【三元】廿二日午後一時十五分頃仁川府稅關構内第一倉庫(建坪七百六十五坪)から出火忽ち第一倉庫を焼き盡し鐵道引込線にあつた貨物満載の貨車八輛を焼失し午後二時半頃鎮火した、損害七百餘萬圓、原因取調中

太田町の火事

【三元】茨城縣久慈郡太田町警察前通り料亭島新附近より廿九日午前二時五十分頃發火、折柄の西北の烈風に煽られ五十七戸を全焼して同五時頃鎮火した、原因損害負傷者目下取調中

靜岡縣下の山火事

【三元】靜岡縣榛原郡上川根村大間地先山林より廿九日午前十一時頃發火折柄の強風に火は八方へ燃え擴がり午後八時に至

るも尙鎮火せず更に猛威を振つてゐる、現場は千頭から七里餘の山奥で交通不便な爲詳細状況不明だが既に數十町歩を焼失した、附近には千古奔銃を知らぬ御料林が多いので靜岡縣警察部では極力管下消防を動員して嚴重警戒に當つてゐる

昨年の交通事故一萬三千件

【三元】警視廳交通課では豫て昨年度一ヶ年中に起つた事故を取りあげて事故を起し易い乘もの類の種別と件數、事故の起り易い地域と場所、事故の起る一日中の時間と被害者の年齢、物件破損額と通學兒童の交通事故等の統計を作製してゐたが此の程漸く完成した、それに依ると昨年一ヶ年中の交通事故總件數は一萬三千七百八十三件でそれによる死亡者は四百六十四人、重傷者は一千一百五十五人、輕傷者は八千五百四十四名多數に上り乗もの種別は普通自動車が一番多く六千六百四十五件、小型自動車に之に次いで二千六百八十八件、人そのもの不注意によるものが一千二百九十六件、電車九百七十六件、手挽車五十八件、汽車七件等の順位となつてゐるが、事故發生の警察署別と場所とを見ると上野驛が上京客の多い上野驛を控へてゐる關係から三百四十六件と言ふ多數の事故が起つて居り、澁谷、新橋、四谷、淀橋、藏前、鹿橋、築地、品川等の各署が驕盛り場等を控へてゐる關係から申合せたやうに二百件以上の交通事故を起して居る、一日中幾時頃が一番事故が多いかと云ふと午後が九千四百四十二件で午前中が四千六百四十一件、午後の中でも四時、五時、六時頃が何れも一千五百五十件前後となつてゐる、午前中の方では

正午頃の一五千二百二件の事故が最高で、午前四時頃僅かに七、八十件見當の事故が七、八、九時頃になつて一時に三、四百件に激増してゐる物件の破損は實に三十九萬七千二百十七圓六十四錢の多額に上り、更に學校兒童關係の事故は八百九十五件でその内譯を見ると輕傷者が男學生五百十六人女生徒二百十三人、重傷者が男學生八十一人女生徒が四十二人、死亡者は男學生が三十四人、女生徒九人、更に學生別から見ると一年生が一番多く男百九十人に對し女八十四人、二年生が之に次いで男百二十六人に對し女が六十五人、三年生から順次上級生になるに従つて減少して五年、六年生になると男が四十人内外、女が十五、六人内外となつてゐる

☆ 雜

ゴータ大公渡米の途へ

【二三】米國での赤十字大會に出席する途次日本に立寄つたドイツ赤十字社總裁ザクセン・ゴープルグ・ゴータ大公は入京以來ドイツ大使館内でオットー大使夫妻以下館員等の禮待を受けてゐるが、廿三日家令、隨行員、從僕三名を伴ひ、オットー大使夫妻の見送りを受けて午後三時横濱からアメリカへ旅立つた

廣東婦人親善使節

【二三】昨年六月廣東婦女維持會代表者劉慧瓊女史一行十名が來朝し日華婦人の親善を行つて以來東洋婦人教育會と廣東婦女會との間に相互に會報を交換してゐるが今回その關係を更に緊密にするため東洋婦人教育會から婦人代表七名が外務省後援の下に答禮のため廿六日午後一時東京

驛發列車で出發した一行は約一ヶ月の豫定で臺灣を経て廣東に向ひ廣東香港等で大いに日支婦人の親善を行ひ三月廿五日歸京の豫定である一行の顔ぶれは次の通り
評議員矢田錦江、同高尾公子、委員八坂喜久子、會員末永壽美子、同清藤泰子、囑託北村淑子(婦人指導官)外務省長尾美智子(東日記者) 指導官同横濱長山義男

興亞觀音像開眼式

【二三】前中支派遣軍司令官、陸軍大將松井石根氏がその愛好の地熱海市伊豆山鳴澤禮拜堂山腹に昨年七月より愛知縣知多郡常滑町陶師芝山溝風氏に製作せしめてゐた高さ壘と一丈二尺の興亞觀音像は最近出來上つたので愈々大將晴れの内地歸還の日を卜して廿四日午後一時より松井大將が願主、芝増上寺大島貫主導師となり首相、陸軍、文部、厚生各大臣、本庄傷兵保護院總裁、及び關係者當時の武將外幾多の勇士遺族を招待嚴肅裡に開眼式を行つた

勇士の優良兒童表彰

【二三】東京市統後奉公聯合會では本年三月小學校及び高等小學校を卒業する出征軍人遺族の兒童で成績優秀なるもの小學校一校につき男女各一名、高等小學校一校につき男女各一名、合計一千四百三十四名の模範兒童に表彰状と頒箱一個づつを贈呈する、此の計畫は毎年實行して出征軍人家族の兒童の善導をなす等である

龍風號日泰迂回飛行成功

【二三】日泰定期航空の佛印迂回による新コース開拓第一回試験飛行「龍風」號(乘組員松井機長、右田操縦士、長岡伊藤兩機關士淺田佐藤兩

通信士)は豫定通り廿六日午前六時廿分快晴に恵まれて羽田空港を離陸、決然東京バンコック六千二百九十キロの空を結ぶ壯途に上り同十時九分に早くも福岡飛行場に安着給油完了を待つて同十時三十九分第一日目的の地たる臺北に向つた
▲臺北着 臺北【二三】龍風號は廿六日午後三時廿八分臺北飛行場に安着した
▲臺北出發 臺北【二三】臺北飛行場に一泊、機翼を休めた龍風號は廿七日午前七時五十六分廣東に向け出發した
▲廣東着【二三】大遼局入電、龍風號は午前十一時十七分(日本時間)廣東に到着した
▲佛印迂回安着 バンコック【二三】佛印迂回洋上コース開拓の龍風號は廿八日午後二時五十分(日本時間)午後四時五十分バンコックのドムアン飛行場に安着した
▲航空日本に凱歌【二三】龍風號は日泰定期航空の新コースたる佛印迂回の洋上飛行を完成し午後四時四十七分ドムアン飛行場に安着した、同コースは未だ世界歴史に開拓されぬものだけに航空局は勿論當の日航にも重大な關心をもち各方面の資料を集めて慎重に研究したのであつた
龍風號は「そよかぜ」や大和號などと同型の新型優秀機で廣東基地出發以來の時速は二百八十キロ程出てをりこれが追風に恵まれたものと思はれるがこれが成功は世界的に見ても重大な意義をもち佛印迂回コースは「航空日本」によつて開拓されたと歴史に大いに記録すべきものである

高利貸にも許可制

【二三】警視廳保安部では高利貸を取締る爲め昨年十月在來の自由營業を許可營業となし六ヶ月の猶豫期間をおいて愈々來る三月一日から實施する、現在迄この許可申請をなした業者は約五百軒餘で保安部では金融取締規則に基いて業者の資格として三千圓以上の資本金を有しなげ者又人格の劣悪なる者等には金融業の認可が下りない又惡質の高利を制限するたに金利も最高百圓に付き日歩二十錢月歩で六分の六圓と定め又内規により利息、手数料等の不當利益を牽制できるやうに定めてある

北京佛教徒視察團來朝
【二三】昨年十二月北京で開催の佛教同願會に出席した日本側顧問に答禮を兼ね日本各宗派本山を視察佛教徒の念願である同心同願を以つて日親善の途程に寄與せんと北京佛教同願會常務理事劉六皆師を團長とする北京訪日佛教徒視察團一行十名は廿九日朝下關入港の關釜連絡船金剛丸で來朝同九時廿五分發京都へ向つた、一行は七日夜京都から東京着各地視察の豫定
帝大亦瀧禍事件
【二三】去る廿三日午後帝大農學部林學科本年度卒業生送別會を構内第二食堂(富士アイヌ經營責任者守矢民平)で開き中村賢太郎教授はじめ教授、助教講師師ら十四名、學生七十二名會食したが廿四日夜から廿五日朝に至り會食者の大半と食堂料理人三名が猛烈な下痢を伴ひ發病、中村教授は重態で東京病院に入院、學生三十二名は帝大病院、慈惠大病院に入院加療中廿八日中村教授と學生四名は赤痢と決定した、警視廳防疫官が調査の結果、發病原因は送別會に出された蠣料理にあると見て蠣の赤痢菌媒介経路を調査し、一方料理人の保菌者有無を目下調査中
▲傳染系統判明せず【二三】帝大の赤痢禍事件につき警視廳防疫課では長塚防疫醫が廿九日も帝大病院に出張、發病原因とみられてゐる蠣の入り荷された帝大構内第二食堂初め、銀座、丸の内富士アイヌ、その他市内十一ヶ所の食堂の賄入五十八名の檢便を行つた所銀座富士アイヌの賄入横山ひでさん(二五)が保菌者であることが判明したがひでさんは入荷した蠣にふれたこととはなく産地で菌が附着したものが料理人の保菌によるものか未だ不明で當局では引續き關係者の檢便を行ひ、保菌者の發見につとめてゐる

公益質屋利用者増加
【二三】公益質屋が設置されたのは昭和二年八月、當時は設備も利用者も僅かなものであつたが、一分二厘五毛といふ低利が客をよんでその後次第に普及、殊に昭和七年の不景氣時代から急激に増加して事變前の十二年四月末現在には市町村及公益法人で經營する之等質屋數が都市、農山漁村を通じて一、一八八、貸付額一、一五二萬圓、利用者も實に約三〇四萬人といふ成績を挙げて來た、その内譯を百分比にすると労働者三三、小商工業者三〇、農漁民一二、停給生活者八と主として都會に利用者が多かつたが事變以後は經濟方面の編成替へて利用者が増加するほかその割合も變化、労働者が減少して小商工業者、農漁民等が増すなど慌しい社會万華鏡を映し出してゐる、即ち十三年五月には設備數一、一四二、貸付額約二、二〇〇萬圓、利用

者約三〇七萬人てその頃からポツポツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二ツ羽振りなきがせ始めた労働者が二

△土地建物上の問題 △七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

△七、七二一 △六、八四二 △九、〇五二 △七、七二一 △四、六五五 △一、七七一 △六、四四三 △四、九四三

一圓四十錢、第二位は大阪府で五百三十圓、隣寸、酒類、砂糖等の第三

十萬一千圓一人當り約一圓二十錢、種は税金額についてだけ見ても五千

圓一人當り約九錢、第四位は福岡あるか、大衆の購買慾が集中した結果

縣で二百六十六萬九千圓一人當り約七か何れにせよ物品税から眺めても最

十八錢、第五位は京都府で百七十四物凄く賣上高を示してゐるのは第

七萬七千圓一人當り約一圓、第六位は一位が「家具」で前記昨年八月月の

神奈川縣で百十四萬圓一人當り約六期間にその課税賣上高は一千八百

十二錢の順、六大都市の在る六府縣四十一萬七千圓に上り一昨年四月か

何れも百萬圓以下、就中東北六縣中高の約二倍、第二は「書畫骨董」で

秋田岩手の兩縣が何れも十萬圓未満同じく昨年度八月月の賣上高は

て沖繩を除く本州最少数額となつてゐるの都會の「遊興飲食」振りを遺

憾なく示してゐる

物品税課税狀況

【三六】國民大衆の日常生活を取り

圍む「税」の垣の中で一番聳々としてゐるのは時計、文房具(但し昨年より

にこたへる物品税は四月から廣範圍課税品目擴大)身邊用細貨類、化粧

増徴、新課が行はれるが廿六日大用品、喫煙用具、帽子、杖鞭及び傘

蔵省から議會へ提出された審議資料及び室内裝飾用品、照明明具、團扇

に見ると一昨年度に比較して各品目及び將棋用具、ラヂオ聴取器及び同

も一齊にゲンと増加して居りこれ等部分品等の十二品目に上る、今内地

生活用品の値上りもさることながら總人口を假に七千萬人として以上の

一面大衆の購買慾は相變らず旺盛な物品税から眺めると、昨年四月から

ことが看取される、昨年度物品税は十二月まで生活刷新が最も強く叫ば

修飾的性質商品として二割を課せられれ始めた時期に、我が國民は生れた

第一種甲七品目(寶石、貴金屬、赤ちやんから老人に至るまで一ヶ月

羽毛製品等)の課税總價格(課税身具に廿四錢、衣服に廿錢、帽子靴

羽毛製品等)が千三百三十六萬八千厘の書畫骨董を買ひ込み、和化粧品

圓、同じく第二種甲種五品目(寫眞機、双眼鏡類、ゴルフ用品化粧用品等)に六錢を支出、その上約八勺のお酒

運賃のラウンドナムバー制四月實施

▲元同志社社長原田助氏【二三】元同志社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

訃

▲元同志社社長原田助氏【二三】元同志社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

同社社長原田助氏は氣管支炎のため同社社長原田助氏は氣管支炎のため

▲藤田平太郎男【二三】藤田組社長貴族院議員男爵藤田平太郎氏は母堂きた刀自葬儀のため入洛京都ホテルに滞在中廿三日午前七時十分急性肺炎のため逝去した、享年七十二

▲市川左團次氏【二三】新橋演舞場に出演中腸癌のため去る十五日加ら休場、木挽町南胃腸病院に入院加療中であつた梨園の大御所高島屋市川左團次と高橋繁次郎氏は廿二日深夜に至り病勢重なり廿三日午前零時五分枕頭につめかけた夫人親戚知人藝界人多数に見守られて眠るが如く息を引取つた、享年六十一

▲後藤祐明氏【二三】前京都市第一助役後藤祐明氏は廿六日午前四時三十五分心臓麻痺で澁谷千駄ヶ谷二四七〇の自宅で逝去した、享年六十九

▲太田四洲氏【二三】新聞並に運動界の先輩太田茂氏は昨秋來病を得て鎌倉養生院で療養中であつたが廿六日午後十一時半氣管支炎で遂に逝去した、享年六十二

スポーツ

明立水上ホッケイ定期戦

【二三】第四回明治治立教水上ホッケイ定期戦は廿一日芝浦リソングで舉行双方共練習不足の色もなく本シーズン掉尾を飾る決戦を展開、立教好調に明大の追撃を却け五對三で快勝した、これで總成績は立教三勝、明治一勝となつた、成績左の通り

立教 5 1 1 1 3 明 治
2 1 0 2 1 0

平井嫌の世界記録を國際水泳へ通告

【二三】長野縣上諏訪夢ノ海に於て

去る四日行はれた神宮スケート大會のスピード女子三千米オーブンヨーリス・レイスに北海道の平井牙子嬢が樹立した五分廿六秒九の記録は昭和十二年ダボスで開かれた世界女子選手権大會に諾威のライラ・シヨウ・セルセン嬢が作つた五分廿九秒六の大日本スケート競技聯盟ではこれをオーブンの世界最高記録として近國國際スケート聯盟(I.S.U.)のアムテルダム事務局へ通告することとなつた、又平井嫌に次いで二、三位となつた滿洲の大倉惠美子(五分廿八秒〇)江島八重子(五分廿八秒三)

兩嬢も同様世界記録を破つてゐるが從來我が水泳の加盟地域であつた滿洲は昨年滿洲水協として獨立し、近く一ヶ國統轄團體としてISUへ正式に加盟申込を行ふ手筈となつてゐるのこの趣旨をも含めて兩嬢の記録は日本國際記録として併せ通告されることとなつた

比島陸上大會に臺灣軍活躍

マニラ【二三】マニラに轉戦中の臺灣陸上軍を加へて比島陸上選手権大會第一日は廿四日マニラリザール競技場で舉行されたがこの日行はれた百米豫選では臺灣の山下、張克定、張啓慶の三者と四百米豫選で船田が落選し高障礙には参加しなかつた、決勝成績左の如し

△千五百米 ①パウエル(比) 4分15秒6、②石田(臺) △圓盤投 ①アマンテ(比) 42米48、吳(臺) 落選

△走中跳 ①カンラス(比) 7米9、②長友(臺) ④張(正)(臺) △四百米 ①比島大學 42秒4 ②マニラ市

立大學聯合 ③臺灣 △走高跳 ①シリバ(比) 1米85、②張(正)(臺)

マニラ【二三】比島陸上選手権大會第二日は廿五日午後二時半からマニラリザール競技場で舉行、臺灣軍はフィールド合計に廿點を擧げてフィールド成績に優勝した、トラックでは比島大學が四二點で優勝、チーム總得點では比島大學が五六點で優勝した(比)11秒0 △四百米 ①ラベロ(比) 49秒3 (比島新記録) △百十米高障礙 ①ガメルラン(比) 15秒5 △砲丸投 ①アマンテ(比) 13米17 (比島新記録) ④吳振武(臺) △一萬米 ①ラケナモ(臺) 4分47秒5 ②カサウ(臺) △二百米 ①グズマン(比) 21秒8 △四百米中障礙 ①バンダバット(比) 54秒0 △八百米 ①パウエル(比) 2分0秒3 △槍投 ①カタモロ(比) 57米4 ②蘇技模(臺) 56米74、假屋園(臺) 五位で落選 △三段跳 ①グラナド(比) 14米84 ②長友(臺) 14米26 △千六百米總走 ①比島大學 5分26秒4、臺灣不参加 △棒高跳 ①高野惣太郎(臺) 3米78 ③土岐(臺) △ト

ラック合計 ①比島大學 四十二點 ②文部省 卅九點 ③マッキンレ 要塞廿八點 ④市立大學聯合軍 十五點 ⑤臺灣 十二點 △フィールド合計 ①臺灣 廿一點 ②市立大學聯合軍 十六點 ③比島大學 十四點 △總得點 ①比島大學 五十六點 ②文部省 四十六點 ③マッキンレ 要塞 四十一點 ④臺灣 卅二點 ⑤市立大學聯合軍 卅一點

大聯聯合軍 卅一點

室内陸上に世界新記録四

一 全米室内陸上競技大會

ニューヨーク【二三】室内陸上競技シーズン最高峰たる第五十二回全米A・A・U選手権大會は廿四日當地マデソン・スクエア・ガーデンにて舉行された、ヤード制復歸の第一

回、加へて例年通り全米の精鋭をす

ぐつての大會に興味を集めたが、果然白熱戦は世界室内新記録四、大會新記録五を生み、更に十七種目中十三種目(一)パイアンス1米94(長距離混走) (二)三碼、(三)碼、(六)碼、(一哩) (四)ニューヨーク大7分31秒4 (二哩障) マクラーズキー10分3秒4 (大) ニューヨークA・C八六點 (二) ニューヨーク大四二點 (三) ジョージタウン 八と更に記録を伸ばし次いで七十碼高障礙で俊雄トルミツチが世界記録を〇秒一短縮し、更にライスは三哩を〇秒一短縮し、更にライスは三哩を一九二五年に芬蘭のリトラ選手の擧げた一三分五秒六を破り、半、哩リレーでもセント・ポール・カレヂが一分三二秒二で舊記録を一蹴した、當大會の呼物千碼では黑人ジョー・ボリカンが宿敵ウッドラフを八碼も引離し、カニングム、フエンスケ、ゲンツケ等超級マイラーを集めた一哩は白熱戦裡に不幸カニングムは最終コーナーで躓きフエンスケに對し今シーズン六度目の敗北を喫したのみならず四位に陥ちた

△廿五封度重錘投 ①パーキンス 17米 7 △走幅跳 ①ペリナフ 7米22 △砲丸投 ①プロジス 16米98 (室内世界新記録) △千碼 ①ボリカン 2分13秒0 △六十碼 ①エラビー 6秒2 △七十碼高障礙 ①トルミツチ 8秒4 (室内世界新記録) △千六百碼混走 (四)碼、(三)碼、(三)碼、(一) ニューヨーク 大1分54秒4 (大會新記録) △六百碼 ①ベルチャー 11分11秒6 (大會新記録) △棒高跳 ①メッド 4米35 (大會新記録) △一哩競歩 ①エンセンバ ック 6分51秒7 △八百八十碼總走 ①セトンホールカレット 1分32秒2

(室内世界新記録) △三哩 ①ライス 13分55秒9 (室内世界新記録) △一

哩 ①フエンスケ 4分8秒3 (大會新記録) △一哩總走 ①ニューヨーク大 3分20秒3 (大會新記録) △走高跳 ①パイアンス 1米94 (長距離混走) (四)碼、(三)碼、(六)碼、(一哩) (一) ニューヨーク大7分31秒4 (二哩障) マクラーズキー10分3秒4 (大) ニューヨークA・C八六點 (二) ニューヨーク大四二點 (三) ジョージタウン 八と更に記録を伸ばし次いで七十碼高障礙で俊雄トルミツチが世界記録を〇秒一短縮し、更にライスは三哩を一九二五年に芬蘭のリトラ選手の擧げた一三分五秒六を破り、半、哩リレーでもセント・ポール・カレヂが一分三二秒二で舊記録を一蹴した、當大會の呼物千碼では黑人ジョー・ボリカンが宿敵ウッドラフを八碼も引離し、カニングム、フエンスケ、ゲンツケ等超級マイラーを集めた一哩は白熱戦裡に不幸カニングムは最終コーナーで躓きフエンスケに對し今シーズン六度目の敗北を喫したのみならず四位に陥ちた

△ダブルス決勝

パッツ 7-5 チルデン
ペリー 6-1 リチャード
6-1 3
葉室、遊佐伯選手を断然リード
リオデジヤネーロ【二三】フルミネンス水泳俱樂部に於ける日本選手公式招待會は廿五日同俱樂部二十五米プールに於て舉行、此の日我遊佐、葉室兩選手共終始好調を見せ断然伯選手をリードし遊佐選手は百米に五十八秒四、二百米に二分十六秒と云ふ好記録を出し、葉室選手は百米に二分三十九秒と云ふ短水路ではあるが日本記録を破る好成績を見せた

日本記録を破る好成績を見せた

滿洲國

皇帝陛下御訪日

新京【二三】盟邦日本の紀元二千六百年を壽ぎ給ふ皇帝陛下には天皇陛下に賀詞言上のため新線蕪る五月初旬大連港を御出港御二度目の御訪日を遊ばされる事に正式決定を見たので滿洲國政府は廿二日午後零時次の如く御日程を發表された

皇帝陛下におかせられては 神武天皇御即位二千六百年を慶祝のため五月初旬御訪日あらせらるる、陛下には大連に於て日本國軍艦に御乘艦七日横濱に御上陸遊ばされ東京に約七日間御滞在、赤坂離宮に御宿泊、この間宮中に御参入、天皇皇后陛下に御會見、又大宮御所に皇太后陛下を御訪問遊ばされ多摩陵、明治神宮、靖國神社に御参拜、又東京第一陸軍病院御慰問、東京帝室博物館並に遊就館御巡覽、後東京發京都に御直行あらせられ同地に數日間御滞在、大宮御所に御宿泊、其の間神宮、敬傍山東北陵、桃山東御陵、櫻原神宮に御参拜あらせられたる後大阪港にて御乘艦一路御歸國の途に就かせ給ふ御豫定なり、今次日本御滞在中日本皇室關係の御招宴以外の奉迎會には御臨場遊ばされず御遊覽のことなく御時局に鑑み簡素を旨とし給ふ思召を拜し日滿兩國關係者は其の行事日程其他につて諸般の準備を進めつゝあり

新京に畜産獸醫大學を創設

新京【二三】滿洲國産業開發に不可欠の關係にある畜産政策の遂行には技術者の大量養成を必要とするので政府は新京に畜産獸醫大學を設置する事となり、近く之が官制を公布する運びとなつた

滿洲國イタリに名譽領事を設置
新京【二三】滿洲國外務局では滿洲關係の緊密化に伴ひ、今回ナポリとゼノア兩市に名譽領事を置く事に決り、イタリヤ政府の諒解を得たので左の兩氏に名譽領事を委嘱任命廿一日の官報で發表した

ギヤニコ・ナヤオリ
ゼノア駐在名譽領事を委嘱す
ロイヤ・ピンテリ
ナポリ駐在名譽領事を委嘱す

特産專管公社職制
新京【二三】滿洲特産專管公社は今回左の如く職制を決定、役員を選任し、略決定したるが、附業部、調査部は準備完了せむ爲尙部長は當分置かぬことになつた

一、總務部(部長瀧谷源四郎) 庶務課、經理課
一、營業部(部長吉田清陽) 企畫課、大豆收買課、製品收買課、製品販賣課
一、附業部 第一課(特産關係團體投資事業、宣傳) 第二課(麻袋に關する事務)

一、調査部 調査課、資料課
滿洲國の國土計畫
新京【二三】第一次産業開發五ヶ年計畫は明年を以て終了するので、滿洲國政府は第二次産業五ヶ年計畫樹立の必要に迫られてゐるが、第二次五ヶ年計畫の圓滑なる運営を期する

技術者の大量養成を必要とするので政府は新京に畜産獸醫大學を設置する事となり、近く之が官制を公布する運びとなつた

滿洲國イタリに名譽領事を設置
新京【二三】滿洲國外務局では滿洲關係の緊密化に伴ひ、今回ナポリとゼノア兩市に名譽領事を置く事に決り、イタリヤ政府の諒解を得たので左の兩氏に名譽領事を委嘱任命廿一日の官報で發表した

ギヤニコ・ナヤオリ
ゼノア駐在名譽領事を委嘱す
ロイヤ・ピンテリ
ナポリ駐在名譽領事を委嘱す

特産專管公社職制
新京【二三】滿洲特産專管公社は今回左の如く職制を決定、役員を選任し、略決定したるが、附業部、調査部は準備完了せむ爲尙部長は當分置かぬことになつた

一、總務部(部長瀧谷源四郎) 庶務課、經理課
一、營業部(部長吉田清陽) 企畫課、大豆收買課、製品收買課、製品販賣課
一、附業部 第一課(特産關係團體投資事業、宣傳) 第二課(麻袋に關する事務)

一、調査部 調査課、資料課
滿洲國の國土計畫
新京【二三】第一次産業開發五ヶ年計畫は明年を以て終了するので、滿洲國政府は第二次産業五ヶ年計畫樹立の必要に迫られてゐるが、第二次五ヶ年計畫の圓滑なる運営を期する

るため先づ國土を合理的、能率的に利用せんがために適地適住の原則に従ひ生産並に人口の地域配置を行ふと共に、交通網の整備を行ふこととなり廿六日國務院會議に於て國土計畫(假稱)策定要綱を上程可決を見た、右國土計畫は康徳七年度を起年として二ヶ年を以て綜合調査と計畫概要を完成する豫定で、先づ本年度は基本資料の蒐集整備と實地調査を全滿に亘り施行し、具體的策定に當つては他の國策と横の連絡を維持するため企畫委員會、國土計畫委員會を暫定的に併設し將來は國土計畫局の設置も考慮されてゐる、而して國土計畫委員會には政府、地方書記官、軍、關東局、滿鐵及び民間有力團體を網羅し、必要に應じて地方に地域計畫委員會を設置する事になつて居り、國防と資源開發の二大目標として重要國策の綜合的調査を行はんとするものである

滿洲國軍警の英靈忠靈塔に合祀
新京【二三】皇紀二千六百年に當り忠靈塔顯彰會では建國節の三月一日を以つて在滿忠靈塔に滿洲國軍警戰歿勇士の英靈を合祀する事となつた旨發表した

財政・經濟

等技術的難點のあつた爲本格的製粉を延期してゐたが、鋭意檢討の結果技術的困難を克服愈々製粉を開始することになり、産業部は今回割當數量工場を決定した、割當工場數量は左の如し(單位千袋)

日滿製粉(松花江工場) 一五四八
日東製粉(新京工場) 三〇七
滿洲特産工業(奉天工場) 二九五
尙これに要する高粱は二百三十八萬袋と見込まれてゐるが、全國の出廻りは不良の爲め製粉實施は幾分遅れ代用粉混入も豫定より遅れて實施されるものと見られる

滿洲炭大增産見込
新京【二三】康徳六年度に於ける全滿の出炭成績は九月を最低として十月より漸次好轉して居り、滿炭系では昨年四月より本年三月に至る年度に於ては豫定計畫七百八十萬噸に對して九十一パーセントを突破する七百二十萬噸が期待されてをり、滿鐵系其他を合計して全滿採炭量は二千萬噸を實現するものと見られてゐるが、其の全貌は左の如く

總出炭量二千六百萬噸に上り六百萬噸に上り六百萬噸の増産が豫定される

一、滿鐵系 撫順は現狀維持、蛟河は六年度出炭五十萬噸に對し四十萬噸増産の豫定で滿鐵系總産額豫想一千百萬噸

一、滿炭系 滿炭は六年度に於て三百二十萬噸の増産を實現したが七年度の主要炭坑出炭高豫定は阜新三百萬噸、西安百七十萬噸、北票百二十萬噸、復州二十五萬噸、鶴岡百五十萬噸、其他を合せて合計千百萬噸に達する豫定

一、その他群少炭坑出炭總計四百萬噸

一、興農合作社理事長決定
新京【二三】興農合作社は四月一日設立されることになつたが、中央會の理事長に現滿洲糧穀會社理事長小平權一氏、副理事長に金融合作社の副理事長白羽清澄氏を迎へる事になつた

滿洲小麥專賣價格
新京【二三】廿五日より實施される小麥粉專賣價格の舊價格に對する引上額は左の如し

一、政府賣下價格(括弧内引上額)

特種品 八圓九錢(先七錢)
普通品一等 七圓九錢(先七錢)
普通品二等 六圓九錢(先七錢)
二、販賣人販賣價格

特種品 八圓三錢(先七錢)
普通品一等 七圓三錢(先七錢)
普通品二等 六圓三錢(先七錢)

滿拓社債問題解決
新京【二三】滿洲國政府は産業五ヶ年計畫所要資金中對日物資買付金として日本に還流する以外の資金については日本側起債市場の情勢を考慮して開發擔當會社の社内保留金を活用する一方、國內に於て社債を發行して所要資金を調達する根本方針を定め、その第一着手として昨年以來滿拓の國內社債發行につき中銀、興銀及び日本側關係當局と協議を進めたる結果この程總額五千萬圓を利率年四分三厘、發行價額九十八圓、期限十ヶ年で政府の元利拂保の下に中銀引受けて發行することとなつた、同社債の發行について日本側に於てはその利率決定を繞り波紋をまき起したが、問題となつた日滿利率の

差は同社債を日本側に流出させない措置を講ずることに日滿双方の妥協

成り、約一ヶ年に亘つての難問題であつた國內社債の發行は解決を見た

わけてある、政府は今後電々その他國內社債發行計畫に對しても國內

物資の調達資金については滿拓社債の例に倣つて逐次發行、情勢を見て

一般に開放、證券市場の育成に資するとともに遊資吸収に資する方針

如くである、従つて利率の如きも滿洲の特殊事情を加味して市場消化可

能限度まで引上げねばならぬものと見られてゐる

興安東省入植地決定 札蘭屯【二三】日本開拓農民未踏の

地興安東省地區への日本開拓民進出計畫は明年を期し最初の入植戸數を

五千戸と豫定し入植地區を左の如く選定、具體的調査を開始する事とな

つた 布特哈旗十八萬五千ヘクタール、喜札嘎爾旗十二萬ヘクタール、巴

彥旗八萬ヘクタール、莫力達瓦旗一萬七千ヘクタール、合計四十萬

二千ヘクタール 爲替計畫決定 新東京【二三】外貨資金計畫並に圓資

金調達計畫に付ては過般星野總務長官、松田經濟部長等の東上により

日本側と根本方針の打合せを完了したが、これが具體的計畫樹立のため

經濟部を中心に關係各機關との間に審議の結果、爲替計畫については四

月以降六月迄の第二四半期、圓資金については各種對滿投資等を含めて

總額十二億圓の計畫が決定を見たため、日本側と具體的打合せを遂げる

ため經濟部青木金融司長は來る三月二日の日滿連絡機で東上することに

なつた 對滿砂糖供給量正式決定 新東京【二三】本年度の糖聯の對滿供

給量は百六十萬ピクルと舊臘一旦決定を見たもの、其の後遺算が見込

るに至つたので曩の需給計畫に改定を加へられ、過般來生活必需品會社

と糖聯との間に折衝の結果割當量は總額百五十萬ピクルと正式決定を

見、價格は白糖百斤十九圓中、白粗八圓赤粗十三圓と決定した、之によ

つて滿洲國の國內販賣價格は現公定價格より約一割方引下げが期待され

る 豆粕對日供給協定量確保 新東京【二三】日滿を通ずる農産物増

産に對應せる肥料の供給に關し日本側は曩に決定せる滿洲大豆粕對日供

給百七萬噸、大豆九十二萬噸の確保のため農林省田口蓄産課長、川崎技

師が二十四日入京、滿洲側關係機關と交渉を開始した、滿洲側としては

大豆出廻現情より見て協定量三、四、五の三ヶ月間に月別供給量を決

定してこれを確保する事になり日本側もこれを諒とした

全滿稅關に貿易課新設 新東京【二三】滿洲國政府は最近に於

ける爲替管理並に貿易統制の強化に對應すると共に、各種經濟方策の

實施に際し地方經濟事情に精通してゐる各地稅關をして之に協力せしめ

る爲、全滿稅關に貿易課を新設する事に決定、四月一日より實施する模

様である、從來稅關は専ら徵稅機關として輸出入關稅の徵收事務に當つ

てゐたが、最近に於ける爲替貿易行政の實施に當つては單なる徵稅機關

としての機能の外に統制方策に對する積極的運営の權限を與ふる必要が

生ずるに至つた爲である 杜丹江に新しい有力發電地 佳木期【二三】かねて三江省公署で

は依蘭縣三道通を貫流する杜丹江の水系が水力發電に最適なるに着眼、

鏡泊湖水力發電局依蘭縣公置と連絡二十數名よりなる現地水系調査隊を

組織、三道通の水系調査を行つた結果十五萬キロワット發電能力個所一

ヶ所、七、八萬キロ發電能力個所二ヶ所の有力發電個所を發見、水力發

電國策に凱歌が揚つた、尙調査隊一行は當地帶で石炭、鐵礦、マンガ

ン等の礦石十數種を發見して引揚げた 火保統制法案 新東京【二三】滿洲國政府は滿洲火災

保險會社の事業關係を調査するため懸案の一社一代理店制度に代へるに

業者間の協定により效果的な實績を擧げしめる事となつた、統制要綱左

の通り (一) 特殊物件は滿洲火災元受け契約とする一般物件は滿洲火災と日本

側業者との自由契約に任ず (二) 保險業者をして再保險に關する所謂

「再保プール」を設置せしめ相互間に再保の交換を行はしめる (三) 業

者をして協會を結成せしめる 滿日社長更迭 奉天【二三】滿洲日日新聞社では二

十一日株主總會を開き、村田社長は任期滿了退社する事となり、後任社

長として現滿鐵弘報課長松本豐三氏が就任する事に決定した、尙松本氏

の後任には現滿日東京支社長芝田研三氏に決定、近く發令する筈

滿航新社長決定 奉天【二三】滿航では臨時株主總會を開催兒玉前社長辭任に伴ふ社長推

薦の件につき協議の結果、陸軍中將前當場製作所取締役大江亮一氏を推

薦することに滿場一致可決した 生必會社理事長に島田茂氏 新東京【二三】政府は生活必需品會社

理事長に元臺灣銀行頭取島田茂氏を任命、廿七日發令した 滿洲生命株主總會 新東京【二三】滿洲生命では第三回定

時株主總會を開催、第三營業年度に於ける營業報告、貸借對照表、財産

目録、損益計算書、定款變更の件を附議承認を求めた、同總會に報告さ

れた本年度業績並に利益金處分左の如し(單位千圓) 本年度業績 △契約高三三、三九

〇件、四八七、六〇一△年度總契約高 損益計算額 (收入) △前年繰越

七七七△保險料二、九一七△諸利息 一三〇△雜收入二△財産賣却額四二

△合計三、八七五(支出) △保險金額三八六△税金六△事業費一、三〇

七△財産評價算五△資金償却額一八 一△前年度繰越一、八五九△合計三、

七四七△純益一二九 ▲利益金處分案(單位圓) △法定準備金六、五〇〇△次年度繰越二二、

六八六、四六五 滿鐵營業計畫一部修正 奉天【二三】滿鐵では日滿物動計畫

の見透しから十五年度事業修正の必要に迫られ先般來國防産業の充實の

必要に添ひ重點主義の一層強化を中心とする具體的修正案の樹立を急ぎ

つゝあつたが大村總裁の歸滿を待つて廿六日大連、廿八日奉天に重役會

を開催した結果新線計畫の一部繰り延べその他十五年度事業計畫一部の

修正案を得たので佐々木、佐藤兩副總裁は同日關係當局と打合せのため

新東京に向つた、尙資材難による繰り延べの主なるものは新線建設で各種

改良工事も幾分繰り延べを豫定されるが港灣計畫は變更なく石炭製油は

時局に鑑み積極的増産を行ふことになつてゐる 滿洲電化の資源調査好成績 新東京【二三】昨年末電氣化學、日本

化成、大日本セルロイド三社の企業参加により愈々本格的建設へと入つ

た滿洲電氣化學では解氷期を俟つて吉林に年産五千噸のカーバイト試験

工場を建設する事になつてゐるが、同社が昨年來大陸科學院、滿炭等の

援助を得て調査を開始した吉林を中心とするカーバイト工業關係の資源

調査がこの程完了した、電氣工業に最も重要な電力は豐滿發電所完成に

より豊富低廉に供給を受ける事になつて居り、其他の重要原料も不安な

き事が今回の調査により判明前途を曠望されてゐる、即ちカーバイト用

石炭石は奉吉線明城が品質數量共に秀れをり康徳十二年度同社年使用

豫定量百萬噸に對し埋藏量五億噸に上つてをり數十年間の需要を充し得

る、又工業用水は現在の水源豫定地で賄ひ得る見透しがつき水産も良好

なことが明らかにされ、石炭も十二年度用使用總量七百萬噸を滿炭系の

炭礦乃至新嶺山開發で供給し得る見込みである

世界情勢

旬 間 大 観

北部戦線では打續くソ聯軍の猛進撃にフィンランド軍は遂にコイヴイスト島を放棄、芬蘭第二の首都ヴィプリ市の陥落も目眉の間に迫り、タンネル外相は列國の積極的對芬武力援助を要望して悲痛な叫びを擧げるスエーデン、ノルウェーへの戰禍波及も不可避のもの如く英國の對芬援助が漸く積極化して來た。英艦の北極洋進出、近東海上遊弋や芬蘭戰線派遣の義勇軍司令官が元米大統領の御曹子であつたり、英米の對ソ感情が漸く行動の上に現はれて來たことは、ウエルズ米國務次官並にマイロン・テラーの歐洲乘込みと關聯して注目すべき現象である。ウエルズ乘込みを前にして英獨兩國の首腦部が旺んに辯舌を振つて居るのも面白い光景だが、結局英獨戰爭は英ソ戰にまで變質激化されるのではあるまいか。ウエルズの行動こそ刮目して注視すべきである。



蘇 芬 戰 線

ソ聯軍戰況公表

モスクワ【二三】レニンググラード軍管區司令部發表表 廿一日の前線には特記すべき變化なし、但し去る十九日より廿一日に至る三日間にソ聯軍はコイヴイスト要塞地帯を含む前線に於て敵堡壘百七十六を占領したがその中三十七は鐵筋コンクリート製であつた、一方ソ聯軍用機は同日フィンランド軍及びその軍事目標を爆撃、又敵機と空中戦を演じその中十六機を撃墜した

ヘルシンキ【二三】芬軍總司令部は表した

ソ聯軍戰況公表

モスクワ【二三】レニンググラード軍管區司令部發表表 前線に於いては廿三日何等見るべき戰況の變化なし、カレリヤ地峽に於いては降雪甚しく加ふるに霧深きためソ聯軍の活動は意の如く進捗しなかつた、然し乍らソ聯軍は敵堡壘十二を占領しその中には鐵筋コンクリート製砲兵陣地四を數へた、悪天候のためソ聯空軍の活動は著しく制限を受け軍に偵察飛行を敢行したのみであつた

芬軍續々退却

ヘルシンキ【二三】カレリア戦線に於けるフィンランド軍は昨廿四日終日ソ聯軍の猛攻を受け各所に於て退却の止むなきに至つた、フィンランド軍當局は右退却は戰略的必要より出たものであると稱してあるがフィンランド軍は愈々危局に立つに至つた模様である、且下兩軍はフィンランド海とムオラ湖北端を結ぶ線に於て激戦を交へて居り更にソ聯軍はフィンランド灣岸ピユルケ方面より新だに攻撃を開始主要海岸砲臺數ヶ所を占領した

ソ聯軍引續き前進

モスクワ【二三】レニンググラード軍管區司令部發表表

一、ソ聯軍は廿五日カレリア戦線に於て八個の鐵筋コンクリート製砲兵陣地を含む二十八個の堡壘を奪取して敵の防備線を突破した、敵は數度に互り逆襲を試みたがその都度大損害を受けて撃退された

一、他の戦線に於ては特筆すべき戰況なし

一、ソ聯空軍は數個地點に於て敵部隊に有效なる襲撃を加へ且空中戦に於て敵機十臺を撃墜した

ウイプリ市全獲

ヘルシンキ【二三】廿六日ヘルシンキに達した情報によればフィンランド灣に臨むフィンランド第二の都市ウイプリはソ聯空軍の猛爆及び砲兵陣よりの長距離砲撃により完全に破壊され目下炎々たる猛火に包まれ、一方シンスキヤルグイ戦線に於てはフィンランド軍が漸次優勢を挽回、廿六日の如きは一回の戰闘で五、六百のソ聯兵を殲滅したと言はれる

芬軍コイヴイスト島放棄

ヘルシンキ【二三】フィンランド政府は廿六日カレリア地峽のフィンランド灣に面するコイヴイストの沖に位置する諸島を放棄せざるを得ないがソ聯軍の猛攻に堪へかねたものゝ如く同諸島はマンネルハイム線の西端をなし同群島の放棄はフィンランド軍にとつては相當の痛手を解されてゐる

芬軍戰況發表

ヘルシンキ【二三】フィンランド軍司令部發表表 前線に於いては近の諸島から撤退した、一方ソ聯軍はカレリア地峽西部の攻撃を繼續してゐるがフィンランド軍の砲兵歩兵はこれに反撃を加へソ聯軍の戰車數臺を擱坐せしめた、カレリア地峽の東部は砲聲稍活潑なる他は一般に平靜でフィンランド軍はソ聯の一砲兵部隊を沈黙せしめ歩兵部隊若干を殲滅した、フィンランド空軍は敵前線の背後に爆撃偵察飛行を敢行空中戦に於ても優勢を保持した、ソ聯空軍の爆撃は數ヶ所に止まりハンゲ、ク1サモ、カヤーニ、ソトカモ等に爆

ソ聯軍戰況發表

ヘルシンキ【二三】レニンググラード軍管區司令部發表表 ソ聯軍は廿六日カレリア地峽に於て引續き多數の敵軍堡壘を撃破、反撃して來つた敵軍は多一戰闘に於てソ聯軍は敵戰車五臺を破壊しその中三臺を鹵獲した、去る廿四日の軍司令部發表の戦利品以外にコイヴイスト島に於いて敵堡壘廿六(鐵筋コンクリート製砲兵陣地十五を含む)を占領、且つ砲廠二軍需品倉庫四、砲彈一萬發、小銃彈五萬を鹵獲した、他の戦線に於いては何等特記すべき戰況は行はれなかつた、一方ソ聯空軍は敵軍隊並に軍事目標を爆撃、敵軍用機との空中戦を演じ敵機十九臺を撃墜した

モスクワ【二三】レニンググラード軍

管區司令部發表表 廿八日カレリア地峽のソ聯軍は依然猛攻を續けつゝありフィンランド軍はソ聯軍の攻撃を阻止せんとして逆襲を試み來つたがいづれも多數の死傷者を出して退却した、ソ聯軍が廿八日の進出により占據せる地點次の通り

サルメニカイタ河北岸の敵堡壘、ウオクシヤルグイ湖西岸リタサリ町、ユラパンヤルグイ湖北岸のマルチラ、ハンマルニエミ、ヘイクリラの諸部落、ヘインヨキ停車場西南四軒のカマラ町並にグイブリ南方六軒のアラソメ市の

而して廿八日一日を通じてこの方面のソ聯軍は合計四十二個の敵堡壘を占領した、其他の戦線に於ては特記すべき變化なく空軍は天候不良の爲

偵察飛行を行つたのみである

ベツアモ戦線分陣地崩壊
ヘルシキ【二六】最近各戦線でソ聯軍の勝報が頻に傳へられるが...

ウイブリ市陥落迫る
ヘルシキ【二九】廿九日午後發表されたフィンランド軍コミニケ...

【註】ウイブリ市はロシア帝政時代にはカレリア州の首都、現在同名州の主邑である、人口約四萬、レ...

以てフィンランド灣の結氷を利し同要塞線の背後に上陸してウイブリを無効作戦に出ているがウイブリ附近無数の大小島嶼は結氷海面を補強した形でソ聯軍の上陸を容易ならしめ天然の要害がフィンランドを禍した形である、因にウイブリ市は直線コースで首都ヘルシキを距る約二百五十キロの地點に在る

ソ聯軍着々戦果を擴大
モスクワ【三〇】レニングラード軍管區司令部發表にソ聯軍は二月廿九日カレリア地峽に於いて着々戦果を擴大しウイブリ、フアルクヤルビ間鐵道線路並にアイラツパ、ハイノキ、ペロ(ウイブリ東方九軒)の各驛を占領、更にウイブリ灣東岸ウイブリ南方二軒のイルザイニオ及び近傍の避暑地を占領した、廿八、廿九の兩日に亘りソ聯軍は敵の堡壘二百七十個を占據したが右の内六十六個は鐵筋コンクリート砲壘であつた、其他の戦線に於ては異常はなかつた、空軍は敵軍及敵軍事施設に對し空爆を敢行し空中戦において撃墜せしもの及び飛行場に在りし敵機を爆破せるもの計卅六機を數へた

ソ聯機瑞領爆撃
ストックホルム【三二】ソ聯空軍は廿一日午後一時頃爆撃機七機の編隊を以てスエーデン領パヤラ(芬瑞國境より西方約十軒トルネア河谷北部の小部落)上空に飛來、三十乃至四十個の爆弾を投下した、パヤラ部落は目下盛んに炎上しつゝあるが死者はなかつた模様である、斯かるソ聯機のスエーデン領爆撃は一般に偶發的なものと認められてゐるがソ聯軍

の不法行爲としてスエーデン國內輿論を刺戟しつゝありスエーデン政府は強硬派の對芬直接援助運動を一段と激化するものと豫想されて居る、尙スエーデン政府は右爆撃に關し廿一日ウイニテル駐ソ公使宛ソ聯政府に強硬抗議を行ふ様訓令を發した

▲英佛獨のデマをタヌ反駁
モスクワ【三三】ソ聯政府は廿三日タヌ通信を通じて正式に右ソ聯機の瑞領爆撃を否定し左の如く述べた
ソ聯飛行機は一機だけと雖もパヤラ村は勿論スエーデン領の何れの上空をも飛行しなかつたものでありソ聯機の瑞領爆撃は明かに某國の惡意に基く虚構である、尙英佛紙及びドイツの或新聞はソ聯はエストニア、ラトヴィア、リトアニアのバルト三國から新たに數ヶ所の海軍基地並に陸軍基地其他を要求したと報じてあるが斯かる報道も又凡て何等の根據なきものであり笑ふべき虚構に過ぎない

瑞防空部隊緊張
ストックホルム【三三】スエーデン・T通信社の報道によれば上部ノルランド州軍司令官は陸軍省の命令に接し廿一日ソ聯機により不法爆撃を受けたパヤラ地方の被害状況並に實狀調査のため廿二日直ちに専門家を派遣せる旨を發表した

瑞典防空部隊に嚴命
ストックホルム【三三】ソ聯空軍のスエーデン爆撃は其後相次いで起つてゐるがスエーデン軍事當局は廿二日全國の防空部隊に對し爾今スエーデン上空に飛來する外國軍用機に對してはその國籍の如何を問はず直に之を討ち落す可しとの嚴命を發した旨發表した

ソ聯倭瑞の意なし
ストックホルム【三三】ストックホルム政界消息通よりの情報によれば駐瑞ソ聯大使コロンタイ女史は廿二日日本國政府の訓令に基きギンデル外相を訪問、ソ聯軍はフィンランドを制壓せる後、スエーデン領に侵入する意圖なき旨を正式に通告したといはれる

北歐三國動向
瑞の政治危機解消
ストックホルム【三三】スエーデンの對芬軍事援助問題を繞り國內には援助賛成派と反對派の兩論が對立一時政治危機が傳へられたがスエーデン議會は廿一日右問題に關して政府の信任投票を行つた結果過半数を以て政府の對芬軍事援助拒否政策を信任した、これにより國王グスタフ五世御退位説まで生んだスエーデンの政治危機は一應解消した形となつた

モロトフ委員勃
瑞兩公使と會見
モスクワ【三三】モロトフ人民委員會議長は廿一日クリストフ新任ブルガリア公使並にアツサルソン新任スエーデン公使を夫々引見會談を遂げ、會談の内容に關しては何等發表を見ないがソ芬戦争が愈々決定的段階に入つてゐること及びソ聯アルガリア兩國の接近傾向が顯著な折柄當日の會談は注目される

諸國防強化
ストックホルム【三三】北歐の情勢險惡を告げる折柄ノルウェー政府は廿二日海軍省令を以て未教育兵を招集し六ヶ月間の訓練を加へた上海岸の防備に當らしめることとなり既に一萬名以上が自ら軍事教育をうけるために入營した、又民間飛行士三百名が近く

三ヶ月の飛行訓練を受ける事となつて居り更に軍事訓練普及の爲通信教授も計畫されてゐる

北歐三國外相會議
コペンハーゲン【三五】北歐三國外相會議は廿五日午後漸く開會された即ちギンデル外相が結氷に妨げられて出帆出來ず飛行機に乗換へて廿五日午前漸くコペンハーゲンに到着したので豫定より一日遅れ廿五、六の兩日を會談に當てることとなつた譯で今次會談の主なる議題として傳へられる所は
一、三國海運保護のための協力方法
一、對芬援助の程度並に方法
一、去る廿一日のスエーデン、パヤラ地方に於けるソ聯空軍の爆撃事件に鑑み三國の對ソ協同策策研究
一、爲替管理に關する協力
等と解されるが肝心の後補たる英佛から積極的援助が未だ期待されず且つデンマークは目先に危險を感じるものが割合少く而も對獨關係は他の二國と異なるから結局今回の三國會議は單なる情報交換乃至打合せ會議たるに止まり此の際重大な協同動作を決定するには至るまいと豫想されてゐる

【簡單に終了】コペンハーゲン【三五】廿五日午後デンマーク外務省に於て開會された北歐三國外相會議は廿五日夜早くも一應の終結を見た、即ち會談は午後二時半から七時迄僅か四時間半で終つたもので初めの計畫では三回の會議を二日に分けて行ふ管であつたが會談の議題に關する詳細な準備が事前に行はれてゐた事と廿四日午後既にコト諾外相、ム

ソチ丁外相が非公式會談をなし意見の交換を行つた事と依つて急速に會談を終了したものと見られる、尙會談に先立ち廿五日午前三國外相は打連れてアマリエンボルグ宮を訪問國王クリスチアン十世に謁見した

北歐三國嚴正中立維持を聲明
コペンハーゲン【二三】北歐三國外相會議は廿五日僅か四時間半で終了したが會議終了後三外相は連名にてコンミニニクを發表した、要旨次の如し

一、本會議の結果に就いては關係國たるフィンランド外相並にアイスランド首相に對し電報を以て通告した

一、ソ芬戰爭が速かに終焉しフィンランドの獨立が保全されることを熱烈に希望する

一、吾等の中立政策を外國からの壓力によつて侵害せんとするが如き如何なる主張に對しても我等はこれを排撃する

一、三國は嚴正中立を持續し三國を戰爭に捲込まんとする如何なる工作にも反對す

一、海戰に於ける國際法違反に對する強硬反對並に合法的通商貿易の維持を決定しこれが貫徹のために交戰國との交渉に於いては三國は相互に支持す可き事

一、益々大なる慘害を招來すべき戰爭繼續に對して警告をなすと共に永遠の平和を齎すためには凡ゆる努力をなすに吝ならざる事を表明す

ソ芬戰爭調停に英乘出説否定
ロンドン【二三】コペンハーゲンに於ける北歐三國外相會議を機としてスカンデナヴィヤ諸國のソ芬戰爭調

停乗出し説が行はれてゐるが英國官邊では廿六日これを否定して左の如く語つた
英國政府は今日迄の所斯る北歐三國のソ芬戰爭調停に關して何等の情報も入手してゐない、更に英國政府が斯る動きを介入してゐると言ふことは毛頭ない

尙ノルウェー政府から去る廿四日英國政府に何等かの通牒が手交され英國政府は目下これを検討中の模様でこの通牒が北歐諸國の調停乗出しに關するものであるとの説が行はれてゐるが英官邊では調停に關するものに非ずと明確に言明してゐる、デーリー・テレグラフ紙外交記者も廿六日の同紙上で「ソ芬戰爭はソ芬兩國の直接交渉によつて解決すべき性質のもので英國政府は調停乗出し等の意向を全く有しない様である」と否定的觀測を述べてゐる

獨の干渉を瑞危懼
コペンハーゲン【二三】廿五日コペンハーゲンで開催された北歐三國外相會議に於ては北歐三國の海運問題並にソ芬戰爭が重要議題となり會議後のコンミニニクに於いてもソ芬戰爭の早急なる終焉を希望する旨を述べたがこれはスウェーデン側のドイツの對瑞干渉を恐れる意見が反映したものと見られれてゐる、即ちハンソン瑞首相が過般議會に於いて對芬援助不擴大方針を言明したこともスウェーデンのソ芬戰爭介入がドイツの對瑞内政干渉を招來すべきを恐れた結果でこの意見が北歐外相會議の大勢を支配したものと見られ對瑞關係今後

の發展が専ら注目されてゐる

英元總領事活躍
ヘルシンキ【二三】元ヘルシンキ駐劄英國總領事ヘンリー・バル氏は先般來英國空軍の精銳デ・ハズイランド型救護飛行機に搭乗フィンランド西南角の要港アボに飛來畫策を續けたが廿三日ヘルシンキに到着したバル氏はフィンランド來訪の目的は英國の對芬軍事援助の準備を進めるにありと解されてゐる

對芬援助軍司令官元米大統領息
ロンドン【二三】元米大統領領事セオドル・ルーズヴェルト氏の次男カーク・ルーズヴェルト氏は歐洲戰爭勃發と共に自ら志願して英國軍に投じ少佐として活躍中であつたが今回英國軍を辭職し新に英國人を以て組織されたフィンランド援助義勇軍の司令官に就任する旨廿八日對芬援助事務局から發表された

英の芬援助軍出發
ロンドン【二三】かねて募集中であつた英國義勇軍約三千の先發隊はセオドル・ルーズヴェルト元米大統領の令息カーク・ルーズヴェルト氏指揮の下に既に數日前英國を出發し目下極秘の道順でフィンランド戦線に向つてをり更に後續部隊も今後續々フィンランド戦線に繰出される模様である

積極的對芬援助切望
ヘルシンキ【二三】タンネル芬外相は廿八日新聞記者團に對しソ聯軍の活潑なる進撃に反し各國の對芬援助が遲々として捗らないことに對し焦慮の色を浮べて左の如く語つた
各國がフィンランドに對し各種の援助を與へつゝあることは感謝に堪へないが不幸右援はソ聯軍の優勢に引かへ未だ充分とは云へぬ

し又頗る緩慢である、米國に對し我國は六千萬弗の借款を申込んでゐるが平時と違ひ危急存亡の機に在る我國の實情が未だ理解されず其の借款も二千萬弗程度となりさうだ、ソ聯の侵略に關し和平提議の話は聞いた、余は何れの國よりするも斯かる友好的干渉に反對するものではないが併し我國は如何なる代償を拂つても平和を得んとしてゐるものではない、フィンランドの獨立は領土保全を内容としな

い干渉は我國の到底受諾し得ざるどころ、斯かる提議は寧ろ無きに優る
(註) 援芬借款に付ては「アメリカ」項中「對外融資法案」の條參照

★英ソ關係緊迫
北極洋に英艦出沒
一、ソ聯海軍急行一
ストツクホルム【二三】最近英佛兩國の對ソ態度が相當硬化し來つた傾向が認められ注目されてゐる折柄廿二日アフテンブラデツ紙モスクワ特派員の報ずる處によれば同日ソ聯政府は北極洋に臨むフィンランド領ペツアモ港附近に英國軍艦が出沒するのを認めたとの情報に接し周意狼狽海軍人民委員クズネツフオ氏が空路急遽ムルマンスクに向つたと傳へられる、一方ソ聯北極洋艦隊は既に一切の職備を完了待期の姿勢にありクズネツフオ海軍人民委員のムルマンスク急行は右檢閲のためといはれる、ソ聯政府は最近英國が獨ソ通商の妨害に乗り出すべく企圖しつゝありとの報道に對し極めて神経過敏の様子で官邊の一部では若し英國が通商妨害のためソ聯商船を撃沈するが如きことあらんか右は直ちに兩國を

して干戈を交へしむるの結果に導くであらうとの強硬なる意見を披瀝したと傳へられる
▲英艦北極洋派遣は事實
ロンドン【二三】北極洋に英艦出沒すとの情報にソ聯政府内部の空氣は俄然緊張シクズネツフオ海軍人民委員は空路に於ては廿二日ロンドン有力筋の洩らすところによれば英國海軍の一部が最近北極洋に分遣せられペツアモ附近に行動してゐたと信すべき理由がある、但しその勢力は全く不明である
英ソ海軍衝突説を否定
コペンハーゲン【二三】北極洋ペツアモ方面へ向つた英國軍艦とソ聯北極洋艦隊との間に衝突が行はれたとの報道が一部外國筋に行はれてゐるがデンマーク官邊ではかかる風評は傳説であらうとのを否定し左の如く語つた

一部の風評では英國がフィンランドを援助すべくペツアモに部隊を揚陸せんとし此の爲英國軍艦とソ聯北極洋艦隊との間に衝突が起つたと云ふが之は誤傳であらう、英國軍艦のペツアモ派遣はスカンデナヴィア半島產出の高級鐵の英國への輸出を確保し且之をドイツへ輸送するのを妨げんとする意圖に出たものと信ぜられる

獨は飽くまで不擴大方針
ベルリン【二三】ヒトラー總統の作戰方針は開戰以來未だ何等の變更を來してゐない、即ち外交と云はず軍事と云はず何處迄も不擴大方針で押して行かうといふのが彼の行動の基

西部戰線

獨は飽くまで不擴大方針
ベルリン【二三】ヒトラー總統の作戰方針は開戰以來未だ何等の變更を來してゐない、即ち外交と云はず軍事と云はず何處迄も不擴大方針で押して行かうといふのが彼の行動の基

調となつてゐる、バルカン政策乃至
北歐政策に就いても全く同じことが
云へるのである、總統が兵禍の不擴
大方針をとつてゐる意義は云ふ迄も
なく

一、兵力を西部戦線だけに集結し兵
力分散と多面作戦を避けんとする
事

二、バルカン、北歐等ドイツ經濟力
の後方補給路の攪亂されるのを防
止せんとする事

にある、現在バルカン、北歐は單に
地方物資の補給國として重要である
だけでなくドイツと中立國との間に
開放されてゐる通商路として非常に
重大意義があるのだがドイツが英佛
聯合軍に完全に包圍されてゐた第一
次大戦第二年に於いてすら平時貿易
の四割程度の輸入が出来た程だから
この兩通商路を開放して置くことは
ドイツの軍事經濟力培養の上に絶大
な價值がある、萬一これに戰禍を渡
及されることになればこれ等小國自
身の生産組織が動かなくなるだけ
なく、その他中立國との貿易が杜絶
することになるからドイツにとつて
は死活的な損失となる、従つて英佛
兩國がこの裏をかくてバルカン、北
洋に軍事的經濟的攪亂策を強化して
ゐることは當然である、軍事的には
フランスのウエイガン將軍をしてシ
リアに大軍の集結を開始してゐる、
更にソ聯のバルカン進出も寧ろ英國
の希望する所ぞ種々の工作を繞らし
てゐる、問題のルーマニアの石油に
就いてドナウ河の石油輸送船の八割
を逸早く備船しドイツへの輸出を妨
害してゐる、ドイツは又米國其他中
立國から銅、鐵、石油、食糧等を中立
國貨物の形式で輸入してゐるが英佛

海軍はジブラルタルとアドリア海に
大艦隊を擁し貨物の差押へによりド
イツの企圖を封じやうとしてゐる
これに對抗するためドイツはアルト
マルク號事件のやうに武力を背景と
する威嚇でこれ等諸國の好意的中立
維持を強要、更にイタリヤ、ソ聯の
相互牽制力を利用、現状を維持せん
としてゐるのである、これに關聯し
て注目すべきはソ芬紛争の成行きだ
が最近現地を視察した軍事専門家の
見解では戦局は本年内に漸く終結す
る程度と云はれるからソ聯のバルカ
ン進出は當分豫想出來ない、結局差
當りバルカン、北歐の大勢に大なる
變化はないものと豫想されるが包圍
戰の形で行はれる英獨争奪の成行き
は興味深いものがある

▲白住民避難開始 プルニツセル
【二二】ドイツの所謂春季攻勢を前
にドイツ軍の行動が如何なる方面に
向けられるかは各方面の重視する所
となつてゐるが廿八日ブルニツセル
の「ル・ソアール」紙の報ずる所に
依ればベルギー東部の工業都市ヴェ
ルヴァイエル市(リユー、ジ東方廿
五キロ)の數千の住民は國防省並
に保健省よりの戦争の危険が迫る前
に避難せよとの警告に接し續々避難
を開始した、一方リユクサンブル
よりの報道に依れば國境附近の住民
は大部隊のドイツ軍の移動を目撃し
たといはれ春暖の候を前にこの方面
の情勢は再び緊迫した情勢を呈し始
めたやうである

▲獨白國境交通を制限 (獨側措置)
ユーベ(ベルギー) 【二三】ドイ
ツ政府は一日より獨白國境アーヘン
地方の獨白交通を制限するに廿九日

決定した、之により獨白國境の交通
は全然禁止されたわけではないが相
當の制限を受ける譯でドイツのベル
ギー制撃が豫て傳へられてゐる折柄
ドイツ政府今回の措置は頗る注目さ
れてゐる

▲獨白國境警備強化 ユーベ(ベル
ギー) 【二四】ドイツ政府は明日よりアーヘ
ン地方に於ける獨白國境の交通を制
限することに決定したが廿九日右地
方を通過した旅行者の談によると
同方面の國境警備陣は著しく強化せ
られ居る模様で既に數日前から列車
が國境を通過の際には鐵道警察隊員
の手で全部の車窓が遮蓋されてゐた
事實があるといふ

▲勞働者にも歸國禁止 ユーベ(ベル
ギー) 【二五】當地に於いて一般に豫想せ
られてゐる所によればドイツ政府は
明日を期してドイツ、ベルギー間
のみならずドイツ、オランダ間の交
通をも當分停止する事とならうと言
はれてゐる、ドイツ警察當局では獨
白國境地帯に於いて使用されてゐる
ベルギー人勞働者に對して既にベル
ギーへ歸國するパスの發給を拒否し
てゐる、又アーヘンのパン屋に對し
ては三ヶ月分の麥粉を貯藏するよう
當局より警告を受けてゐるが當局で
はその理由として「麥粉輸送が困難
となるかも知れぬから」と説明して
ゐるといはれる

▲國境交通制限は防諜の措置か
【二六】ドイツ當局は一日より突如獨白國境を閉鎖するこ
とを決定したが獨白國境警備警察官
は廿九日獨白國境の附近に住むオラ
ンダ人の妻となつてゐる一獨逸婦人
に交付してゐる國境通過證を無効と
なし國境通過を拒否した、消息通方

面では右事實に關しドイツはジグ
フリート線を更に白蘭國境に迄延長
せんとしてゐるのでこの近代化せる
北部要塞構築の防諜の措置であらう
と見てゐる

☆ 空 軍

▲獨機英海岸襲撃
【二七】英國空軍省發表
廿二日正午過ぎ英國北西部海岸上空
にドイツ爆撃機が襲來、附近航行上
の英國船舶を襲撃せんと試みたが邀撃
の英空軍戰鬥機のため内一機は海上
に又他の一機はセントアツプス・ヘ
ッド附近の沿岸に墜落せられた、獨
機の英陸地墜落は開戦以來今回で四
回目である、尙同日午前ノーフオー
ク沖合海上に來襲の獨機は航海中英
トロール船を爆撃フアイフシャア
【二八】獨機は撃沈したが他の一隻の
ため機銃により反撃を蒙り遁走した
撃沈せられたフアイフシャア一號乗
組員廿二名中生存者は唯一名である
右報告に接した英空軍は直ちに戰鬥
機を出動せしめ獨機を追跡せしめた
英獨空襲交換

▲獨機空襲交換
【二九】ドイツ軍司令部發
表【三〇】ドイツ空軍は廿二日北海英本國
並にフランス東部の上空を廣範圍に
互り偵察飛行を敢行したが英國方面
に向つた飛行機の内二機は歸還しな
かつた、又英空軍の三機は廿三日ド
イツ沿岸に來西したが右の内二機は
カース・ウエイントン一機は我がメ
ーサーシニミット機によつて撃墜さ
れた

▲獨機諾汽船を撃沈
【三一】英國空軍省發表
廿二日英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英空軍大規模偵察飛行
【三二】英國空軍省發表
【三三】英國空軍は昨廿六日朝來ドイツ領内
を敢次に互り飛翔しヘリゴランド、
北海沿岸を初め西部ドイツ領内に廣
範圍偵察飛行を行つた、夜に入る
と共に獨領フリジア諸島方面に於け
る恒例的哨戒飛行の他、北ドイツ及
びバルチック海重要海港を偵察し更
に別働隊は遠く中部ドイツに侵入し
てベルリン上空に迄達し而も全機無
事歸還した

▲英空軍偵察飛行
【三四】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【三五】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【三六】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【三七】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【三八】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【三九】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

▲英國空軍省發表
【四〇】英國空軍省發表
廿七日夜英國空軍は又も北部ドイツ一
帯に廣汎な偵察飛行を敢行し我が飛
行機はベルリン、ハンノーフ、エル並
にキール、クツクス、ハーブエン等の
海軍根據地の偵察に成功した
獨機襲撃される

九名が戦死した、更に同日ドイツ爆
撃機は英國東海岸でノルウェー汽船
アカバール號(「吾囀」)他一隻を爆
撃アカバール號は火災を起し他の一
隻は沈没した、又廿三日早朝他の獨
機は英東海岸に來襲した模様で防空
部隊は直ちに活動を開始したが空襲
警報は發せられなかつた

▲獨機プラーグに飛來
【四一】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四二】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四三】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四四】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四五】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四六】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四七】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四八】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【四九】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【五〇】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

▲英國空軍省發表
【五一】英國空軍省發表
廿三日夜英國空軍はドイツ領空奥深
クボヘミヤ保護領の首都プラーグ上
空に迄侵入偵察飛行を敢行した、開
戦以來英國空軍のプラーグ上空偵察
飛行は今回で二度目である、尙この
際我空軍の一機は歸途方向を誤まり
ベルギー領に不時着した
英空軍大規模偵察飛行

獨機擊斃數合計四十三

空軍は廿七日北海のヘリゴランド島上空の偵察飛行に成功したが中一機は遂に歸還せず一方廿七日英國海岸に來襲した獨機二機を擊斃これを開戦以來英海岸で擊斃した獨機は四十三機に達した譯である、その他獨機で根據地に歸還不能となつたものは九機に上る見込である

獨空軍英佛偵察飛行

表1ドイッ空軍は廿六日夜から廿七日にかけてフランス領を廣範圍に亘り偵察しその中數機はバリ上空にまで飛行した、一方別働隊は昨廿七日北海上の英國領島嶼並にフランスの一部地方の偵察を試みたが各地に於いて敵高射砲火の洗禮をうけた、英國に向つたドイッ機中二機は遂に歸還しなかつた、尙我が防空砲隊は廿七日ドイッ海岸に來襲したプリストルブレシハイム型英國偵察機一機を擊斃した

▲パリに三回空襲

ドイッ飛行機は廿六日午後九時半及び廿七日午前四時二十五分並に午前六時の三回に亘りパリ地方を空襲した空襲警報は第二回目の廿七日拂曉の空襲の際せられたのみであつたが第一回目の空襲に於てカルチエ・ラダンのサンジェル・ドゥバトンの地下鐵附近及び植物園附近で高射砲彈の破片のため六名の負傷者を出した

オランダに外國機飛來

アマステルダム【二三】オランダ政府は廿八日早曉外國飛行機數機がアマステルダム上空に飛來した旨發表した、ANP通信社の報道によると右國籍不明の飛行機の來襲に際して

ムステルダム近郊の高射砲隊は一齊に防空砲火を開いたがうち一發の不發彈がアマステルダムの南部で落下し負傷者はない模様である

☆海上

中立船海難

アマステルダム【二三】廿一日アマステルダムに達した沈没船の情報左の如し
一、ノルウェー汽船スタート號(一、二噸)は英國近海で沈没したが原因は不明である
一、ギリシヤ汽船エリン號(四九七噸)はスペイン西岸フイニステル岬の五十哩沖合で沈没、乗組員二十六名は救助された
一、ニューヨークよりロツテルダムに向ける石油を満載して航行中のデン・ハーグ號(八、九噸)は二月十四日以来杳とて消息を絶ち其の運命は憂慮されてゐる
一、オランダ汽船タラ號(四、七噸)は廿日スペイン西海岸フイニステレ岬沖合一六〇哩の海上で突如爆發を起し沈没した、乗組員は全部救助された模様

英船一週間に十三萬噸沈没

(獨發表) 去る十二月より十八日迄の一週間に沈没せる英船は總噸數十二萬八千噸に上る旨廿二日公表した

英船沈没

ロンドン【二三】英國汽船ロツク・マツデーイ號(四、九噸)は廿二日グラスゴウより北大西洋を航行中ドイッ潜水艦の攻撃を受け沈没したが同船護衛中の英國軍艦は直ちに右潜水艦を撃沈したと言はれる、乗客中四名は行方不明、生存者三五名は同船の沈没時を移さず護衛艦の手に依り救助された

擊沈船總數六百萬噸

(佛側公表) 大戦開始以來二月廿日迄のドイッ海軍による英佛及び中立國船舶擊沈總數を四百六十九隻、百八十一萬三千五百噸と發表したがフランス軍司令部では廿六日は全く虚偽の數字なりと左の如くフランス側の統計を公表した

ドイッ軍司令部の公表は全く虚構

のものである、ドイッ軍海軍による問題の船舶損失額は二月十九日迄の統計は左の如くである
△總計 三三隻 一、〇〇五、三三九噸
△フランス 一四隻 六、三〇〇噸
△英國 一七隻 五〇、四九噸
△中立國 一四隻 四八、五五噸

ネルソン號損傷説

ベルリン【三五】英國戰艦ネルソン號が機雷に觸れ損傷を被つたとの報道は逸早くベルリンに傳へられたがフエルキツヤ・ベオーバハ紙がアマステルダム特電は廿五日これに關して左の如く報じてゐる
英國戰艦ネルソン號(三、五噸)損傷説は久しく傳へられてゐたが十二月月中旬頃機雷に觸れ相當重大な損傷を被り英國南部某造船所に曳航されたことが確認された
但しドイッ官邊は未だこれを確認せず言明を避けてゐる

英二主力艦損傷

ロンドン【三七】チャーチル海相は廿七日下院海軍豫算計議に際し英國主力艦ネルソン號(三、五噸)及びバラム號(三、二噸)が夫々磁氣機雷一魚雷により損傷を受けて修理中であつたが近く艦隊に復歸する旨を發表した

獨潜水艦の殊勳

(五ヶ月に十一萬四千噸) 五ヶ月に十一萬四千噸の噸數を擧げた獨潜水艦の殊勳は、北大西洋に獨艦出現の噂を蒙つたグライフ・シュペー號自沈の壯烈な姿を目前に見て市民の昂奮今猶さめ切らぬモンテグアイデオに廿二日又も獨豆艦出現の噂が傳はりセンセーションを捲き起した、右の噂は同日附エル・アエプロ紙が多分ドイチユランド又はアドミラル・シエアーと覺しきドイッ補給戰艦が最近南大西洋に出没したとの記事を掲載したことに因る、然るに恰も右の噂を裏書するものゝ如く最近チリからモンテグアイデオに入港したドイッ汽船ラーン號(八、九噸)が數日來盛んに貨物積込を行ひつゝあつた事實あり既に積荷を了へて出帆待期の状態にあるので或はこれが獨艦の補給船として活躍するのではなからうかとも想像せられ各方面注視の的となつてゐる

英佛軍艦米船觸

ローマ【二三】廿二日ローマ着無電によれば去る十五日ジエノアを出帆した米國汽船マンハツタン號はニューヨークに向ふ途中フランス軍艦に一回八時間、英國軍艦に一回廿四時停船を命ぜられ五十九個の郵便行囊を調べられ多數の郵便物を沒收せられたこと判明した、米國官憲は英佛兩國に對し抗議を提出する模様である

英艦獨り通商路破壞を圖る

キルケネス【二三】目下フィンランド領ベツアモ港沖合に數隻の英國軍艦が遊弋中であるが確聞するにこれはドイッ商船がノルウェー領海を獨り通商路として利用することを阻止せんとする意圖の下に行はれてゐると見られる
▲北水洋で獨艦擊沈説 ベルゲン艦隊の集結が盛んに傳へられてゐる折柄廿六日ノルウェー北端のザアルドからベルゲンに達した報道に依れば隻數不明の英佛軍艦がベツアモ沖合でドイッ船二隻を擊沈したとの事であるが詳細は尙不明である
★アルトマルク號事件英諸折衝 諾の立場は合法的(諸外相主張)が二十日の下院に於てアルトマルク號事件に關し英政府一流の國際法の見解を披露、ノルウェー政府の態度を非難したことは多大の反響を呼んでゐるがコイト諸外相は廿一日ノルウェーの有力通信社ノルスク・テレグラム・ビュローの記者と會見、英國側の見解を反駁ノルウェー政府のアルトマルク號事件に對する措置の合法性を主張した、コイト外相の言明左の通り
ノルウェー政府は中立に關する見解に於て絶えず英國と聯絡を取つて行動して來た、即ち大戦勃發後昨年及び本年の二回に亘つて英諸兩國政府間に關する協議が行はれたのである、而してノルウェー

政府は交戦國軍艦が二十四時間主義を遵守する限り何等の臨檢的措置を受けずノルウェー領海を航行する権利を有することを英國も亦承認してゐるものと諒解してゐる、アルトマルク號は獨袖珍艦艦グラブ・シムペー號の補助艦として行動してゐたものであるから當然軍艦と認めらる可きであり従つて前述の權利を有する事勿論て更に臨檢拒否權利をも併せ有する筈である、アルトマルク號船内に捕虜が存在することは何等同船の法律的地位を變更するものではなく同船は當然故國への自由なる航行を認めらる可きものであつた

諾對英回答手交

オスロ【二六】コルバン駐英諸公使は廿四日夜ハリファツクス英外相を外務省に訪問アルトマルク號事件に關する英國政府の抗議に對するノルウェー政府の回答書を手交せる旨廿六日ノルウェー政府より公表されたノルウェー政府は右對英回答は於てアルトマルク號事件に關する措置は國際法に準據し合法的であり且英國政府が從來の見解を固執するならば係争事件をヘーグの仲裁裁判に附託することを提議する旨を述べた

英對諾再回答を發せん

ロンドン【二六】アルトマルク號事件に關する英國の對諾抗議に對するノルウェーの回答は目下英外務省に於いて慎重検討中である英國政府は近く重ねてノルウェー政府に對し回答を發表すべく回答文を練つてゐる、消息通筋では右對諾回答に於て英國政府はかゝる事件を仲裁裁判に訴へんとするノルウェー政府の主張を反駁

し事實上一度斯くの如き先例が樹立さればノルウェー政府は獨諾兩國の關係より生ずる各種事件を仲裁裁判に附することを受諾するの止むなきに至るものと同時にドイツ汽船にしてスエーデンの鐵嶺を積

バルカン近東情勢

土國防法實施の影響甚大

イスタンブール【二三】トルコ政府は十九日の閣議で突如國防法の施行を決定、商工サイダム首相を首席とし大藏、商工國防、經濟、交通、農林の七閣僚を委員とする閣内委員會の組織を發表して内外に多大の衝動を與へたが右國防法は産業交通輸入貿易等各部門に互り廣般且嚴重な國家統制を規定したもので一種の國家總動員法と言ふ可く國內内外の經濟界に及ぼす影響は甚大と見られる、國防法の適用されるのは

コルト

一、總動員又は一部動員
一、トルコが參戰の可能性ある時
一、トルコに影響するが如き第三國間の戰爭勃發

の三つの場合に限られてをり従つてトルコ政府今回の決定公布は右の状態の何れかに存在するとの認識に基いたものとして重視されてゐる

土在任ノ聯技師引揚

イスタンブール【二三】廿一日ソ聯政府は從來ソ土通商協定に基きトルコの産業部内に従事してゐた數百名のソ聯人技師に對し突如即時歸還命令を發した

英將校團トルコ着

ソフィア【二三】近東方面の情勢緊

迫が傳へられる折柄先週中に約五十名の英國士官がアドリアノーブルのトルコ國境要塞地帯に到着した、之等英國士官は大部分バレスチナ及びエザブトから來たもので全部砲工兵士官である、彼等はアドリアノーブル及びキルクキリツセ方面の要塞構築指導の使命を有するものと確信するにこの他にも別に同様の使命を帯びた英國將校團の一行がボスフォア海峡地方に滞在中といはれる

ソ國境のソ聯兵脱走

ローマ【二三】ステファニ通信イスダンブール電によれば最近ソ土國境たるコルカナス地方防備のソ聯赤軍中より脱走者相次ぎ最近も砲兵數名が脱走したと云はれる、又最近同國境方面の回教徒中移かに國境を越えてトルコ領内に移住するもの後を絶たぬ爲ソ聯政府は之等國境地方居住の回教徒に對し國境地方より真地に引上げるやう強制手段を採りつつある模様である

トルコ近海に英艦出沒

イスタンブール【二三】バルカン情勢の緊迫化と共にダーダネルス海峡の軍事的意義が益々重要視されつつある折柄廿二日に至り同海峡及びその附近沖合のトルコ領海内には英國軍艦數隻が派遣されてゐる事實が判

明した、即ち廿二日ソ聯汽船一隻及びイタリア汽船二隻が同海峡附近トルコ領海内に於て夫々異つた英國軍艦によつて停船を命ぜられ檢索を受けた旨報じられてゐる、ソ聯船は多島海内レムノス(伊領)テネドス(土領)兩島の間に於いて英海軍の一巡洋艦によつて檢索を受け更にイタリア汽船二隻はイスタンブール附近に於いて檢索を受けたもので之れにより英國軍艦がダーダネルス海峡附近を廣範圍に警邏巡航してゐることが判明した

トルコ遂に大動員か

(外部との連絡杜絶)
ローマ【二三】トルコ政府は過般國防法を發布ソ土國境に兵力を集中してゐると傳へられるが廿四日アムステルダム、ソフィア、ブタペスト、ベルグラッド、ローマ等に達した情報に依ればトルコは廿四日に至り愈々ソ聯國境地方に國防法發布以來最初の大規模動員を開始したと云はれる之は確報ではないが上記の諸都市とトルコとの電話聯絡が廿四日朝來一切杜絶したことに由つて裏書された感ありバルカンに戰禍波及近しとの壓迫感を彌益してゐる、尙メツツジエロ紙ブカレスト電もトルコは全國防軍に動員令を發しソ聯國境の防備強化に拍車をかけ初めたと報じてゐるが最近の諸事實即ち

- 一、ソ聯海軍の黒海に於る大規模な演習
- 一、濠洲及びニュージランド軍の近東地方到着
- 一、英佛近東軍總司令官ウエーガン佛將軍の活躍
- 一、ソ聯の石油積出港として有名なコーカサスのバクー港が連日燈火

管制を施行し初めたこと等と關聯して各方面に衝動を與へてゐる

▲トルコは動員を否定 イスタンブール【二三】トルコがコーカサス國境地方に廿五萬の大兵を集中したとの外國通信社の報道はトルコ官邊により否定されたが旬日に互り極秘裡に行はれたソ聯海軍艦隊の大規模な演習、ソ聯軍の國境方面に於ける大移動等の事實がトルコを強く刺戟してゐるのは事實で有力筋の一部にはソ土關係の危機近しと見る向きあり情勢漸く不穩を加へつゝある

▲トルコの緊張加はる ニューヨーク【二三】イスタンブールを中心とする近東情勢の緊張はニューヨーク朝刊各紙にセンセーショナルに取扱はれ殊にニューヨーク・タイムス紙のベルグラッド來電はソ土國境の緊張振りを次の如く報じてゐる

ソ聯歩兵一個大隊がコーカサスの國境を越えてトルコ領に侵入したトルコ軍に武器解除された、而してトルコ側は武器引渡しをソ聯政府に通告したので右受取の爲にソ聯から騎兵部隊が派遣されたがこの騎兵部隊はトルコ領に入るやソ聯へ戻ることを拒絶して今猶トルコ領に頑張つてをり事態は險惡を極めてゐる、最初に入つた歩兵大隊がソ聯を嫌つてトルコ領へ遁入したのかそれともトルコと事を構へるために計畫的に入つたものか未だ不明である

一方歐洲諸都市からの來電は殆んど一齊にイスタンブールの一大緊張を想像せしめるものがあるがイスタンブールから廿四日午前七時ニューヨークに達したUP電はそれ程の緊張

を傳へて居らずトルコ軍動員説が歐
洲各地へ擴つたのはソ聯側から發せ
られた虚報が基となつたものであら
うと報じてゐる即ち數日前ソ聯海軍
機關紙がトルコ軍五十萬と英米佛製
の飛行機五百臺がソ聯國境に動員さ
れたと報じた事あり右は直ちにトル
コ側によつて否定されたが今日に至
つて右の虚報が蒸し返へされて傳へ
られたのではないかといはれてゐる

ソ土兩國境より撤兵か

イスタンブール【二三】トルコ官邊
よりの確實な情報によればソ聯ト
コ兩國はコーカサス國境方面の兩國
軍隊を撤退せしめるに決したといは
れる、即ち過般同方面に於てソ聯軍
一小部隊がトルコ領内に過つて越境
しその結果兩軍間に不必要な摩擦を
生ずる懼れがあるので兩國はかゝる
事態を回避せんが爲雙方に於て軍隊
を撤退するに決したものである、右
に關し當地軍事専門家筋では次の如
く語つてゐる

トルコはコーカサス方面に萬一に
備へて約廿萬の軍隊を集結してゐ
るがトルコ軍としては紛争を惹起
するが如き行動は斷じて執つてゐ
ない

土海峽の防備完成を急ぐ

イスタンブール【二三】トルコ國軍
當局は最近着々ダーダネルス、ボス
フォラス兩海峽の防備を強化しつゝ
あるが權威ある筋よりの情報によれ
ば軍當局は海空よりの攻撃に備へる
イスタンブールの防禦施設の最終の
仕上げを急ぐ事となりこの爲二十五
日トルコ國軍司令部將校團及び之を
援助す可き英佛技師の増援部隊がイ
スタンブールに相前後して到着した
といはれる、一方當地新聞はソ聯の

對獨物資補給が重視せられるに至る
場合は英佛は猶豫することなくバク
の油田に對し軍事行動を起す可
く英佛對ソ聯の開戦は必至である
報じてゐる、更にアンカラよりの報
道に作れば十九日創設を見た閣内委
員會はエレグリ炭坑地方に強制労働
制を施行し同方面の全勞働者に自由
離職を禁止した

土學生造船實習に渡英

アンカラ【二六】最近トルコの英佛
陣營接近が傳へられてゐるが先にド
イツへ留學造船技術を研究、大戦勃
發と共に本國へ召還されたトルコ學
生四十名は今般英土兩國間に協定が
成立、近く英國に赴き英國各地造船
所に於いて造船技術の實習に従事す
る事となつた

船舶歸還令嶺山勞働者徵用令發布

イスタンブール【二七】トルコ政府
は廿七日閣内國防委員會の名を以て
國外にあるトルコ船舶全部に對し本
國歸還命令を發し追つて許可ある迄
トルコ領海内に留るべきことを命じ
た、船舶歸還命令の理由は何等發表
されないがこれと同時に嶺山勞働の
經驗者に徵用令を發し強制的にエレ
グリ及びゾングルタツク炭礦の採炭
に従事せしめ且つ兵役の義務を免除
する旨を發表した

ソ土國交緊張を土首相否定

アンカラ【二九】ソ土國交の緊張が
傳へられる折柄廿九日サイダム土首
相はラヂオを通じ斯る噂は事實無根
であると之を否認し左の如く述べ
た

緊急措置に出た理由は發表され
ないが過般實施された商船四隻即ち
あり最近完成をみた商船四隻即ち
五千五百噸級二隻、三千五百噸級二
隻はその儘緊船を命ぜられた、右に
關しイスタンブール外交界ではトル
コ船舶がドイツ向けソ聯物資を運搬
するを阻止せんとする英佛兩國の指
金とみてゐる

石炭統制令實施

アンカラ【二六】政府は去る廿二日
公布の國防法に基づき着々國內の戰
時體制を強化しつゝあるが廿八日開
催された閣議は右國防法に基づき全
國の石炭事業を統制する石炭統制令
を決定した、右法令の内容の通り
一、石炭並に燃料工業地帯に強制勞
働制度を實施する
一、石炭販賣組合聯盟は調整委員會
の監督の下に置かれ右委員會は石
炭の輸出並に國內消費價格を公定
する

英イターダネルス開放要求か

ロイマ【二九】廿九日イターダ政府
側近筋の洩らすところによればイタ
リア政府はトルコ政府に對し黒海に
於ける自國船舶の保護のため黒海に
軍艦を派遣し得るやう一九三六年成
立のモントルー協定第廿一條の適用
方を要請することにならうといはれ
る、右は近東の情勢が緊迫を告げて
折柄イターダの同方面に對する
積極的關心を示すものとして注目さ
れるが更に一説によれば英國政府も
既にトルコに對し英國軍艦のダーダ
ネルス海峽自由通過許可を要請した
模様である、尙モントルー協定中ダ
ーダネルス海峽通過に關する條項は
第廿條及び第廿一條でその内容次の
通り

トルコはソ聯を攻撃する意圖を有
せざるは勿論ソ聯がトルコを攻撃
すべしとも信じてはゐない、ソ土
兩國は現在通常の善隣關係を維持
して居り之を混亂に陥れる理由は

何もない、余は取り立てゝ何れの
國が斯る惡意に満ちた宣傳を行つ
てゐるとは非難しないが此の際トル
コの堅持する對外政策は今も昔
も變りなく常に率直公平である
云ふことを強調して斯る宣傳に對
する警告とした、トルコは如何
なる國家の聯合に對しても自國の
執るべき行動の線に沿はない事柄
に就いて管て節を讓つた例なく、
又將來に於ても斷じて之を讓る意
志はない

總動員令三月一日發布

ブカレスト【二三】確聞す
るにルーマニア政府は来る
三月一日を期して總動員令
を發し完全な戰時體制に入ること
を決定したと云はれる、右は最近ドナ
ウ河の解氷季を前にしてルーマニア
を繞る國際關係が益々紛糾せんとす
る形勢にあるためと見られるが總動
員令發布と同時に北東南の各國境
方には戒嚴令が施行されるものと見
られる

▲伊重視

ロイマ【二三】當地外交
界ではこれはハンガリーとルーマニ
アの關係悪化及びソ聯の政治的壓
迫が加へられた結果であるとして居
り結局ルーマニアはイターダに對し
ハンガリーとの關係調停の斡旋を申
込むものとして成り行きを重視して
ゐる

羅の對英回答到着

ロンドン【二三】ルーマニア政府が
石油統制委員會を新設し英佛系石油
會社を壓迫してドイツ向石油供給額
を増額せんとする意圖に關聯し英佛
兩國政府は過般ルーマニア政府に對
し抗議の照會を發したが右に對する
ルーマニア政府の回答は今週初頭既
に英國政府の手許に到着した模様で

第廿一條 トルコが急迫せる戰爭の
危險に脅威せらるゝと思惟する場
合に於ては同國は第二十條の規定
を適用するの權利を有すべし
トルコの餘震續く
イスタンブール【二三】トルコ、ア
ナトリア地方の地震はその後も引續
き餘震頻發、殊に廿一日以來震動は
愈々活潑となりカイセリ地方では全
滅部落八十、死者五十、負傷二百に及
んでゐる

尼馬羅

ブカレスト【二三】確聞す
るにルーマニア政府は来る
三月一日を期して總動員令
を發し完全な戰時體制に入ること
を決定したと云はれる、右は最近ドナ
ウ河の解氷季を前にしてルーマニア
を繞る國際關係が益々紛糾せんとす
る形勢にあるためと見られるが總動
員令發布と同時に北東南の各國境
方には戒嚴令が施行されるものと見
られる

▲伊重視

ロイマ【二三】當地外交
界ではこれはハンガリーとルーマニ
アの關係悪化及びソ聯の政治的壓
迫が加へられた結果であるとして居
り結局ルーマニアはイターダに對し
ハンガリーとの關係調停の斡旋を申
込むものとして成り行きを重視して
ゐる

羅の對英回答到着

ロンドン【二三】ルーマニア政府が
石油統制委員會を新設し英佛系石油
會社を壓迫してドイツ向石油供給額
を増額せんとする意圖に關聯し英佛
兩國政府は過般ルーマニア政府に對
し抗議の照會を發したが右に對する
ルーマニア政府の回答は今週初頭既
に英國政府の手許に到着した模様で

物通商交渉の最後の取極めを行ふ傍ら兩國の政治的接近を圖る爲め廿二日ソノロニアに到着したコンスタンチネ・ニコラエ相はボジロト勳藏相と會見種々協議を遂げた後廿三日夜ソノニアを出發歸國の途に就いた

伊國會談

ベルグラド【二三】ボツタイ伊文相は廿二日ベルグラドを訪問してユーゴ・マルコヴァイツ外相と會見長時間に亘り重要懇談を遂げた、右終つてボツタイ文相はパウル攝政主催の午餐會に招かれたが同午餐會にはユーゴ側よりは關係以下多數の顯官出席し頗る盛會を極めた、ボツタイ文相は午餐會後「新人道主義と學校教育」と題する一場の講演を行つた

近東の危機觀測區々
【二三】近東の情勢緊迫化に關しては消息通の觀測も區々で見通し明瞭を缺いてゐるが廿五日附ボロ・デー・ローマ紙のイスタンブール特派員ナポリターノ氏の報道は危機の切迫を左の如く報じてゐる

近東に於て戦争が起ることは最早時間の問題に過ぎない、トルコやイランに對しソ聯が脅威を與へてゐるといふ風説が目下盛んに飛んでゐるがこれは英佛の宣傳で英佛は開戦の場合に道義的にも法律的にも開戦の理由を主張出来る様に今から準備してゐるものである、而して近東方面のフランス將校が活動してゐることは戦争が頗る近き事を意味する、即ちそれはソ聯の油田を破壊しドイツを燃料饑饉に陥れやうといふ作戰に他ならぬ

右イタリヤ記者の解釋は一應理由は

あるがしかし更に英佛軍が大規模の集結を始めなくては對ソ攻撃は疑問とされて居り若し現在傳へられてゐる程度の兵力しか實際集結してゐないとなれば英佛の眞意は寧ろフィンランドにソ聯が全力を集中することを妨害せんが爲の牽制策に過ぎぬのではないかといふのが一つの有力な見方である、従つて今後この方面への兵力増加如何が事態進展のバロメーターたる役目を勤める譯だが之に關する確實性ある情報は極めて寡く軍事専門家筋も手掛り不足に惱んでゐる

バルカン、近東の緊張加はる

近東方面に於ける英佛大軍の集中とソ聯軍の大部隊配置は英佛獨ソの對立に異常な緊張を加へ去る十九日トルコ政府の國防法實施と共にトルコ國內は頗る緊張と不安を示してゐるが問題の中心は結局石油に在ると觀せらるゝルーマニア並にソ聯の石油確保を工作するドイツに對し英佛必死の妨害策が事態を此處まで切迫させたもので此の問題はその發展如何に依つては此の方面への戰果擴大の原因ともなり得る相續を呈するに至つた、戰時下のドイツは最少限年に一千萬噸乃至一千三百萬噸の石油を要するに對し其の國內生産高は僅かに三百萬噸に過ぎずドイツは決定的問題輸入の確保が戰爭遂行上決定的問題である、ドイツはルーマニアとの新協定に依る毎月十三萬噸の輸入の外獨ソ新協定に依りバクラー地方の石油を黒海經由ドナウ河を通航、大量輸入する計畫を樹て其の第一船は既に五千噸を積込んで數日前ルーマニアのコンスタンツアに到着した、ドナウ河解氷期後には更に活潑な輸送が想像されるが之に對し英佛側はルーマニア政府に對する威嚇或は自國系資本を動員してドナウ船會社の獨占工作等に依り其の對獨輸送を阻止するにあり他方ソ聯に對して言論機關を以つて一齊に攻撃と警告を發し中にはソ聯のドイツ向石油輸送が今後益々活潑化した曉には對ソ開戦も亦辭せずと英佛空軍に依るバクラー油田の攻撃は容易であるとかまで極言するものすらあり、之等の言論が單なる威嚇でなく或程度實行の可能性があるを暗示する事實は枚擧に暇ない程である

獨ソ油田開發協定説

【二三】廿七日パリに達した情報によれば最近獨ソ兩國の間にソ聯が成立した模様である、其具體的内容は不明であるが現在バシキール油田の産油額は年三百五十萬噸乃至四百萬噸であるのを七百萬噸程度に増加せよとするもので既にドイツに輸出せんとするもので既にドイツに技師團が同油田に赴いて石油増産に當つてゐるといはれる

和平使節動靜

☆ウエルズ特使

獨帝政復活も可能—
アムステルダム【二三】ウエルズ米國務次官は三月五日頃ローマ經由ベルリンに到着ヒトラー總統と會見し、その和戰の意圖を打診するものと、豫想されるがドイツ政界では三月政勢説が有力に傳へられてゐる一方そ

の背後に又短期和平説も根強く唱道されてゐる、ドイツ政界の信すべき筋よりの情報によれば少くもドイツの作戦は八月頃までに對英封鎖戰の効果を完成し英國を和平に誘導せんとするにあつていはれる、ドイツ政府當局及び言論界は國民の團結を強化する對内宣傳として依然對英挑發を續けてゐるものヒトラー總統の眞意を探ればなほ和平に對し相當の熱意を持つてゐるものと断定出来る、抑々ヒトラー總統の人氣は戰爭なくして成功に成功を収めて來た點に懸つてゐるが、之を戰爭に導入するとなれば批判の聲も自ら異つて來ると、又資源の點から見てドイツは二年以内の戰爭なら大戰爭を繼續して之に勝利を収める確信があるが其れ以上長期戦となればこの確信も次第に影が薄くなる、しかし英國と乾坤一擲の死闘に入れば二年は愚か四、五年の長期戦を覚悟してかゝらねばならない、かゝる見地から飽くまで和平を求め假令攻勢に轉じても短期戦による和平獲得を狙つてゐると見戦によからう、ヒトラー總統其他政界中樞部の言明を綜合すると和平の條件としてドイツの求めるところは大體

- 一、植民地の再分割
- 一、世界經濟の再組織
- 一、軍縮

の三點に盡きる、之に對し英國の根本主張は
一、ポーランド及びチエコの復活
一、右兩國よりの領土不割讓並に無賠償
一、獨裁制の領土内にある國民の解放

ドイツとしては平等權の問題として強硬に主張してはゐるが實際は極めて柔軟性に富んだ問題である、又ポーランド、チエコの復活も英國にとつては面子の問題であり必ずしもそのドイツ保護領地を妨げないのだからドイツの植民地要求と睨み合はせて英獨間に妥協點を見出し得る問題である、残るは獨裁制の問題だが消息筋の情報によるとヒトラー總統は最後の切札として帝政復活をさへ考慮してゐると傳へられる、ヒトラー總統の意圖するところは之によりナチスの施設を永續化し同時にチェンバレン首相をして國民に對する面子を糊塗する抜け道を與へ形勢を轉換せんとするにありと言はれるが、ドイツの一般國民の間では帝政復活を支持するもの多數あり又かゝる大轉換を敢行すればナチス施政に對する信頼を深めるとの見解が有力である一方英國の立場から見ても英獨妥協によりドイツを本来の東進政策に復歸させれば歐洲の二大強豪獨ソを啗ひ合はせることが出来、面子の立つ條件さへあれば妥協の餘地は未だ充分殘されてゐる譯である、従つて若し三月政勢が實現されるとして和平の切札は未だ出盡したとは見られないのである

ヒトラー下野説(瑞典紙)

オスロ【二三】廿二日發行のアフテ・ボスチン紙はヒトラー特電は米國テキサス石油會社會長リーバー氏がゲーリング石油元帥よりドイツは和平交渉の用意ありとの言明を得此の爲ルーズヴェルト大統領が特使を派遣したものである旨左の如き注目すべき報道を行つてゐる

テキサス石油會社會長トールキルド

・リーパー氏の言によればゲリー
ング元帥は同氏に對し
一、ドイツは和平交渉を開始する
用意ある事
一、ヒトラー總統は下野の意向を
有する事を言明したと云はれる
ルーズヴェルト大統領がウエ
ルズ國務次官を歐洲に特派した
のは右情報を入手した爲である
と考へられる

ウエルズ次官ナポリ着

ナポリ【二三】ウエルズ米國務次官
並にルーズヴェルト大統領の教皇廳
への特使マロン・テイラー氏等
一行は二十五日午後一時レツクス號
でナポリに到着した、ウエルズ次官
は夫人同伴モハット歐洲局長以下の
隨員と共にエクスセルシオール・ホテ
ルに入った

ウエルズ特使ローマ入り

ローマ【二三】ウエルズ國務次官は
廿五日夕刻列車でナポリよりローマ
に到着、イタリア外務省、米國大使
館その他多數關係者の出迎へを受け
宿舎エクスセルシオール・ホテルに入
つた、チアノ外相は午後九時半宿舎
にウエルズ使節を公式に訪問して約
十分間會見した

米特使伊外相會談

ローマ【二三】ウエルズ米國務次官
は廿六日午前九時五十分キチ宮に
チアノ外相を訪問、一時間十五分に
亙り第一回會談を遂げ、會談内容は
發表されないが先づ最近の米伊國
交關係に關して會談、二年前滿期失
效せる米伊通商條約の再締結に關し
意見を交換、更に歐洲情勢の現段階
と將來への見透しに關して率直な意
見交換を行つた模様である、會談内
容に關しては双方共口を緘して語ら

ないがウエルズ次官はキチ宮を辭去
するに際し記者團に左の如く語つた
本日のチアノ外相との會談は極め
て友好的な雰囲気の中に行はれた
余は本日の會談に充分な満足の内
を表するものである

伊外相首相に報告

ローマ【二三】
チアノ外相は廿六日午前十一時
四十分ムソリーニ首相を訪ひウエル
ズ特使との會談結果を報告、一時間
にわたり要談を遂げた、確聞するに
午前のウエルズ、チアノ會談は終始
友好的雰囲気の中に行はれ米伊通商
協定交渉開始の諒解に達した模様で
ある、又歐洲政局の見透しに關して
も順調な意見交換が行はれチアノ外
相はイタリアが國際正義を基礎とす
る方式により平和克服のほか現下の
時局收拾の方法なきを強調した模様
である

伊首相米特使と會談

ローマ【二三】ルーズヴェルト大統
領の特使ウエルズ次官とムソリーニ
首相との會見は廿六日午後五時から
ヴェネチア宮でチアノ外相、フィリ
ップス米國駐伊大使立會の下に行は
れ會談時餘に亙りウエルズ次官は同
六時十三分米國大使館に歸つた、確
聞するに本日の會談に於ては先づウ
エルズ次官はルーズヴェルト大統領
の親書をムソリーニ首相に手交した
後今次渡歐の使命に關して

ルーズヴェルト大統領及び米國民
は歐洲の情勢に關し最大の關心を
持つてをり若し何等かの方法に依
り歐洲に平和を招來する可能性あ
り且これに對して米國の盡し得る
道があれば如何なる努力も惜むも
のでない、この爲には今次の戦争
に直接間接に多大の關係を有する

立場にある貴國と各交戰國政府當
局者が有する現在の不幸なる情勢
に對する正確なる意向を聴き以て
米政府の平和への貢獻の基礎と爲
したい、特にルーズヴェルト大統
領は貴國を以て戦争停止平和促進
に力強く働き得る歐洲での唯一の
第三國と考へてゐる、依て現在の
情勢の正確なる判断と將來への見
透しに關する貴下の御意見を承け
るを得ば幸である

親書を單なる挨拶状

ローマ【二三】
ウエルズ米國務次官が廿六日ム
ソリーニ首相に手交したルーズヴェ
ルト大統領よりの親書の内容は各方
面の注目の的となつてゐるが廿七日
同次官は新聞記者團との會見に際し
右は單なる挨拶状に過ぎない旨を言
明して右に關して發生すべき誤解を
一掃した

米伊會談コンミニケ

ローマ【二三】イタリア政府は廿六
日夜ムソリーニ首相とウエルズ米國
務次官の會談に關し左の如きコンミ
ニケを發表した
ムソリーニ首相はチアノ外相、フ
アリツッス米國大使列席のもとにウ
エルズ米國務次官を引見した、ウ
エルズ次官はムソリーニ首相に對
しルーズヴェルト大統領の親書
を手交した、而して兩者の誠意を
披瀝した懇篤な會談は一時間に及
んだ

如何なる平和へのイニシアテイヴ
をも執る時期でないかと考へてゐる
旨を答へ更に
一、獨伊間には軍事協定が現存して
ある事
一、イタリアは中立國として時局の
推移を傍觀してゐる譯ではなくイ
タリアの國威と權益が脅威され如
何なる國からでも挑戦されるに於
ては何時でもこれを防禦反擊する
準備がある
旨を強調、會談は更にソ芬戦争及び

バルカン近東情勢にも及んだ模様で
あるが具體的の各論には入らず専ら
總論的概論が續けられムソリーニ首
相は終始正義平和論に立脚してヴェ
ルサイニ體制を金科玉條とする現狀
維持的主張の誤謬を示唆指摘したも
のと解されてゐる

親書は單なる挨拶状

ローマ【二三】
ウエルズ米國務次官が廿六日ム
ソリーニ首相に手交したルーズヴェ
ルト大統領よりの親書の内容は各方
面の注目の的となつてゐるが廿七日
同次官は新聞記者團との會見に際し
右は單なる挨拶状に過ぎない旨を言
明して右に關して發生すべき誤解を
一掃した

米伊會談コンミニケ

ローマ【二三】イタリア政府は廿六
日夜ムソリーニ首相とウエルズ米國
務次官の會談に關し左の如きコンミ
ニケを發表した
ムソリーニ首相はチアノ外相、フ
アリツッス米國大使列席のもとにウ
エルズ米國務次官を引見した、ウ
エルズ次官はムソリーニ首相に對
しルーズヴェルト大統領の親書
を手交した、而して兩者の誠意を
披瀝した懇篤な會談は一時間に及
んだ

如何なる平和へのイニシアテイヴ
をも執る時期でないかと考へてゐる
旨を答へ更に
一、獨伊間には軍事協定が現存して
ある事
一、イタリアは中立國として時局の
推移を傍觀してゐる譯ではなくイ
タリアの國威と權益が脅威され如
何なる國からでも挑戦されるに於
ては何時でもこれを防禦反擊する
準備がある
旨を強調、會談は更にソ芬戦争及び

ウエルズ次官語る
ローマ【二三】
ウエルズ次官は廿七日新聞記者
團との會見に際し會談が和平問題に
迄及んだかとの質問に對し之を否定
して左の如く語つた
ムソリーニ首相との會談に際して
は何等戰鬪行為の停止問題には言
及されなかつた、併し同首相並に
チアノ外相との會見は極めて満足
すべきものであつたことはアメリ
ア國民が余に對して示された歡迎
の熱意と共に余の大いに満足する
ところである、兎に角この會談に
依つて余は自己の使命遂行上甚だ
得る處が多かつたと信じてゐる

ウエルズ次官の使命

ローマ【二三】
ローマ駐在米人記者團か
らの通信を綜合するにウエルズ國務
次官の使命が單なる情報集めてない
事は廿六日ルーズヴェルト大統領自
署の秘密の書簡をムソリーニ首相に
手渡した事によつても明白となつた
がこれと同様の書簡が多分チエンバ
レン英首相、ダラディエ佛首相並に
ヒトラー獨總統にも手交せられたも
のと信ぜられるに至つた、ウエルズ
次官は英獨佛三國訪問の後ローマに
戻つて再度ムソリーニ首相と會談す
る心算であるものと推測されて居り
その使命が平和の斡旋にある事も略
明瞭となつた、然しルーズヴェルト
大統領がどの程度迄平和斡旋に乗り
出す方針なのかを見極める材料は未
だ判然しない、イタリア側はウエル
ズ次官の訪伊に關し極度の沈黙を守
つて居り新聞はコンミニケを掲げ
たきりでウエルズ次官の使命其他に
つき一切觸れずウエルズ次官に對す
るイタリアの態度が依然警戒的であ
ることはリアシスト機關テヴェーラ

如何なる平和へのイニシアテイヴ
をも執る時期でないかと考へてゐる
旨を答へ更に
一、獨伊間には軍事協定が現存して
ある事
一、イタリアは中立國として時局の
推移を傍觀してゐる譯ではなくイ
タリアの國威と權益が脅威され如
何なる國からでも挑戦されるに於
ては何時でもこれを防禦反擊する
準備がある
旨を強調、會談は更にソ芬戦争及び

紙が廿七日

現在のやうな情勢の下で直ちに平和に關し筋道の通つた討議を開始するには奇蹟に近い何物かが必要である

といふ社説を掲げてゐることからも想像出来る、従つて米伊會談はたとへコンミニケにより「友好的」なものであつたにしてもウエルズ次官にとりたいたし收穫があつたとは解されず展開は来る三月一日から始まる米獨會談にかまつてゐると見られる

▲獨ウエルズ使節を無視 ベルリン
【二二】ウエルズ國務次官は愈々明二十八日午前零時五分ローマ發の列車でベルリンに乘込む事となつたが同次官のベルリン來訪に對しドイツ各紙は極めて冷淡な態度でその來獨豫定はもとより未だイタリアに到着したこともムソリーニ首相と會見したことも報道してゐないといふ有様である、ウエルズ次官の歐洲訪問に關しドイツ各紙が右の如き無關心の態度を示してゐるのはドイツ政府の意圖を反映したものとみられこれは明瞭に失敗することの判り切つた平和再建工作に對してドイツ國民をして無駄な希望を抱かしめまいとする意圖に出たものと信ぜられる

注目さるゝベルリン會談
▲獨三條件を提示すか ローマ 【二三】ウエルズ米國務次官は廿七日午後一時米國大使館に英佛大使を招き時局問題につき意見を聞き更に午後五時からマツケンゼン・ドイツ大使と會見ドイツの意圖を聴取したが今夜中に右會見の結果をルーズヴェルト大統領に電話を以て報告すると同時に國際電話を利用して大統領と會談

を行ふこととなつてゐる、イタリア側との意見交換は既に一段落で舞臺はベルリンに移るがヒトラーとの會見が今次外交行脚の山であるだけ早くもベルリン會談が注視的となつて居りヒトラー總統が果して何處迄を制つて話するかは豫測がつかぬもの、ローマ外交界の觀測ではヒトラー總統は相當思ひ切つた明けすけな態度でドイツの意圖を吐露するものと見て居りリッペン・トッブ外相との會見では同外相はドイツの平和交渉開始可能の場合の基礎條件として、左の三點を強調するものと見てゐる

一、ヒトラー總統がドイツ國家唯一の統率者なることが英佛側により確認される事、即ち英佛が打倒ヒトリズムの下にヒトラー總統の引退を求むる如きことは絶対に承認し難い

一、今日迄にドイツが占據せる地域はドイツの死活的な地域として承認される事、即ちダンチヒ、ポーランドの舊狀への復活は絶対に承認せず

一、ドイツの植民地要求は英佛により原則的に承認されることを要す

一、ベルリン 【二六】外國筋からヒトラー總統はウエルズ次官に對し△ヒト域ラ一總統の統治權確認△占據地の承認△獨植民地要求の原則的承認の三項より成る和平條件を提示するであらうとの報道が行はれてゐるがドイツ官邊では斯る報道を一笑に附して左の如く述べた

ヒトラー總統がウエルズ特使に三個條の和平條件を提示するであらうとの説は全く的外れの觀測である、又ヒトラー總統が英佛の戰爭

目的を和平の基礎とするが如き一切の提案を拒否することは疑ひなく却つてドイツの要求を英佛が全面的に承認する迄は戰爭を繼續する旨斷乎たる決意を披瀝するであらう

▲ドイツの態度を闡明せん ベルリン 【二七】ウエルズ次官の訪獨に對するドイツ側の態度に關し廿七日ベルリン政界消息筋の語る所によればヒトラー總統は同次官との會見に於て左の三條件を提示、率直にドイツの態度を明らかにするものと見られる

一、ドイツは歐洲大陸に於ける覇權を要求する

一、ドイツは植民地の返還を要求する

一、但しドイツは平和再建のイニシヤチはとらぬ

更にヒトラー總統は米獨兩國關係の改善に言及、米國の「嚴正中立」を要求するものと見られる

▲平和招來は望み薄(獨政界觀測)

ベルリン 【二八】イタリア訪問を終へたウエルズ米國務次官は愈々來る三月一日ベルリンに乘込む豫定であるがウエルズ次官はベルリンに於ては先づ最初にリッペン・トッブ外相と會見續いてヒトラー總統を訪問しルーズヴェルト大統領からの親書を手交するものと見られる、ウエルズ次官のベルリン滞在は短時日のものと豫想されドイツを辭した後英佛兩國を訪問、その結果如何によつては再度ベルリンを來訪するものと見られるがドイツ政界ではウエルズ次官今次の歐洲諸國歴訪によつて平和が招來されることは先づ望み薄と觀測してゐる

▲獨の和平提案と英政界 ロンドン 【二九】ウエルズ米國務次官がローマの豫定を早くきりあげてベルリンに向つたことはロンドン政界でも頗る重大視してゐるが英國邊境でも言論界とも右に關する批評は殊更に回避してゐる、消息筋ではドイツの戰爭目的と英佛の夫れとの間に多大の懸隔あり且相互矛盾するものがある點に鑑みウエルズ次官の各國歴訪には大して期待を抱き得ないとなしてゐるが一方ロンドンでは最近ヒトラー總統はウエルズ次官に對し和平五箇條を提示するだらうと云ふ噂が行はれてをり其の後ドイツ政府は目下イタリア政府と緊密なる連絡を保ちウエルズ次官のベルリン到着前に兩國の共同態度を決定せんとしてゐるといはれる、更にムソリーニ首相がウエルズ次官と會見の際ヒトラー總統の和平私案を前以て提示したと云ふ噂も一は行はれてゐる有様である

尙廿七日のデイリー・テレグラフ紙は社説を以てヒトラー總統の和平條件提示說に關し次の如く論じてゐる

ウエルズ次官がベルリン訪問の際ヒトラー總統から和平條件が提示されても彼はそれにより幻惑されるやうなことはよもやあるまい、現在英佛がヒトリズムを自體を完全に打倒すべく固き決意を有する以上その本尊の提出する和平條件の如きが陽の目を見るやうなことはあるまい

一、新國境設定、軍縮並に世界貿易再建の爲の國際會議開催

一、右案は當地に於てはチェンバレン首相が廿四日バミンガムに於て闡明したる英國の戰爭目的との間に多大の差異あるものであり斯かる案を受諾するに於てはドイツの勝利を意味する以外何物でもないとして之に大して關心を抱いてゐない

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、ボヘミアをチエコ獨立國とし、ラグを首府とする

一、ワルンヤワを中心とする一獨立國の建設

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

一、獨伊兩國の主張する植民地問題の解決

イニ体制の根本的清算並に新秩序に
基く世界平和の確立を強調しドイツ
の平和的意圖を明らかにするものと
見られる

▲會議に獨期待 ベルリン【二六】
ドイツ外務省スポークスマンは廿七
日新聞記者との會見に於て

ウエルズ次官はドイツ側の云ひ分
を書き留める爲めに部厚なノート
ブックを用意して來て欲しいもの
である

と意味あり氣な言明を行つたがこれ
はヒトラー、ウエルズ會談が相當長
時間に亘り然もドイツ側が中南歐に
於ける優位に關する要求、植民地要
求等詳細な提案を行ふ前提と見られ
興味を惹いてゐる、更にドイツ外務
省筋ではウエルズ次官の人柄を知る
爲めか其の著書研究に力を入れた
るが更に外務省北米局の某専門家
はウエルズ次官の人柄に關して左の
如く語つた

前大戦當時ウィルソン大統領の和
平使節ハウス大佐はドイツ滞在期
間極めて少期間で旅程の大部分を
英佛に過し公平を缺いた、然しウ
エルズ次官今回の旅程ではドイツ
英佛滞滞期間にバランスを執るの
に苦心してゐる模様で又ウエルズ
次官は報告の正確な事に於て定評
のある人であるからドイツ側から
も相當の期待と信頼を持たれてゐ
る

ウエルズ使節ローマ發
ローマ【二六】ウエルズ遣歐特使は
廿七日午後五時フオン・マツケンゼ
ン駐伊獨大使を米國大使館に招待し
て意見の交換を爲したが同特使は豫
定通り廿八日午前零時五分ローマ發
の汽車にてスイスの首都ベルンに向

つた、ベルンでは駐瑞ハリソン米公
使と會見し種々の歐洲情勢に關する
報告を聴取する他スイス側當局とも
會見する模様である

▲チユーリヒ着 チユーリヒ【二六】
ウエルズ國務次官はローマよりベル
リンへの途上ベルンを経て廿八日午
後七時チユーリヒに到着した同次官
は當地に一日滞在上廿九日午後ベ
ルリンに向け出發の筈である

ウエルズ特使愈々ドイツへ
チユーリヒ【二六】ウエルズ米特派
使節は廿九日はハリソン駐瑞米國公
使と懇談後ルーズヴェルト大統領に
宛ローマに於ける會談につき報告を
打電午後四時七分發列車でベルリン
へ向つた

米特使訪獨は非公式
——獨官邊言明——
ベルリン【二六】ウエルズ米特派使
愈々明日一日ベルリンに乗込むこと
なつたがドイツ政府當局は廿九日夕
刻非公式にウエルズ特使の來訪に關
し次の如く發表した

ウエルズ米國務次官のベルリン訪
問はドイツ政府の招聘に基くもの
ではなく又公式の訪問でもない、
同氏は情報蒐集のためベルリンを
訪問する旨聞き及んでゐる、ベル
リンでは數名の要人と會見する豫
定だがそのプログラムは未だ決定
してゐないから發表出來ぬ、但し
會見後個々に之を發表することと
ならう

獨側の和平條件
ベルリン【二六】ベルリン外交界は
ここ數日來「ウエルズ旋風」に慌し
雲行きを見せドイツ政府要人は勿
論外交團もすつかり足止めの状態
で汽車にてスイスの首都ベルンに向

のウエルズ特使は廿九日午後四時チ
ユーリヒ發の列車でスイスを出發
日午前九時廿八分ベルリンのアムハ
ルター驛に到着するが米獨兩當局共
ウエルズ特使の日程を嚴秘に附する
と云ふ警戒張りだ、ベルリン到着後
ウエルズ特使は一旦ホテル・アドロ
ンに落付きカーク米代理大使と打合
せを行つた上午後リッペンロッツ
外相を訪問、早速歐洲戰爭處理に關
するドイツ政府の眞意を質し次いで
總統官邸の歡迎晩餐會に臨み親しく
ヒトラー總統の胸中を叩き熱議を重
ねる模様である、外交界の一部では
ウエルズ特使がルーズヴェルト大統
領の意を受け米國側の非公式和協試
案を携行して居り先づこれをドイツ
側に提示した上その態度如何によつ

ては米國は英佛側陣營に加擔せざる
を得ないとの強壓的態度を示すので
はないかとの説もあるが信すべき根
據はなく米國側でもこれを否定して
は兩陣營の戰爭目的と和平解決の具
體案に關する各國の反應を打診し和
平の見込みがつけばその橋渡しをし
て歐洲平和の再建を指導しやうとす
るにあると見られる、従つて第一に
ドイツの提案、第二にこれに對する
英國の態度如何が和戰の歸趨を決す
る二段階となるわけであるが結局は
攻勢的立場にあるドイツの方針が支
配的な影響を持つこととならう、こ
の意味でヒトラー總統の何方如何が
注視的となつてゐるが廿三日總統
のミュンヘン演説及び廿九日のベル
ゼンツアイトングに掲げられた外交
記者メゲルレ氏の署名入り社説内容
及び記者がドイツ官邊を打診して得
た印象等より判斷するとヒトラー總

統の考慮してゐる和平條件は十月六
日の和平提案を根幹としてその爲の
情勢の變化を考慮に入れて多少の修
正を加へた次の如き内容のものでは
ないかと見られる

一、ドイツは歐洲平和の再建に協力
を惜しまぬがこれがためには先づ
各國民の政治、經濟上の生存を脅
すやうな國際紛争の禍根を根本的
に除去することが必要である

一、而して歐洲平和を脅威する禍根
はウエルサイニ體制にあるからド
イツはこれを根本的に清算し新な
秩序の下に世界の平和を再建せ
んことを要求する

一、現在ドイツの生存圏を脅かして
ゐるのはその生存圏が餘り狭少な
ことにある

即ち歐洲は英佛兩國の分離政策によ
り民族自決の美名の下に小國に分離
され經濟的政治的に對立してゐるの
みてなくドイツは舊植民地を全部喪
失したためその生存は殆ど不可能狀
態に陥つてゐる

一、これが解決策としてドイツの要
求する所は次の諸點である

(イ) 舊獨領植民地の回復、これ
によりウエルサイニ條約に對す
る修正要求が消滅する

(ロ) 中歐に於けるドイツの支配
圏の承認、中歐に於てドイツは
過去數世紀の間文化的經濟的に
多大の貢獻をしたが今後もこれ
をドイツの政治、經濟、文化的
勢力範圍としてドイツ人の建設
工作を承認する事

(ハ) ポーランド、チエコの獨立
問題、以上の見地からしてポー
ランドを獨立させチエコに自治
を與へることは何等意味がない

兩民族の福祉のため自治的組織
を考慮する用意はあるがこれは
飽く迄ドイツの勢力圏内に包括
されドイツの自由意思により處
理されるべきものだ、その他ドイ
ツの既に獲得した地域に就いても
同様である(ドイツが以上の
理由に舊ポーランド領及フィン
ランド、バルカン政策に於てソ
聯との協調を持続せんとする意圖
に出たものでソ聯との間に事前
に聯絡があるものと見られてゐ
る)

(ニ) 國際經濟生活の回復、自由
貿易を回復して世界の市場を公
正に配分しこれと同時に各國間
の自給經濟組織に改造を加へ國
際經濟生活の繁榮を回復する

(ホ) 軍縮の實施、以上の如き方
策を實現するためには各國間に
平和を保障し充分の安全感を與
へなければならぬこれが目的
のため合理的經濟的軍縮を實
施する

☆ テーラー使節
教皇傳統を破る
ローマ【二六】ローマ教皇ピオ十二
世の平和工作特使のためヴァイカ
ンに常駐すべく特派されたマイロ
ン・テーラー氏は來る廿七日頃信任狀
を捧呈する筈であるが、教皇廳では
これを機會に未だ曾て俗人の入るの
を許さなかつた神聖な間に活動寫眞
班の參入を許可し信任狀捧呈やテー
ラー特使接待の模様を自由に撮影さ
せることとなつた、傳統を破つたこ
の措置はカトリック本山の平和への
聲を世界に宣傳するためと見られる

テラー使節親書

ローマ【二三】ルーズヴェルト大統領の教皇への特使マイロン・テイラー氏は...

テラー使節親書

ローマ【二三】ルーズヴェルト大統領の教皇への特使マイロン・テイラー氏は...

テラー使節親書

ローマ【二三】ルーズヴェルト大統領の教皇への特使マイロン・テイラー氏は...

教皇宛大統領親書

ローマ【二三】ルーズヴェルト大統領の特使テイラー氏は...

イギリス

英首相戦争目的開明

ロンドン【二三】チェンバレン首相は廿四日午後三時選舉區のパーミンガム市公會堂に於て選舉民を前に戦況報告演説を行つた...

實下と平和への努力を共にするため余の個人的使者を派遣するは余の欣幸とするところである...

英佛土の親密關係

敵ドイツが如何なる手段を選ばれとも唯一つ我々が現在の戦争の結果に些かの恐怖も感じてゐない事は確實である...

は居らない、無事の商船は無警告に撃沈を受け剩へ積荷は破壊され乗組員は何等の救助手段を講ぜられず...

海相英海軍の優勢を強調

ロンドン【二三】チャーチル海相は廿七日下院海軍豫算討論に於て英海軍は聯合國側の勝利の爲の決定的役割を果す爲に...

一、誓約並に保障が必ず實行されるといふ證據を確保する事。然るに現在のドイツ政權の下に於ては我々は將來に對して何等の安全感をも持ち得ないのである...

今後如何にすべきかの鍵を握る

は我々ではなくドイツなのである。我々は既に自由が世界を支配すべきであるとの戦争目的を決定した、我々が戦争を開始したのは...

し今後如何にすべきかの鍵を握るは我々ではなくドイツなのである。我々は既に自由が世界を支配すべきであるとの戦争目的を決定した、我々が戦争を開始したのは...

しなければならぬ、海軍豫算の具體的數字をこゝに發表することは出来ないが目下吾々は全國の造船所を今年の夏中最大建造能力一杯に活動し續けしむるだけの計畫を樹てゐる、右計畫は各種の大規模建造を合んでをり特に敵潜水艦撃破に考慮を拂つてゐる、又英海軍は近くキング・ジョージ・ジョージ五世、アンソ、ジェリコ、プリンストン、オズ・ワエリス、ピーティ各三五、〇〇噸の完成によつて一段と強化される事となつてゐるが之等の最新鋭艦は空爆及び水中攻撃に對し從來のものに比し遙かに堅固な防備が施されてゐる主力艦隊の強化はドイツ艦隊の商船攻撃を粉碎する爲に必要である、このドイツ艦隊を優勢な主力艦隊を以て遠へ打つに非ざれば英國はその制海權を保持し海外からの食糧補給を確保することは出来ないであらう、英海軍は今日までは主として前大戦時代の舊型主力艦を以て戦闘を續けて来たが今や新鋭主力艦はドイツの二に對し五の割合で超スピードを以て完成されつゝある

鎖を強化することは海軍にとつては何等困難なものではないが我々は我國と諸外國との國交調整上の必要から政治的決定を下さねばならぬといふ問題の重大性を忘れてはならない、従つてこの兩者の關係は海軍による統制が發揮する効果とそれが吾國と親善關係にある中立國との友好關係に及ぼす諸困難とを脱み合せて最大の効果を得る様に處理されねばならない、余は英海軍がその制海權を前大戦當時の最高標準にまで高め且之を保持して聯合國の勝利の爲に英海軍が決定的役割を演ずるに非ざれば満足し得ないものである

と青年との戦争であるのだ、武力第一主義の信仰が完全に却けられさへすれば人類の一般的福祉増進のためは凡ゆる努力を集中することが出来よう、余は戦争勃發の数ヶ月前英國の政策の基調は強力政治に對する抵抗と世界平和の再建であると述べたがこの二大基調は今日と雖も何等變ることはない、ドイツ青年のナチ主義に對する信仰は頗る厚く彼等のこの粗笨な唯物哲學に對する自己犠牲と獻身こそ眞の悲劇なりと言ふべきである我々は彼等の力を過少に評價してはならぬ、戦ひは激烈となり永びくだらう、そして我々は國民に對し吾人の抗戰力を増進すべきあらゆる努力を要求せねばならぬ

駐英ソ聯大使歸國か
ロンドン【二三】英國の對ソ感情は日増しに悪化の一途を辿りつゝあるが當地外交界消息通方面ではマイスキ駐英ソ聯大使は近くモスクワに歸還し目下歸英中のシージ駐ソ英大使も茲當分はモスクワに歸任すまいと觀てゐる、英ソ兩國間の關係悪化は各方面より之を證明することが出来るが殊に
一、英國の對芬義勇軍應募規定の公布
一、最近英國の新聞が近東方面に對するソ聯進撃の危険性及び英艦のベツアモ集結等を書き立てゝる

べく目下嚴探中である、右放送局は廿五日夜第一回の怪放送を行ひ英國の戦争目的を攻撃したが目下の處では右放送が英國領土内より行はれてゐるか或は外國よりか全く不明である、之と時を同じうして廿六日には北アイルランドのベルファスト市の鋪道の上に新放送局の設置を報ずる影し、落書が見出され廿六日午後には突然新波長に依る怪放送が始まりアイルランド各所に暴動が起つた由を報道人心に衝撃を與へた

青年と青年との戦(外相演説)
ロンドン【二三】ハリフォアックス外相は廿七日オックスフォード大學に於て今次戦争は青年と青年との闘争であるとて英國青年の責任の重大なる所以を力説大要左の如き演説をなした

今日ヨーロッパに戦争が行はれてゐると云ふ事實そのものが西歐文明の破産、否破産以上の何物かを語るものである、ドイツのナチ運動の背後にある力は青年であり彼等は正しい判断の基礎を奪はれテテ運動の中心となり今尙牢固として之を支持しつゝある、彼等にとつては英國青年の持つ理想は何物をも意味しない、若し歐洲の青年が現在の如きこの荒れすさぶ歐洲に住むことを厭ひヨーロッパ文明の殿堂に再び光明を燈さんと欲せば彼等と諸君とを截然と打破し見破り難くさへ見える壁を打破しなければならぬ、故に今日の戦争は老人と青年の戦争ではなく青年

北部地方を特別防備地域に
ロンドン【二三】英國陸軍省發表は政府は國防法の規定に基き來る三月十一日以降スコットランドのカーネス、サザランド、ロス・アンド・クロマティの四縣並にインヴァネス及びアールガイル縣の一部を特別防備地域に指定し同日以後同地域内に残留又は入らんとする者は特定人を除き特別の許可を必要とする

英京に爆發事件
ロンドン【二三】廿二日夜突如ロンドンの中心街ウエストエンドに爆發事件が起りスコットランド・ヤード當局はエール共和軍テロ團員の陰謀ではないかと犯人捜査に大活動を開始してゐる、爆發箇所はハイド・パーク入口及びオックスフォード街で附近の窓ガラスは爆發の振動で目茶目々に破壊され負傷十三名を出した一方ロンドン郊外ウォルサム・アベに於いても同時に爆發事件あり燈火管制下のロンドン市民は不安に戰慄してゐる

非軍事豫算發表
ロンドン【二三】政府は二十七日軍事關係豫算を除く一九四〇年度の非軍事豫算を發表したがその總額は五億六百萬磅で前年度の五億七千萬磅に比較し六千五百萬磅の減少を示してゐる、非軍事豫算がかかる減少を示したのは各省豫算中軍事に關係あるものはいづれも軍事關係豫算中に編入されたので確な數字が發表されない爲である

英國に反戰怪放送
ロンドン【二三】英國軍事機關は新B・B・Cと稱する地下潜行の反政府ラジオ放送局の正體を突止む

英澳ワオルフラム協定成立
ロンドン【二三】戦争の進展と共に金物資源の確保が愈々痛感されてゐる折柄最近濠洲産ワオルフラム鐵の統制に關しイギリス軍需省と濠洲政府との間に最終協定が成立し、來る二月廿七日に批准が行はれるものと傳へられてゐる、濠洲ワオルフラム鐵産出は年額一千十でタンダスタニに出して百萬噸に當る

英智バタイ協定成立
ロンドン【二三】當地のチリイ總領事の發表によると今同英智バタイ

☆ 經濟

英諾戰時通商協定近し
ロンドン【二三】政府は最近ロンドンに於てノルウェー代表と戰時通商協定交渉中であつたがこの程ほど成立し近く發表される筈である、オスロよりの報道によればイギリス政府は新協定によつてノルウェー船に對する戰時禁制品取締令の適用に除外例を認めるに決定したものと如く若しこれが事實とすればノルウェーの貿易は非常な特惠を蒙る事となり同令發布以來最初の除外例として頗る注目されてゐる

英澳ワオルフラム協定成立
ロンドン【二三】戦争の進展と共に金物資源の確保が愈々痛感されてゐる折柄最近濠洲産ワオルフラム鐵の統制に關しイギリス軍需省と濠洲政府との間に最終協定が成立し、來る二月廿七日に批准が行はれるものと傳へられてゐる、濠洲ワオルフラム鐵産出は年額一千十でタンダスタニに出して百萬噸に當る

英智バタイ協定成立
ロンドン【二三】當地のチリイ總領事の發表によると今同英智バタイ

ター協定の調印が行はれたと右協定によりイギリスは八十萬磅のチリ羊毛を買付ける一方チリは同金額のイギリス品を買付けることとなつた

英加アルミニウム協定成立

ロンドン【二六】イギリス政府発表によれば軍需省はブリテイッシュ・アルミニウム會社の一九四〇年度全生産額並にカナダ・アルミニウム會社の一九四〇年並に一九四一年度全生産額からカナダ國內消費を控除したものを總て購入する事となつた

英佛金融協定締結

ロンドン【二七】英佛金融協定締結以來イギリス政府はフランス商品輸入に對しては比較的寛大な態度を採つてゐたがイギリス商務省は今回フランス商品に對する輸入制限を更らに著しく緩和することとなり廿七日其旨發表した、これによるとフランス、佛領アルジェリア又はチュニスより積出すフランス商品は多数品目に亘り積出す可なしく自由輸入に輸入される事となりこの中にはビーズ、香水及び書籍類が含まれてゐる、又或種の商品については過去の實績により輸入許可を與へることとなりこの内には次の如き商品が含まれてゐる

- 品(但し表服、刺繡、絹糸を除く)
- 人絹 靴下、レース、毛皮及び毛皮製品等
- ▲英佛經濟協力更らに強化か ニューヨーク【二六】イギリス政府は過般フランス商品に對する輸入制限を著しく緩和、英佛の戰時經濟協力強比に努めてゐるが今廿九日のダウ・ジョーンズ通信パリ電によれば英佛兩國は更らに進んで兩國間の戰時通商諸制限を一切撤廢すると共にフランスのアメリカからの非軍需品買付けを著減すべく目下その方策を考究中である

經濟戰相ソ聯の軍需品輸入路を指摘

ロンドン【二七】獨ソ經濟協定の強化が報ぜられてゐる折柄ソ聯への軍需品輸入はイギリス議會に於ても問題となりこれに關し保守黨員ビームツシユ海軍少將は今廿七日下院に於て政府の説明を求めた所、經濟戰相大巨クロス氏は左の如き答辯を爲した

最近に於てドイツ以外の國からのソ聯の軍需品輸入量は著しく減少してゐる様である、尤もゴム、銅モリブデン等一部商品に關しては昨年九月より本年一月迄の間の貿易統計に徴してみてもソ聯のドイツ以外からの輸入は一九三七—三八年同期に於けるより増加を示してゐる、これら輸入品はウラデオストツクを経由してソ聯に輸入されて居るものであり積出地としてはアメリカが第一に擧げられるがこれには直接輸送されるものとメキシコ經由で到來するものとがある、その他のソ聯向輸出國はフィリッピン、蘭領東印度の二國である、尙この輸入に使用されて居る船舶は主にソ聯、オランダ、ノ

ルウエイ等に屬するものである イギリスの戰時通商協定政策

ロンドン【二七】イギリスの長期戰體制下に於ける經濟戰線の脆弱性が最近國內各方面で論議されてゐる折柄過般發表の一月貿易が六千萬ポンドといふ未曾有の入超を示したので益々この非難の聲に油を注ぎ今やイギリスの輿論は經濟戰線の強化に集中されてゐる感がある、この結果今廿七日の下院は通商問題の論戰に火花を散らしクロス經濟戰相は「貴下の統率する省は經濟戰相であつて經濟妥協省ではない」と毒づかれた程でクロス經濟戰相、ダンカン商相、サイモン藏相等經濟關係の關係が全部立つて防戦に努めるの活況を示したがクロス經濟戰相は目下進行中の中立國十數ヶ國と通商交渉につき次の如き示唆に富んだ説明を行つた

政府はこれら交渉相手國とこれら諸國の全貿易について協定を結ぶ方針である、第一の目的はこれら諸國への輸入貨物が國內消費用品であつてドイツへ再輸出されないとの保證を當該國政府から求めることである、イギリス政府は戰時禁制品取締法によつて或程度この目的を達してはゐるが更にこれら諸國が法律を以て特定商品の輸出を禁止し或は許可制を布くことによつて完全にこの目的を達し得るもつて中立諸國からこの保證を求めるとはさして困難ではないと思つてゐる、次にこれら中立國の產品の交戰國その他向け輸出はこれら諸國の當然の權利であつてまたその經濟的存立の必要條件であるから輸入に對するやうな制限を

加へる意見はない、然しこれら商品がドイツへ輸出されることは出来るだけ減少せしめるやうに努めてゐる、最後に中立國が海外から原料品の供給を仰いで製品を輸出してゐるのを如何に取締るかの問題がある、これは極めて厄介な問題であるが政府は通商協定によつてこれら原料の輸入を全然阻止するか或はドイツへの輸出不可能な程度の少量の原料輸入に止めさせざるやう努力してゐる、而してこれらの戰時通商協定締結によつてイギリスは敵國向け商品を取締る交戰權を些かも弱められる虞れのないことを確信する

英國海運地盤喪失に焦慮

ロンドン【二七】イギリス政府は海外からの物資供給確保のためイギリス船全部を徵發動員すると同時に中立國船多數を備船するに努めてゐるがこの外に戰前に着手した商船建造計畫が間に合はなかつたのとドイツの魚雷機雷戰術の機性となつてイギリス船六十萬トン(フランス七萬トン、中立國船四十萬トン)が撃沈されてゐるため世界の海運市場におけるイギリス船の活躍は既に昔日の比ではなくその覇權は將に喪失せんとしてゐる、イギリス海運業者はこの機に乗じて外國船特に中立國船が進出することを恐れ對策確立の急務を感へる聲が漸次擴大してゐる、廿八

日のイヴニング・スタンダード紙は三井物産の吾妻山丸の寫眞を二段抜きて掲載し大戰當時の例を引いてイギリス船全部を動員してゐる際に日本船がイギリス船の折角開拓した地盤を奪つてしまふであらうとて日本船進出の脅威を力説してゐる程である、又今廿九日開催された海運集會所總會に於いて會長サー・フィリップ・ホールデン氏は「政府が積極的援助を行はないう限り海運は刻下の非常時に適合するに不充であるのみならず戰前の優位を保持する事は困難である、殊に戰後に於ける外國船の競争に對抗するためには今の内に大船建造を可能ならしめるやう金融的援助を斷行すべきである、商船の國家管理はカナダ、濠洲の例に徴しても失敗でありアメリカの如きはこゝの爲めに六億磅を空費した」と政府の海運政策を批難してゐる、又同所の年報は次の如き興味ある報告を載せてゐる

開戦以來軍艦のみならず政府の商船建造命令に依りイギリス造船能力は最頂點迄活動してゐる、而して一九三八年には一隻の商船建造費は十萬磅を要したものが戰争直前には十二萬磅に上り今日では十六萬磅と六割の暴騰を示してゐる又重量噸九千噸の商船の一日の運航費は昨年四月には三十五磅であつたが九月には四十八磅に、本年一月には五十一磅半に奔騰してゐる、戰争以來外國船の競争は日に共に激甚を加へつゝあり今の内に船價昂騰に對應して造船計畫を可能ならしめるやう政府の保護政策を確立することが急務である

フランス

國務會議開催

パリ【二六】政府は廿六日ダラディエ首相司會の下に國務會議を開催國防並に戰時經濟上の諸問題並に植民地の防衛に關して協議を遂げた

ために新爲替統制令を採用する旨發表した、新令は大部分の磅ブロック諸國からの輸入に適用されるものでこの新令によりフランスの爲替統制はイギリスと同様の基礎におかれるに至つた、而して同令によれば磅ブロック諸國からの大部分の商品輸入には許可證が不要となり輸入業者は簡單な届出だけで必要な外國爲替を取得することが出来る、一方磅ブロック在任のイギリス人がフランス帝領内物品購入するに際してはフランス爲替局の豫めの許可なしに商業クレジットを供與されることになつてゐる、尙新爲替令の適用範圍はフランス本國、アルジェリア、佛領植民地並にアフリカの佛領委任統治地域に亘るがこれをチユニス、モロッコ、シリヤ、レバノンに擴大する點も目下検討中である

情報省新設案

パリ【二七】政府の宣傳檢閲政策に對しては最近各方面で非難の聲が上つてゐたが下院は廿七日戰時報道放逐、檢閲制度に關する諸問題を一括して討議した結果僅か一票の反對投票を除いて滿場一致を以つて改善策を政府に一任するに決した、而してダラディエ首相は右討議に際し政府は明廿八日の閣議に諮つた上近く現在の情報局を擴張して情報省を創設する意向であると言明した、初代情報長にはボマレ現労働相が擬せられる模様である

農業動員策を検討

パリ【二八】下院は廿九日より戰時農業生産擴充問題に關する討論を開始した、討議は専ら「農業動員」に集注さるべく左の戰時農業諸對策が採擇されるものと見られる

- 一、パン切符制を設定して現在の生産高を合理化し今年度新規收穫を節約する事
- 一、菓子商を週一回乃至二回休業せしむる事
- 一、軍事地域以外の地に動員せられた労働者に對し一ヶ月の休暇を支給する事

☆ 經濟

新爲替統制令を發布

パリ【二九】フランス銀行は今廿九日英佛間の貿易決済の圓滑化を圖る

經濟統制強化の必要を藏相力説
パリ【二九】フランス政府は今廿九日金融爲替統制強化の爲の諸法令を發布したがこれに關しレイノノ蔵相は大要左の如きラヂオ演説をなし國民の政府財政策に對する協力を要望した

戰爭開始以來政府は戰時經濟の運用に鋭意盡力してきたが幸に國民の一致した協力を得て戰時公債への應募は増加する一方であり又ニューヨーク自由市場に於けるフランス貨が脆りを維持してゐることもフランス財政が健全である證左と云へよう、其外に我々の財政的成果を、一、二舉げれば一九四〇年一月の稅收を一九三九年一月のものに較べれば三億法方の増收を示してゐること又戰債應募額は二月の最初の二週間に於て時年十二月

中の應募總額より多い事等が注目されるべきであらう、尤も戰時フランス財政は決して健全なものだと云ふことは出来ないもので殊に物價騰貴及生活費の増大は開戦以來争はれぬ事實となつて居る、目下フランスは戰前より少くなく生産し戰前と同様に消費して居る我々が果して此の状態を續けて行けるかどうかと云ふ質問に對して應へて居るのが今回の新統制令である尤も今迄の處はフランスはこの消費超過を手持の金並に外貨を消費して賄つて來た處が昨年十一月末以來物價騰貴は漸やく顯著となり物價騰貴の「惡循環」を避ける爲めにはどうしても今回の財政諸措置が必要となつたものなのである

外國證券利札現金化を通告

パリ【三〇】フランス政府は戰爭勃發以來資本の海外逃避防止、海外資本の還流に大重となつてゐるが政府は今廿九日爲替管理を強化してフランス人並に在佛外國人の所有する外國證券の利札は手持保有を許さず三月以内現金化すべき旨通告する處あつた

獨諾貿易清算協定成立

オースロー【三一】プロイヤー駐諾ドイツ公使とコト諾外相の間にかねて兩國間の貿易清算手續其の他重要通商問題に關し協議を重ねられてゐたがこの程両國間に意見の一致をみ、廿三日一九三七年二月の獨諾通商條約の附屬協定書の形式でこれが調印を見た

アムステルダム【三二】オランダ政府は廿六日ヘーグに於いてドイツ政府代表との間に獨斷新通商交渉を開始した旨發表した

獨總統演說
【三三】廿四日はナチス黨結黨廿周年記念祭に當るがヒトラー總統はこの日自らミュンヘンにおける記念祭に臨み多數の黨員を前にして前大戰當時と今日のドイツの地位の差異を強調、斷乎戦ひ抜く強硬決意を披瀝した、要旨左の通り

一、チエンパレン首相、チャーチル海相らはドイツの正當なる生存權を否定するものでありかゝる金權政治の脅威が除かれぬ迄我々は斷乎戦ひ抜かねばならぬ

一、一九一四年には敵であつた日本イタリヤ、ソ聯の三國は今やドイツの友であり且つ友誼的中立國であるから究極の勝利は必ずドイツの上に輝くであらう

一、昨年十一月八日ミュンヘン爆發事件の際に余は九死に一生を得たがこれは神が我等と共にある證左で諸君はドイツの勝利に強き確信を持つべきである

一、ドイツは一九一四年には第二流の指導者しか持ち得なかつたが一九四〇には遙かに優秀な指導者を持つてゐる、現在のドイツは軍事的にも政治的にも絕對不敗の地位にあると言へよう

宣傳相統後激勵演說
【三六】ゲツベルス宣傳相は廿八日ミュンヘン市廳會の「婚和の廣間」即ち卅年戰役の後一六四八年ドイツがスエーデン及びフランスに對して屈辱的媾和を締結した歴史的背景に於て統後激勵演說を行ひドイツ民族の國家的發展を回顧して今次の對英佛戰は八千萬ドイツ國民の興廢を賭けたものであると熱辭を揮つた要旨次の通り

嘗て一六四八年ドイツは今我々のあるこの廣間に於てウェストフアリア媾和條約を締結して卅年戰役の結末をつけたがその結果ドイツ帝國はバラバラに解體せしめられたのである、この例にも明かな如くドイツが統一を缺いてゐるときは何時でも歐洲諸國はドイツを打負したのだ、この弱體ドイツを克服した最初の人は大プロシヤを創建したフリードリヒ大王でありそのプロシヤをドイツ帝國にまで發展せしめたのはビスマルクであつた、そしてヒトラー總統こそは新ドイツ國の完成者としての歴史的な重大使命を遂行してゐる人である、總統の事業は「ドイツ民族のドイツ」を建設したことにあり總統はその種族、風習を一つにする八千萬のドイツ民族を統一して始めて眞の民族國家を創建した、然るに西歐諸國は民族の諸問題をその民族の利害といふ觀點から見ずして専ら彼自身の財政的利害の見地から判斷しその結果は全歐の否世界の危機を喚び起すに至つたのだ、而してかゝる金權政治の先頭を切るものこそ英國である、ドイツ國民は現在のドイツとこの西歐金權政治との戰爭が實に死活を賭けて居ることを充分に認識して居り嘗てなき精神的團結を贏ち取るであらう

勞働戰線指導者演說
ベルリン【三六】ウエルズ次官の訪獨を前にドイツの態度に種々の臆測

が亂れ飛んでゐるが廿七日ドイツ勞働線指導者ロベルト・ライ氏はベ

吾々は吾々の眞の敵を知つてゐる吾々は資本家並に金權政治家を徹底的にやつける可く決意し英國の世界制覇を打破する迄は斷じて闘を止めないであらう

獨逸空軍はドイツ國民を敵の空襲より防護する任務を有すると同時に又平和の擾亂者に對する破壊的武器であるといふことを吾人は我空軍の過去の業績に依つて知つてゐる、他國はドイツがヒトラー總統の下に強力なる國家となつたことを羨望と我新興ドイツを壊滅せんとした、之に抗して立つた我が祖國の爲に既に幾多の將士は犠牲者となつた、我々はこの空軍戦死者の英靈に對し深甚の敬意を表すること共に最後の勝利は必ず我に在ることを確信するものである

伊、油槽船を雇入れ
イスタンブール【二三】信すべき筋より得たる情報に依れば某ドイツ商社は廿一日ソ聯領コーカサスのバツム港からヴァアルナ港其他ブルガリアの諸港へソ聯産石油を輸送する目的を以てイタリア國籍の油槽船四隻を雇ひ入れたと云はれる、右輸送船四隻は二週間二萬噸の石油輸送能力を

有すると云はれソ物通商條約成立を機にブルガリアを通ずる獨逸貿易額

ハルトマン艦長の指揮する大型潜水艦が赫々たる武勳を載せて遠洋航海より歸還した、艦長の報告によれば同艦の撃沈船舶噸数は四萬五千噸に上つてゐる、尙開戦以來右潜水艦の撃沈船舶噸數累計は八萬噸に上つてゐる

河邊少將歸途に
ベルリン【二三】前駐獨大使館付武官河邊少將は廿二日午後十時ベルリン發列車にてローマ經由歸國の途についた

ドイツ學生團訪日の途に
ベルリン【二三】皇紀二千六百年のよき年を卜して來朝するドイツ學生團カール・ツァール團長以下ハンス・ウツフエンノールド、ウイルヘルム・クラフセンの三名は二十三日午後十時ベルリンを出發してシベリア經由で訪日の途にのぼつた
ゴロナウ將軍逝去
ポツダム【二三】前歐洲大戰當時のドイツ第四豫備軍團長フォン・ゴロナウ將軍は廿三日ポツダムの私邸に於て急逝した、享年九十

ベ ル ギ ー

偵察機、爆撃機約百五十臺を購入手

皇太子妃御安産
ローマ【二三】イタリア皇太子妃殿下は廿四日午前一時廿五分ナポリの王宮で王女を御安産遊ばされた、御母子共至極御壯健である御生誕の王女に對して御祖父エマヌエーレ三世陛下はマリー・ガブリエーレと御命名遊ばされた

物價對策本格化
ローマ【二三】政府は物價激騰により國民の生活が脅威されるに到つたので來る三月九日ベネチア宮に組合最高評議會をムソリーニ首相會の下に開會對策を講ずるに決し△官廳銀行會社其他使用人の俸給引上げの件△組合相をして物價の統制措置をなさしむる件の二項に付協議する旨廿一日公表した、尙最近一般小賣物價が三割乃至十五割騰貴したのは△外貨獲得のための輸出促進に依る物資拂底△原料以外の一般物資の輸入の手續へ△軍需食糧の貯藏等が主たる原因だが政府は不正商人の買占め賣惜みもあると見て偏在物資の調整に關する法令も發布することとなる模様である

イ タ リ ア

獨逸通商協定調印
ローマ【二三】過般來獨伊兩國政府の間に於て交渉中の一九三四年の獨逸通商協定改訂に伴ふ新通商協定はドイツ側代表フォン・マツケンゼン駐伊大使、クロデイウス通商局長、イタリア代表ジアニニ上院議員の間に

に廿四日無事調印を見た、右新通商協定の有效期間は本年度一杯とせられてゐるが其の内容は極秘に附されてゐる、ドイツ側消息通の語るところによれば新通商協定に依つて兩國間の貿易が今直ちに増加するとは思へないがドイツとしては戰時的需要を充たす爲め前協定の全面的改訂を望んだもので之に依つて獨逸間の將來の貿易に期待がかけられてゐる模様である

伊土通商協定調印
ローマ【二三】過般來ローマに於て伊土兩國政府代表の間に交渉中であつた伊土通商協定は其後願調に進捗し廿四日伊代表ジアニニ上院議員土代表バイデニール駐伊大使の手に依り無事調印をみた

伊羅通商交渉開始
ローマ【二三】イタリア政府は廿一日近くイタリア、ルーマニア兩國間に新通商協定を締結する旨次の如く發表した

イタリアはルーマニアとの間に新通商協定を締結することとなり近日中に爲替省ダニオスティーノ局長を團長とし爲替省及び外務省通商局首腦より構成される特派使節團をブカレストに派遣するに決定した、而して新通商協定はブカレストに於て調印の豫定である

佛伊通商交渉開始
ローマ【二三】歐洲戰爭の長期化に伴ひ佛伊兩國の接近傾向は近來頗る濃厚となつて來たが曩に新通商協定締結の目的を以つて設立せられたる伊佛混合委員會は廿六日パリに於て開催されることとなつた旨廿六日イタリア政府より公表せられた

駐英伊大使歸國
ローマ【二三】駐英イタリア大使バステイアニ氏は本國政府の訓令に基き廿二日夜ロンドンを出發ローマに歸還することになつた、右に關しローマ外交團では

一、ウエルズ米國務次官が廿四日イタリアに着くので彼と折衝の都合上英國の近情の報告を求めため

一、英國は最近その海上封鎖に關して日、米、ノルウェー其の他の中立國と問題を起し居りイタリア汽船も數回に亘り不法停船命令を受けて居るのみならず沈没の悲運を受けたものもあるため今後の英國との交渉のためその資料の提供を求めると見て居り何れにせよウエルズ次官の到着と共に歐洲外交界は活況を呈するものと見られてゐる

炭坑大爆發事件

ローマ【二三】北伊トリエスト南東七十軒のアルザ炭山に廿八日大爆發が起り死者六十名負傷者約百名を出した
石炭を米より購入

米白飛行機購入契約
ブリュッセル【二三】ベルギー政府は過般來米國との間に軍用機購入に關する交渉を進めつゝあつたが廿八日消息通の語るところに依れば右交渉は願調に進捗し近く契約締結の運びに至る模様である、契約の内容は

ローマ【二二】ローマ權威筋の消息に依ればイタリア政府は目下約三百萬噸の石炭を米國より購入するに...

鮎川總裁動靜

▲ローマ發 羅馬【二三】去る十七日ローマ着以來、組合、爲替兩大...



本年度シベリア移民計畫

▲シベリア移民計畫 本年度シベリア移民計畫は目下シベリア地方の經濟的軍事第三...

ボ外務次長文相に

モスクワ【二三】ソ聯政府は廿九日政府一部の人事異動を決定、外交人民委員部次長ボチヨムキン氏を教育...

力 ナ ダ

軍需器材輸入撤廢

オツタワ【二三】カナダ政府は今廿九日英佛よりの注文に基く軍需品製造用原料に對する關稅を撤廢すると...

アメリカ

新平和機構問題

▲中南米諸國の意向打診 ニューヨーク【二三】廿四日付サンチアゴ發のUP電はチリ外務省に近接せる某筋からの情報として...

と報じてあるがチリ政府では右情報肯定せず又その後中南米の如何なる國から右を裏書きする様なニ...

チリ政府肯定 サンチアゴ【二三】

▲チリ政府肯定 サンチアゴ【二三】最近ルーズヴェルト大統領が中南米各國に對し歐洲戰亂終了後の新平和機構に關し非公式提案を行つた...

米官邊も肯定 ワシントン【二三】

▲米官邊も肯定 ワシントン【二三】ルーズヴェルト大統領が中南米二十ヶ國に新平和機構案を提議した...

ワシントン【二三】ハル國務長官は廿八日新聞記者團との會見に於て各國駐在米外交機關が全世界の各國政府との間に戰後の世界再建に關して...

米國は中立維持を確信

ワシントン【二三】ワシントン官邊は廿九日UP通信記者に對し第一次大戰の場合とは異り米國が今回の戦争に巻き込まれる危険は遙かに少い...

米國は中立維持を確信

ワシントン【二三】ワシントン官邊は廿九日UP通信記者に對し第一次大戰の場合とは異り米國が今回の戦争に巻き込まれる危険は遙かに少い...

るほど重大なものではないその理由として左の事項が擧げられてゐる、即ち 一、大戰勃發以來中立國船舶の撃沈された数は百五十隻に達してゐる...

米國の對獨抗議はフリント號事件以外ないがこの抗議と雖も...

一、米國の對獨抗議はフリント號事件以外ないがこの抗議と雖も單にドイツ政府に對しフリント號乗組員の安全を保障するやう要求したに過ぎない...

一、米國は英佛兩國に對し郵便物檢閲及び米國船舶の戰區區域内曳行に關し六回餘に亘り抗議を提出した...

一、米國は英佛兩國に對し郵便物檢閲及び米國船舶の戰區區域内曳行に關し六回餘に亘り抗議を提出した...

ス群島のホルタ港に直航する旨廿五日發表した、今回のダイヤ變更は英國が米國政府屢次の抗議にも拘らず依然パーム島に着陸する飛行機に對しその搭載する米國郵便物の檢閲を行つてゐるためと解される

互惠通商法効力延長案下院通過
【二三】現行互惠通商法は來る六月十二日失効することとなつてゐるが米國下院は二十三日夜終日に互り討議を重ねた結果二百十六對百六十八票の多數を以て同法の効力を六月十二日以後更に三ヶ年間延長する案を可決して即時上院に廻附した、因みに互惠通商法は僅々一條から成り關稅法第三五〇條として一九三〇年の關稅法に對する追加條項を爲すものであるが本法は大統領に對し三ヶ年の期限を限り互惠通商協定締結の現行稅率に對して五割の範圍内に於いて稅率引下を爲し得る權限を與へてゐる、本法は一九三四年六月十二日成立、一九三七年効力を三ヶ年延長爾來今日に至つたものである

議會被平穩
—中心は大統領選舉戰へ—
ワシントン【二三】去る二十三日下院を通過した互惠通商法効力延長案は明廿六日上院財政委員會の公聽會にかけられハル長官はこれが證言に立つ豫定である、右問題は既に相當期間下院で審議を経てゐるので上院に於ける審議は本會議に於ける討議をも加へて精々二、三週間だらうとみられ恐らくは僅少の差で上院も無事通過するものと豫想されてゐる、互惠通商法効力延期案は今議會の重要法案の一つであるが右の他には豫算問題を除いてはこれと言ふ重大問題がなく今日までの所今期議會は寧ろ平凡に終始したと言へやう、下院に於ける軍事豫算の削減の如き政府を衝いたものとも言へるが政府側は初めから相當の掛合がつたと見られ昨年の通常議會に比し政府はしらく壓迫を受けてゐない、右は對内關係はもとより對外關係にしても大統領選舉を考慮し政府がより自重的な態度を持してゐるためとみられ政治の動きは漸次大統領選舉戰に集中されてゐる、議會の閉會は六月初旬と豫想されるが議會に關する限り政府は民主黨と共和黨のいづれが有利に大統領選舉戰を展開したかは閉會當時に於いては殘つてゐるはルーズヴェルト大統領の第三期出馬であるが最近民主黨内で大統領の態度不明が民主黨にとり選舉を不利にするものであるとの不平が勃發したのは注目すべきである

大總統指名候補に
スプリングフィールド【二三】ルーズヴェルト大統領の第三期出馬問題が米政界話題の中心となつてゐる折柄イリノイス州の民主黨では來る四月九日舉行される豫定の大統領候補者名簿を廿五日午前零時締切つたがシカゴ市長エドワード・ケリー氏等を中心とする民主黨團體からルーズヴェルトが現大統領を候補にせよといふ請願が出てゐるためルーズヴェルト氏の名も右名簿に加へられてをり而も締切までにはルーズヴェルト大統領からも右請願團體からも取消通知がないのでルーズヴェルト氏は自衛的に次期大統領候補指名投票の候補者と

ワシントン【二三】今秋の大統領選舉を控へてルーズヴェルト大統領の第三期出馬如何が目下米國政界の話題となつてゐるが當のルーズヴェルト大統領は目下パナマ方面の視察に出かけ三月二日ワシントン歸還の豫定と云ふ有様で大統領は右問題に關しては恐らく民主黨全國大會が間近に迫るまでは口を開かないものと見られる、一方廿五日深更を以つてイリノイス州豫選の候補届出を撤回する期日が過ぎたがシカゴ市長エドワード・ケリー氏等を中心とする民主黨團體の請願により登録せられたルーズヴェルト氏の名は其儘候補者として殘つて居り大統領自身届出をしてゐるに無いかつたので自衛的に大統領候補指名選舉人の候補者になつた譯であるイリノイス州豫選は四月九日に行はれるが三月半にはニューハンブリアの豫選を皮切りに續々各州で豫選が行はれる事になる、ルーズヴェルト大統領再出馬については其側近者すら色々意見が分れて居り大統領自身もどの様に意を決してゐるか又決せんとするのか本人自身さへ決めてゐないのだらうと云ふのが眞相らしいが民主黨大會がルーズヴェルト大統領を指名し三度び當選の可能な見通しがつけば之を辭するとは思へない、第三期出馬を敢へてした者がないと言ふ傳統よりも國家非常時局と言ふ有力な事實がありそれに民主黨候補で當選を確視される者が他にない事實は尙ほルーズヴェルト大統領に呼聲が高い所以だらう現副大統領ガナー氏の選舉運動は氏自身の當選を目的とするよりはガナー副大統領が元來反ニュー・ディール派に屬するのでルーズヴェルト

ト氏の第三期出馬を阻害する運動であることは既に公然の秘密となつてゐる、一方民主黨内で比較的呼聲の高いハル國務長官は如何といふルーズヴェルト大統領は必ずしもハル長官を推薦せんとしてゐるやうな様子はなく且つ民主黨内のニュー・ディール派もハル長官に對し積極的支持を與へてゐない事實は見逃せない大統領が自身出馬せぬ場合その後繼者として考へてゐるのは司法長官ジャックソン、大審院判事ダグラスの兩氏といはれるが特にジャックソンの名が最近盛んに云々され始めた問題のマックナット聯邦保險局長官は大統領が果して支持して呉れるか否かも判らず焦慮の態であるが同氏に對する米國民の信頼は餘り大きくない、マックナット氏よりはむしろモンタナ州選出上院議員バルト・ホーラー氏は注意が向けられてゐる、これを要するに民主黨陣營は尙旗幟不鮮明でルーズヴェルト大統領を除いては誰が特に有力とも云ひ得ない有様である、他方共和黨は上院議員ヴァンデンバーグ、ロバート・タフト、ニューヨーク州檢察總長トマス・デューウイの三氏になるが最近デューウイ氏が華々しく活躍してゐるもの、消息通は同氏の若さと經驗に乏しい點を疑ひをかけてをりヴァンデンバーグ及タフトの兩氏が歩があると思へる、たゞ兩黨ともダークホースの現れる機會が漸次減じて來たことは確かで且つルーズヴェルト大統領が出馬せぬ限り兩黨の何れに歩があるか今の所全く混沌として判らないといふのが實情である、然し前記の通り三月半ばには各州の豫選が始まるので大統領選舉戰は最近特に米政界の異常な注

目を集め且つルーズヴェルト大統領の聲望が大戦のためでもあるが尙依然衰へてゐない點が注目される

ル大統領動靜
バルボア着 バルボア【二三】ルーズヴェルト大統領は去る十四日以來巡洋艦タスカルーザに搭乗してメキシコ灣方面を休暇巡遊中であつたが廿七日パナマ運河を通航し太平洋バルボアに到着した、ルーズヴェルト大統領はパナマ地帯の防備狀況を視察の上更に米國及びパナマ官憲を加へて重要會議を行ふ筈である

▲パナマ運河視察終了 クリストバル【二三】パナマ運河地帯視察を完了したルーズヴェルト大統領は思ふ様に飛行機と大砲に依る防備の倍化及び之と同時にカリブ海方面の外側防備を強化する事が必要だとの言を残し再び巡洋艦タスカルーザに乗り大西洋側に出で歸航の途に就いた、但しワシントンへ何日歸るかは未だ不明であるが大體來週末頃と云はれる

三省豫算上院通過
ワシントン【二三】上院は過般來國務、司法、商務の三省豫算を審議中であつたが廿六日合計一億七百萬弗の右三省豫算を可決下院に再回附した、國務省豫算審議に關聯してマクマック下院議員提出にかゝり過般下院に於て少數の差で敗れた駐ソ米大使館の維持費削減案が再審議され米ソ國交險惡化の折柄注目されてゐるが右提案は上院に於ても多數を以て否決された、一方下院は廿六日農村救濟費六千萬弗を含む各政府機關豫算九千萬弗を可決、上院に回附した

米海軍省改組提議

ワシントン【二三】米國海軍將官會議は現在海軍省の組織が権力分散に
よりその機能に多大の支障を來しつ
つある實狀に鑑みこれが改組を考慮
中であつたが廿三日正式にその機構
改革を要請し來つた、その要點は
一、直接海軍力の整備と關聯ある全
局部に對する作戰部長の權限を擴
大する事
一、部内の意見懸隔を防止する爲建
艦修理局と機關局とを統合する事
の二項であるが下院海軍分科委員會
も海軍側の實情を考慮して近く之が
法案を審議決定する者と豫想される

▲改組案に長官反對 ワシントン
【二六】エヂソン海軍長官は廿六日
下院海軍分科委員會公聽會において
海軍將官會議の主張する如き海軍省
の機構改革には反對である旨を聲明
した、然し乍らエヂソン長官は右證
言に際し獨自の海軍省改組案を示唆
し左の如き改組には賛成である旨を
述べた
一、建艦能率を増進し國防力を擴充
する爲建艦修理局と機關局とを統
合して「艦船局」とする
二、海軍全沿岸防備を統合する新局
の設置
三、作戰部長の權限の再調整
下院委員會ウエイク島防備案否決
ワシントン【二三】下院議出委員會
は廿七日海軍關係の左記法案を否決
した
一、ウエイク島水路淺濶費 七十萬
弗
一、パナマ第三水開建設費 千五百
萬弗
右の内ウエイク島水路淺濶費の否決
は西太平洋に於ける米海軍作戰力を
強化するとの見解に基くもので曩の

グラム島防備案の否決と同様の意味
を持つものと相當の注目を惹いてゐ
る、尙同委員會は今回否決したパナ
マ運河第三水開建設費の代案として
水開建設準備費八十五萬弗の支出方
を提案した
米海軍四萬五千噸固守
ワシントン【二六】米國國防の安全
を期するため六萬五千噸級主力艦を
建造すべしとの説が一部議員によつ
て唱へられてゐるがエヂソン海軍長
官は廿八日新聞記者團との會見に於
て海軍當局としては既定計畫通り四
萬五千噸級主力艦四隻の建造を行ふ
方針であると左の如く述べた
大主力艦問題については色々の意
見があり又議會方面で超々主力艦
建造の要求もある様だが海軍當局
としては依然四萬五千噸級の主力
艦四隻を建造する意向である、四
萬五千噸級主力艦は速力が早く且
つ多數の大砲を搭載し得る恰好の
軍艦である、目下の如き國際情勢
に於て今更設計變更を試みる如き
は愚かなことだ、軍當局は目下四
萬五千噸以上の軍艦を建造する可
否に就き研究は續けてゐるが建造
計畫に於いて日英兩國と優に拮抗
しつゝある現在何故四萬五千噸以
上の超々主力艦を建造する必要が
あらうか

陸軍非軍事豫算可決
ニューヨーク【二三】下院議出委員
會は廿七日陸軍關係豫算中河川及港
灣修築を含む非軍事支出經費二億二
千萬弗を可決した
▲陸軍關係豫算下院通過 ワシント
ン【二六】下院は廿九日午後陸軍關
係豫算中河川及港灣修築を主とする
非軍事豫算二億三千万弗を可決上院
へ廻附した、右豫算中主要項目左の

通り
一、パナマ運河第三開門建設計畫準
備費 八十五萬弗
一、洪水防止費 一億弗
一、河港修理費 六千七百萬弗
又陸軍當局は廿九日午後議會に對し
軍用機裝備品並に附屬品購入のため
二千萬弗の契約をなす極限を許與す
るよう要請したがこれは緊急の場合
に備へ防空充實計畫の促進を企圖す
る意圖に基くものとみられてゐる
米加共同防備秘密協定説
ワシントン【二三】フイラデルフイ
ア・インクワイアリー紙は廿七日の
紙上でカナダと米國との間に太平洋
國防上の秘密協定が出来たと報
じ注目を惹いてゐるが同紙は更に右
協定は軍事同盟とあるが他政治的意
味を含む條約とは言ひ難いにして
米加兩國の共同防備計畫となしこ
れが内容として次の諸點を擧げてゐ
る
一、太平洋岸の米海軍根據地たるブ
レーマートンからザンクラーヴァ
ー及び地域、即ちホアン・デ・
フカ海峽の防備設備
二、太平洋岸のクイーン・シャット
ルト諸島及びプリンス・ルパート
にカナダが空軍根據地を設置する
事
三、米國がアラスカに空軍及び陸軍
力を増強する事
インクワイアリー紙は更に右協定は
一九三八年カナダ國防省代表がワシ
ントンに來り米陸海軍當局と折衝し
た際これが計畫が樹てられたものだ
と報じてゐる、この報道はフイラデ
ルフィア・インクワイアリー紙のみ
の報じてゐるところであるが廿七日
ハル國務長官の定例会見で記者團か

ら質問が出たに對しハル長官はかゝ
る協定については一切聞知してゐな
いと否定した、右報道の眞偽は判然
とせず確認する方法もないが米國海
軍が不必要に神經過敏となつてゐる
ことは各種の點についても窺はれる
ことと今期の議會に於いてもグアム
施設費の豫算が提出されるなど米海
軍はこの際とれるだけの豫算をもち
軍といふ態度を示してゐることは疑
ひない、従つて右太平洋國防協同計
畫なるものも或る程度の眞相を傳へ
るものでないかと疑はれる節もある
重要島嶼買収案提出考慮
ワシントン【二三】共和黨下院議員
フランシス・ケース氏はパナマ運河
の東西に存在し中南米諸國に屬せざ
る領土を國防上の目的の下に買収す
る交渉をなす權限を國務省に與へる
法案を下院に提出したに決した旨二
十八日發表した、右買収に要する官
金の一部は現金で拂ひ残りは若し戰
債が滞つてゐる國の場合には之と差
引きにし得る旨が規定されてゐる、
U・Pワシントン支局の情報によれ
ば右提案は具體的にはカリブ海の小
アンティル列島方面の歐洲諸國の領
土、殊にオランダ領のキュラソー、
アルバ、セント・エースタチウス、
サルの四つの島に陸軍航空基地を建
設する事を當面の目的としたもので
提案事情は左の通りである
一、歐洲の諸國例へばオランダが強
國例へばドイツに占領され右諸國
の屬領が自動的に右強國の支配に
移り西半球防衛に脅威を生ずる恐
れあり殊にそれがパナマに近接し
てゐる場合米國にとり打撃が大き
いから今のうちに手に入れて置く
可きである

比島派遣重機交代
マニラ【二三】廿三日マニラに達し
た確報に依れば米國海軍の重機十
五機は近くハワイよりマニラに派遣
されることとなつた、但し右は昨年
九月比島中立強化のため派遣された
重機機十四機と交代する模様である
尙これがため水上機母艦ライット號
(六七噸)は廿二日ハワイよりミツ
ドウェー島に向つたと傳へられる
對外融資法案成立
▲通貨銀行委員會通過 ワシントン
【二三】下院通貨銀行委員會は昨廿
三日對外融資法案を十八對五と云ふ
壓倒的な大差で可決、これを本會議
に廻附したが下院はワイリアムス委
員長の要請に基き日程を變更して來
てとなつた、尙通貨銀行委員會は表
決に際し上院原案に修正を加え軍用
機に非ざる飛行機の輸出に就き融資
を與へて差支へなしとの一條項を追
加した、右はミラー共和黨議員の提
案にかゝり非軍用機を軍用機に改装
するに非ざる手間がかかる旨を強
調して漸く承認させたものであるが
之は若し支那に利用されれば重慶政

一、戰債未拂貸借として未拂國の西
半球にある領土を押收せよとの議
論は從來兩院に折々現はれたこと
があるが今度はこれに國防上の理
由を附し且一部現金拂に依り金の
分散を促すといふれば温和に交渉が
進められるであらう

府の外國との連絡乃至物資輸送に便
宜を與へる結果となる場合が豫想さ
れ日本側として監視を要する點であ
る

▲下院通過 ワシントン【二六】下
院本會議は廿八日對外融資法案を百
六十八票對五十二票の多數を以つて
可決した

▲兩院通過 ワシントン【二七】下院
は廿八日對外融資法案に若干の修正
を加へて可決上院に再廻附したが上
院は廿九日下院修正案を承認直ちに
之をホワイトハウスに送附した、ジ
ョーンズ聯邦融資局長官はこれに關
し同法案にルーズベルト大統領の
署名あり次第支那並にフィンランド
に對し夫々豫定の借款を許與する意
向であると聲明した

(註)上下兩院を通過した對外融資
法案は

一、輸出銀行の資本金を一億弗増
資して合計二億弗とする、
一、各國に對する借款供與額を一國
につき現在總額が更に二千萬弗丈
け増額する

の二點を骨子としたものが下院で
更に次の諸點を修正追加した
一、戰債債務不履行の國には借款を
供與しない

一、借款供與を受けた國が之を商業
用航空機の購入に當ててを許
す

對外融資法案は元來フィンランドに
對する追加借款を目的とするがこれ
に支那その他の諸國が便乗せんと躍
起となつて運動してゐるものである
▲對支融資は未確定 ワシントン

【二九】問題の對外融資法案は廿九
日上下兩院を通過し愈々近くルーズ
ベルト大統領の署名を得て正式に

成立することとなつたが同法實施に
關聯して如何に資金を貸出すかが次
の問題となつた、その中フィンラン
ドに對する二千萬弗借款は殆ど既定
の事實とされてゐるがスエーデン、
デンマーク、ノルウェー等の諸國か
らも借款の申込があり南米諸國への
借款供與も考慮する必要があるの
支那の要求してゐる二千萬弗が果し
て其儘考慮されるか否かは尙尙判然
としてゐない、従つて本日のジョー
ンズ聯邦融資局長官の新聞記者團會
見は同長官が對外融資問題について
實權を握つてゐる人丈に極めて注
目されたが特に對支借款については
一、支那から二千萬弗クレヂットの
申込があつた事

一、米國としては之が申出を考慮す
るに吝でない

との二點を明にしたが未だ支那に對
しては何等實質を與へて居らず問題
は支那の申出て居る桐油及び錫の擔
保問題につき尙談合せねばならぬと
述べた、ジョーンズ長官は對支クレ
ヂットを寧ろ事務的商賣的に考慮し
擔保が確實ならばと云ふ點を條件に
して居る模様である、廿九日ジョー
ンズ長官との會見に於ける記者の印
象では先づスカンヂナヴィア諸國に
對するクレヂット問題を先にするの
ではないかと見られジョーンズ長官
は支那には觸れずスカンヂナヴィア
諸國には極めて友好的關係にあると
述べフィンランドはもとよりこれら
スカンヂナヴィア諸國との話合が相
當進んでゐるとの印象を與へた

☆ 對日問題

日英秘密協定を檢討
ワシントン【三二】廿一日午後の上

院外交分科委員會は稀に見る警戒の
下に行はれ會議の内容は嚴秘に附さ
れてゐるがUPワシントン支局は當
日の會議に於ては日英秘密協定説が
檢討された旨次の如く報じてゐる
確實な筋の漏らす所によれば廿一
日の外交分科委員會はこゝ數週間
議會方面で流布されてゐた日英秘
密協定説に關し入手し得た凡ゆる
事實の眞偽を確めんとした模様で
ある、會議に出席したホーンベツ
ク國務省顧問並にハミルトン極東
部長は右に關し國務省の入手し得
た諸情報に委員會に報告し同時に
かゝる協定が事實であつた場合に
諸影響及び對日禁輸實施の場合の
諸影響についても意見の交換が遂
げられたといはれる、而して當日
の外交分科委員會はこれ等に關し
何等の結論に達せず唯討議の内容
を近く聞かざるべき外交委員會に報
告することとして散會した

對日支クレヂット案審議
ワシントン【三三】上院外交分科委
員會は廿一日午後「日支紛争に中立
法を適用すべし」とするジレット決
議案の審議を行つたがホーンベツク
國務省顧問より刻下の日米關係に關
する意見を聴取した後ジレット案の
解決に至らずして散會した、散會後
ジョージ委員長は

本日の分科委員會では日米關係に
關する若干の問題が審議された
と述べたのみで多くを語るを避けた
對日諸法案の審議選延
ワシントン【三三】廿一日の上院は
「日支紛争に中立法を適用すべし」
とするジレット決議案を取上げ外交
分科委員會に續いて外交委員會が開
催された、分科委員會には國務省か

らホーンベツク顧問とハミルトン極
東部長が出席して質問に應答、先に
ハル國務省長官がジレット案に對して
外交委員會に送つた書翰の趣旨を敷
衍し日支紛争に中立法を適用するの
とは必要なりとの立場を披瀝した
模様である、他方上院外交委員會は
先の大戦當時米國政府が没收したド
イツ系米人の財産問題につき大部分
の時間を費しジレット案については
更に來週水曜日(廿八日)に分科委
員會を開くことに決定して散會した
▲對日禁輸案擱置しか ニューヨー
ク【三三】上院外交委員會に於ける
對日禁輸法案の審議が遅々として進
まないのを繞つて米國政界では種々
の臆論が行はれ始めてゐるが廿一日
のヘラルド・トリビュン紙は右に
關聯して外交委員會は恐らく總ての
反日法案を握り潰しにするのではな
いかと次の如く報道して各方面の注
目を惹いた

上院外交委員會が廿日の定例會議
で再び對日禁輸案を審議しなかつ
たことから或は委員會は將來全部
の反日法案を擱り去るのではない
かとの觀測を生むに至つた、或上
院有力者の如きは明かに國務省は
既に日本との間に新通商條約締結
の下準備を開始してゐると斷言し
てゐるし又他の上院議員も同様現
在の所對日禁輸法案でゴタ／＼論
議する必要はないと語つた、上院
消息通の間では歐洲乃至は極東に
於て更に新なる事件が勃發するか
或は急激なる變化のない限り米國
は日本に對し何等新しい行動には
出ないだらうと云つてゐる

▲對日禁輸案の審議選延
ワシントン【三三】廿一日A.P.通信社はワシントン

官邊の見解として米國は日本の國力
疲弊により極東問題を米國の望み通
りに解決し得る時期の到來を待ち得
る立場にあると次の如く希望的豫測
を試みてゐる
米國官邊では米國は日本の疲弊を
待つて日米關係をも含む極東問題
を米國の望み通りに解決し得ると
信じてゐる、即ち官邊の見解は次
の如くである、米國は日本を打ち
のめす各種の手段方法を「バンド
ラの箱」に收めてゐるが政府とし
ては之を實際に行使する事は避け
る積りである、といふのは必らず
や時が米國に有利に導いて呉れる
であらうからである、日本の國內
不安の諸徴候は今や漸く政治經濟
上の困難を惹起せんとして居りか
かる情勢は日本をして英米其の他
の諸國と眞の平和を協議するのを
上策と考へしめるに至るであらう
一月廿六日條約失効の推移に鑑み
ても

一、日本政府首腦部は米國との新
條約締結交渉を切望してゐる旨
を公言して居り議會に於ける議
員達の政府攻撃にも軍部の政府
壓迫に對する反對意見が昂まり
つつあることを視はせてゐる

一、汪政權樹立工作にも日本は抄
々しい進展を見せてゐない

一、日本の産業界は深刻な困難に
直面して居り一方歐洲戰爭の爲
失の輸出入市場の一部は全然喪
失するか乃至不振状態に陥つて
ゐる

一、米國が支那借款を供與するこ
ととなれば支那は抗戰を繼續し
て更に日本の頭痛の種を増すと
あらう

以上の諸點を考慮する時米國にとつてはこの際日本を放置して置くのが得策なることが明かであらう

▲日米懸案一部解決と米國 ワシントン【二三】日米關係の成行は引續きワシントン政界の注意を惹いてゐるが廿一日の國務省定例会見で記者側から

東京電報に依ると日米在支懸案中廿一件が解決したとあるが之に對する所見如何

との質問が出たのに對しハル國務長官は

未だ尙多くの懸案が残されてゐるので之等の進捗と共にいづれ意見を述べることが宜しからうと思ふと述べた、米紙の多くは一部懸案解決のニュースを小さく取扱つて居りこの問題は餘り一般の注意を惹いてゐないが國務省當局がこれに注意を拂つてゐることは云ふ迄もない、日米關係はその後依然エアボケットに入つた儘の情態にあるが其後米國の對日態度は事毎に日本を虐め抜かうと云ふ迄には至つて居ない、而して問題の根本的解決には支那事變の終熄が必要ではあらうが當面の關係を漸次改善する途は多分に殘されて居り前記廿一件の損害賠償問題の解決の如きもその一つだが更に今後の東京會談により多くの注意が向けられてゐる

▲米國務長官語る ワシントン【二三】對日禁輸諸案の審議は上院外交委員會に於いて停頓状態となつてゐるがハル國務長官は廿三日の定例新聞記者團の會見に於いて一記者の質問に答へ上院外交委員は何時でも對日禁輸案の審議を開始することが出来る旨左の如く語つた

外交委員會は極東の事態に對應して毎週會合審議する事になつてゐるから對日禁輸案も通告さへあれば何時でも議題となし得るのである

石井ラッシング交渉經過發表 ワシントン【二三】廿六日發表されたラッシング外交文書第二卷は第一卷に比し諸種の興味ある問題を減してゐるが何れも歴史的興味に過ぎず問題の石井ラッシング交渉經過も世間に知られてゐる以外特に附加するに足るものはない、唯米國の歐洲派遣軍總司令官ラッシング將軍が徹底的にドイツを打倒すべしとの休戦に反對した事實及び米國が大戦のどさくさに紛れてデンマークからキューバに近いグアアジン諸島を威嚇的に買収した事實が興味を惹いてゐる

對日禁輸審議延期と米紙 ニューヨーク【二三】ヘラルド・トリビューン紙は廿四日の同紙上に「重大なる差別」と題する論説を掲げ上院外交委員會が對日禁輸案の審議を當分延期したことは周到な處置ではあるが決して米國の對日態度の緩和であつてはならぬと左の如く論じてゐる

上院外交委員會は對日禁輸に關するビットマン、シニューエーレンバツク兩法案の審議を當分の間故意に避けたと云はれてゐる、此の用心深い態度は其の可否は別として少くとも理解は出来る、即ち日本が米國の武器輸出禁止決定の際の報復手段を可成公然と考へてゐるからだ、然し我が國は世界の何國に對しても恫喝や紛争の爲に國民が脅かさるゝ爲に德義的責任遂行を止めることの印象を與へてはならぬ

殊に我々の到底理解し難いことはジレット上院議員の名案と稱する支那事變を戦争と判断し之に中立法を適用すべしとの論である、其の結果は日本の對支宣戰布告となり日本は極東より米國船舶を排除し支那より米政府及個人のクレヂットを絶り交戦國として在支米人が現在享有してゐる特權を全面的に否定し其の他あらゆる困難を加へて我國と東洋との通商を至難ならしめ以て支那との總ての交渉を絶つに至らしめるであらう、然るに右中立法適用は日本に對しては現金取引以外何等の苦痛をも加へ得ない、之は全く孤立主義者のナセンズ以外の何者でもない、更に一方目下日米兩國間には新通商條約締結交渉が行はれてゐると傳へられてゐるが之は支那に於ける日本の野望と政略を許容することゝなるから吾人としては單なるゴシップであつて欲しい、斯くの如き交渉は太平洋上に於ける米國の威嚴を零以下に落し最も熱心な大海軍擴張論者の想像だにし得ない

禁輸問題に對する上院委員會の周到なる取扱は諒解出来るがさりとて在支日本軍の姑息な對米媚態外交を寛大に取扱ふものとなつてはならぬ

ニューヨーク【二三】廿八日の夕刊「對日禁輸」を斷行せよ」と題する社説を掲げ對日禁輸を斷行すれば日本の支那攻撃を中止せしめ得べく米國の大多數は之に賛成してゐると例によつて認識不足の反日論を繰返してゐる

對日武器禁輸は日獨ソ三國の關係

を密接ならしめるといふ惧れが一部で唱へられてゐるが昨年末三ヶ月間にソ聯は米國よりガソリン八十八萬三千バレルを輸入し又ドイツの石油産出量は其の戰時需要に對し年一千萬噸の不足を豫想されてゐるから兩國には日本に石油其他戰時必需品を供給する餘力は無い、日米商通條約廢棄以來日本の軍事的活動は緩慢となり國內不安は愈々増加した、此の際米國が對日武器禁輸を斷行して日本の支那攻撃を完全に中止せしめることは米國の四分の三が賛成を示してゐるところである

對日禁輸問題を纏るアメリカの空氣 ニューヨーク【二三】無條約一ヶ月が日米關係に何等實質的變化を齎してゐないこと勿論であるがアメリカ現下の立場を要約すれば國內問題選擧並に歐洲戰爭に鑑みてのより一層慎重な待機の姿勢にあると云ひ得る、この角度より情勢を展望すれば左の如くである

一、對日輸出禁止が結局斷行されることは一般の通念になつてゐるやうだが事の真相は道義的禁輸と云ふ融通無碍な方法を發見せる以上公式禁輸をしてハル國務長官の互恵主義を蹂躪し議會の協賛を経てまで一つの惡前例を残す程差し追つた必要なしとの事實にある、目下議會は禁輸案を纏り賛否の論議々たるものがあるがこれをあまり眞面目に追究する價値は些少である、而して道義的禁輸はアメリカの持駒として常に用意されることにならうが大統領選舉を含めての國內情勢がその範圍を決定すべく往らな恐怖はアメリカに乗せられ

る惧れありと云はねばならぬ

二、アメリカ今日の最大關心事は大統領選舉であり共和黨が凡ゆる機會を狙つてゐることは當然でニュー・デイルの失敗は最早や蔽ふべからざる事實であり殊に戰爭以來、ロンドン金融市場からの隔離に基く高金利趨勢及びデフレシヨンの進行

ロ、金保有高の激増、過剰準備問題の尖鋭化

ハ、依然たる商品過剰生産と爲替政策の失敗による貿易不振、仕手關係悪化等を通じての商品、證券市場の弱體化

ニ、輸出梗塞、政府補助の困難、中産階級の購買力低下等により進行しつゝある農業恐慌

ホ、政府公共事業費支出乃至豫算に對する反對、人民全般に亘る保守的傾向への轉換

等深刻な問題が發生してゐることは注目すべきである、併し乍ら現政權の平和政策は共和黨を含めて一般的支持を得てゐることは事實で民主黨としてはこれが最後の生命線になつてゐるといふべく極東に對してもこの政策を推進するであらうとの觀測は相當の合理性を持つてゐる

三、正面の事態とは逆に日米關係はなほ平和状態にあり只無條約以來双方とも手詰りの状態に陥り何れの側も行動開始を好まないといふのが米人識者の一致した觀測で彼等は事變の解決が依然根本的なものだといつてゐる、只日本を手馴れける最良の方法は日本の金流出を感ならしめ經濟資源を枯渇せし

め、輸出梗塞、政府補助の困難、中産階級の購買力低下等により進行しつゝある農業恐慌

ホ、政府公共事業費支出乃至豫算に對する反對、人民全般に亘る保守的傾向への轉換

等深刻な問題が發生してゐることは注目すべきである、併し乍ら現政權の平和政策は共和黨を含めて一般的支持を得てゐることは事實で民主黨としてはこれが最後の生命線になつてゐるといふべく極東に對してもこの政策を推進するであらうとの觀測は相當の合理性を持つてゐる

三、正面の事態とは逆に日米關係はなほ平和状態にあり只無條約以來双方とも手詰りの状態に陥り何れの側も行動開始を好まないといふのが米人識者の一致した觀測で彼等は事變の解決が依然根本的なものだといつてゐる、只日本を手馴れける最良の方法は日本の金流出を感ならしめ經濟資源を枯渇せし

め、輸出梗塞、政府補助の困難、中産階級の購買力低下等により進行しつゝある農業恐慌

ホ、政府公共事業費支出乃至豫算に對する反對、人民全般に亘る保守的傾向への轉換

め然る後これ等の資源を極東平和の代償として日本に提供することとなる

四、日本はとるべき政策として好意的米人が勧告してゐるかの如きものはこの際どつかり腰を据えて可及的速かに事變を解決する事であつて東亞新秩序に對するアメリカの認識如何はそれ以後の問題だと云つてゐる、汪精衛政権に對するアメリカの態度は大勢不承認主義であるがこれが必ずしも支那新政權に對する徹底的否定態度ではないと観測するものもある

五、アメリカがソ聯乃至ボルシェビズムの極東進出を恐れてゐることは想像以上で日本の對内的困難に對する異常な關心もムとよりこゝより出たものだがアメリカが今後ソ聯壓迫の手段を續ける事はあつても日本を必要以上對内的に苦境に陥らしめる如き行動はとるまいとの観測は相當多いやうである

以上の諸情勢を通じて看取されるアメリカ今日の立場は表面日本の顔を立て極東問題を解決せしめ同時に多くアメリカ自身の顔を中心として對内的意味において立てんとする複雑微妙なる點にありアメリカとしては今直ちに打つべき手は全然なく道義的禁輸を唯一の見せかけの武器としつゝ外交工作を續け徐るにその結果を待たうと云ふ以外にはないやうである

米の對日輸出微減

【二二】廿一日ニューヨーク・タイムス紙のワシントン電は米國商工省の發表として昨年度の對日貿易額に關し左の如く報じてゐる

一九三九年度の對日輸出額は同年度に於て對日輸出に制限手段が課せられた事に依り原棉、石油、自動車用品、飛行機材料部分品等の輸出が減少しはしたが總額二億三千四百四十五万五千九百六十六萬二千弗に比して大した減少も見せてゐない、更に内容に就て謂へば一九三九年度は金屬、屑鐵、銅等の對日輸出が増大して棉花、石油等の減少を相殺してゐる、一方日本の對米輸出は一九三八年年度の一億二千六百七十六萬二千弗に比し一九三九年度は一億六千六百十九萬六千六百三十四萬四千三百四十四萬四千弗で三千万四千三百四十四萬四千弗の増加である

上院外交委員會取止め

【二二】上院外交委員會は目下ピットマン委員長が旅行中であり且財政委員會其他の委員會が開催中の爲廿八日の定例委員會は取止めとなつた、消息通の見るところでは委員會は對日禁輸案の審議に對しても別にこれといふ準備をして居らず成行を見守る態度を持してゐるが特に新たな事態の生じない限り今後共この儘推移するものと見られる、尙次回の定例委員會は三月五日の豫定である

米宗教團體の反日態度緩和

【二二】反日運動が宗教團體をその最も有力な根元としてゐることは從來も今も變りがないが最近に至り世男情勢殊にソ聯の形勢の變化に鑑み單なる感情的反日論が宗教團體の間に於ても幾分衰へ日ソ提携の危険性を除き同時に日本を餘り弱体化せしめてソ聯に進出の隙を

與へないやうにする必要があるといふ點が強調され始めたことは注目し値する、この意味から昨廿八日ワシントンに於てフエデラル・カウンスル・オブ・チャーチズ(全米教會會議)主催の下に開會せられた全米廿三宗教團體代表者參集の國際問題研究會議は極めて示唆に富むものと認められるが、同會議は議事日程に入るや劈頭先づクリスチヤンが個人的且自發的に日本品をボイコットするやう申合せをなさんとする提案を妥當ならざるものと認めて日程から除外した後討論に入り大體左の如き意見を發表した

一、米國が日本の對支侵略を援助する意志のないことを明示するため國務省に道義的禁輸の範圍擴張を求め飛行機、武器のみならず石油、屑鐵等についても輸出自製を促すべきである

一、然し米國は日本に對して常に友誼的であることを示すため通商條約再締結を提議すべき事、但し此の場合對日輸出は平均割當制に基き一九三一年迄十年間の平均輸出數量を基礎として制限する事

一、極東問題の建設的解決のために強國日本と強國支那との存立が必要である、支那を日ソ兩國並にその他の帝國主義西洋諸國から蠶食されてないやうにすると同時にソ聯をして日本を侵襲しめず支那をして日本に對し復讐せしめず傍ら勢を認めしめ之に對して適當なる解決手段を供與する必要がある

駐米濠洲初代公使着任

【二二】米國駐劄初代濠洲公使リチード・ケイシー氏は廿一日ワシントンに着任したが記者團と會見に左の如く語つた

濠洲政府は歐洲戰爭勃發以來英米國援助に多大の努力を注いでゐるその具體的方策としては

一、軍需品の大量送附
一、訓練用飛行機二千五百機を集め数千の飛行士を養成してゐる

一、米國式飛行機を一週六機平均製造しつゝある事
等が擧げられるが他濠洲は米國から爆撃機百機の購入を完了、これ亦英米國援助の目的に向ける筈である

河相公使紐育に歸着

【二二】河相達夫公使は六週間の南米視察を終り廿八日夜ニューヨークに着いた、来る二日ニューヨーク出帆の便船で歐洲に向ふ豫定である

米國の錫再輸出著増

【二二】金物統計局は今日廿九日一月中におけるアメリカの錫再輸出高を一千五百トンと發表したがこれは前月の一千二百二十九トンに比し二百七十一トンの増加で一月中の再輸出高のうち實にその七十五パーセントがソ聯向けであつたと見積られてゐる

交戰諸國の弗證券賣却高

【二二】イギリス政府は去る十九日六十種に上る弗證券の買上げを發表したのにつれて交戰諸國の弗證券賣却は愈々注目目的となるつてゐるが消息通のみるところによれば十一月中に於ける外國筋の弗證券賣却高は千九百九十九萬五千弗と十月中の四千九百六十九萬八千弗に比し約半減したと、この中でイギリスは勿論首位にあるがその純賣却高は十一月中に二千二百七十七萬二千弗と十月中の四千七百九十七萬一千弗に比し半減してゐる

弗證券賣却と在米短資移動狀況

【二二】アメリカ財務省は今廿八日十一月中における外國筋の弗證券賣却並に外國保有の在米短期銀行資金の移動に關し左の如く發表注目目を惹いた

一、十一月中におけるイギリスの弗證券賣却は可成りの量に上つたがこれはフランス、イタリア、スイス、南米諸國の買物に相殺された一方オランダ、カナダ、ドイツ、極東諸國も少量ながら賣却してゐた

一、十一月中における外國保有の在米短期銀行資金は十月中の六千五百萬弗減に對し三千四百四十八萬六千弗を増加した、その内譯は次の通りである(單位千弗)
△イギリス九五、六二減△フランス二二、〇〇増△スイス二〇、〇〇増

メキシコ收用油田個別的交渉開始

【二二】メキシコのアメリカ人油田收用に伴ふ代償問題は未解決のまま今日に至つてゐるが最近當地石油業者の傳へるところによればメキシコはアメリカの舊油田所有者に對して個別的代償方法による交渉を開始したと、これは個別的



代償を行はないといふメキシコ當初の態度を破るものとして注目されてゐる

メキシコ通商使節團訪日
メキシコ市【二三】メキシコ政府は二十一日近く官吏及び實業家より成る十五名の遣日經濟使節團が日墨通商協定締結の目的を以つて日本へ向ふ旨發表した、右使節團訪日の結果成立を期待される通商協定はメキシコの鐵、鹽及鉛の對日輸出及び日本からの人絹其の他工業製品の輸入を目的とするものと云はれる

伯の經濟的將來は有望

日サンパウロよりリオデジャネイロに到着した、河相公使は廿三日發の汎米航空會社の飛行機で米國に引返す豫定である
河相公使伯大統領と會見
リオデジャネイロ【二三】目下當地滞在中の河相無任所公使及びぶらじの丸で來伯した中南米輸出組合南郷三郎氏、中村大阪商船船客課長の三氏は廿二日桑島駐伯大使同道でヴァルガス大統領をベトロポリス政廳に訪問した
伯の經濟的將來は有望
リオデジャネイロ【二三】着伯以來通商當局並に實業界方面と懇談を遂げて來た中南米輸出組合の南郷三郎氏は廿七日午前空路サンパウロへ向つたが出發に際し左の如く語つた
現地へ來てブラジルが農業資源は勿論工業資源も無盡藏で經濟的將來性の意外に偉大なることを發見したり、戰爭のお蔭で國際收支も良好となつたので將來は外國資本の流入がなるとも自力で經濟開發ができる様にならう、ブラジルは夜明け前の國と云はれてゐたが今や明け方に達してゐる様だ
邦字紙壓迫法案ペルー上院に上程
リマ【二三】ペルー上院議員アルパインレス・アルデロン氏は廿三日の上院に「横文字以外の刊行物に對してスペイン語の説明を同紙面の横に添附すべし」との法案を提出、委員會附託となつた、リマ市には邦字新聞二社あり同法案が實施されれば影響甚大である

濠洲貿易相辭職
シドニー【二三】濠洲聯邦政府ローソン關稅貿易相は廿四日突然辭職した、辭職の理由は公表されなかつたが競馬資金融通問題に絡むものと見られてゐる
磅ブロック外からの輸入制限強化
シドニー【二三】濠洲政府は歐洲戰爭の勃發以來貿易及び爲替統制を施行してゐるが今同政府は來る四月以降制限を一段と強化する模様である
これは昨年中に於ける磅ブロック以外の諸國に對する濠洲の對外貿易が一千四百十二萬九千磅の入超尻を示したのに鑑み磅ブロック以外の諸國からの輸入を極力抑制せんとする目的に出たものと解される

米棉輸入の制限緩和
メルボルン【二三】濠洲政府は磅ブロック以外の諸國からの輸入を抑制するため來る四月以降爲替統制を一段と強化する一方軍事需要の増大で日爲替制限を緩和した、因みに本年度末に於ける濠洲の米棉需要は六萬噸と見積られ昨年の三萬六千噸に比し約倍増するものとみられてゐる
濠洲第一回戰債發行
シドニー【二三】濠洲政府は來る三月一日第一回戰時公債一千八百萬磅の利率を三分三厘とあり去る一月十七日發表の英本國政府の借換公債の利率二分に較べれば著しい高率である
比島次期大統領候補オスマニア氏
マニラ【二三】明年に迫つた比島次期大統領改選期を控へ最近比島政界は大統領選舉戦に漸く活氣を呈し來つたが廿八日オスマニア現副大統領の郷里たる西部を初め中部比島諸州知事は一致してオスマニア氏を次期大統領に推薦するに決しその旨ケソン大統領並にオスマニア副大統領に打電し來つた、之に對しケソン大統領及びオスマニア副大統領は廿九日夫々聲明を發表、ケソン大統領は重ねて自己の再選を辭退し次期大統領候補に關しては全ク中立の態度をとる旨聲明、又オスマニア副大統領は自分はケソン大統領が再選せざる場合は次期大統領に當場の意嚮ある旨を聲明注目惹いた、これにより今後特別の支障なき限り比島次期大統領はオスマニア氏に決定するものと見られてゐる

比島獨立問題と米紙
ニューヨーク【二三】ワシントン・ポスト紙は廿七日の紙上で「比島獨立問題」と題する論説を掲げ比島高等辦務官セイヤー氏の言明を取上げて左の如く論じてゐる
セイヤー高等辦務官は前任者マクナット氏と異り豫期せざる事情なき限り比島獨立法は豫定通り實行せらるべしと斷言した、氏は比島側に獨立延期の要望なしと見たからこそ敢て斷言を彈らなかつたものであらう、セイヤー氏は獨立後の日本からの脅威も米國市場を失ふ經濟的損失も比島人の國民的感情を抑へるに足りぬと信じてゐる、無論比島人の申に果して獨立が賢明であるかを疑ふ者も少くないが將來の安全に對する懸念よりも獨立の希望の方が強い、要するにセイヤー氏は比島の將來の地位は比島自ら決定せよと述べたものである、米國としても議會が與へた比島獨立の約束は誠實に實行せねばならぬから若し比島民が米・比兩國の完全な分離を欲しないならば彼等自ら獨立保障制を提議する責任があるわけだ
比島國立商會社設立計畫
マニラ【二三】比島政府は比島商人の保護を目的として國立商會社の新設を計畫しつゝある、同社は一般小賣商品を一括輸入し之を比島小賣業者に卸賣し小賣商權を華僑や外國商人から比島人の手に移さんとするもので資本金は五百萬ペソ、社長には前比島銀行總裁ラバエル・ムルプス氏が有力視されてゐる、右會社の設立は一面島内通商機關建直しの第一歩とも見られ民間輸入業者及び外國人小賣業者は相當甚大なる打撃を蒙るものと觀測されてゐる

各地を視察旅行中の河相公使は廿一日朝八時ケープ・タウンよりリオデジャネイロに入港、無事其の處女航海を終へた、同船は大阪商船がリオデジャネイロ市に寄贈する大和櫻の苗千二十本を積込んで來たが其の寄贈式及びリオデジャネイロ市寄贈の贈らるる丸船名表札寄贈式は廿一日正午から同船の甲板でブラジル側ダズワイス市長、コスタ農相其他の高官、日本側桑島駐伯大使、南郷中南米輸出組合代表、中村大阪商船船客課長其他多數列席の上行はれた、ブラジル各紙はぶらじの丸の來港を大々的に報じ同船の來港は日伯友好關係に一エポックを畫するものと爲してゐるが同船歡迎の各種催しも爲る廿三日同船がサンパウロに向け出帆する迄ぶつ通しに盛大に行はれる筈、尙同船では前記南郷、中村兩氏の他にピアニスト井上園子、葉室、遊佐兩水泳選手等が來伯した
河相公使リオ着
リオデジャネイロ【二三】目下南米各地を視察旅行中の河相公使は廿一日

太平洋諸國

比島次期大統領改選期を控へ最近比島政界は大統領選舉戦に漸く活氣を呈し來つたが廿八日オスマニア現副大統領の郷里たる西部を初め中部比島諸州知事は一致してオスマニア氏を次期大統領に推薦するに決しその旨ケソン大統領並にオスマニア副大統領に打電し來つた、之に對しケソン大統領及びオスマニア副大統領は廿九日夫々聲明を發表、ケソン大統領は重ねて自己の再選を辭退し次期大統領候補に關しては全ク中立の態度をとる旨聲明、又オスマニア副大統領は自分はケソン大統領が再選せざる場合は次期大統領に當場の意嚮ある旨を聲明注目惹いた、これにより今後特別の支障なき限り比島次期大統領はオスマニア氏に決定するものと見られてゐる

比島獨立問題と米紙
ニューヨーク【二三】ワシントン・ポスト紙は廿七日の紙上で「比島獨立問題」と題する論説を掲げ比島高等辦務官セイヤー氏の言明を取上げて左の如く論じてゐる
セイヤー高等辦務官は前任者マクナット氏と異り豫期せざる事情なき限り比島獨立法は豫定通り實行せらるべしと斷言した、氏は比島側に獨立延期の要望なしと見たからこそ敢て斷言を彈らなかつたものであらう、セイヤー氏は獨立後の日本からの脅威も米國市場を失ふ經濟的損失も比島人の國民的感情を抑へるに足りぬと信じてゐる、無論比島人の申に果して獨立が賢明であるかを疑ふ者も少くないが將來の安全に對する懸念よりも獨立の希望の方が強い、要するにセイヤー氏は比島の將來の地位は比島自ら決定せよと述べたものである、米國としても議會が與へた比島獨立の約束は誠實に實行せねばならぬから若し比島民が米・比兩國の完全な分離を欲しないならば彼等自ら獨立保障制を提議する責任があるわけだ
比島國立商會社設立計畫
マニラ【二三】比島政府は比島商人の保護を目的として國立商會社の新設を計畫しつゝある、同社は一般小賣商品を一括輸入し之を比島小賣業者に卸賣し小賣商權を華僑や外國商人から比島人の手に移さんとするもので資本金は五百萬ペソ、社長には前比島銀行總裁ラバエル・ムルプス氏が有力視されてゐる、右會社の設立は一面島内通商機關建直しの第一歩とも見られ民間輸入業者及び外國人小賣業者は相當甚大なる打撃を蒙るものと觀測されてゐる

ビルマ議會及英決議
ラングーン【二三】廿三日夜間開かれたビルマ下院は絶對多數を以て英本國がビルマ國民の同意を得ずしてビルマを參戰國としたこと並にビルマ國民の輿論を無視してビルマ政府の權限及び活動範圍に制限を加へたことは遺憾であるとの決議案を採擇した、戰爭協力問題を繞つてインドと英本國とが確執を續けてゐる折柄ビルマ議會がかゝる決議案を可決したことは注目される
印度國防近代化に本國三千萬磅支出
ロンドン【二三】インドと英本國との軍事費負擔割合の問題は從來屢々インド國民主義者と英本國との論争の中心となつてゐた問題であるがオニール印度省政務次官は廿九日の下

院に於て三千萬磅（邦貨約五億一千萬圓）の軍事費を英國々庫よりインドに交付する法律案を議會に提出するに決定した旨を發表し左の如き説明を行つた

政府はインド國防近代化の爲三千万四百万磅の軍事費を英國國庫よりインドに交付する法案を議會に提出するに決した、この三千四百万磅のインド國防費に對する國庫支辨費の中四分の一は五ヶ年期限の貸付として取扱はれるものであるがこの經費はチャットフィールド委員會の勸告に基くインド國防力の近代の經費に當てられるものである、印度國防力近代化計畫は戰爭中印度の戰略的優位を保つため陸上部隊の機械化、最新式飛行機による空軍の再編成並に數隻の沿岸警備用小艦艇の追加建造等を含んで居りインドに在る造兵廠の擴張をも考慮してゐる

更にオニール次官はインドの一般國防費の支出方法に關し左の如き説明を行つた
英本國政府とインド政府との戰時中の改訂取極めにより
一、インドの平時軍事費
一、戰時中特にインドの利益のためになされる特別防備施設費
一、印度外に遠征せるインド部隊一部の維持費に對するインド政府の英帝國國防分擔費
はインド政府の豫算に計上されるが右三項目以外の國防費は一九三九年四月一日の英印協定により同日に溯及して英國政府の負擔すべきものとなつてゐる、然して英國政府の印度軍事費補助年額は一九三九年度の標準額二百萬磅に据置

き戰爭繼續中同額を補助支出する事になつてゐるのである
印度増稅を發表
ニユーデリー【三・二元】インド政廳は今廿九日新増稅を發表したがこれによれば砂糖消費稅は五割方、石油稅は二割方増稅されるもので兩者共に直ちに效力を發するものである
蘭印一部商品輸入制限延長
バタヴィア【三・二元】蘭印政廳は今廿九日綿毛布、タオル類及び衛生陶器の輸入割當制を三月一日より向ふ一ヶ年間延長する旨公布した

世界經濟

明年度國際茶輸出率決定
ロンドン【二・二】國際茶委員會は昨年十月十五日來る三月末に終る一九三九—四〇年度の國際輸出許可率を基準割當の九五%と五%方引上げる旨發表したが今廿一日明年三月末に終る一九四〇—四一年度輸出率を右と同率の九五%に据置く旨決定した

同盟通信社の機構と使命

社團法人同盟通信社は、東京、大阪をはじめ、日本全國各地に亘る約二百社の有力新聞社、並に、日本及び朝鮮の兩放送協會の協力によつて、組織されてゐる國家公共の機關である。
その目的とするところは、國の内外に正確公平なる報道を普及徹底し、以て、内に公正なる輿論を作用すると共に、外に、國際的理解を増進せんとするにある。
日々の全國の新聞や、朝夕のラジオの放送によつて、「ロンドン一日發同盟」とか、「上海一日發同盟」として發表される海外のニュースは、いづれも、同盟通信社の手によつて蒐集されたものである。
この略稱「同盟」の名を以て、全世界に知られてゐる同盟通信社は、九千萬同胞のために、東西兩半球に跨る五十餘箇國の出來事を最も正確且つ迅速に報道すべく、全世界の隅々に迄完全なニュース網を張り纏らしてゐる。
「同盟」は、單に海外のニュースのみならず、日本全國津々浦々にも、綿密な通信網を張り纏らして、中央から地方へ、地方から中央へと、間斷なく流れる國內のニュースを蒐集頒布してゐる。
かくて、世界の動きは、「同盟」を通じて、同時に日本全國に報せられると同時に、日本の聲は、「同盟」の手を経て、刻々に、全世界に傳へられつゝあるのである。

「國際通信聯盟」

日本	同盟通信社
滿洲國	通社
英國	ロイター社
米國	U. A. P. 社
フランス	アヴアス社
ドイツ	D. N. B. 社
ソヴェト	タス社
イタリア	ステファニ社
外二十ヶ國代表の二十社	

同盟旬報

（毎月三回發行）
定價
内地 一部 四十錢（送料二錢）
半年分 金七圓（送料共）
一年分 金一十圓（送料共）
海外 半年分 前金九圓（送料共）
一年分 同 大圓十錢（同）

編輯發行 大川幸之助
發行人 株式會社大倉印刷所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
印刷所 株式會社大倉印刷所
發行所 株式會社大倉印刷所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 株式會社大倉印刷所

同盟通信社發行刊物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。
東京市銀座西八ノ九
【同盟通信社別館】
社人 振替貯金口座
東京八五〇〇番

電話用專
同盟旬報編輯用 銀座(57) 六〇七九
國際經濟週報 編輯用 銀座(57) 六〇七八
時事年鑑 編輯用 銀座(57) 六〇七八
寫眞新聞編輯用 銀座(57) 二二三〇
營業用 銀座(57) 〇三九七

創刊大正九年一月

國際經濟週報

每週木曜日發行

—△同盟の國內及び海外通信網

によつて成る週刊經濟雜誌▽—

三月七日號 內容一斑

産業組合の新動向

長期戦下における産組の課題
組合金融の矛盾と保険進出問題
産組の保険進出遂に挫折す
農業生産力における産組の役割
販賣・購買組合の今後の動向

本年の米は足りるか
躍進する滿洲國經濟(田中鐵三郎)
電力制限の後日譚
上海における日本の姿
第七十五議會の印象(第五週)

二月廿九日號 內容一斑

配給統制の進展と切符制

配給統制の進路
鐵鋼||整然たる統制機構
綿業||配給統制の一元化
砂糖||自主的統制と切符制
圓系通貨とインフレーション
豫算審議に現れた米内閣の政策

我が輩はスフである||
軍需景氣に躍る中京財界
(財界けふこの頃)
第七十五議會の印象(第四週)

豊富新鮮なる

資料・統計

△内外政治、經濟ニュース、諸統計類の資料を豊富に輯録
△世界主要市場より日々入電する業界情報、市況、需給集散諸統計、諸相場を満載
△世界經濟界の動き一目瞭然!

國內政治・財政及び經濟ニュース
滿支及び海外政治・經濟ニュース
通商貿易及び内外國際諸商品情報
内外金融・爲替・證券・商品市況
銀行會社近況
財政・貿易・物價・金融・商品統計
内外株式・公債・社債相場・金利
内外重要國際商品相場

定 價
一部 三十錢(送料一錢)
一年分(送料共)
内地・滿支十四圓五十錢
其他海外二十圓五十錢

發行
東京市京橋區銀座西八ノ九
電話銀座(57)一三五〇一
振替口座東京八五〇〇〇番

社團法人 同盟通信社

昭和十五年版・發賣中

同盟時事年鑑

四六倍判 八百餘頁
定價 一部 三圓

送料(書留)
市内 十二錢
地方 十三錢
外地 六十二錢

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行されてより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。本昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

△△△緊要諸知識は悉く本書一冊に！

△△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を！

△△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑！

△△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑！

理想的な年鑑・經濟的な年鑑 凡ゆる年鑑の標準版

發行所 同盟會社
東京・銀座
番〇〇〇五八京東替振

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

社団法人同盟通信社
電話代表番銀座(07)二二二番
接替貯金口座東京八五〇〇番